



# 埼玉県道路台帳作成要領（案）

平成29年10月

埼玉県県土整備部

道 路 環 境 課



## 目 次

### 第 1 章 道路台帳について 【頁1】

#### 1-1 概 要

- 1-1-1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-1-2 道路台帳の意義・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-1-3 道路台帳整備に係る要領の遍歴・・・・・・・・ 1
- 1-1-4 根拠法規抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

#### 1-2 作業工程

- 1-2-1 作業工程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 1-2-2 組 成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

### 第 2 章 測 量 【頁8】

#### 2-1 基準点測量

- 2-1-1 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2-1-2 既知点の種類等・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2-1-3 基準点測量の方式・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2-1-4 測点の選定方法・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2-1-5 測量標の設置・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2-1-6 観 測・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2-1-7 偏心要素の測定・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2-1-8 計 算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2-1-9 品質評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2-1-10 成果等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

#### 2-2 地形測量

- 2-2-1 意 義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2-2-2 数値地形図データの精度・・・・・・・・・・・・ 28
- 2-2-3 地形測量の範囲・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2-2-4 対象物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2-2-5 図面の縮尺・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2-2-6 図面の用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2-2-7 座 標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2-2-8 図面の図郭・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2-2-9 図 式・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2-2-10 地形図の点検・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2-2-11 成果品・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

#### 2-3 境界測量

- 2-3-1 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2-3-2 作業項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2-3-3 作業細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2-3-4 特殊箇所の境界線または  
区域線基準凡例・・・・・・・・・・・・・・ 43

## 目 次

2-3-5	成果品	44
2-4	境界点の「世界測地系（測地成果2011）」への変換	
2-4-1	目的	45
2-4-2	変換への対応	45
2-4-3	境界点の座標変換手法（概要）	46
2-4-4	成果品	48
<b>第3章</b>	<b>道路台帳平面図</b>	<b>【頁49】</b>
3-1	目的	
3-2	作業項目	
3-3	作業細目	
3-3-1	道路台帳平面図の作成	49
3-3-2	道路台帳平面図記載項目の調査	49
3-3-3	調査項目の記載	54
3-4	成果品	
<b>第4章</b>	<b>道路敷地図</b>	<b>【頁61】</b>
4-1	目的	
4-2	作業項目	
4-3	作業細目	
4-3-1	境界線または区域線の記入	61
4-3-2	境界標間の距離の記入	62
4-3-3	境界標の番号の記入	62
4-4	成果品	
<b>第5章</b>	<b>道路台帳調書</b>	<b>【頁63】</b>
5-1	道路台帳調書作業工程	
5-2	道路台帳調書	
5-2-1	道路台帳の種類	64
5-2-2	記載方法	64
5-2-3	国土交通省道路施設現況調査要項	73
5-3	道路台帳測定基図	
5-3-1	目的	76
5-3-2	作業項目	76
5-3-3	作業細目	76
5-4	データシート作成	
5-4-1	区間マスターデータシートⅠ【基本】	80
5-4-2	区間マスターデータシートⅡ【延長・面積】	92

## 目 次

5-4-3	区間マスターデータシートⅢ【防護柵・側溝】	96
5-4-4	区間マスターデータシートⅣ【立体横断施設 ・付属物・占用物】	98
5-4-5	橋梁マスターデータシート	100
5-4-6	トンネルマスターデータシート	120
5-4-7	鉄道との交差マスターデータシート	129
5-4-8	有料道路マスターデータシート	137
5-4-9	路線マスターデータシート	139

## 第 6 章 電子納品 【頁141】

### 6-1 概 要

6-1-1	目 的	141
6-1-2	電子納品への対応	141

### 6-2 道路台帳図データの取扱

6-2-1	適用範囲	142
6-2-2	適用する基準類	142
6-2-3	道路台帳データの構成	142
6-2-4	道路台帳図データの管理仕様	143
6-2-5	電子納品対象成果品	143
6-2-6	運用上の注意事項	144
6-2-7	道路台帳成果ファイルの命名規則	146
6-2-8	図面構成	153
6-2-9	図面形態	159
6-2-10	道路現況平面図	165
6-2-11	道路台帳平面図	166
6-2-12	道路敷地図	167
6-2-13	道路台帳測定基図	168
6-2-14	公図転写連続図	169

### 6-3 図面電子化の流れ

6-3-1	作成手順（新規路線）	170
6-3-2	作成手順（既存図面の一部修正）	172
6-3-3	図面電子化の注意事項	174

### 6-4 道路台帳図チェックシステム

6-4-1	目 的	175
6-4-2	工程別点検内容等	175
6-4-3	DMデータファイルの点検項目	178
6-4-4	目視及び論理点検	180
6-4-5	点検結果のエラーについて	182
6-4-6	検査確認書	183

### 6-5 成果品の作成

6-5-1	事前協議	185
-------	------	-----

## 目 次

6-5-2	フォルダ構成	185
6-5-3	納品部数	185
6-5-4	電子媒体の作成	186
6-5-5	完成検査	188
<b>6-6</b>	<b>維持管理</b>	
6-6-1	管理形態	189
6-6-2	道路台帳図データの修正	190
6-6-3	道路台帳図データの利活用	190

## 第7章 付属資料 【頁191】

<b>7-1</b>	<b>主な参考法令等</b>	
7-1-1	道路法関係	191
7-1-2	測量関係	191
7-1-3	その他	191
<b>7-2</b>	<b>図式規程</b>	
7-2-1	数値地形図データ取得分類基準表	192
<b>7-3</b>	<b>道路台帳図チェックシステムのエラー</b>	
7-3-1	点検結果のエラーコード一覧表	232
<b>7-4</b>	<b>書式及び様式</b>	
7-4-1	様式リスト（測量）	238
7-4-2	様式（測量）	239
7-4-3	様式リスト（調書）	265
7-4-4	様式（調書）	266
7-4-5	作成区分コードと修正度及び補正度	283
7-4-6	橋梁名コード表	286
7-4-7	道路標識一覧表	288
7-4-8	作図例	290
7-4-9	作図サンプル（道路台帳図）	301

## 第 1 章 道路台帳について

### 1-1 概 要

#### 1-1-1 はじめに

昭和 59 年 1 月に「道路台帳作成要領（案）」（以下「要領」という。）が作成されてから 30 年近くの歳月が経過し、道路台帳作成の根幹をなす測量に関する規程の大幅な改正により、近年の一般的な作業方法と、現存の要領に隔たりが生じることとなっている。そこで、現状の作業手法に沿った諸規程の採用と、運用基準を定め、これらの諸問題を解決する取り組みを行うこととなった。

#### 1-1-2 道路台帳の意義

道路管理者が道路管理事務を円滑に遂行するためには、道路の区域の境界線、道路の施設の現況、占用物件、沿道の状況等管理の基礎的事項の把握が不可欠である。また、道路に接する沿道私人のためにも、道路法が及ぶ領域を常に明確にしておく必要がある。

道路台帳は、道路法第 28 条及び同法施行規則第 4 条の 2 の規定により、路線の認定（指定）及び道路の区域の決定（変更）の公示、供用開始の公示に基づき道路台帳の調製、保管を行うこととしている。

道路台帳は、地方交付税算定の基礎資料として使用することとされている。具体的には地方交付税法第十二条で、基準財政需要額の二、土木費 1、道路橋りょう費の測定単位である道路の面積（経常経費）と延長（投資的経費）の数値は道路台帳によることとされている。道路台帳の数値を基礎として、各市町村の道路維持に係る費用・道路改築に係る費用等を算出し、交付税額の算定が行われている。そのため、道路台帳が未整備であることは、交付税算定に当たり基準財政需要額が減少し、結果的に該当自治体の地方交付税額の減少を招く。道路橋りょう費の交付税額全体に占める割合は大きく、道路台帳未整備が自治体財政に与える影響は大きい。

この要領は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 28 条及び、道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第 4 条の 2 に基づき、道路台帳の調製に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 1-1-3 道路台帳整備に係る要領の遍歴

昭和 52 年 12 月	埼玉県道路台帳整備要綱
昭和 54 年 10 月	道路台帳作成要領
昭和 58 年 6 月	道路台帳整備の基本方針について
昭和 59 年 1 月	道路台帳作成要領（案）
平成 24 年 4 月	埼玉県道路台帳作成要領
平成 26 年 10 月	埼玉県道路台帳作成要領（案）（試行運用）

1-1-4 根拠法規抜粋

道路法 （昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（道路台帳）

- 第二十八条 道路管理者は、その管理する道路台帳（以下本条において「道路台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。
- 2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
  - 3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

道路法施行規則（昭和二十七年八月一日建設省令第二十五号）

（道路台帳）

- 第四条の二 道路台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。
- 2 調書及び図面は、路線ごとに調製するものとする。
  - 3 調書には、道路につき、少なくとも次ぎに掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第四とする。
    - 一 道路の種類
    - 二 路線名
    - 三 路線の指定又は認定の年月日
    - 四 路線の起点及び終点
    - 五 路線の主要な経過地
    - 六 供用開始の区間及び年月日
    - 七 路線（その管理に係わる部分に限る。）の延長及びその内訳
    - 八 道路の敷地の面積及びその内訳
    - 九 最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配
    - 十 鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造
    - 十一 有料の道路の区間、延長及びその内訳（自動車駐車場にあっては位置、規模及び構造）並びに料金徴収期間
    - 十二 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要
    - 十三 軌道その他主要な占用物件の概要
    - 十四 道路一体建物の概要
    - 十五 協定利便施設の概要
  - 4 図面は、道路につき、少なくとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図（法第四十七条の六の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断図及び横断定規図）に記載して調製するものとする。
    - 一 道路の区域の境界線
    - 二 市町村、大字及び字の名称及び境界線
    - 三 車道の幅員が〇．五メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の幅員

- 四 曲線半径（三十メートル以上のものを除く。）
  - 五 縦断勾配（八パーセント未満のものを除く。）
  - 六 路面の種類
  - 七 トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
  - 八 自動車交通不能区間（幅員、曲線半径、勾配その他の道路の状況により最大積載量四トンの貨物自動車が行き通ることができない区間をいう。）
  - 九 道路元標その他主要な道路の附属物
  - 十 道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び民有地の地番
  - 十一 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
  - 十二 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名
  - 十三 交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称
  - 十四 軌道その他主要な占用物件
  - 十五 道路一体建物
  - 十六 協定利便施設
  - 十七 調製の年月日
- 5 調書及び図面は、その記載事項に変更があったときは、すみやかに、これを訂正しなければならない。
- 6 道路台帳は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる場所において保管するものとする。ただし、道の区域内の道路に係る道路台帳のうち、国道に係わるもの及び令第三十二条第一項に規定する開発道路で国土交通大臣が維持を行うものに係るものは、北海道開発局の事務所において保管するものとする。
- 一 高速自動車国道に係わる道路台帳  
国土交通省の事務所
  - 二 国道に係わる道路台帳  
指定区間内の国道に係わるものは関東地方整備局の事務所、指定区間外の国道に係わるものは関係都道府県（法第十七条第一項の規定により指定市の長が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市の長が国道の管理を行う場合にあっては、当該指定市又は指定市以外の市）の事務所
  - 三 都道府県道に係る道路台帳  
関係都道府県（法第十七条第一項の規定により指定市の長が都道府県道を管理する場合、同条第二項の規定により指定市以外の市が都道府県道を管理する場合又は同条第三項の規定により町村が都道府県道を管理する場合にあっては、当該指定市、指定市以外の市又は町村）の事務所
  - 四 市町村道に係る道路台帳  
関係市町村の事務所

地方交付税法（昭和二十五年五月三十日法律第二百十一号）

（道路台帳）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

一部抜粋

道府県 二 土木費

1 道路橋りょう費

測定単位の種類

測定単位の数値の算定の基礎

道路の面積 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条に規定する道路台帳（以下「道路台帳」という。）に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの面積

道路の延長 道路台帳に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの延長

## 概 要

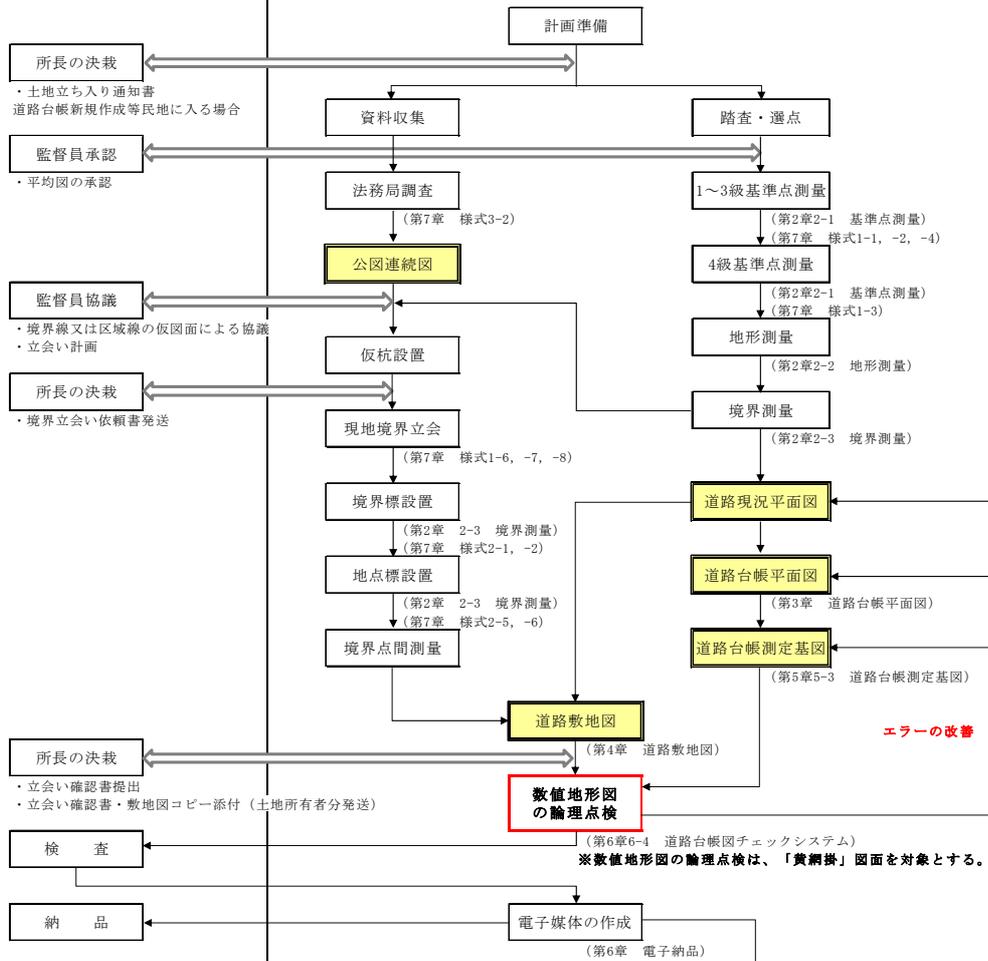
### 1-2 作業工程

#### 1-2-1 作業工程

# 概要

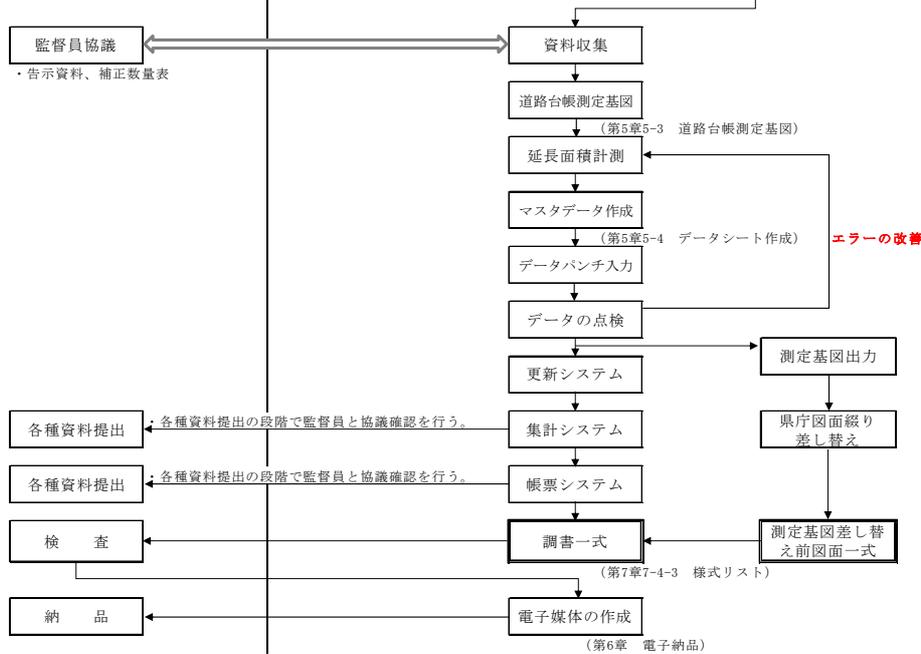
## 計画機関（各県土整備事務所）

## 作業機関 1



## 計画機関（道路環境課）

## 作業機関 2



概 要

1-2-2 組 成

種 類	名 称	摘 要
図面	位置図 道路現況平面図 道路台帳平面図 道路台帳測定基図 道路敷地図 公図連続図	
調書 道路法に定め られた調書	道路台帳 実延長調書（Ⅰ・Ⅱ） 橋調書 トンネル調書 鉄道等との交差調書	様式 調-1 様式 調-2 様式 調-3 様式 調-4 様式 調-5
調書 道路施設現況 調査要項に定 められた調書	第1号様式（総括） 第2号様式（独立専用自歩道） 第3号様式（部分自歩道） 第4号様式（有料道路） 第5-1号様式（橋梁（橋長15m以上）） 第5-2号様式（橋梁（橋長2m以上15m未満）） 第6号様式（トンネル） 第7号様式（踏切道） 第8号様式（1.5車線の道路）	
管理資料（1）	【道路台帳図閲覧簿】 （A3横2枚の大きさ） ・道路台帳平面図出力図 ・道路敷地図出力図 ・公図連続図出力図	
	【道路台帳調書等閲覧簿】（A3横） ・境界標調書 ・境界標設置調書 ・土地所有者一覧表 ・特記事項調書 ・地点標台帳 ・地点標調書 ・境界承諾不調調書 ・3級基準点成果表 ・3級基準点計算書 ・4級基準点成果表 ・4級基準点計算書 ・境界点計算書	様式 2-1 様式 2-2 様式 2-3 様式 2-4 様式 2-5 様式 2-6 様式 2-7 様式 1-2  様式 1-3
	【道路境界承諾書綴り】（A4縦） ・道路境界確認書（土地所有者分） ・委任状	様式 1-7 様式 1-8
管理資料（2）	【測量成果簿】（電子記録媒体含む） ・補正前補正後の綴り（A3横） ・補正箇所総括表 ・測定基図出力図（補正前後）	様式 3-5

## 第 2 章 測 量

### 2-1 基準点測量

#### 2-1-1 目 的

この測量は道路台帳において道路現況平面図の作成及び境界点測量の精度、工程等に対して大きな影響を及ぼすものであり、また、その成果をもって各種道路事業に供するための基礎となる重要な基準点の位置を定める作業であり、1級基準点測量により設置される基準点を1級基準点、2級基準点測量により設置される基準点を2級基準点、3級基準点測量により設置される基準点を3級基準点、4級基準点測量により設置される基準点を4級基準点とし、既知点の種類、既知点間の距離及び新点間の距離に応じて、各基準点を設置するものとする。

- (1) GNSSとは、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムの総称で、GPS、GLONASS、Galileo及び準天頂衛星システム等の衛星測位システムがある。GNSS測量においては、GPS、GLONASS及び準天頂衛星システムを適用する。なお、準天頂衛星システムは、GPSと同等のものとして扱うことができる。

#### 2-1-2 既知点の種類等

基準点測量の各区分における既知点の種類、既知点間の距離及び新点間の距離は、次表を標準とする。

項目 \ 区分	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
既知点の種類	電子基準点 一～四等三角点 1級基準点	電子基準点 一～四等三角点 1～2級基準点	電子基準点 一～四等三角点 1～2級基準点	電子基準点 一～四等三角点 1～3級基準点
既知点間の距離 (m)	4,000	2,000	1,500	500
新点間の距離 (m)	1,000	500	200	50

- (1) 前項の区分によらず、基本測量又は公共測量により設置した既知点を用いる場合は、当該既知点がどの区分に該当するかを特定の上、前項の基準に従い既知点として使用することができる。
- (2) 1級基準点測量及び2級基準点測量においては、既知点を電子基準点のみとすることができる。この場合、既知点間の距離の制限は適用しない。ただし、既知点とする電子基準点は、作業地域に最も近い2点以上を使用するものとする。
- (3) 3級基準点測量及び4級基準点測量における既知点は、厳密網平均計算及び厳密高低網平均計算又は三次元網平均計算により設置された同級の基準点を既知点とすることができる。ただし、この場合においては、使用する既知点の2分の1以下とする。

## 測量（基準点測量）

### 2-1-3 基準点測量の方式

基準点測量は、次の方式を標準とする。

- (1) 1級基準点測量及び2級基準点測量は、原則として、結合多角方式により行うものとする。
- (2) 3級基準点測量及び4級基準点測量は、結合多角方式又は単路線方式により行うものとする。
- (3) 結合多角方式の作業方法は、次表を標準とする。

項目		区分			
		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
結合多角方式	1個の多角網における既知点数	新点数 $2 + \frac{\text{——}}{5}$ 以上（端数切上げ）		3点以上	
	単位多角形の辺数	10辺以下	12辺以下	—	—
	路線の辺数	5辺以下	6辺以下	7辺以下	10辺以下
		伐採樹木及び地形の状況等によっては、計画機関の承認を得て辺数を増やすことができる。			
	節点間の距離	250m以上	150m以上	70m以上	20m以上
	路線長	3km以下		2km以下	
		GNSS測量機を使用する場合は5km以下とする。		1km以下	500m以下
		ただし、電子基準点のみを既知点とする場合はこの限りではない。			
	偏心距離の制限	$S/e \geq 6$ S：測点間距離 e：偏心距離			
	路線図形	多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線から外側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は60°以上とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りではない。			同 左 50°以下
平均次数	—	—	簡易水平網平均計算を行う場合は平均次数を2次までとする。		

## 測量（基準点測量）

備 考	<p>1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで、又は交点から他の交点までをいう。</p> <p>2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。</p> <p>3. 3～4級基準点測量においては、条件式による簡易網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。</p>
-----	--

(4) 単路線方式の作業方法は、次表を標準とする。

区 分		1級基準点測量 ※	2級基準点測量 ※	3級基準点測量	4級基準点測量
単 路 線 方 式	方向角の取付	既知点の1点以上において方向角の取付を行う。ただし、GNSS測量機を使用する場合は、方向角の取付は省略する。			
	路線の辺数	7辺以下	8辺以下	10辺以下	15辺以下
	新点の数	2点以下	3点以下	—	—
	路線長	5km以下	3km以下	1.5km以下	700m以下
	路線図形	新点は、両既知点を結ぶ直線から両側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は60°以上とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りではない。		同 左 50°以下	同 左 60°以上
準 用 規 定	節点間の距離、偏心距離の制限、平均次数、路線の辺数制限緩和及びGNSS測量機を使用する場合は、結合多角方式の各々の項目の規定を準用する。				
備 考	※ やむを得ず単路線方式を行う場合に限る。				

### 2-1-4 測点の選定方法

(1) 十分現地を踏査のうえ配点、地形その他の条件を考慮して選定すること。

- ① 新点は埼玉県の管理敷地内を原則とし、やむを得ず他の場所に設置（民地には設置しない。）する場合は、監督員と協議を行うものとする。その場合、管理者との調整を行い占有協議等の書類を取り交わすものとする。
- ② 測点間はなるべく均等に配置する。
- ③ 永久標識の保全を考慮し、今後拡幅等の計画地内ではない場所を確認選定する。
- ④ 車両及び歩行者等の通行の妨げにならない場所とする。
- ⑤ 1～3級基準点においては、可能な限り上空視界の確保できる場所とする。
- ⑥ 3級基準点において方位標の選定は原則2方向とし変化の恐れがない場所とする。また、適当な場所がない場合は、地上の県敷地内に方位点として固定点を設置し、観測するものとする。

## 測量（基準点測量）

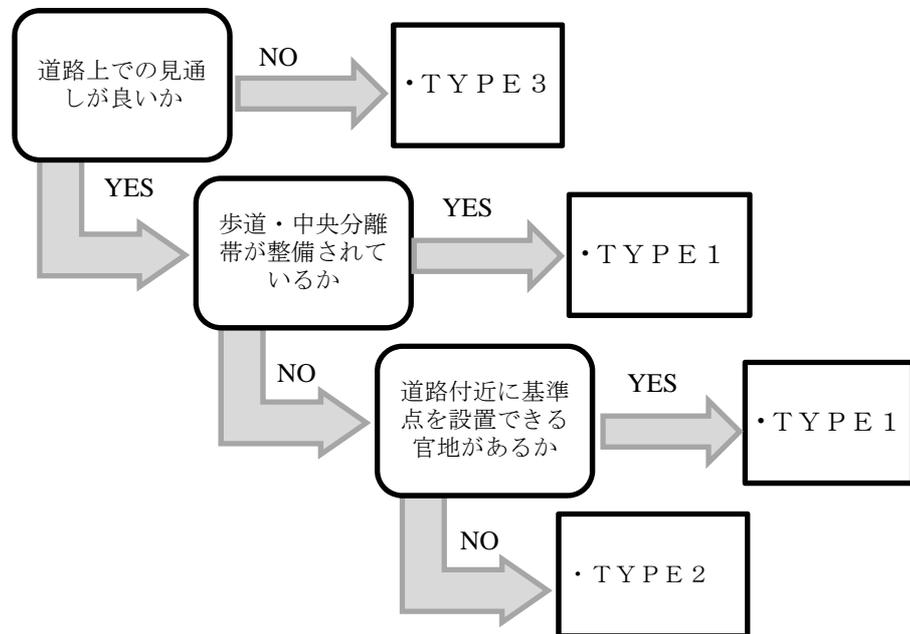
### 2-1-5 測量標の設置

#### (1) 永久標識の設置

- ① 新点には永久標識を設置するものとする。
- ② 設置は永久標識標準設置図に従い堅固に行わなければならない。
- ③ 永久標識は官地に設置することを原則とする。
- ④ 金属標は南側からその文字が読めるような向きに埋設しなければならない。
- ⑤ 地下埋設物の確認を行い影響のない場所に設置する。
- ⑥ 設置した永久標識については、写真等により記録するものとする。

#### 基準点選点検討図

(TYPEの種別は、2-1-5(6)永久標識標準設置図参照)



#### (2) 4級基準点

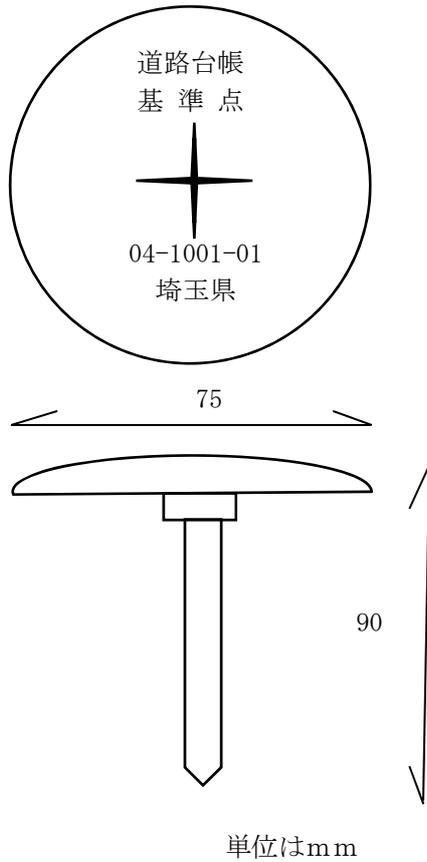
- ① 新点には測量鋺を使用し設置するものとする。また、測量鋺が設置できない場所についてはプラスチック杭（4.5×4.5×45cm）とする。
- ② 設置は修繕等の影響の少ない場所とする。また、車道上は原則避けること。

#### (3) 点の記

- ① 設置した永久標識については、点の記を作成するものとする。また、折点及び4級基準点についても、点の記を作成するものとする。
- ② 基準点は恒久固定物から少なくとも3箇所以上測距を行うものとする。記載するときはメートル単位とし小数点第2位（小数点第3位を切り捨て）までを記載することとする。
- ③ 様式は、「本要領（案）7-4-1\_様式リスト（様式1-4, 1-5）」を準用する。

測量（基準点測量）

(4) 3級基準点の表示方法



- さいたま県土整備事務所……………01
- 北本県土整備事務所……………02
- 川越県土整備事務所……………03
- 飯能県土整備事務所……………04
- 東松山県土整備事務所 ……05
- 秩父県土整備事務所……………06
- 本庄県土整備事務所……………07
- 熊谷県土整備事務所……………08
- 行田県土整備事務所……………09
- 越谷県土整備事務所……………10
- 杉戸県土整備事務所……………11
- 朝霞県土整備事務所……………12

(5) 4級基準点の表示方法

- ・ 測量鋏……………現地マーキング
- ・ プラスチック杭

26-01



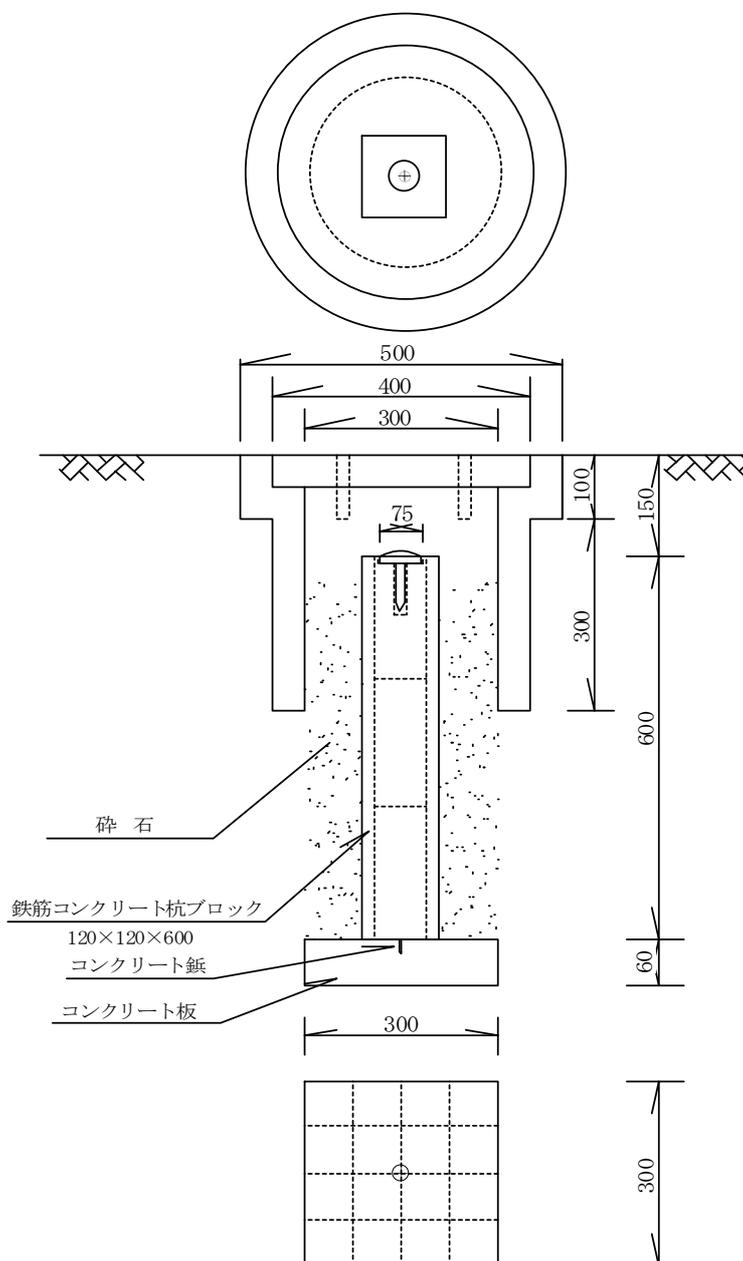
※ 補正ごとの設置を想定しているため同じ事務所、路線内で点名が重複しないための措置とする。

測量（基準点測量）

(6) 永久標識標準設置図  
TYPE-1

材料表

材 料 名	単 位	数 量	規 格
金属標	個	1	φ 75
コンクリート板	枚	1	300×300×60
コンクリート蓋	枚	1	φ 400
コンクリート側塊	個	1	φ 500
コンクリート柱	個	1	120×120×600
コンクリート鋺	個	1	規格なし
砕石	m <sup>3</sup>	0.1	適量



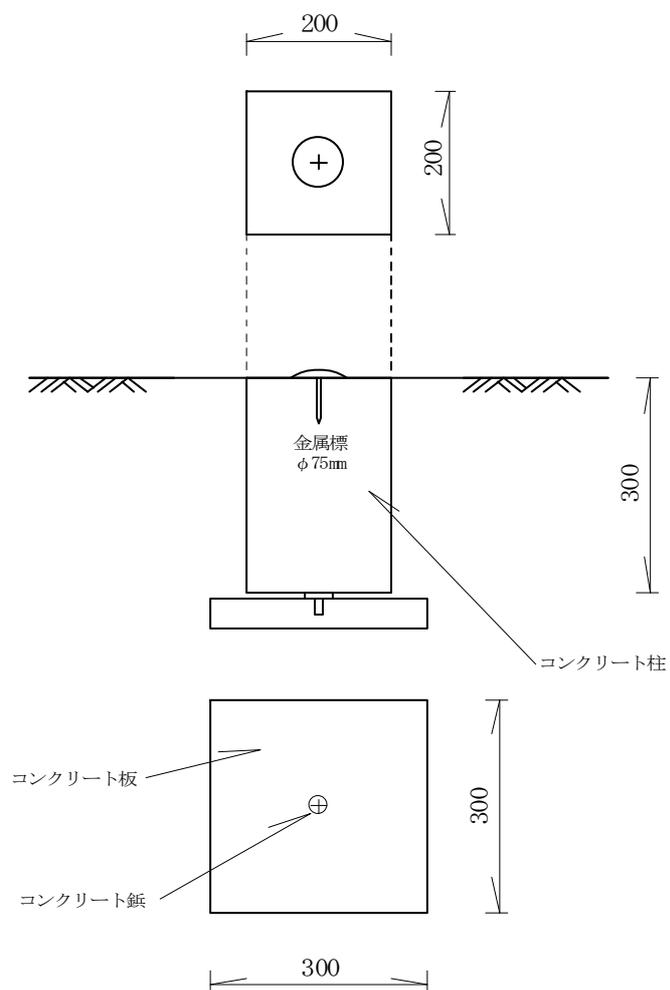
単位はmm

測量（基準点測量）

TYPE-2

材料表

材料名	単位	数量	規格
金属標	個	1	φ75
コンクリート板	枚	1	300×300×60
コンクリート柱	個	1	200×200×300
コンクリート鋳	個	1	規格なし



単位はmm

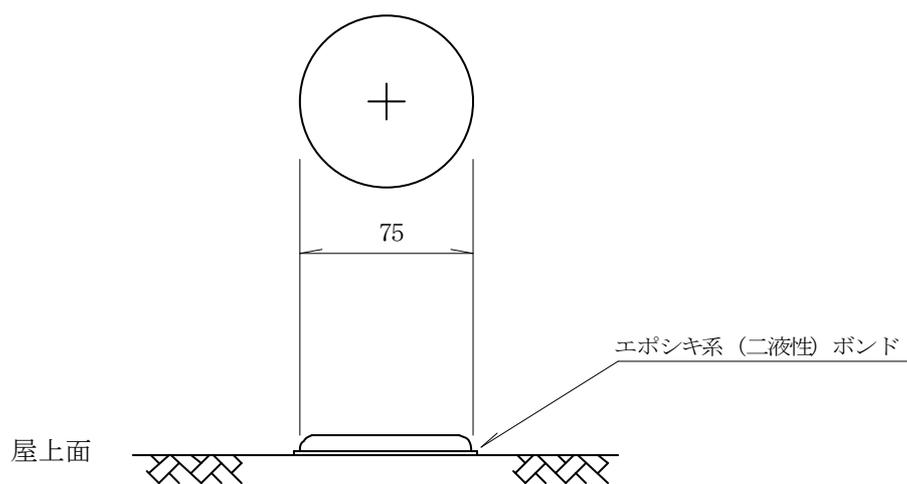
## 測量（基準点測量）

### TYPE-3

材料表

材料名	単位	数量	規格
金属標	個	1	φ75
エポキシ系ボンド	個	1	二液性

### TYPE-3



単位はmm

### (7) 保存標識

交通に支障のないコンクリート構造物上に鋳（10センチメートル以上）またはプラスチック盤（頭に十字線が刻まれたもの）を設置する。

## 測量（基準点測量）

### 2-1-6 観 測

#### (1) 要 旨

平均図等に基づき、トータルステーション（データコレクタを含む。以下「TS」という。）、セオドライト、測距儀等（以下「TS等」という。）を用いて、関係点間の水平角、鉛直角、距離等を観測する作業（以下「TS等観測」という。）及びGNSS測量機を用いて、GNSS衛星等からの電波を受信し、位相データ等を記録する作業（以下「GNSS観測」という。）をいう。

- ① 観測は、TS等及びGNSS測量機を併用することができる。
- ② 観測に当たっては、必要に応じ、測標水準測量を行うものとする。

#### (2) 機 器

観測に使用する機器は、次表に掲げるものまたは、これらと同等以上のものを標準とする。

機 器	性 能	摘 要	
1級トータルステーション	測量機器級別性能分類表による	1～4級基準点測量	
2級トータルステーション		2～4級基準点測量	
3級トータルステーション		4級基準点測量	
1級GNSS測量機		1～4級基準点測量	
2級GNSS測量機		1～4級基準点測量	
1級セオドライト		1～4級基準点測量	
2級セオドライト		2～4級基準点測量	
3級セオドライト		4級基準点測量	
測 距 儀		1～4級基準点測量	
3 級 レ ベ ル		測 標 水 準 測 量	
2 級 標 尺		測 標 水 準 測 量	
鋼 卷 尺		JIS 1級	—

#### (3) 機器の点検及び調整

観測に使用する機器の点検は、観測着手前及び観測期間中に適宜行い、必要に応じて機器の調整を行うものとする。

#### (4) 観 測

観測に当たり、計画機関の承認を得た平均図に基づき、観測図を作成するものとする。観測は、平均図に基づき、次に定めるところにより行うものとする。

- ① TS等の観測及び観測方法は、次表のとおりとする。ただし、水平角観測において、目盛変更が不可能な機器は、1対回の繰り返し観測を行うものとする。

測量（基準点測量）

区分 項目		1級基準点 測量	2級基準点測量		3級基準点 測量	4級基準点 測量
			1級トータル ステーション 1級セオドライト	2級トータル ステーション 2級セオドライト		
水平 角 観 測	読定単位	1”	1”	10”	10”	20”
	対回数	2	2	3	2	2
	水平目盛 位置	0° , 90°	0° , 90°	0° , 60° , 120°	0° , 90°	0° , 90°
鉛 直 角 観 測	読定単位	1”	1”	10”	10”	20”
	対回数	1	1	1	1	1
距 離 測 定	読定単位	1mm	1mm	1mm	1mm	1mm
	セット数	2	2	2	2	2

- イ 器械高、反射鏡高及び目標高は、ミリメートル位まで測定するものとする。
- ロ TSを使用する場合は、水平角観測、鉛直角観測及び距離測定は、1視準で同時に行うことを原則とするものとする。
- ハ 水平角観測は、1視準1読定、望遠鏡正及び反の観測を1対回とする。
- ニ 鉛直角観測は、1視準1読定、望遠鏡正及び反の観測を1対回とする。
- ホ 距離測定は、1視準2読定を1セットとする。
- へ 距離測定に伴う気温及び気圧の測定は、次のとおり行うものとする。
1. TSまたは測距儀を整置した測点（以下「観測点」という。）で行うものとする。ただし、3級基準点測量及び4級基準点測量においては、気圧の測定を行わず、標準大気圧を用いて気象補正を行うことができる。
  2. 気象測定は、距離測定の開始直前または終了直後に行うものとする。
  3. 観測点と反射鏡を整置した測点（以下「反射点」という。）の標高差が400メートル以上のときは、観測点と反射点の気象を測定するものとする。ただし、反射点の気象は、計算により求めることができる。
- ト 水平角観測において、対回内の観測方向数は、5方向以下とする。
- チ 観測値の記録は、データコレクタを用いるものとする。ただし、データコレクタを用いない場合は、観測手簿に記載するものとする。
- リ TSを使用した場合で、水平角観測の必要対回数に合せ、取得された鉛直角観測値及び距離測定値は、すべて採用し、その平均値を用いることができる。

## 測量（基準点測量）

② G N S S観測は、干渉測位方式で行い、観測方法は次表を標準とする。

観測方法	観測時間	データ取得間隔	摘 要
スタティック法	120分以上	30秒以下	1級基準点測量（10km以上）※1
	60分以上	30秒以下	1級基準点測量（10km未満） 2～4級基準点測量
短縮スタティック法	20分以上	15秒以下	3～4級基準点測量
キネマティック法	10秒以上※2	5秒以下	3～4級基準点測量
R T K 法	10秒以上※3	1秒	3～4級基準点測量
ネットワーク型 R T K 法	10秒以上※3	1秒	3～4級基準点測量
備 考	※1 観測距離が10km以上の場合は、1級GNSS測量機により2周波による観測を行う。ただし、節点を設けて観測距離を10km未満にすることで、2級GNSS測量機により観測を行うこともできる。 ※2 10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 ※3 F I X解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。		

③ 観測方法による使用衛星数は、次表を標準とする。

G N S S衛星の組合せ	観測方法	短縮スタティック法 キネマティック法 R T K法 ネットワーク型R T K法
	スタティック法	
GPS衛星	4衛星以上	5衛星以上
GPS衛星及びGLONASS衛星	5衛星以上	6衛星以上
摘 要	① GLONASS衛星を用いて観測する場合は、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。 ② スタティック法による10km以上の観測では、GPS衛星を用いて観測する場合は5衛星以上とし、GPS衛星及びGLONASS衛星を用いて観測する場合は6衛星以上とする。	

イ アンテナ高は、ミリメートル位まで測定するものとする。

ロ 標高の取り付け観測において、距離が500メートル以下の場合は、楕円体高の差を高低差として使用できる。

ハ G N S S衛星の作動状態、飛来情報等を考慮し、片寄った配置の使用は避けるものとする。

ニ G N S S衛星の最低高度角は15度を標準とする。

ホ スタティック法及び短縮スタティック法については、次のとおり行うものとする。

## 測量（基準点測量）

1. スタティック法は、複数の観測点にGNSS測量機を整置して、同時にGNSS衛星からの信号を受信し、それに基づく基線解析により、観測点間の基線ベクトルを求める観測方法である。
  2. 短縮スタティック法は、複数の観測点にGNSS測量機を整置して、同時にGNSS測量機からの信号を受信し、観測時間を短縮するため、基線解析において衛星の組合せを多数作るなどの処理を行い、観測点間の基線ベクトルを求める観測方法である。
  3. 観測図の作成は、同時に複数のGNSS測量機を用いて行う観測（以下「セッション」という。）計画を入力するものとする。
  4. 電子基準点のみを既知点として使用する以外の観測は、既知点及び新点を結合する多角路線が閉じた多角形を形成させ、次のいずれかにより行うものとする。
    - i) 異なるセッションの組み合わせによる点検のための多角形を形成する。
    - ii) 異なるセッションによる点検のため、1辺以上の重複観測を行う。
  5. スタティック法及び短縮スタティック法におけるアンテナ高の測定は、GNSSアンテナ底面までとする。なお、アンテナ高は標識上面からGNSSアンテナ底面までの距離を垂直に測定することを標準とする。
- へ キネマティック法は、基準となるGNSS測量機を整地する観測点（以下「固定局」という。）及び移動する観測点（以下「移動局」という。）で、同時にGNSS衛星からの信号を受信して初期化（整数値バイアスの決定）などに必要な観測を行う。その後、移動局を複数の観測点に次々と移動して観測を行い、それに基づき固定局と移動局の間の基線ベクトルを求める観測方法である。なお、初期化及び基線解析は、観測終了後に行う。
- ト RTK法は、固定局及び移動局で同時にGNSS衛星からの信号を受信し、固定局で取得した信号を、無線装置等を用いて移動局に転送し、移動局側において即時に基線解析を行うことで、固定局と移動局の間の基線ベクトルを求める。その後、移動局を複数の観測点に次々と移動して、固定局と移動局の間の基線ベクトルを即時に求める観測方法である。なお、基線ベクトルを求める方法は、直接観測法又は間接観測法による。
1. 直接観測法は、固定点と移動点で同時にGNSS衛星からの信号を観測し、基線解析により固定局と移動局の間の基線ベクトルを求める観測方法である。直接観測法による観測距離は、500メートル以内を標準とする。
  2. 間接観測法は、固定局及び2か所以上移動局で同時にGNSS衛星からの信号を受信し、基線解析により得られた2つの基線ベクトルの差を用いて移動局間の基線ベクトルを求める観測方法である。間接観測法による固定局と移動局の間の距離は10キロメートル以内とし、間接的に求める移動局間の距離は500メートル以内を標準とする。
- チ ネットワーク型RTK法は、配信業者（国土地理院の電子基準点網の観測データ配信を受けている者または、3点以上の電子基準点を基に、測量に利用できる形式でデータを配信している者をいう。以下同じ。）で算出された補正データ等または面補正パラメータを、携帯電話等の通信回線を介して移動局でGNSS衛星からの信号を受信し、移動局側において即時に解析処理を行って位置を求める。その後、複数の観測点に次々と移動して移動局の位置を即時に求める観測法である。
- 配信事業者からの補正データ等又は面補正パラメータを通信状況により取得できない場合は、観測終了後に解析処理を行うことができる。なお、基線ベクトルを求める方法は、直接観測法又は間接観測法による。
1. 直接観測法は、配信事業者で算出された移動局近傍の任意地点の補正データ等と移動局の観測データを用いて、基線解析により基線ベクトルを求める観測方法である。

## 測量（基準点測量）

2. 間接観測法は、次の方式により基線ベクトルを求める観測方法である。
  - i) 2台同時観測方式による間接観測法は、2か所の移動局で同時観測を行い、得られたそれぞれの三次元直交座標差から移動局の基線ベクトルを求める。
  - ii) 1台準同時観測方式による間接観測法は、移動局で得られた三次元直交座標とその後、速やかに移動局を他の観測点に移動して観測を行い、得られたそれぞれの三次元直交座標の差から移動局間の基線ベクトルを求める。なお、観測は、速やかに行うとともに、必ず往復観測（同方向の観測も可）を行い、重複による基線ベクトルの点検を実施する。
3. 3級～4級基準点測量は、直接観測法又は間接観測法により行うものとする。

④ 測標水準測量は、次のいずれかの方式により行うものとする。

- イ 直接水準測量は、4級水準測量に準じて行うものとする。
- ロ 間接水準測量は、次のとおり行うものとする。

1. 器械高、反射高及び目標高は、ミリメートル位まで測定するものとする。
2. 間接水準測量区間の一端に2つの固定点を設け、鉛直角観測及び距離測定を行うものとする。
3. 間接水準測量における環の閉合差の許容範囲は、3センチメートルに観測距離（キロメートル単位とする。）を乗じたものとする。ただし、観測距離が1キロメートル未満における許容範囲は3センチメートルとする。
4. 鉛直角観測及び距離測定は、距離が500メートル以上のときは1級基準点測量、距離が500メートル未満のときは2級基準点測量に準じて行うものとする。ただし、鉛直角観測は3対回とし、できるだけ正方向及び反方向の同時観測を行うものとする。
5. 間接水準測量区間の距離は、2キロメートル以下とする。

(5) 観測値の点検及び再測

観測値について点検を行い、許容範囲を超えた場合は、再測するものとする。

① TS等による許容範囲は、次表を標準とする。

区 分 項 目		1級基準点 測 量	2級基準点測量		3級基準点 測 量	4級基準点 測 量
			1級トータルステーション、 1級セオドライト	2級トータルステーション、 2級セオドライト		
水平角 観測	倍角差	15"	20"	30"	30"	60"
	観測差	8"	10"	20"	20"	40"
観鉛直角	高度定数の 較 差	10"	15"	30"	30"	60"

測量（基準点測量）

距離測定	1セット内の測定値の較差	20mm	20mm	20mm	20mm	20mm
	各セットの平均値の較差	20mm	20mm	20mm	20mm	20mm
測標水準	往復観測値の較差	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$	$20\text{mm}\sqrt{S}$
備考	Sは観測距離（片道、km単位）とする。					

② G N S S 観測による基線解析の結果はF I X解とする。

## 測量（基準点測量）

### 2-1-7 偏心要素の測定

基準点で直接に観測ができない場合は、偏心点を設け、偏心要素を測定し、許容範囲を超えた場合は再測するものとする。

- (1) G N S S観測において、偏心要素のための零方向の視通が確保できない場合は、方位点を設置することができる。
- (2) G N S S観測における方位点の設置距離は200メートル以上とし、偏心距離の4倍以上を標準とする。なお、観測は2-1-6(4)②の規定を準用する。
- (3) 偏心角の測定、偏心距離及び本点と偏心点間の高低差の測定は、埼玉県公共測量作業規程を準用する。

### 2-1-8 計 算

#### (1) 計 算

計算とは、新点の水平位置及び標高を求めるため、次に定めるところにより行うものとする。

- ① T S等による基準面上の距離の計算は、楕円体高を用いる。なお、楕円体高は、標高とジオイド高から求めるものとする。
- ② ジオイド高は、次の方法により求めた値とする。  
イ 国土地理院が提供するジオイドモデルから求める方法  
ロ イのジオイドモデルが構築されていない地域においては、G N S S観測と水準測量等で求めた局所ジオイドモデルから求める方法
- ③ 3級基準点測量及び4級基準点測量は、基準面上の距離の計算は楕円体高に代えて標高を用いることができる。この場合において経緯度計算を省略することができる。

#### (2) 計算の方法等

計算は、埼玉県公共測量作業規程の付録6の計算式、またはこれと同精度もしくはこれを上回る精度を有することが確認できる場合は、当該計算式を使用することができる。

- ① 計算結果の表示単位等は、次表のとおりとする。

区分 項目	直角座標 ※	経緯度	標 高	ジオイド高	角 度	辺 長
単 位	m	秒	m	m	秒	m
位	0.001	0.0001	0.001	0.001	1	0.001
備 考	※ 平面直角座標系に規定する世界測地系に従う直角座標					

- ② T S等で観測を行った標高の計算は、0.01メートル位までとすることができる。
- ③ G N S S観測における基線解析では、以下により実施することを標準とする。

## 測量（基準点測量）

イ 計算結果の表示単位等は、次表のとおりとする。

項目	区分	単位	位
基線ベクトル成分		m	0.001

- ロ G N S S 衛星の軌道情報は、放送暦を標準とする。
- ハ スタティック法及び短縮スタティック法による基線解析では、原則として P C V (Phase Center Variation) 補正を行うものとする。
- ニ 気象要素の補正は、基線解析ソフトウェアで採用している標準大気によるものとする。
- ホ スタティック法による基線解析では、基線長が 10 キロメートル未満は 1 周波で行うことを標準とし、10 キロメートル以上は 2 周波で行うものとする。
- ヘ 基線解析の固定点の経度と緯度は、固定点とする既知点の経度と緯度を入力し、楕円体高は、その点の標高とジオイド高から求めた値を入力する。以後の基線解析は、これによって求められた値を順次入力するものとする。
- ト 基線解析に使用する G N S S 測量機の高度角は、観測時に設定した受信高度角とする。

### (3) 点検計算及び再測

点検計算は、観測終了後に行うものとする。ただし、許容範囲を超えた場合は、再測を行う等適切な措置を講ずるものとする。

#### ① T S 等観測

- イ すべての単位多角形及び次の条件により選定されたすべての点検路線について、水平位置及び標高の閉合差を計算し、観測値の良否を判定するものとする。
  - i) 点検路線は、既知点と既知点を結合させるものとする。
  - ii) 点検路線は、なるべく短いものとする。
  - iii) すべての既知点は、1 つ以上の点検路線で結合させるものとする。
  - iv) すべての単位多角形は、路線の 1 つ以上を点検路線と重複させるものとする。
- ロ T S 等による点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。

項目		区分	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
・結 単 合 路 多 線 角	水平位置の閉合差		$10\text{cm} + 2\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$	$10\text{cm} + 3\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$	$15\text{cm} + 5\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$	$15\text{cm} + 10\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$
	標高の閉合差		$20\text{cm} + 5\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$20\text{cm} + 10\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$20\text{cm} + 15\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$20\text{cm} + 30\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$
単 多 角 形	水平位置の閉合差		$1\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$	$1.5\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$	$2.5\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$	$5\text{cm}\sqrt{N}\Sigma S$
	標高の閉合差		$5\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$10\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$15\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$30\text{cm}\Sigma S/\sqrt{N}$
標高差の正反較差			30cm	20cm	15cm	10cm
備考		Nは辺数、 $\Sigma S$ は路線長 (km) とする。				

## 測量（基準点測量）

### ② G N S S 観測

イ 観測値の点検は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- i) 点検路線は、異なるセッションの組み合わせによる最少辺数の多角形を選定し、基線ベクトルの環閉合差を計算する方法
- ii) 重複する基線ベクトルの較差を比較点検する方法
- iii) 既知点が電子基準点のみの場合は、2点の電子基準点を結合する路線で、基線ベクトル成分の結合計算を行い点検する方法

ロ 点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。

#### i) 環閉合差及び各成分の較差の許容範囲

区 分		許容範囲	備 考
基線ベクトルの環閉合差	水平 ( $\Delta N$ 、 $\Delta E$ )	$20\text{mm}\sqrt{N}$	N：辺数 $\Delta N$ ：水平面の南北方向の閉合差 $\Delta E$ ：水平面の東西方向の閉合差 $\Delta U$ ：高さ方向の閉合差
	高さ ( $\Delta U$ )	$30\text{mm}\sqrt{N}$	
重複する基線ベクトルの較差	水平 ( $\Delta N$ 、 $\Delta E$ )	20mm	
	高さ ( $\Delta U$ )	30mm	

#### ii) 電子基準点のみの場合の許容範囲

区 分		許 容 範 囲	備 考
結合多角又は単路線	水平 ( $\Delta N$ 、 $\Delta E$ )	$60\text{mm}+20\text{mm}\sqrt{N}$	N：辺数 $\Delta N$ ：水平面の南北方向の閉合差 $\Delta E$ ：水平面の東西方向の閉合差 $\Delta U$ ：高さ方向の閉合差
	高さ ( $\Delta U$ )	$150\text{mm}+30\text{mm}\sqrt{N}$	

ハ 点検計算の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

### (4) 平均計算

平均計算は、次のとおり行うものとする。

① 既知点1点を固定するG N S S測量機による場合の仮定三次元網平均計算は、次のとおり行うものとする。ただし、既知点が電子基準点のみの場合は省略することができる。

イ 仮定三次元網平均計算の重量 (P) は、次のいずれかの分散・共分散行列の逆行列を用いるものとする。

1. 基線解析により求められた分散・共分散の値  
ただし、すべての基線の解析手法、解析時間が同じ場合に限る。

2. 水平及び高さの分散の固定値  
ただし、分散の固定値は、

$$d_N = (0.004\text{m})^2 \quad d_E = (0.004\text{m})^2 \quad d_U = (0.007\text{m})^2 \text{ とする。}$$

ロ 仮定三次元網平均計算による許容範囲は、次のいずれかによるものとする。

## 測量（基準点測量）

1. 基線ベクトルの各成分による許容範囲は、次表を標準とする。

区分 項目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
基線ベクトルの各成分の残差	20mm	20mm	20mm	20mm
水平位置の閉合差	$\triangle s = 100\text{mm} + 40\text{mm}\sqrt{N}$ $\triangle s$ : 既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 $N$ : 既知点までの最少辺数（辺数が同じ場合は路線長の最短のもの）			
標高の閉合差	250mm + 45mm $\sqrt{N}$ を標準とする $N$ : 辺数			

2. 方位角、斜距離、楕円体比高による場合の許容範囲は、次表を標準とする。

区分 項目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
方位角の残差	5秒	10秒	20秒	80秒
斜距離の残差	20mm + 4 × 10 <sup>-6</sup> D $D$ : 測定距離			
楕円体比高の残差	30mm + 4 × 10 <sup>-6</sup> D $D$ : 測定距離			
水平位置の閉合差	$\triangle s = 100\text{mm} + 40\text{mm}\sqrt{N}$ $\triangle s$ : 既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 $N$ : 既知点までの最小辺数（辺数が同じ場合は路線長の最短のもの）			
標高の閉合差	250mm + 45mm $\sqrt{N}$ を標準とする $N$ : 辺数			

② 既知点2点以上を固定する厳密水平網平均計算、厳密高低網平均計算、簡易水平網平均計算、簡易高低網平均計算及び三次元網平均計算は、平均図に基づき行うものとし、平均計算は次のとおり行うものとする。

イ TS等観測

1. 厳密水平網平均計算の重量 (P) には、次表の数値を用いるものとする。

区分	重量	$m_s$	$\gamma$	$m_t$
1級基準点測量	10mm	5 × 10 <sup>-6</sup>	1.8"	1.8"
2級基準点測量				3.5"
3級基準点測量				4.5"
4級基準点測量				13.5"

2. 厳密水平網平均計算の重量 (P) は上記の数値を用い、簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算を行う場合、方向角については各路線の観測点数の逆数、水平位置及び標高については、各路線の距離の総和 (0.01キロメートル位までとする。) の逆数を重量 (P) とする。

3. 厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。

測量（基準点測量）

項目	区分			
	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
一方向の残差	12″	15″	—	—
距離の残差	80mm	100mm	—	—
単位重量の標準偏差	10″	12″	15″	20″
新点位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm
高低角の残差	15″	20″	—	—
高低角の標準偏差	12″	15″	20″	30″
新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm

4. 簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。

項目	区分	
	3級基準点測量	4級基準点測量
路線方向角の残差	50″	120″
路線座標差の残差	300mm	300mm
路線高低差の残差	300mm	300mm

ロ GNS S観測

1. 新点の標高決定は、次の方法によって求めた値により決定するものとする。
  - i) 国土地理院が提供するジオイドモデルによりジオイド高を補正する方法
  - ii) i) のジオイドモデルが構築されていない地域においては、GNS S観測と水準測量等により、局所ジオイドモデルを求めジオイド高を補正する方法
2. 三次元網平均計算の重量(P)は、前項(4)①イの規定を準用する。
3. 1級基準点測量において、電子基準点のみを既知点とする場合は、国土地理院が提供する地殻変動補正パラメータを使用しセミ・ダイナミック補正を行うものとする。なお、地殻変動補正パラメータは、測量の実施時期に対応したものを使用するものとする。
4. 三次元網平均計算による各項目の許容範囲は、次表を標準とする。

項目	区分			
	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
斜距離の残差	80mm	100mm	—	—
新点水平位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm
新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm

- ③ 平均計算に使用した概算値と平均計算結果値の座標差が1メートルを超えた観測点については、平均計算結果の値を概算値として平均計算を繰り返す反復計算を行うものとする。
- ④ 平均計算に使用するプログラムは、計算結果が正しいものと確認されたものを使用するものとする。
- ⑤ 平均計算の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

## 測量（基準点測量）

### 2-1-9 品質評価

- (1) 品質評価とは、基準点測量成果について、製品仕様書が規定するデータ品質を満足しているか評価する作業をいう。
- (2) 評価の結果、品質要求を満足していない項目が発見された場合は、必要な調整を行うものとする。
- (3) 作業機関は、品質評価手順に基づき品質評価を実施するものとする。

### 2-1-10 成果等

成果等は、次の各号のとおりとする。ただし、作業方法によっては、この限りでない。

- ① 観測手簿
- ② 観測記簿
- ③ 計算簿
- ④ 平均図
- ⑤ 成果表
- ⑥ 点の記
- ⑦ 建標承諾書
- ⑧ 測量標設置位置通知書
- ⑨ 基準点網図
- ⑩ 品質評価表及び精度管理表
- ⑪ 測量標の地上写真
- ⑫ 基準点現況調査報告書
- ⑬ 成果数値データ
- ⑭ 点検測量簿
- ⑮ 電子記録媒体
- ⑯ その他の資料

## 2-2 地形測量

### 2-2-1 意義

地形測量とは、数値地形図データ等を作成及び修正する作業をいい、地図編集を含むものとする。また、「数値地形図データ」とは地形、地物等に係る地図情報を位置、形状を表す座標データ、内容を表す属性データ等として、計算処理が可能な形態で表現したものをいう。

### 2-2-2 数値地形図データの精度

(1) 数値地形図データの位置精度及び地図情報レベルは、次表を標準とする。

地図情報レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差	等高線の標準偏差
500	0.25m以内	0.25m以内	0.5m以内

(2) 「地図情報レベル」とは、数値地形図データの地図表現精度を表し、数値地形図における図郭内のデータの平均的な総合精度を示す指標をいう。

(3) 地図情報レベルと地形図縮尺の関係は、下記のとおりとする。

地図情報レベル	相当縮尺
500	1/500

### 2-2-3 地形測量の範囲

道路台帳平面図を作成するために行う地形測量の範囲は、原則として当該道路区域の外側各10メートルまでとし、交差する道路・河川・鉄道等については概ね20メートルとする。

### 2-2-4 対象物

- (1) 道路本体  
道路及び、その境界を表す境界標・縁石・石積・擁壁・橋りょう（立体交差含む）・トンネル・渡船施設・歩道橋・地下横断道路等
- (2) 道路附属物  
防護柵・境界ブロック・街路樹・緑地帯・道路照明灯・道路標識（道路管理者の設置したもの）・道路標示・道路情報提供装置・車輛監視装置・道路管理者の設けた材料置場・駐車場・共同溝・排水ポンプ場等
- (3) 占用物件  
人孔・消火栓・量水器・電柱（電気・電話）・信号機・電話ボックス・配電塔等・路上に露出した占用物件

## 測量（地形測量）

- (4) 地象物  
河川・溝渠・堤・鉄道・軌道・建物及び工作物・垣根・塀等・植生界
- (5) その他  
道路台帳平面図記載項目及び調書作成に必要な項目内容の調査測量

### 2-2-5 図面の縮尺

図面の縮尺は原則として1／500とする。

### 2-2-6 図面の用紙

図面の出力用紙の規格は普通紙 厚み0.10ミリメートル以上とする。

### 2-2-7 座 標

図面の座標は、平面直角座標系第9系「世界測地系（測地成果2011）」による座標値とする。

### 2-2-8 図面の図郭

「本要領（案）6-2-8\_図面構成」を参照。

### 2-2-9 図 式

#### (1) 図式規程（数値地形図データ取得分類基準表）

図式は、埼玉県公共測量作業規程に準拠し、地図情報レベル500の数値地形図の調整について、その取得する事項及び地形、地物等の取得方法、その記号の適用等の基準を定め規格の統一を図ることを目的に定めたものであり、「本要領（案）7-2\_図式規程」を準用する。

なお、基準としている埼玉県公共測量作業規程や、図式データの作成方法及び整理方法に変更が生じた場合には、道路台帳図チェックシステムを含め改訂を行う場合がある。

#### (2) 記入項目

- ① 県・郡・市・町・村・大字・町目・字等の区域名及び境界
- ② トンネル・橋・立体交差の名称
- ③ 交差する道路・鉄道・河川の名称
- ④ 沿道の地物・公共建物・主要施設の名称
- ⑤ 概ね100メートルごとにおける隣接地の地番
- ⑥ 基準点
- ⑦ 境界標柱（新設標を含む）
- ⑧ 方位及び接図（接図は右上、方位は原則として右上）
- ⑨ 図面の接合線

## 測量（地形測量）

- ⑩ 路線番号・路線名は外図郭上段中央部に入力する。図番は外図郭の上段右側に入力する。

### 2-2-10 地形図の点検

- (1) 「本要領（案）6-4\_道路台帳図チェックシステム」を参照。

### 2-2-11 成果品

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ① 道路現況平面図（数値地形図データ）    | 一式 |
| ② 道路台帳図チェックシステムによる点検結果 | 一式 |
| ③ 検査用出力図（検査資料）         | 一式 |

## 2-3 境界測量

### 2-3-1 目的

この調査測量は、道路管理に必要な区域線または、道路敷地境界線（以下「境界線」という。）を明確にすることを目的とする。

### 2-3-2 作業項目

- (1) 関係資料の謄写収集(法務局調査)
- (2) 現地踏査
- (3) 境界測量
- (4) 境界線または、区域線の仮記入
- (5) 用地境界幅杭設置（境界線または、区域線の仮杭設置）
- (6) 土地境界立会い確認書作成
- (7) 境界確認
- (8) 境界標設置
- (9) 地点標設置
- (10) 境界点間測量
- (11) 境界標調書の作成

### 2-3-3 作業細目

- (1) 関係資料の謄写収集  
この作業は境界線または、区域線を決定するために必要な資料を収集することである。
  1. 公図及び土地登記簿類（※1）
  2. 古文書類
  3. 区画整理または、耕地整理事業に伴う確定図
  4. 固定資産の課税台帳
  5. 土地換地図
  6. 国土調査等による成果品
  7. 既存道路台帳図面及び成果
  8. 用地測量図、寄付類等
  9. 道路に関する告示調書類
  10. 既設境界確定図

#### (※1) 公図及び土地登記簿類の作業詳細

- ① 関係法務局に対し、別紙様式による申請書を提出する。
- ② 公図の転写は忠実に行い、公図転写連続図においては、各葉ごとの接続部は若干空白を残し、接続のための修正は行なってはならない。
- ③ 公図の転写は、道路沿いに民地側2筆程度（大きい筆の場合は1筆）とし、公図転写連続図を作成する。
- ④ 公図転写連続図は、デジタイザまたはスキャニングデータをCAD等を使用して計測し、電子データを作成する。（ラスタデータのベクター化）

## 測量（境界測量）

- ⑤ 公図転写連続図と道路台帳平面図は同一図番とする。また、公図縮尺が1/250の場合には公図の図番は枝番で対応すること。（例 道路台帳平面図 20/32、公図 20-1/32 20-2/32）
- ⑥ 公図転写連続図の紙出力図は、下記のとおり着色すること。
  - 1. 国有地（道路） 赤色
  - 2. 国有地（水路） みず色（シアン）
  - 3. 埼玉県有地 緑色
  - 4. 市町村有地・組合有地 黄色
  - 5. 道路敷地内民地 桃色（マゼンタ）
- ⑦ 土地登記簿等の調査は、道路区域内、道路隣接地について調査し、現地立会に基づき土地所有者一覧表（道路台帳様式2-3）を作成する。
- ⑧ 対象地番においては必ず地積測量図を取得し、現地及び工事図面等の境界点間距離を確認すること。（相違がある場合は監督員と協議のうえ、道路区域を決定すること）

### （2）現地踏査

この作業は、境界線または区域線を適正に定めるための事前調査である。

- ① 道路内及び沿道隣接地の地番・地目・筆界を現況と照合確認
- ② 境界杭（官民・民民）の有無の確認
- ③ 境界確定の要素となるべき不動点（構造物等）の調査
- ④ 現況道路幅員の調査
- ⑤ 基本幅員の推定
- ⑥ 関係資料（公図・地積測量図）と現況との照合
- ⑦ 用地測量図、既設境界確定図書等による既設境界確定箇所の実況確認
- ⑧ 道路台帳基準点の有無
- ⑨ 周囲の状況確認（安全の確保、駐車場の確保）

### （3）境界測量

この作業は現地において境界点を測定し、その座標値を求める作業を言う。

- ① 境界測量は、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができる。
- ② 観測は、測量地域の地形、地物等の状況を考慮し、次のとおり行うものとする。

- 1. TS等に用いる観測は、次表を標準とする。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	0.5対回	0.5対回	2回測定
較差の許容範囲	—	—	5mm

- 2. キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、干渉測位方式により2セット行うものとし、使用衛星数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。

測量（境界測量）

使用衛星数	観測回数	データ取得 間隔	セット間較差の 許容範囲		備 考
5衛星以上	FIX解を得て から10エポック 以上	1 秒 (ただし、キ ネマティック 法は5秒以下)	△N	20mm	△N：水平面の南北方向のセット間較差 △E：水平面の東西方向のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較するこ とができる。
			△E	20mm	
摘 要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。た だし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上用いること。				

③ ネットワーク型RTK法による観測は、間接観測法又は単点観測法を用いる。

④ 単点観測法による場合は、作業地域周辺の既知点において単点観測法により、  
整合を確認するものとする。なお、整合の確認及び方法は、次のとおりとする。

イ 整合の確認は、次のとおり行うものとする。

1. 整合を確認する既知点は、作業地域の周辺を囲むように配置する。
2. 既知点数は、3点以上を標準とする。
3. 既知点での観測は、(3)境界測量①項及び②項の規定を準用する。
4. 既知点成果値と観測値で比較し、許容範囲で整合しているかを確認する。

ロ 整合していない場合は、次の方法より整合処理を行うものとする。

1. 水平の整合処理は、座標補正として次により行うものとする。
  - i) 平面直角座標で行うことを標準とする。
  - ii) 補正手法は適切な方法を採用する。
2. 高さの整合処理は、標高補正として次により行うものとする。
  - i) 標高を用いることを標準とする。
  - ii) 補正手法は適切な方法を採用する。

ハ 座標補正の点検は、水平距離と標高差（標高を補正した場合）について、次  
のとおり行うものとする。

1. 単点観測法により座標補正に使用した既知点以外の既知点で観測を行  
い、座標補正を行った測点の単点観測法による観測値との距離を求める。
2. 1項の単点観測法により観測を行う既知点の成果値と、1項の座標補正  
を行った測点の補正後の座標値から距離を求める。
3. 1項と2項の較差により点検を行う。較差の許容範囲は次表を標準とす  
る。

点検距離	許容範囲
500m以上	点検距離の 1/10,000
500m以内	50mm

ニ 前号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を  
行う。なお、境界点の座標値は、2セットの観測から求めた平均値とする。

## 測量（境界測量）

- ⑤ 補助基準点は、基準点から辺長100メートル以内、節点は1点以内の開放多角測量により設置するものとする。なお、観測の区分等は、次表を標準とする。

区 分		水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法		2対回 (0°、90°)	1対回	2回測定
較差の許容範囲	倍角差	60''	60''	5mm
	観測差	40''		

- ⑥ 上記②に基づき、計算により境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を求めるものとする。
- ⑦ 計算を計算機により行う場合は、次項に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は、次項に規定する位の次の位において四捨五入するものとし、距離及び面積は、次項に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。
- ⑧ 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

区 分	方 向 角	距 離	座 標 値	面 積
単 位	秒	m	m	m <sup>2</sup>
位	1	0.001	0.001	0.000001

- ⑨ ネットワーク型RTK法による場合は、既知点となった電子基準点の名称等を記録する。

### (4) 境界線または、区域線の仮記入

この作業は関係資料、現地調査に基づき地形測量で得られた図面に境界線または区域線を推定図示することである。

- ① 仮境界線または、区域線については監督員の承認を受けなければならない。
- ② 仮境界線または、区域線の図面表示は他の線と混同しない様、朱色とする。

### (5) 用地境界幅杭設置（境界線または、区域線の仮杭設置）

この作業は、境界線または区域線の仮記入図に基づき、現地に目標となるよう明示することである。

- ① 仮杭について監督員の承認を受けなければならない。

### (6) 土地境界立会い確認書作成

この作業は、道路境界確認書(道路台帳様式1-7)に基づき対象地番に対し確認書を作成する。

### (7) 境界確認

この作業は、仮杭を道路管理者側の主張点として隣接土地所有者と現地立会いのうえ、境界点（または線）または、区域点（または線）を確認する作業をいう。

## 測量（境界測量）

- ① 隣接土地所有者に対し、土地境界立会い依頼書(道路台帳様式1-6)による立会い依頼通知を行う。
- ② 隣接土地所有者の了解の得られた境界については、承諾書を徴するものとする。
- ③ 承諾書の取り交わしにおける印鑑は認印とする。また、代理人の場合は委任状(道路台帳様式1-8)を必要とし、代理人と承諾書を取り交わすこととする。
- ④ 承諾書の得られた境界については、決裁のうえ、承諾書の土地所有者保有分を隣接土地所有者に送付するものとする。
- ⑤ 境界不調箇所については、理由等を境界承諾不調調書(道路台帳様式2-7)に入力するものとする。必要に応じて特記事項調書(道路台帳様式2-4)を作成するものとする。

### (8) 境界標設置

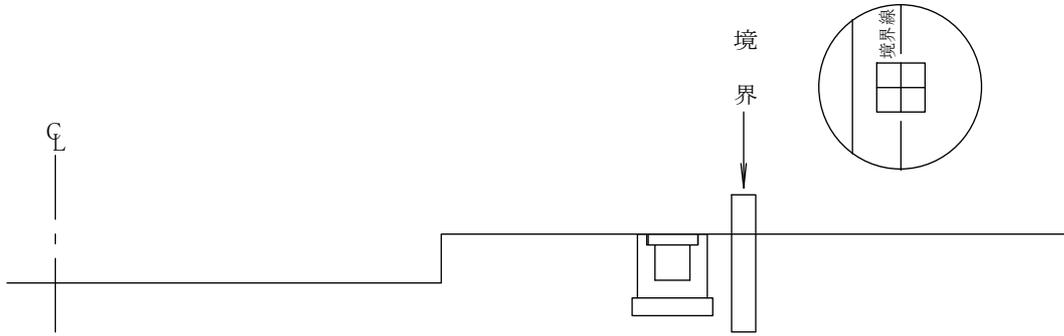
この作業は、現地立会いにより、新たに境界が定まった箇所について、境界標柱または道界鋸（以下「境界標」という。）を設置することである。

- ① 境界標は、直線部分においては概ね20メートル間隔に設置するものとし、変化点（折点）には全箇所に設置する。ただし、曲線部については、道路の曲率半径及び道路構造等を考慮し、境界標間の距離を定める。
- ② 境界標の設置については、土地所有者の了解を得ること。
- ③ 境界標は既設も含め境界標設置調書(道路台帳様式2-2)を作成する。
- ④ 境界標の設置は、境界標設置基準による。

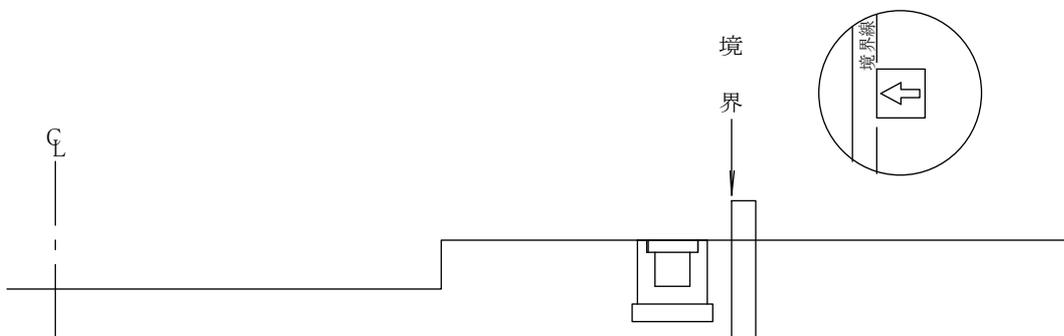
測量（境界測量）

境界標設置基準【境界標柱の場合】

A型境界標柱

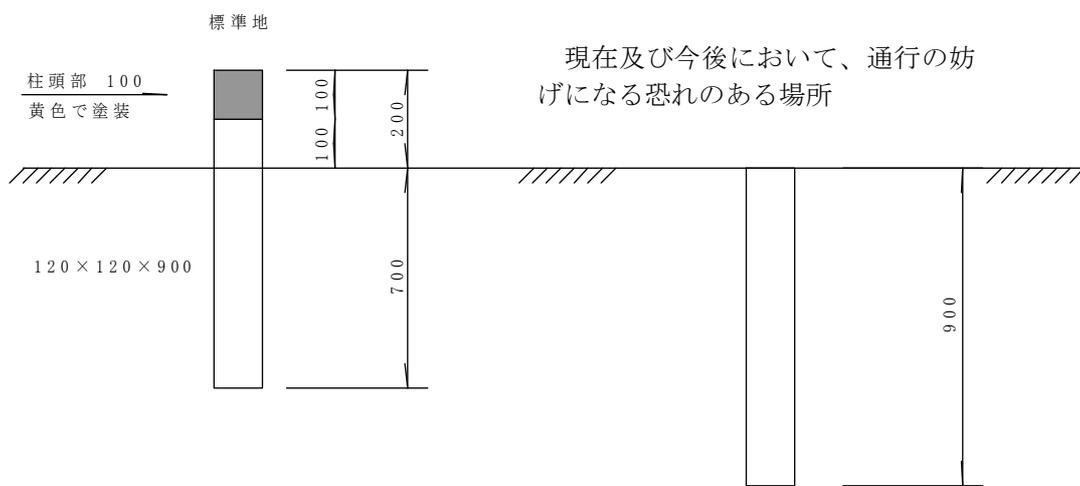


B型境界標柱



構造物によりA型が設置できない場合は民地側よりB型を設置することとする。但し地権者の了解を得たものに限る。官地内に設置する場合はこの限りでない。

設置図

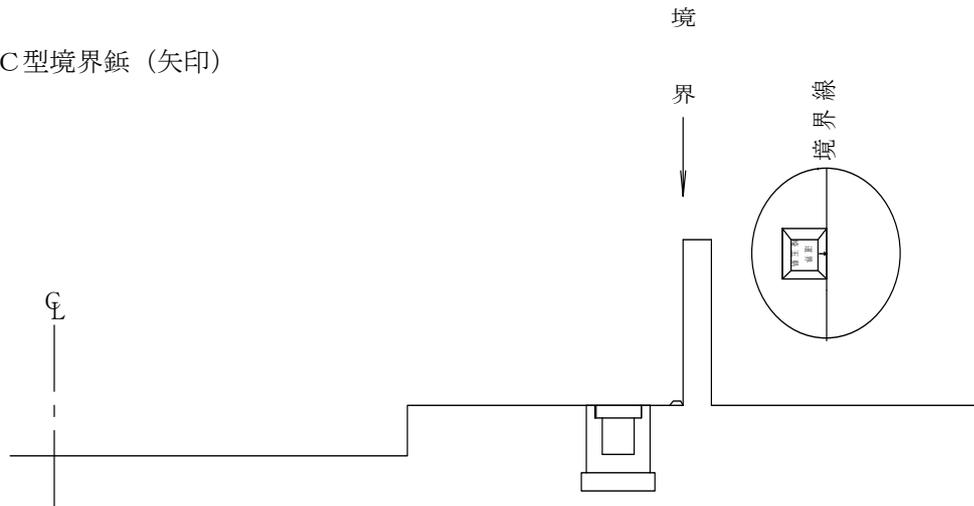


単位はmm

測量（境界測量）

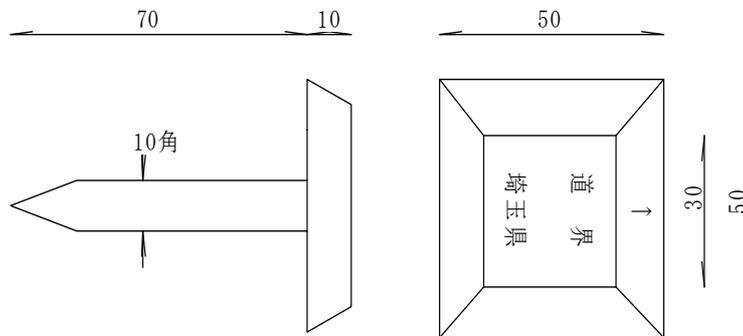
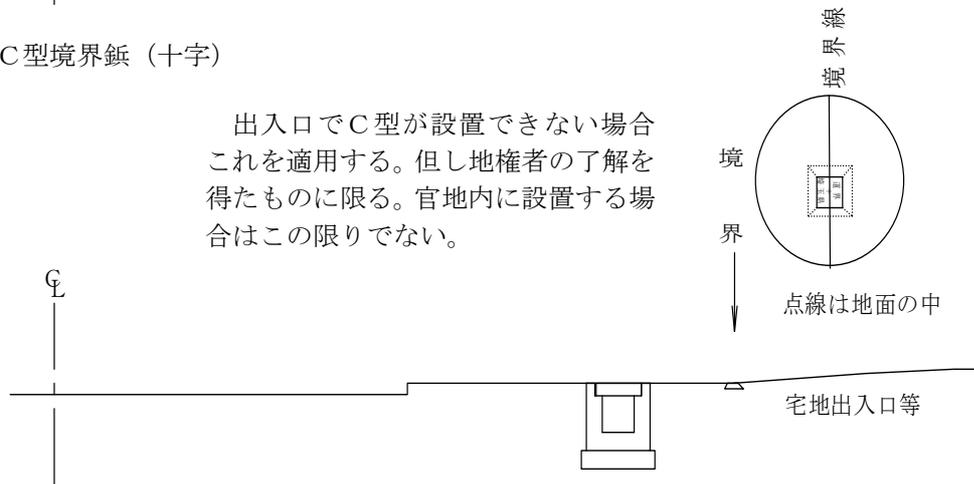
境界標設置基準【道界鉈の場合】

C型境界鉈（矢印）



C型境界鉈（十字）

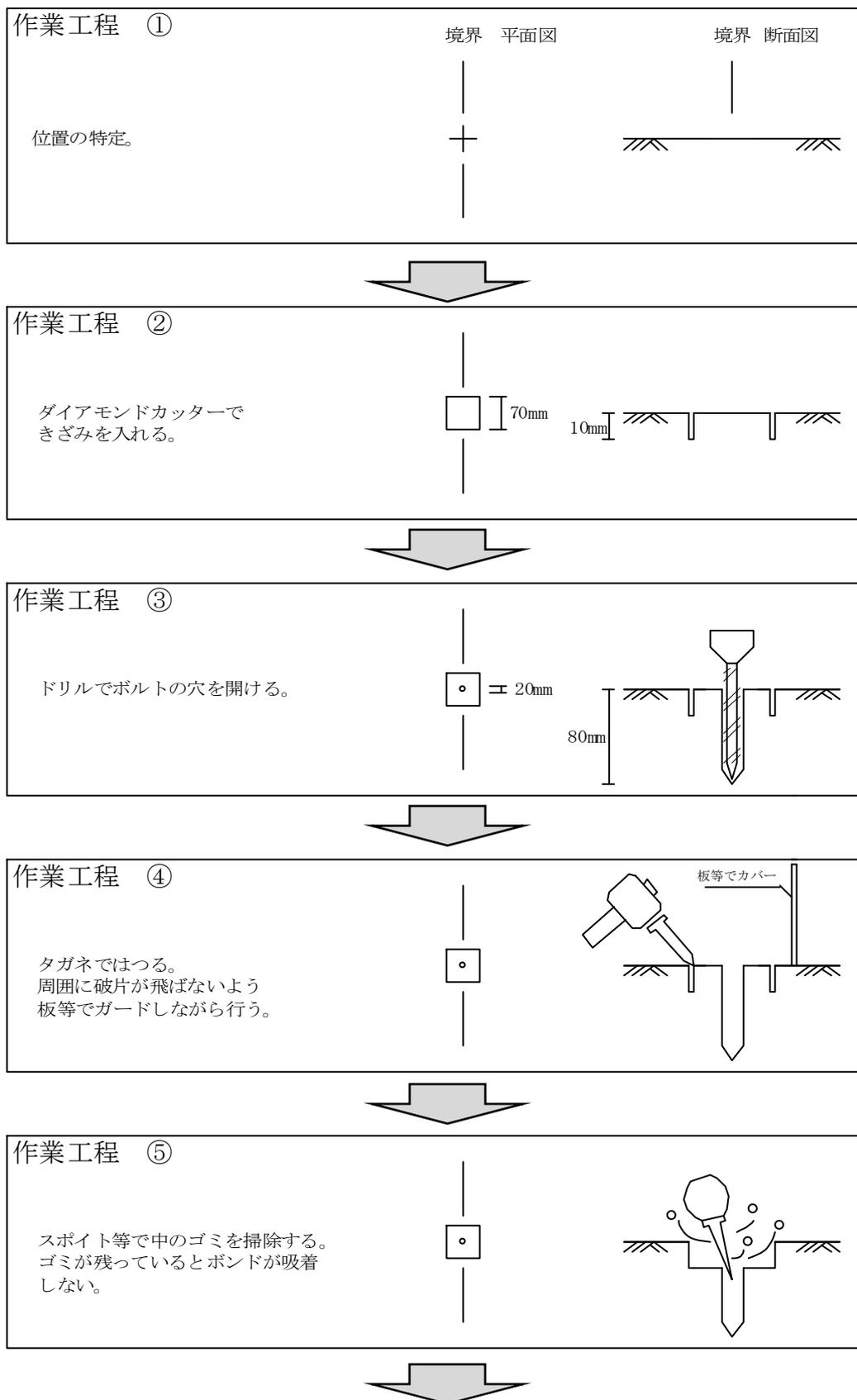
出入口でC型が設置できない場合  
これを適用する。但し地権者の了解を  
得たものに限る。官地内に設置する場  
合はこの限りでない。



単位はmm

# 測量（境界測量）

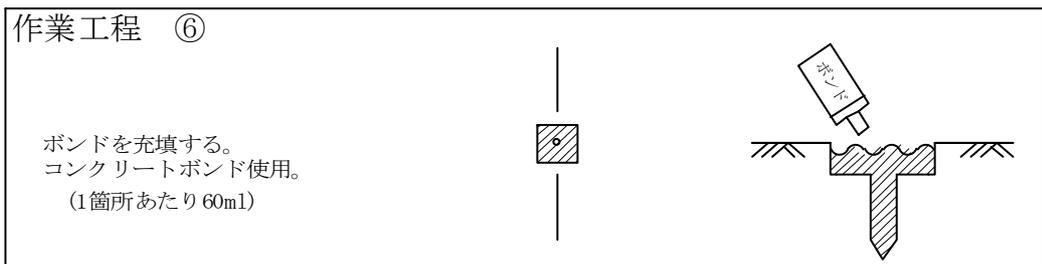
## 【設置手順】 C型境界標柱（十字の場合）



# 測量（境界測量）

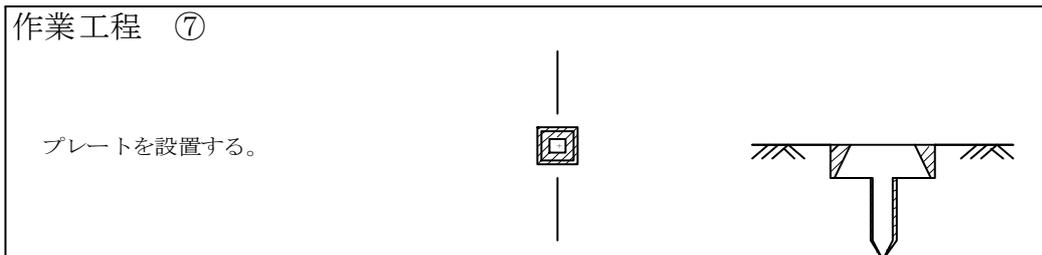
作業工程 ⑥

ボンドを充填する。  
コンクリートボンド使用。  
(1箇所あたり60ml)



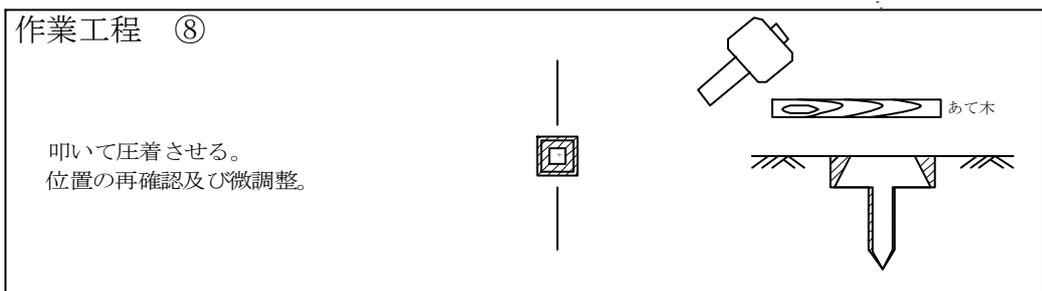
作業工程 ⑦

プレートを設置する。



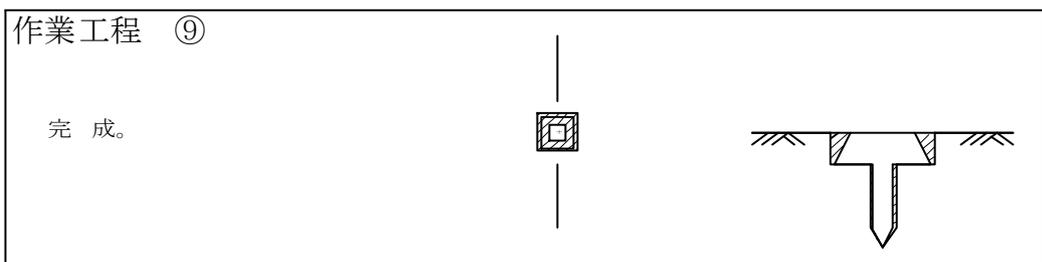
作業工程 ⑧

叩いて圧着させる。  
位置の再確認及び微調整。



作業工程 ⑨

完 成。



## 測量（境界測量）

### （9）地点標設置

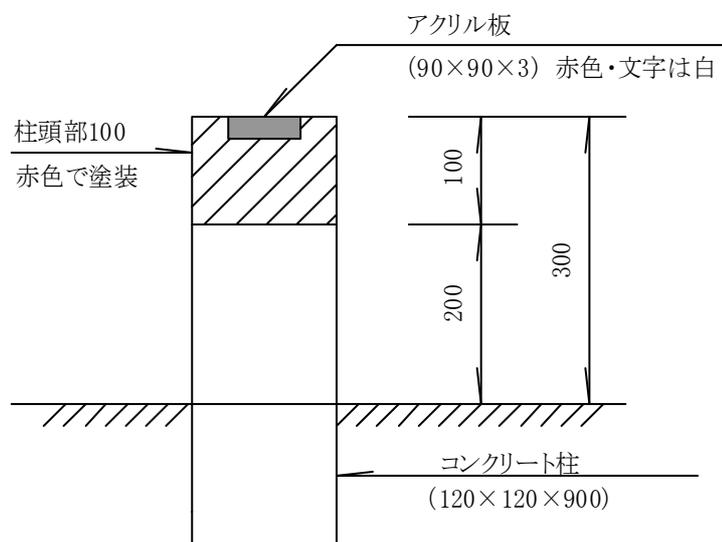
地点標は、起終点及び市町村境並びに道路管理者境に設置するものとする。

- ① 地点標の設置位置は、起点から終点に向かって原則として左側に設置するものとする。
- ② 地点標は地点標台帳（道路台帳様式2-5）、地点標調書（道路台帳様式2-6）を作成する。
- ③ 地点標の設置は、地点標設置基準による。

#### 地点標設置基準

- ・ A型地点標（コンクリート柱にアクリル板を埋め込む）

下図を標準とするが、市街部等においては、交通に支障のない範囲まで頭部を埋設することができる。

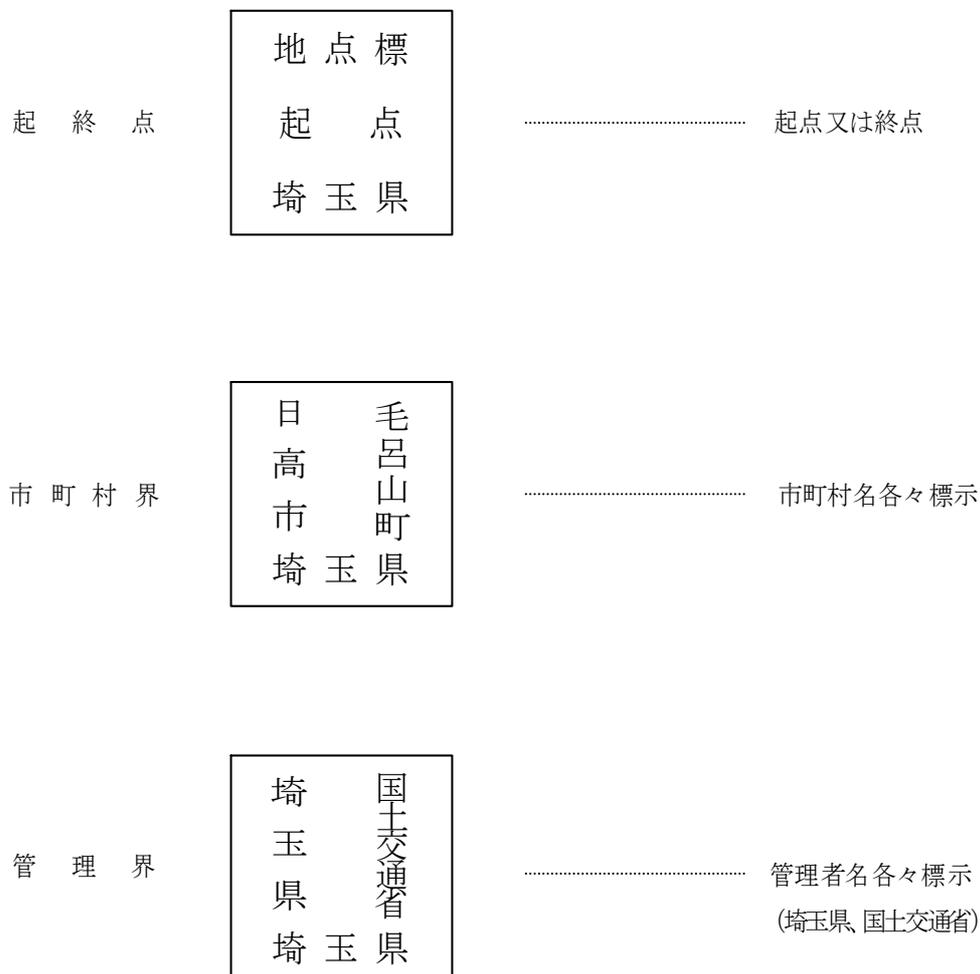


単位はmm

## 測量（境界測量）

- ・ B型地点標（歩車道境界ブロック等に亚克力板を貼り付けたもの）

[亚克力板標示方法]



### (10) 境界点間測量

この測量は、境界測量等において隣接する境界点間の距離を、TS等を用いて測定し精度を確認する作業をいう。

- ① 境界点間測量は、次の測量を終了した時点で行うものとする。

- i) 境界測量
- ii) 境界立会い
- iii) 境界標設置

- ② 境界点間測量は、隣接する境界点間または境界点と用地境界杭を設置した点との距離を全辺について現地で測定し、用地測量成果等と比較を行うものとする。  
なお、許容範囲は、次表を標準とする。

## 測量（境界測量）

区分 距離	平地	山地	備考
20m未満	10mm	20mm	Sは点間距離 の計算値
20m以上	S/2,000	S/1,000	

- ③ 境界点間の距離が直接測定できない場合は、その境界点の座標値の決定に用いた既知点以外の既知点から別に求めた座標値の軟差またはT Sの対辺測定機能を用いて条件点間距離を測定し、その軟差により点検する。
- ④ 境界点間測量の結果は、精度管理表に取りまとめるものとする。

### (1 1) 境界標調書の作成

計算の終了した境界標について、境界標調書（道路台帳様式2-1）を作成する。

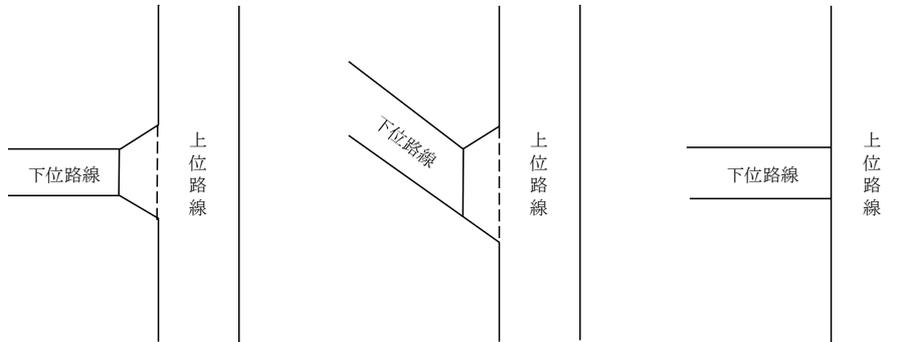
- ① 境界標調書は敷地区ごとに作成する。
- ② 重用部分は別調書を作成する。

## 測量（境界測量）

### 2-3-4 特殊箇所の境界線または区域線基準凡例

#### （１） 隅切り部

隅切り部は原則として上位路線に含むものとする。ただし、管理者の異なる時は協議によるものとする。



#### （２） 隣接水路部

##### ① 道路区域内に横断的に存在する場合

###### イ 法定外国有水路の取り扱い

法定外国有水路が道路区域内に横断的に存在する場合は、無償貸与を受けているもの（道路法 90 条 2 項）とみなして、道路の法線に基づいて道路境界を定める。

###### ロ 市町村有水路の取り扱い

市町村有水路が、道路区域内に横断的に存在する場合には、無償貸付を受けているものとみなして、道路の法線に基づいて、道路境界を定める。

##### ② 道路に接して法定外国有水路が存在する場合の取り扱い

イ 水路の機能管理者が市町村である場合には、市町村と立会いのうえ、次により境界を定める。

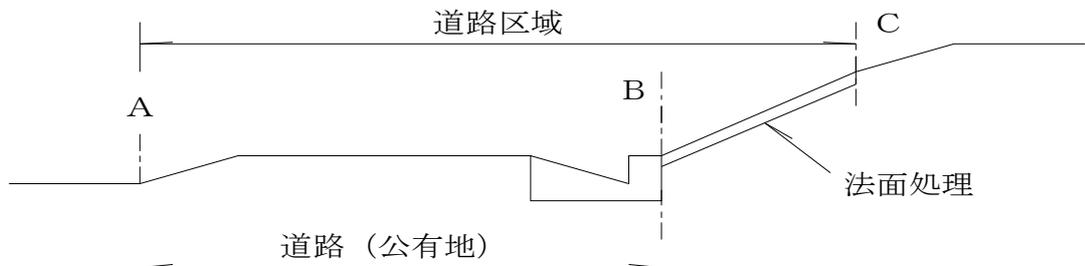
1. 水路が道路施設である場合には、①.イに準じ道路に含めて境界を定める。
2. 水路が道路施設としての機能がない場合で、該当水路とは別に側溝が整備されている場合は、水路を含めないで境界を定めることができる。

ロ 水路の機能管理者が市町村以外である場合には、水路の機能管理者と立会いのうえ次により境界を定める。

## 測量（境界測量）

1. 道路と水路が相互に効用を兼ねている場合には、兼用工作物管理協定が締結されていればこれに基づいて、協定が未制定であれば、協議された内容に基づいて道路区域を定める。
  2. 道路としての機能がなく、それぞれ管理区域が分かれている場合には、水路敷地を外して境界を定めるものとする。
- ハ 道路に接して市町村または、組合等所有の水路敷地が存在する場合には水路敷地所有者と立会いのうえ、次により定める。
1. 道路と水路が相互に効用を兼ねている場合には、兼用工作物管理協定が締結されていればこれに基づいて、協定が未制定であれば協議された内容に基づいて、水路を含めて区域を定める。
  2. 道路としての機能がなく、それぞれの管理区域が分かれているものについては、水路敷地を外して境界を定める。

### （3）法面部



上図A～B間が道路（官地）、B～C間が民地の場合、B～C間が道路管理上必要な区域の場合は、A～C間を道路区域とする。

### 2-3-5 成果品

- ① 土地所有者一覧表
- ② 道路境界確認（承諾）書
- ③ 境界承諾不調調書
- ④ 境界標設置調書
- ⑤ 地点標設置調書（設置時）
- ⑥ 境界標調書
- ⑦ 境界標成果表
- ⑧ 境界標計算簿
- ⑨ 特記事項調書
- ⑩ 電子記録媒体
- ⑪ その他資料

## 2-4 境界点の「世界測地系（測地成果 2011）」への変換

### 2-4-1 目的

道路台帳整備業務の基になっている基準点、境界点及び地形図等の座標は、新規に供用開始されたバイパス等の一部を除き、そのほとんどは「日本測地系」座標で作成されたものである。道路台帳整備業務として、統一されたシステムの基で一括管理をするためには、「日本測地系」から「世界測地系（測地成果 2011）」（以下「測地成果 2011」という。）への座標変換が今後必要となる。このため埼玉県では、道路台帳の座標を順次「測地成果 2011」に移行するものとする。

本項では、「測地成果 2011」に対応する測量成果とするための座標変換方法を定めるとともに、その規格の統一と必要な精度の確保に資することを目的とする。

### 2-4-2 変換への対応

本県では、既に「測地成果 2011」に変換済または変換予定の自治体（市町村）を除く地域に、平成 25 年度から 1 級基準点網の構築・整備作業を実施するとともに、既設 3 級基準点の改測を平成 28 年度に完了した。

一方、道路管理者が、道路管理事務を円滑に遂行するためには、道路区域の境界確定が必要不可欠である。

一般に、境界点の座標は、基準点からの取付け観測を行えば取得できると思われる。当然、測地成果 2011 の境界点座標は、測地成果 2011 の基準点から取付け測量を行えば取得できることになる。しかし、現実には取付け座標で得られた境界点座標は、道路幅員や隣接の境界点などの諸条件を加味し、調整計算された値になっている。既に日本測地系の座標で運用されている路線では、一般的に、境界証明などで地権者等関係者に境界点間距離などが公表されている。（境界確認が済んでいる。）

測量法の改正により測量の基準が変わったとしても、現地に埋設されている境界点の点間距離が大きく変化することは許されない。そのため取付け測量後の調整に係わる諸条件の設定や、境界座標の変換には一定以上の精度を保持する変換方法の選択が求められる。また、境界杭の設置から長い月日が経過し、現地の境界杭に紛失や移動が生じていることがある。特に境界に影響する部分で工事が行われた場合は、境界杭は正常な外見をしているのに、動かされている例が多く見られる。これら、障害のある境界点の座標は、取付け測量では取得することはできない。現在、「調整・整合」を図る手段として、幾つかの手法はマニュアルとして公開はされているが、調整する技術者の判断により手法が決められ、技術者が替わると同じ結果が得られない場合もあり得る。

平成 14 年度に「日本測地系」から「世界測地系（測地成果 2000）」に移行した際、国土地理院が公表した『測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル』（下記 URL を参照）は、調整の曖昧な部分を明確にして、技術者が替わっても同じ結果が得られるように、変換に伴う指針を示したマニュアルになっている。このマニュアルは、「測地成果 2011」にも適用することができる。ただし、幾つかの変換手法があるため、作業範囲の大小や、各地区に適した座標変換手法を選択する必要がある。

国土交通省 国土地理院 ホームページ

[http://psgs2.gsi.go.jp/koukyou/download/henkan\\_manual/pdf/henkan\\_manual.pdf](http://psgs2.gsi.go.jp/koukyou/download/henkan_manual/pdf/henkan_manual.pdf)

## 測量（境界測量）

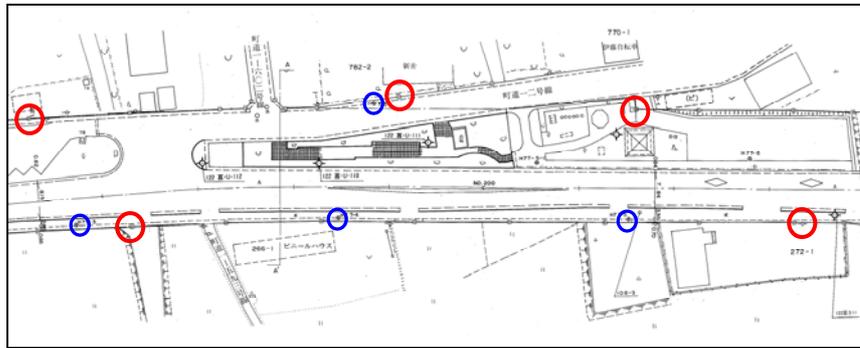
### 2-4-3 境界点の座標変換手法（概要）

#### （1）補正業務の範囲内（1図面単位）等での境界点の座標変換

境界点の座標変換は、「測地成果 2011」の基準点を基に、「日本測地系」または「任意座標系」の座標を持つ境界点を1図面当たり4～5点を踏査・選点（各座標系で共通する基準点及び境界点を選点することが重要）し、旧座標系と新座標系との移動量（シフト量）を求め、その図葉内の境界点がどのような傾向を示しているのか検討する必要がある。特定の地域毎に移動量（シフト量）が変化しているような場合は、基準点の設置当時の平均図と同じ範囲で座標変換を行うことで変換による誤差を小さくすることが可能である。

※変換手法の一例を、以下に示す。

境界座標の変換手法において最も重要な事項は、変換する範囲内に新成果（測地成果 2011）と旧成果（変換前の座標系）を持つ共通の基準点または、境界点を選点することである。（準拠点「固定点」の選択が重要となる。）



○：基準点      ○：準拠点

- ① 予め資料収集した、公図・地積測量図・査定済資料等を基に、現地において境界点調査（正常・異常の判別）を行う。
- ② 座標変換に用いる新・旧共通の基準点又は境界点は、座標変換を行おうとする境界点の周辺を囲むように配置（選点）する。
- ③ 測地成果 2011 の座標を持つ4級以上の基準点より、境界点の取付け観測を行う。
- ④ 旧成果を求めた基準点が現存する場合には、その基準点に取付け観測を行う。
- ⑤ 測地成果 2011 で求めた境界点の点間距離等と、旧成果の点間距離を比較検討し、固定点を決定する。
- ⑥ 新・旧の成果より、作業範囲の移動量（シフト量）を求め、アフィン変換を行う。
- ⑦ 固定点以外の境界杭については5%程度の取付け観測を行い、変換の良否を確認すると共に、結果は精度管理表に取りまとめるものとする。

#### ◇アフィン変換

アフィン変換は、X座標及びY座標の回転量、スケールファクター等の変換パラメータを求めて、任意地点の未知点の座標変換補正量をもとめる手法である。（変換の詳細は、国土地理院が公表している座標変換マニュアルを参照。）

## 測量（境界測量）

### （2） 広範囲を対象とした境界点の座標変換

検討する境界点の座標変換手法は、測地成果 2011 で求めた基準点を基に、境界点の取付け測量を行い「測地成果 2011」の座標を求め、旧座標系の境界点間の距離と夾角を計算で求め、厳密水平網平均計算（以下「平均計算」という。）で座標変換する手法である。

基準点測量は既知点の座標と距離及び夾角から平均計算で求めるものであり、つまりは境界点の座標変換を基準点測量と同じ方法で求める手法である。

平均計算は、境界点間の距離や夾角を最小の補正で測地成果 2011 の座標を求める。つまり、既存の境界点間の距離を最大限そのままの状態ですべて座標変換を行うものである。

座標変換作業は、交差点における境界点の 2 重成果解消、整合の確保を考慮すると、県土整備事務所単位で行うのが最も効率的であるが、2～3 地区に分割して複数年で行っても、精度確保は可能な手法である。（あまり細かく分割すると接合部が増えて、その処置における作業及び管理の負担が増大する懸念がある。）

おおまかな手順は下記の通りである。

- ① 地区内の「測地成果 2011」の基準点から境界点の取付け観測を行う。
  - ・基準点から境界点は 3～5 点、取り付ける。
  - ・取付け観測した境界点間の座標距離を「測地成果 2011」と「日本測地系」で比較点検し、境界点に移動がないことを確認する。
  - ・最も堅牢と見られる境界点を固定点（既知点）とする。
  - ・側道や、T 字路など 20メートル以上突き出す場合は、突き出しの末端点の境界に取り付ける。
  - ・「測地成果 2011」に変換された地域と接する同一の境界点は隣接地域の境界点座標で固定する。
  - ・固定点とした境界点間の座標距離を「測地成果 2011」と「日本測地系」とで比較点検して精度管理を行う。
- ② 「日本測地系」の境界点座標から隣接する境界点との距離と夾角を求める。
  - ・1つの境界点から隣接する境界点（3点以上）の距離と夾角を求める。
  - ・距離は基準面上の球面距離に変換する。（任意座標の場合は不要）
- ③ 固定点以外の境界点の「測地成果 2011」仮座標を求める。
  - ・仮座標は地区内の移動量または TKY2JGD 等で求める。
- ④ ①の固定点を既知点座標、②の距離と夾角、③の座標を求点座標として平均計算を行う。
  - ・距離の補正量を確認して、境界点間距離の補正量が 2センチメートル以上の場合は点検を行う。座標の補正量が 0.5ミリメートル未満になるまで平均計算を繰り返す。
- ⑤ 座標変換の精度管理を行う。
  - ・固定点以外の境界点を 5%程度無作為に選び、現地で取付け観測を行い、精度管理を実施する。

- （1） 基本となる準拠点（固定点）の選点作業は、変換する作業範囲の大小に関係なく、最も重要な要件となる。
- （2） 固定点以外の境界点については、座標変換の良否を確認するため、所定の作業量について点検測量を実施すること。
- （3） 変換後の成果表には、所定の位置に「世界測地系（測地成果 2011）」を必ず表記すること。

## 測量（境界測量）

※ 境界査定の終了している路線では、境界点を正確に「測地成果 2011」に復元・変換することにより、数値地形図の位置精度は格段に向上する。  
よって、数値地形図を作成する前に必ず境界点の座標変換を実施することが肝要となる。

### 2-4-4 成果品

- ① 成果表
- ② 座標変換データ等ファイル
- ③ 座標変換計算簿
- ④ 点検測量観測成果
- ⑤ 精度管理表
- ⑥ 電子記録媒体

#### 【解説】

- 1、成果表には、旧成果と新成果を区別するため、「世界測地系（測地成果 2011）」を表記すること。
- 2、座標変換データ等ファイルは、座標変換のために整備した座標変換補正量のデータファイルをいう。
- 3、計算簿には、座標変換年度及び座標変換の方法を明らかにするため、「平成〇年設置」、「平成〇年改測」、「平成〇年度地域毎の変換パラメータ改測による座標変換」等、記入する。
- 4、点検測量は、「測地成果 2011」の基準点から、作業範囲内で無作為に抽出した境界点について、放射法等により取付け観測を行い、座標変換の良否を確認するものとし、点検結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

## 第3章 道路台帳平面図

### 3-1 目的

道路台帳平面図は、道路現況平面図の数値地形図データに道路法施行規則第4条の2項の項目を記載して道路法で規定された図面の要件を満たしたものとするとともに、後続作業の基図となる。なお、作成した数値地形図データは、所定の道路台帳図チェックシステムにより、規定どおりの仕様で作成が行われているか内容確認を実施し、エラーの無いデータを作成するものとする。

### 3-2 作業項目

- (1) 道路台帳平面図の作成
- (2) 道路台帳平面図記載項目の調査
- (3) 調査項目の記載

### 3-3 作業細目

#### 3-3-1 道路台帳平面図の作成

道路台帳平面図の作成は、作業の一部または、全部を道路現況平面図と同時に実施することができる。

図式等については「本要領（案）7-2\_図式規程」を準用する。

#### 3-3-2 道路台帳平面図記載項目の調査

- (1) 半径30メートル未満の箇所とその半径  
平面図上より半径6メートル以上、30メートル未満の箇所を1メートル単位で調べる。測定箇所は、車道中心上とする。半径6メートル未満はカーブと扱わずに折点として扱う。
- (2) 縦断勾配8パーセント以上の箇所とその勾配  
縦断勾配が8パーセント以上になる箇所については、その傾斜変化点にマーキングを行い上下の比高差及び延長を求めて小数点以下1位（%）までの勾配を求める。また、マーキング箇所は地形測量作業時に数値地形図データ上にプロットしておくこと。
- (3) 道路構造別幅員

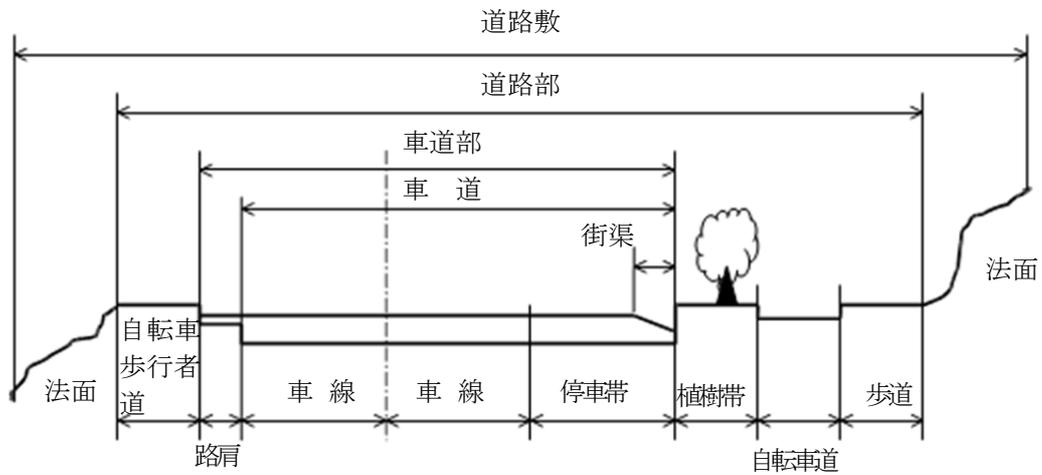
#### 【測定箇所】

- ・原則として道路部内の構造（車道・歩道・中央帯）が各々50cm以上変化する箇所
- ・50cm以上変化する箇所が連続している区間では最小、最大の幅員を測定すること
- ・交差点（県道以上との）及び隅切りのある市町村道との交差点の付近
- ・橋・踏切・トンネル及びその前後
- ・上記に該当する箇所がない場合においては100mにつき1箇所測定

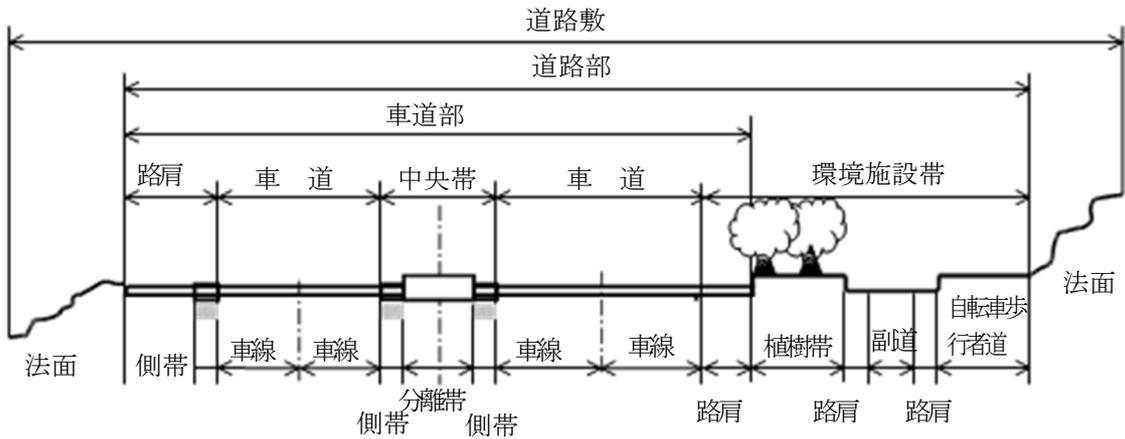
# 道路台帳平面図

【道路構成別内訳】 <横断面の構成要素とその組合せ>

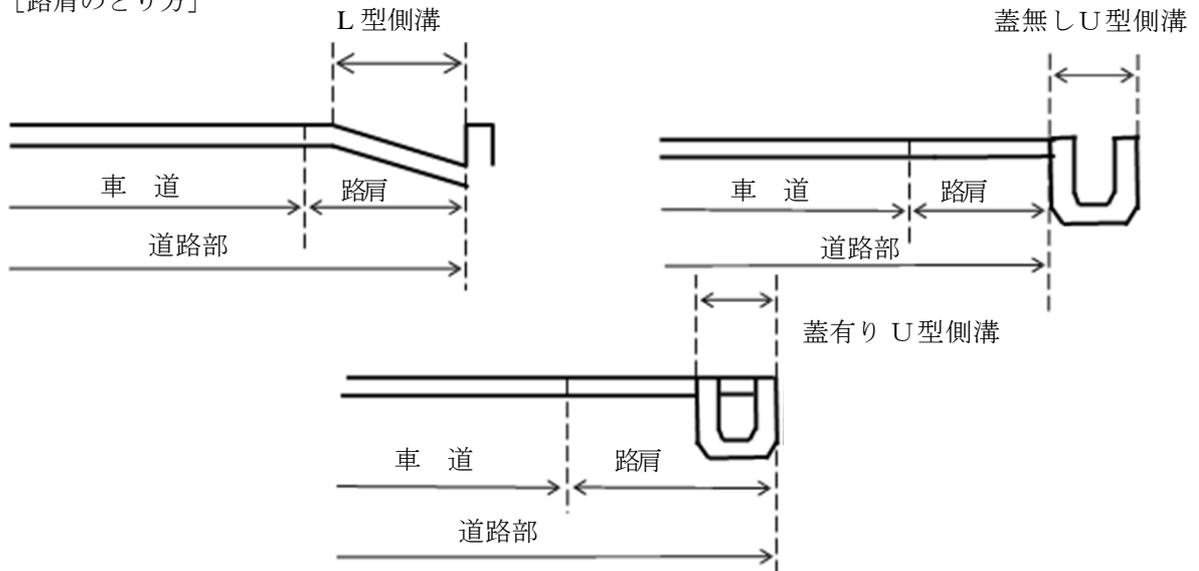
◆ 2車線の場合



◆ 4車線の場合

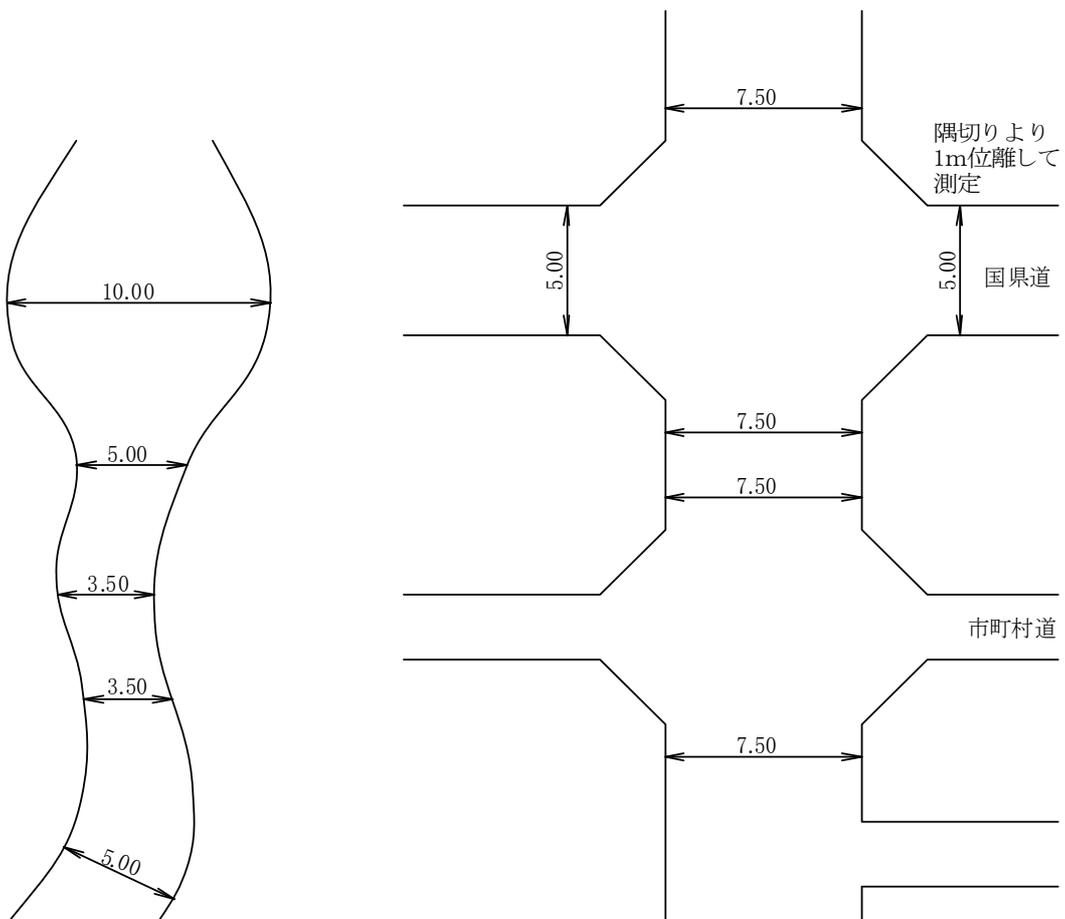
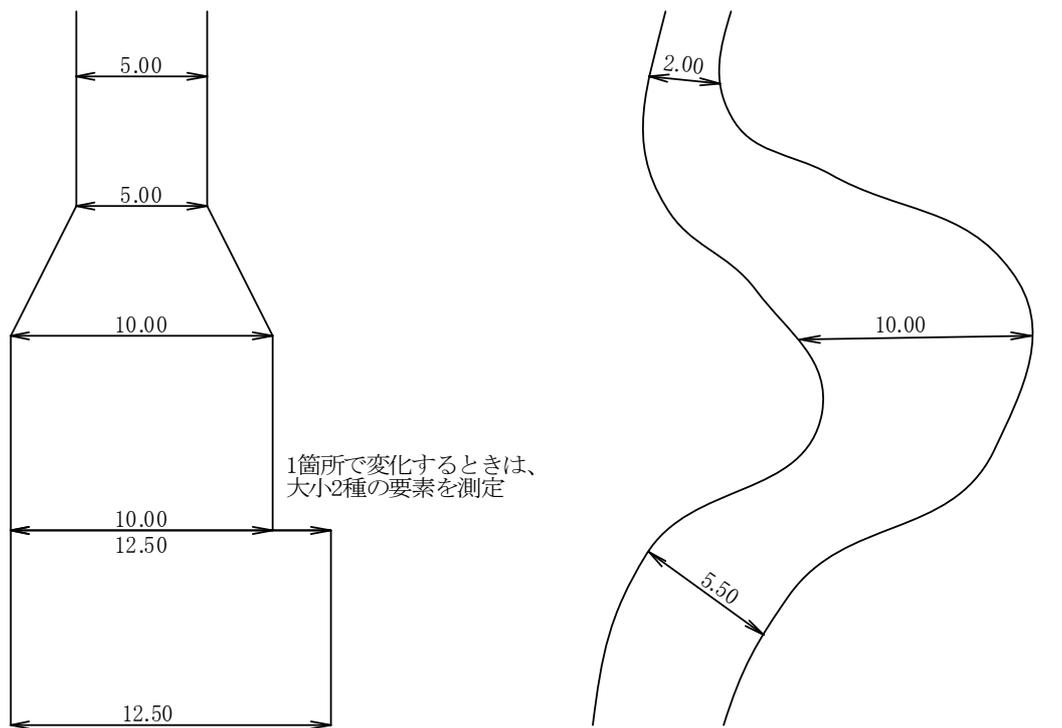


[路肩のとり方]



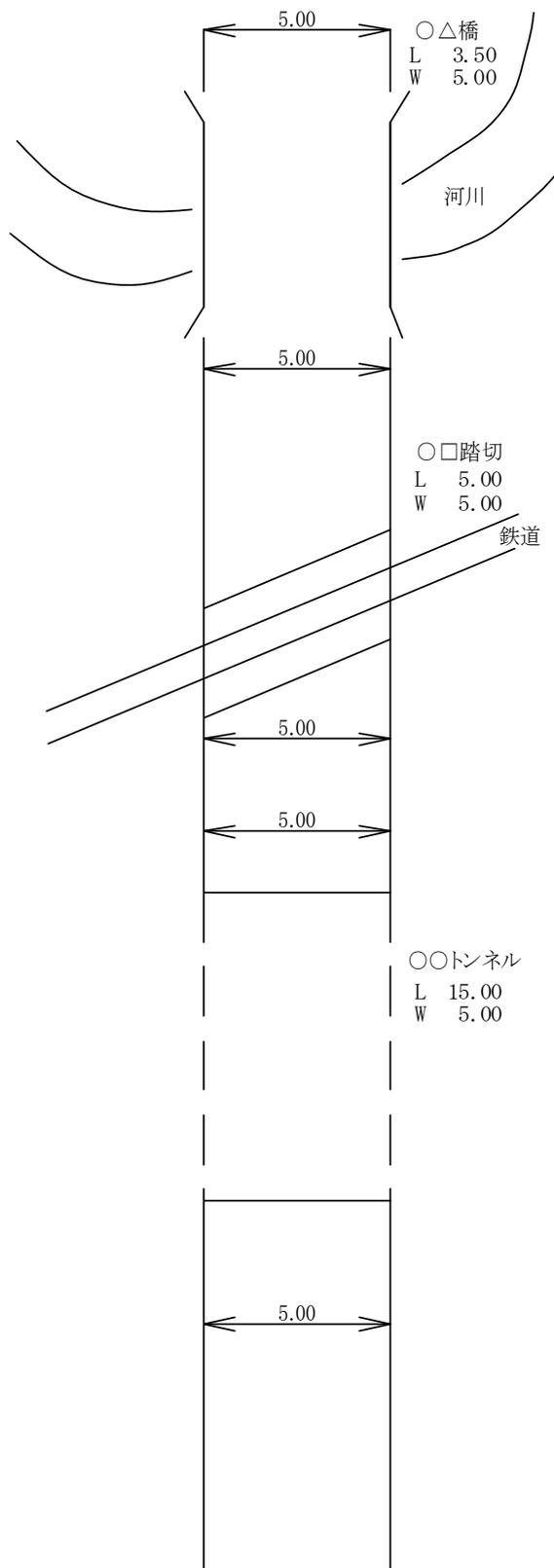
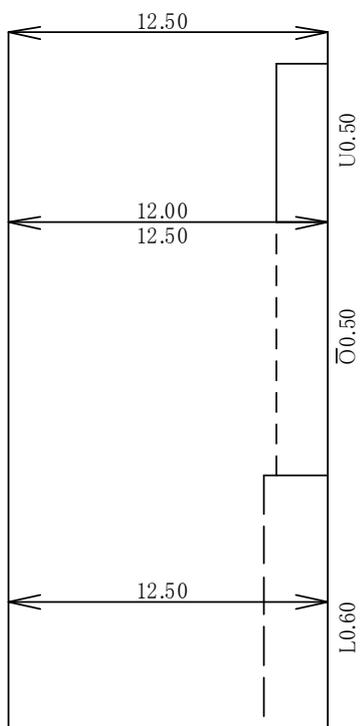
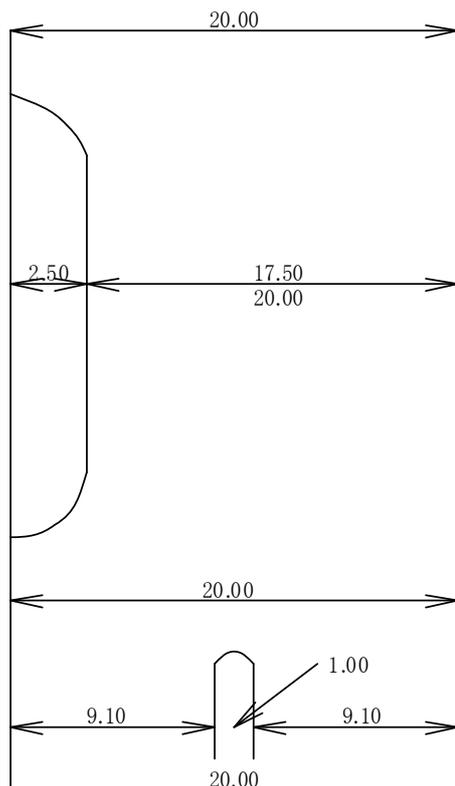
# 道路台帳平面図

[道路部幅員の測定方法]



単位はm

道路台帳平面図



単位はm

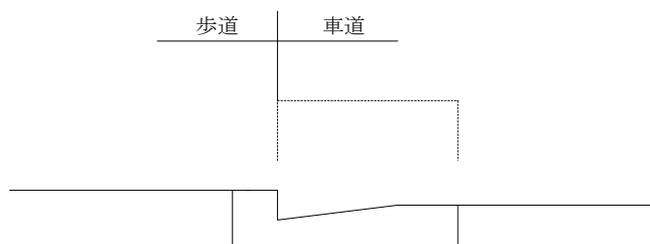
## 道路台帳平面図

### (4) 側溝の種類及びその幅

側溝として扱うものは1メートル以下のものとする。  
側溝の種類は、次の項目とする。

- ・ L型側溝
- ・ 蓋有りU型側溝
- ・ 蓋無しU型側溝

幅は、外側で測定する。ただし、車道と歩道との境にあるL型側溝を測定するときは下図のとおりとする。



### (5) 車道及び歩道の路面種類

車道、歩道については、次の種類で路面を調査する。

セメントコンクリート	コンクリート平板
高級アスファルト	防塵処理
簡易アスファルト	砂利道

路面種類の変化点は、道路台帳平面図に明示すること。

### (6) 道路中心延長

道路中心延長は、車道の中心線上を、起点0メートルとして終点に向かって20メートルごとに平面図上で設定した距離のこと。（現場での作業はない。）  
カーブの箇所では弧の長さを延長とするため、測定するときには充分注意をすること。  
20メートルごとの中心点は道路台帳平面図上に明示すること。

### (7) 横断測量

監督員より指示のないときは図面の標準的な1箇所、横断測量を行うこと。  
横断箇所は、道路台帳平面図上に明示しておくこと。

### (8) 道路管理者が設置した標識・照明灯

## 道路台帳平面図

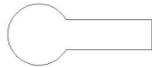
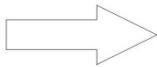
### 3-3-3 調査項目の記載

(1) 標題及び経歴

作成欄は、新規に図面を作成したときに記載して、それ以後の作業は、全て補正欄に記載する。

(2) 起点及び終点の位置の表示とその地番

- ・ 起点、終点の位置は、道路管理者の定めた位置とする。
- ・ 起点では、記号の後端、終点では、記号の先端を、起点、終点の真位置とする。
- ・ 起点、終点では、左右の隣接地の地番を記載する。
- ・ 起点、終点の記号は次のとおりとする。

起 点	
終 点	

(3) 交差、もしくは、接道する道路または、重複する道路の主な路線名称

調査路線が、国道または県道及び主な市町村道との交差、もしくは、接続する時はその交差相手路線名称を、記載すること。

例 国道 16 号線  
青梅入間線  
市道 1077 号線

(4) D I D、市街化、調整等の境とその注記

県土整備事務所または、市町村の資料より、D I D、市街化区域、市街化調整区域の境と注記を記載する。

(5) 自動車交通不能区間の境とその注記

最大積載量 4 t の普通貨物自動車が行き通れない箇所の境と、その注記を記載する。

(6) 半径 30 メートル未満の箇所とその注記

道路中心線の曲率半径が、6 メートル以上、30 メートル未満の箇所は、記号と注記により記載する。

(7) 縦断勾配 8 パーセント以上の箇所とその数値

縦断勾配 8 パーセント以上の箇所においては、その位置と、その勾配を記載すること。

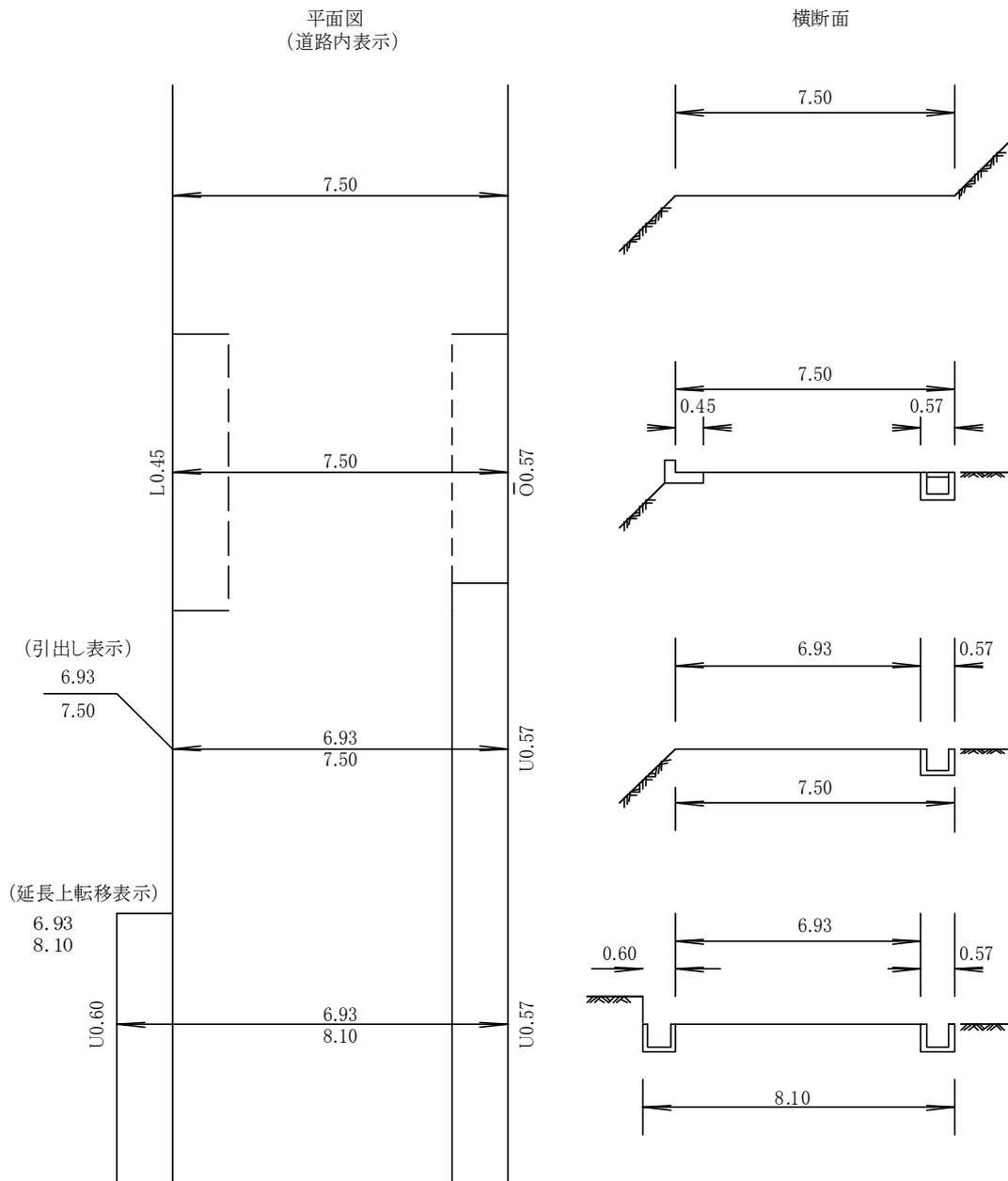
(8) 道路構造別幅員数値

調査された道路構造別幅員は、次の図式により表示する。

- ① 道路は、すべて真幅で表示する。
- ② 幅員測定は、50 センチメートルごと変化点及び構造の変化する箇所とする。
- ③ 測定はセンチメートル単位とし、図面表示はメートル単位で記入

# 道路台帳平面図

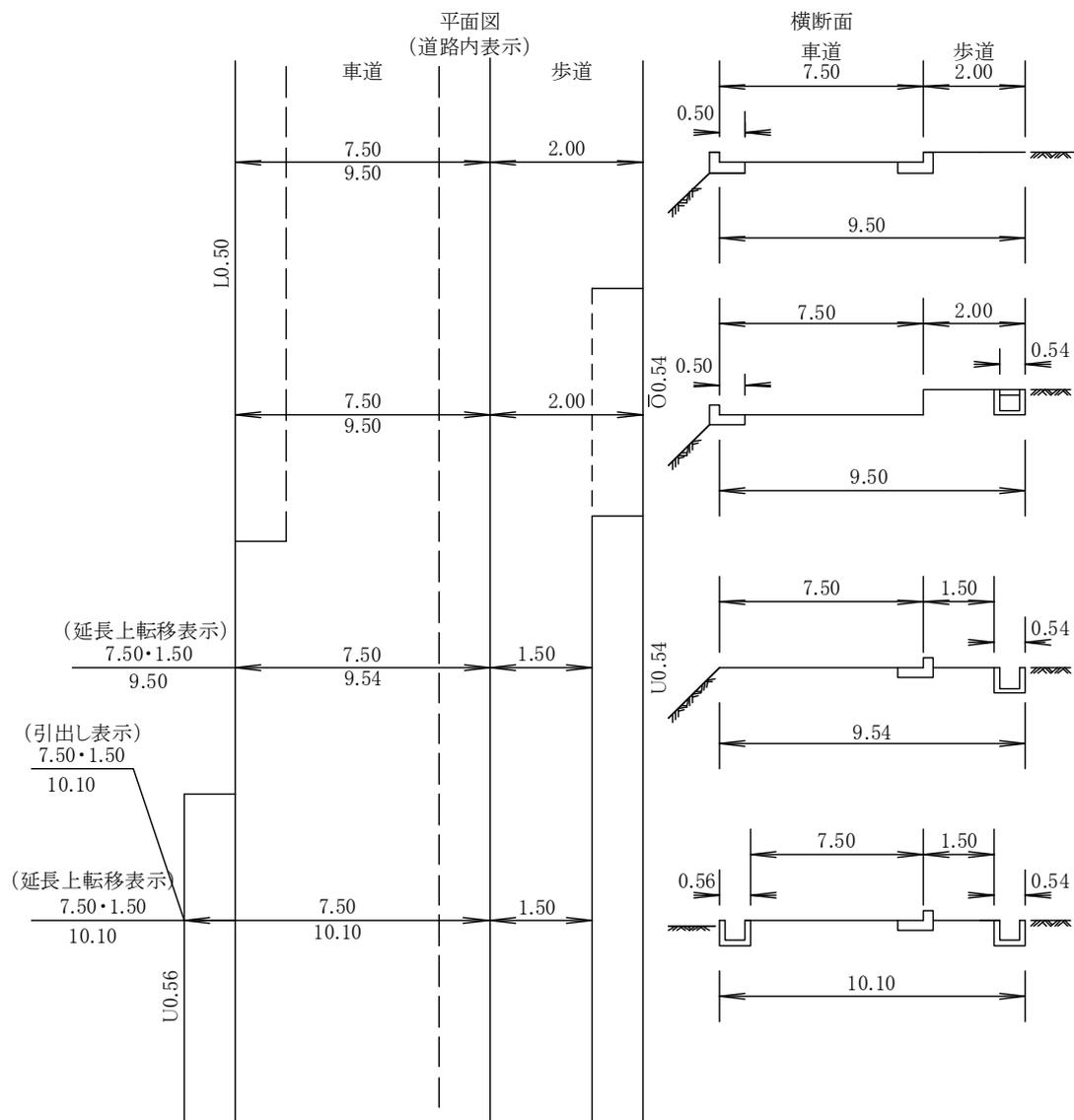
## 【道路構造別幅員 記載例】



単位はm

# 道路台帳平面図

## 【道路構造別幅員 記載例】

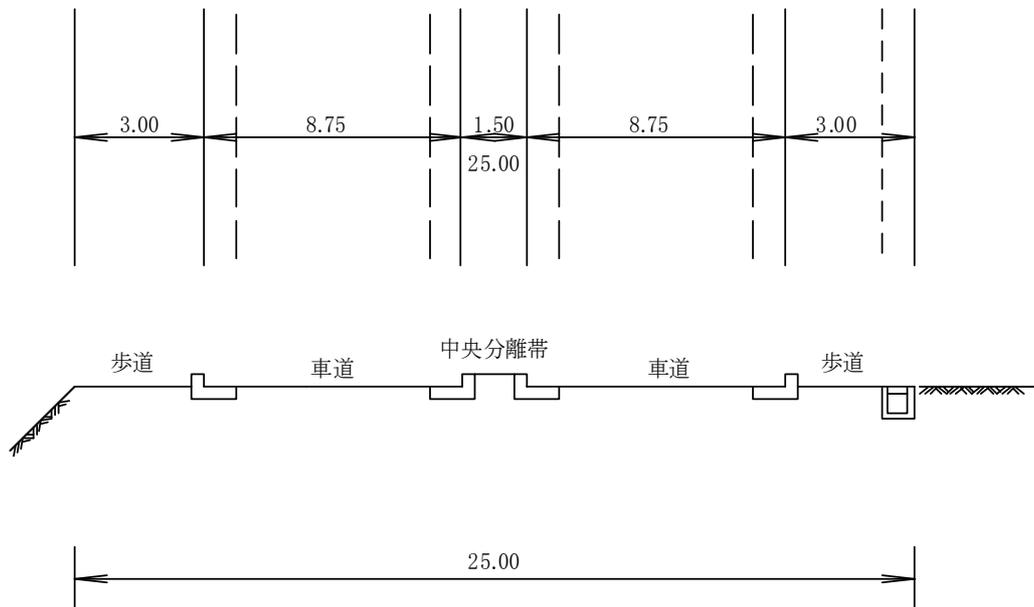


単位はm

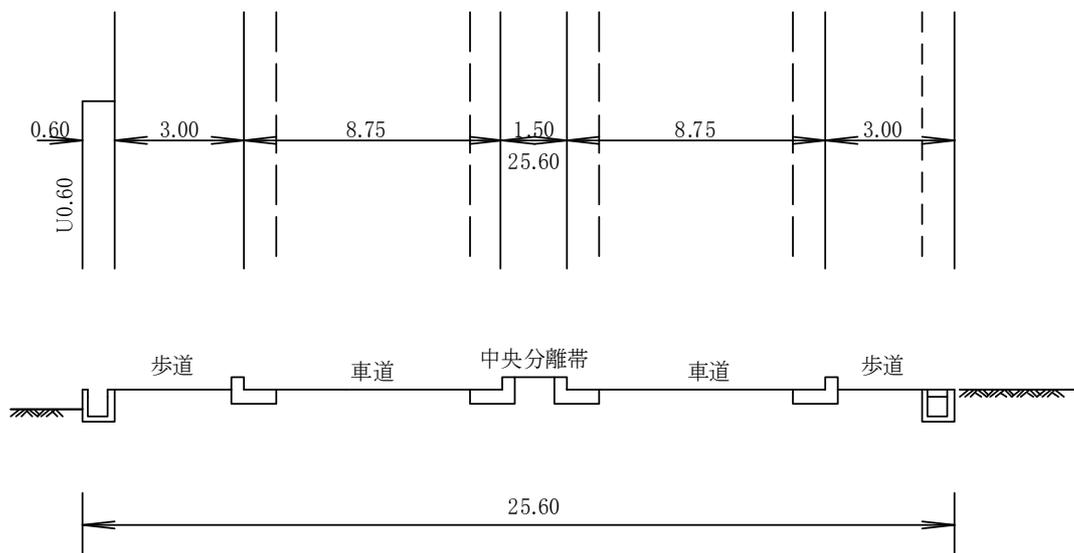
# 道路台帳平面図

## 【道路構造別幅員 記載例】

平面図  
(道路内表示)



平面図  
(道路内表示)



単位はm

# 道路台帳平面図

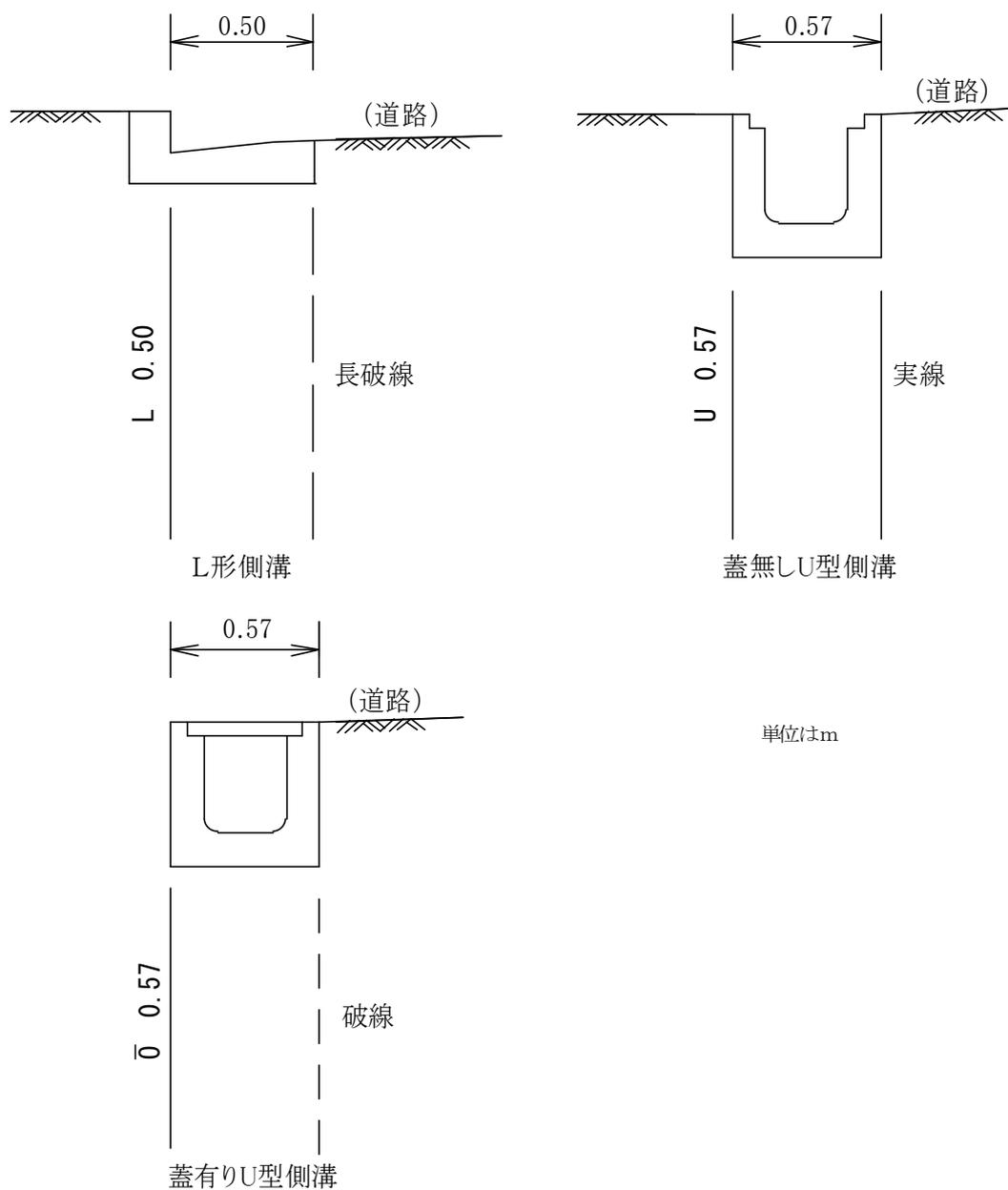
## (9) 側溝の種類及び、その幅

[種類記号]

L 型側溝	L
蓋有りU型側溝	$\bar{0}$
蓋無しU型側溝	U

[側溝]

側溝は、L型側溝・蓋有りU型側溝・蓋無しU型側溝に区分する。



## 道路台帳平面図

(10) 車道及び歩道の路面種別とその境

[種類記号]

舗装	高級	セメントコンクリート 高級アスファルト	C A
	簡易	簡易アスファルト コンクリート平板	K P
未舗装		防塵 砂利	B G

(11) 中心線及び20メートルごとの位置と100メートルごとの中心点の番号

(12) 横断図とその箇所

(13) 境界線または、区域線

境界測量により決まった線を入力する。

境界と兼ねない区域線については別途監督員と協議のうえ線を入力する。

(14) 道路管理者が設置した標識・照明灯

## 道路台帳平面図

### 3-4 成果品

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ① 道路台帳平面図（数値地形図データ）    | 一式 |
| ② 道路台帳図チェックシステムによる点検結果 | 一式 |
| ③ 検査用出力図（点検資料）         | 一式 |

## 第4章 道路敷地図

### 4-1 目的

道路敷地図は、道路沿線の土地所有者並びに、その境界を明確にして、道路管理上最も重要である道路境界の管理を円滑に行うための重要な資料とすることを目的とする。

また、道路境界確定における検討資料として使用する。

図式等については「本要領（案）7-2\_図式規程」を準用する。

### 4-2 作業項目

- ・ 境界線または区域線の記入
- ・ 境界標間の距離の記入
- ・ 境界標の番号の記入

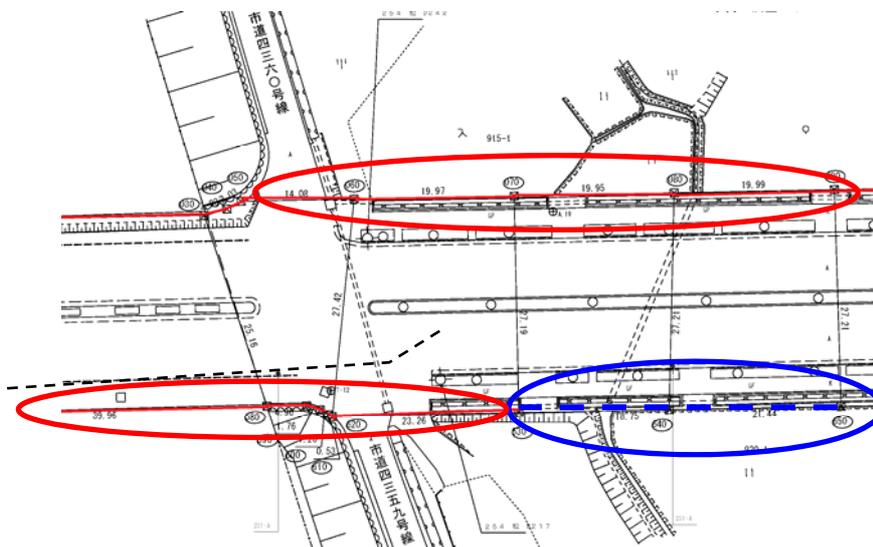
### 4-3 作業細目

#### 4-3-1 境界線または区域線の記入

道路管理者と他者の用地境界線のうち、敷地調査等により他者との境界確認で承諾を得た箇所については、赤色の実線により線データを作成する。

なお、用地境界の承諾が得られていない箇所については、破線表示により線データを作成する。

<作図例>



## 道路敷地図

- ※赤色の囲み箇所 : 確定境界線
- ※青色の囲み箇所 : 不調境界線

### 4-3-2 境界標間の距離の記入

境界点間の寸法についてはメートル単位とし小数点第2位（小数点第3位を切り捨て）まで表示する。隣接境界との距離を記入し、一点以上のたすき掛けを行う。

### 4-3-3 境界標の番号の記入

境界標番号を入力する。図面上部左側より10番単位で010から図面右方向に既設表中に番号をつける。

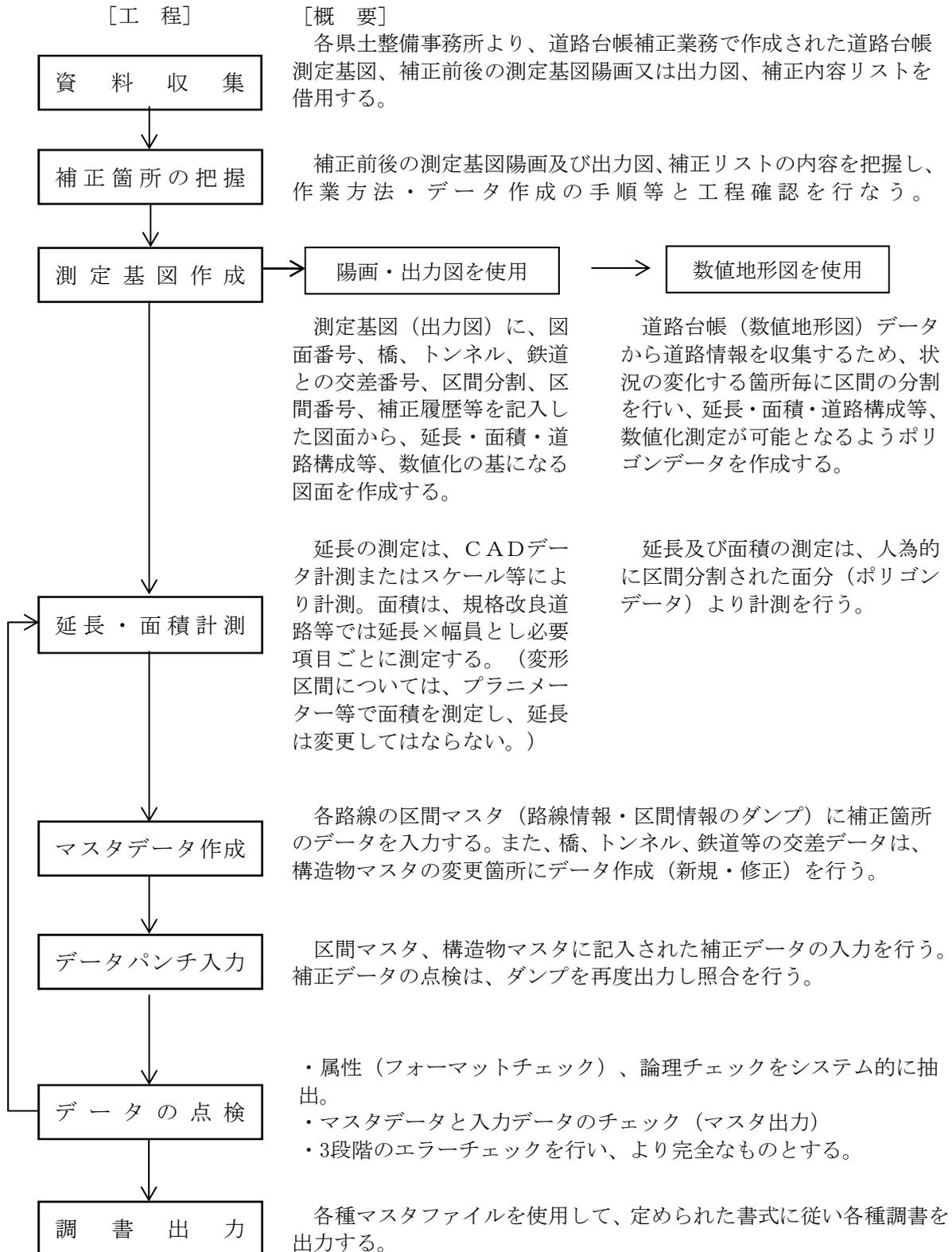
図面下部左側より10番単位で510から図面右方向に既設表中に番号をつける。  
不調点においては計算点としカッコで（060）記載すること。

## 4-4 成果品

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ① 道路敷地図（数値地形図データ）      | 一式 |
| ② 道路台帳図チェックシステムによる点検結果 | 一式 |
| ③ 検査用出力図（点検資料）         | 一式 |

## 第5章 道路台帳調書

### 5-1 道路台帳調書作業工程



## 5-2 道路台帳調書

### 5-2-1 道路台帳の種類

#### (1) 道路法に定められた調書

- ・道路台帳
- ・実延長調書
- ・橋調書
- ・トンネル調書
- ・鉄道等との交差調書

#### (2) 国土交通省道路施設現況調査要項（以下「要項」という。）に定められた調書

- ・第1号様式（総括）
- ・第2号様式（独立専用自歩道）
- ・第3号様式（部分自歩道）
- ・第4号様式（有料道路）
- ・第5-1号様式（橋梁「橋長15m以上」）
- ・第5-2号様式（橋梁「橋長2m以上15m未満」）
- ・第6号様式（トンネル）
- ・第7号様式（踏切道）
- ・第8号様式（1.5車線の道路）

※ 各種調書の記載方法については、毎年国土交通省から配布される要項に基づき作業を行うものとする。

### 5-2-2 記載方法（7-2-4様式（調書）参照）

#### (1) 道路台帳【様式調-1】の記載方法

この調書は、路線ごとに作成する。  
延長及び幅員の記載単位は、メートル以下2位までとする。  
面積の記載単位は、平方メートル以下2位までとする。

##### ① 整理番号

道路管理者が定めた路線番号を4桁で入力する。

##### ② 図面对照番号

当路線の起点を含む図面番号と当路線の最終図面番号を入力する。

##### ③ 道路の種類

次のコードで入力する。

- 一般国道（指定区間外）・・・3
- 主要地方道・・・・・・・・・・4
- 一般県道・・・・・・・・・・5

## 道路台帳調書

- ④ 路線名、路線の指定（認定）の年月日、起点、終点、主要な経過地、道路管理者の指定または、認定資料より入力する。
- ⑤ 道路の延長  
起点から終点までの総延長を入力する。
- ⑥ 実延長  
当路線の重用、未供用、渡船施設（海上）延長を除いた延長を入力する。
- ⑦ 重用延長  
上位の路線と重複している延長を入力する。
- ⑧ 供用されていない区間の延長  
路線の指定または認定の告示がされているが、供用開始の告示がされていない区間の延長。
- ⑨ 道路  
実延長区間における道路の延長。
- ⑩ トンネル  
実延長区間におけるトンネルの個数とその延長。
- ⑪ 橋  
実延長区間における永久橋、木橋、混合橋別の個数とその延長。
- ⑫ 歩道  
実延長区間における歩道の設置延長及び左右別延長。
- ⑬ 道路の敷地の面積  
道路敷地構成図の整備されている路線では、国有地、地方公共団体有地、民地別に道路敷地の面積を記入、敷地構成図が未整備の路線では、計の欄にのみ入力する。
- ⑭ 鉄道または新設軌道との交差  
鉄道、跨線、平面交差別に箇所数を入力する。
- ⑮ 最小車道幅員、最小曲率半径、最急縦断勾配それぞれの箇所  
当路線の実延長区間におけるそれぞれの数値を記入した箇所には、それぞれの区間番号を入力する。
- ⑯ 有料道路  
有料の道路、トンネル、橋、渡船施設があるときは、それぞれの延長等を入力する。
- ⑰ 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要  
堤防、護岸、駅前広場等の工作物と効用を兼ねている箇所があるときは、その名称及びその管理者を入力する。
- ⑱ 軌道その他主要な占用物件の概要  
軌道、地下街等の主要な占用物件について、その占用者、占用期間、占用場所を入力する。

## 道路台帳調書

⑱ その他特記すべき事項

当路線の管理上特に必要と思われる事項を入力する。

⑳ 調製（改訂）の年月日

この調書の作成の年月日を記入また、補正したときはその年月日を入力する。

### （２）実延長調書（Ⅰ）【様式調－２】の記載方法

この調書は、路線ごとに、県土整備事務所別、市町村別に作成する。

延長及び幅員の記載単位は、メートル以下２位までとする。

面積の記載単位は、平方メートル以下２位までとする。

① 年度

当調書の作成年度を入力する。

② 道路種別

次のコードで入力する。

一般国道（指定区間外）・・・・・・ 3  
主要地方道・・・・・・ 4  
一般県道・・・・・・ 5

③ 路線番号、路線名称、起点、終点

道路台帳調書に記載した内容と同じく入力する。

④ 図面对照番号

当区間番号を入力する。

⑤ 区間番号

当区間の区間番号を入力する。

⑥ 重用、未供用

次のコードで入力する。

重用区間である（供用されている）・・・※  
未供用区間である・・・・・・※  
その他・・・・・・SPACE

⑦ 道路種別延長

道路（車道）の中心延長を、道路、橋、トンネル別に入力する。

⑧ 道路構成内訳

路面種類

車道の路面種類を次のコードで入力する。

セメントコンクリート・・・・ C  
高級アスファルト・・・・ A

## 道路台帳調書

簡易アスファルト・・・・・・・・K  
コンクリート平板・・・・・・・・P  
防じん処理・・・・・・・・B  
砂利道・・・・・・・・G

ただし、踏切道については、次のとおりとする。

石系・・・・・・・・C  
木系、その他・・・・・・・・K

### ⑨ 車道幅員

車道の幅員は、次のようにして求めて入力する。

車道幅員＝道路部幅員－歩道幅員－中央帯幅員－路肩幅員

### ⑩ 車道の延長、面積

車道の延長及び面積を路面の舗装、未舗装別に入力する。

舗装とは、路面種別がつぎのものをいう。セメントコンクリート、高級アスファルト、簡易アスファルト、コンクリート平板。

コンクリート未舗装とは、路面種別が次のものをいう。防じん処理、砂利道ただし、踏切道は、全て舗装として扱う。

### ⑪ 歩道

左右別に幅員、延長、面積を入力する。

### ⑫ 路肩

幅員及び面積は、左右の合計を入力する。

延長は、左右の合計を2で割ったものを入力する。

※有蓋であって、強度及び構造からみて路肩の効用を兼ねている側溝は、当項目に計上する。

### ⑬ 中央帯

幅員は、側帯を含めたもので入力する。（ただし4車線以上のもの）

### ⑭ その他

道路部以外（法敷、蓋なし側溝等）の幅員、延長、面積を入力する。

### ⑮ 道路部

車道、歩道、路肩、中央帯の合計を入力する。

### ⑯ 重用、未供用区間の場合

道路種類延長には、カッコを付して記入して、最下欄の合計値には加えないこと。

道路構成内訳は、全て記入しないこと。

## (3) 実延長調書(Ⅱ) 【様式調-2】の記載方法

### ① 重用延長

当区間が供用区間であって他の路線に重用している時に延長を入力する。

当欄に記入したときは、他の項目は記入しない。

## 道路台帳調書

② 未供用延長

当区間が未供用区間の時に延長を入力する。未供用のときは、他の項目は記入しない。

③ 改良済延長

改良が完了している延長を入力する。

④ 未改良延長

実延長区間であって規格改良のされていない区間の延長を入力する。

⑤ 自動車交通不能区間

実延長区間であって幅員、曲率半径、勾配その他道路の状況により最大積載量4トンの普通貨物自動車が行きできない区間である場合に入力する。

⑥ 市街化区分別延長

実延長区間を次の市街化用途に分けて入力する。

市街化区域	1
市街化調整区域	2
非線引き区域	3
準都市計画区域	4

⑦ 側溝

実延長区間にある側溝を左右別に分けて入力する。

左側（または右側）に2箇所（歩車道境と法側）あるときは、幅・延長ともにその合計を記入し、種類は、上側に車道に付く側溝、下側に歩道に付く側溝を次のコードで入力する。

L型側溝	L
U型蓋有り側溝	$\bar{O}$
U型蓋無し側溝	U

⑧ 防護柵延長

実延長区間にある防護柵の種類、延長を箇所別に入力する。

### (4) 橋調書【様式調-3】の記載方法

この調書は、橋（2m以上）の箇所ごとに作成すること。  
延長及び幅員の記載単位は、メートル以下2位までとする。  
面積の記載単位は、平方メートル以下2位までとする。

① 整理番号

管理者の付した番号を入力する。

② 図面対照番号

当橋梁が含まれている道路台帳測定基図の番号を入力する。

# 道路台帳調書

③ 橋梁名称

橋梁の名称を入力する。

④ 道路種別

路線の道路種別を次のコードで入力する。

- 一般国道（指定区間外）・・・3
- 主要地方道　・・・・・・・・・・4
- 一般県道　・・・・・・・・・・5

⑤ 路線

路線、区間番号を入力する。

⑥ 箇所

橋梁の起点側の住所を入力する。

⑦ 面積

面積は、道路部の面積とする。

⑧ 橋種及び型式

次のコードで入力する。

橋種	型式	記号
鋼橋	工形鋼橋	S B
	鋼桁橋	S G
	鋼構橋（トラス橋）	S T
	鋼拱橋（アーチ橋）	S A
	鋼剛構橋	S R
	吊橋（補剛桁が鋼材のもの）	SUS
コンクリート橋	コンクリート床版橋	K B
	コンクリート拱橋	K A
	コンクリート剛構橋	K R
	PSコンクリート床版橋	P B
	PSコンクリート剛構橋	P R
石橋	石版橋（桁橋）	M B
	石拱橋	M A
木橋	木桁橋	W B
	木構橋	W T
	吊橋（補剛桁が木材のもの）	SUW

⑨ 交通

- 自動車交通不能・・・・・・・・・・1
- 交通制限あり・・・・・・・・・・2
- 交通制限なし・・・・・・・・・・3

## 道路台帳調書

### (5) トンネル調書【様式調-4】の記載方法

この調書は、トンネルの箇所ごとに作成すること。  
延長及び幅員の記載単位は、メートル以下2位までとする。

① 整理番号

管理者の付した番号を入力する。

② 図面对照番号

当トンネルが含まれている道路台帳測定基図の番号を入力する。

③ トンネル名称

トンネルの名称を入力する。

④ 道路種別

路線の道路種別を次のコードで入力する。

一般国道（指定区間外）・・・3  
主要地方道・・・4  
一般県道・・・5

⑤ 路線

路線、区間番号を入力する。

⑥ 箇所

トンネルの起点側の住所を入力する。

⑦ 拱（天井部）、側壁

次のコードで入力する。

素掘・・・1  
吹付・・・2  
覆工・・・3  
ブロック張り工法・・・4  
パネル張り工法・・・5  
タイル張り工法・・・6  
その他の内容・・・7

⑧ 排水設備

側溝等の排水設備が有るときは、1を入力する。無いときは、0を入力する。

⑨ 照明設備

照明設備は、次のコードで入力する。

無し・・・1  
ナトリウム燈・・・2  
蛍光燈・・・3  
水銀燈・・・4  
その他の照明・・・5

## 道路台帳調書

上記の併用・・・・・・・・・・ 6

### ⑩ 建設年次

次のコードで入力する。

明 治・・・・・・・・・・ 1  
大 正・・・・・・・・・・ 2  
昭 和・・・・・・・・・・ 3  
平 成・・・・・・・・・・ 4

### ⑪ 備考

トンネルの保全状況（修繕等）を入力する。

## （6）鉄道等との交差調書【様式調－5】の記載方法

この調書は、鉄道等との交差の箇所ごとに作成すること。  
延長及び幅員の記載単位は、メートル以下2位までとする。

### ① 整理番号

管理者の付した番号を入力する。

### ② 図面对照番号

鉄道等とめ交差箇所が含まれている道路台帳測定基図の番号を入力する。

### ③ 踏切または、橋梁の名称

平面交差のときは、踏切道名称、立体交差においては、橋梁名称を入力する。

### ④ 鉄道または、新設軌道の名称

鉄道等の路線名を入力する。

### ⑤ 道路種別

路線の道路種別を次のコードで入力する。

一般国道（指定区間外）・・・ 3  
主要地方道 ・・・・・・・・ 4  
一般県道 ・・・・・・・・ 5

### ⑥ 路線

路線、区間番号を入力する。

### ⑦ 箇所

鉄道等との交差の起点側の住所を入力する。

### ⑧ 交差の方式

平面交差・・・・・・・・・・ 1  
跨道（立体交差路線が下、鉄道が上）・・・ 2  
跨線（立体交差路線が上、鉄道が下）・・・ 3

## 道路台帳調書

⑨ 有効高または、交差角度

立体交差のときは、有効高を記入し、平面交差においては、道路と線路との交差角度を入力する。

⑩ 備考

平面交差のときは、次のコードで入力する。

踏切警手を配置または、自動踏切遮断機を設置	1
一定時間に限り踏切警手を配置	2
踏切警報機を設置	3
その他	4

5-2-3 国土交通省 道路施設現況調査要項

各種調書の記載方法については、国土交通省から配布される要項に基づき作業を行うものとする。

(1) 概要

道路施設の現況について調査し、前年度と変更があるデータの補正を行うものである。

(2) 補正データの作成

調査機関は調査の結果、基本台帳に登録されているデータについて、変更が生じた場合は、次に掲げる基本台帳に、変更のあった事項を入力し、後日通知する日までに国土交通省に提出する。提出する補正データは、変更が生じたデータのみではなく、変更が生じなかったデータも含んだ一調査機関が管理する全データである。

なお、提出する補正データは必ず記憶媒体に複写し、少なくとも調査完了まで保存する。

ファイル名	様式	内容
台帳 1	第 1 号様式	総括
台帳 2	第 2 号様式	独立専用自歩道
台帳 3	第 3 号様式	部分自歩道
台帳 4	第 4 号様式	有料道路
台帳 5_1	第 5-1 号様式	橋梁（橋長15m以上）
台帳 5_2	第 5-2 号様式	橋梁（橋長2m以上15m未満）
台帳 6	第 6 号様式	トンネル
台帳 7	第 7 号様式	踏切道
台帳 8	第 8 号様式	1.5車線の道路

(3) 調査項目

- 第 1 号様式（総括）
  - (1) 調査機関区分
  - (2) 地方公共団体コード
  - (3) 道路種別
  - (4) 路線名コード
  - (5) 現道・旧道区分
  - (6) 路線分割
  - (7) 自動車専用区分
  - (8) 総延長
  - (9) 重用延長
  - (10) 未供用延長
  - (11) 渡船場
  - (12) 実延長
  - (13) 立体横断施設
  - (14) 道路面積
  - (15) 歩道等設置道路延長
  - (16) 規格改良・未改良別車道幅員区分別実延長内訳
  - (17) 路線数
  - (18) 路面別実延長内訳
  - (19) 中央帯延長
  - (20) 鉄道との交差箇所
  - (21) 種類別実延長内訳
  - (22) 路線接続

## 道路台帳調書

### ● 第2号様式（独立専用自歩道）

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) 調査機関区分    | (9) 未供用延長         |
| (2) 地方公共団体コード | (10) 実延長          |
| (3) 道路種別      | (11) 有効幅員区分別実延長内訳 |
| (4) 路線名コード    | (12) 路面別実延長内訳     |
| (5) 現道・旧道区分   | (13) 種類別実延長内訳     |
| (6) 自歩道専用区分   | (14) 道路面積         |
| (7) 総延長       | (15) 鉄道との交差箇所     |
| (8) 重用延長      | (16) 重用自歩道設置延長    |

### ● 第3号様式（部分自歩道）

- |               |                |
|---------------|----------------|
| (1) 調査機関区分    | (7) 歩道等種別      |
| (2) 地方公共団体コード | (8) 歩道等延長      |
| (3) 道路種別      | (9) 植樹施設延長     |
| (4) 路線名コード    | (10) 幅員区分別延長内訳 |
| (5) 現道・旧道区分   | (11) 歩道等面積     |
| (6) 路線分割      |                |

### ● 第4号様式（有料道路）

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) 調査機関区分    | (8) 事業体区分          |
| (2) 地方公共団体コード | (9) 供用開始年月日        |
| (3) 道路種別      | (10) 供用延長          |
| (4) 路線名コード    | (11) 航路延長          |
| (5) 現道・旧道区分   | (12) 車道幅員区分別供用延長内訳 |
| (6) 路線分割      | (13) 路面別供用延長内訳     |
| (7) 有料道路名コード  | (14) 種類別供用延長内訳     |

### ● 第5-1号様式（橋梁「橋長15m以上」）

- |               |             |
|---------------|-------------|
| (1) 調査機関区分    | (14) 最大支間長  |
| (2) 地方公共団体コード | (15) 径間数    |
| (3) 道路種別      | (16) 幅員     |
| (4) 路線名コード    | (17) 現況     |
| (5) 現道・旧道区分   | (18) 他域橋長   |
| (6) 路線分割      | (19) 橋梁接続   |
| (7) 橋梁種別      | (20) 重要度    |
| (8) 橋梁名コード    | (21) 下部構造分離 |
| (9) 分割番号      | (22) 緊急輸送道路 |
| (10) 一般有料区分   | (23) 交差条件   |
| (11) 橋梁分類     | (24) 適用基準   |
| (12) 架設年次     | (25) 耐震補強   |
| (13) 橋長       |             |

## 道路台帳調書

- 第5-2号様式（橋梁「橋長2 m以上15 m未満」）
  - (1) 調査機関区分
  - (2) 地方公共団体コード
  - (3) 道路種別
  - (4) 路線名コード
  - (6) 路線分割
  - (7) 橋梁種別
  - (8) 橋梁名コード
  - (9) 分割番号
  - (10) 一般有料区分
  - (11) 橋梁分類
  - (12) 架設年次
  - (13) 橋長
  - (16) 幅員
  - (17) 現況
  
- 第6号様式（トンネル）
  - (1) 調査機関区分
  - (2) 地方公共団体コード
  - (3) 道路種別
  - (4) 路線名コード
  - (5) 現道・旧道区分
  - (6) 路線分割
  - (7) トンネル名コード
  - (8) 分割番号
  - (9) 一般有料区分
  - (10) トンネル分類
  - (11) 建設年次
  - (12) 延長
  - (13) 幅員
  - (14) 有効高
  - (15) 壁面区分
  - (16) 路面区分
  - (17) 内部施設
  - (18) 現況
  - (19) 他域延長
  
- 第7号様式（踏切道）
  - (1) 調査機関区分
  - (2) 地方公共団体コード
  - (3) 道路種別
  - (4) 路線名コード
  - (5) 現道・旧道区分
  - (6) 路線分割
  - (7) 踏切道名コード
  - (8) 鉄道事業者名コード
  - (9) 鉄道線名コード
  - (10) 単複線区分
  - (11) 踏切道種別
  - (12) 延長
  - (13) 幅員
  - (14) 歩道等施設
  - (15) 対道路幅員差
  - (16) 交差角度
  - (17) 道路勾配
  - (18) 路面区分
  - (19) 見通し距離
  - (20) 道路交差点距離
  - (21) 遮断時間
  
- 第8号様式（1.5車線の道路）
  - (1) 調査機関区分
  - (2) 地方公共団体コード
  - (3) 道路種別
  - (4) 路線名コード
  - (5) 路線分割
  - (6) 1.5車線の道路整備区間延長
  - (7) 待避所等
  - (8) 路線数

## 5-3 道路台帳測定基図

### 5-3-1 目的

道路台帳測定基図は、道路台帳調書データを作成するために、数値地形図上で、道路を細分化して延長、面積、道路構成、路面種類等の情報を数値化するための基図とする。

### 5-3-2 作業項目

- (1) 測定基図の作成
- (2) マスタデータの整理番号付与
- (3) 区間の分割
- (4) 区間番号の記入
- (5) 補正年月の旗揚げ
- (6) 区割線の設定

### 5-3-3 作業細目

- (1) 測定基図の作成  
道路台帳測定基図は、道路台帳平面図の数値地形図データより、各種調書データを作成するために必要となる項目の分類及び集計のために区割線を設定し、それぞれの区間に属性を入力した基図とする。
- (2) マスタデータの整理番号付与  
補正前にマスタデータの整理番号を路線別に付与する。この整理番号は、各路線のなかで重複しない番号とする。また、整理番号を付与するにあたっては、前年度の移管路線を削除後に新たな番号を付与するものとする。
- (3) 区間の分割  
区間とは、道路情報を集約するために基図上で、人為的に分割した面分をいう。  
区間は、下記状況の変化の生じた箇所に設定する。
  - ① 行政界
  - ② 県土整備事務所管理界
  - ③ 道路構造幅員が50センチメートル以上変化する箇所
  - ④ 国道、県道との交差点
  - ⑤ 橋、トンネル、鉄道等との交差箇所
  - ⑥ 供用状況
  - ⑦ 改良状況
  - ⑧ 自動車交通の可否
  - ⑨ 有料区間
  - ⑩ 半径30メートル未満の箇所
  - ⑪ 勾配8パーセント以下の箇所
  - ⑫ 車道、歩道の路面種類
  - ⑬ 歩道、分離帯の植樹施設の有無
  - ⑭ 歩行者安全施設の種類

## 道路台帳調書

### ⑮ D I D、市街化区域、用途地域

#### (4) 区間番号の記入

- ① 区間番号は、起点の区間を10番とし、終点を含む区間が最終番号となるように一連番号を付与する。
- ② 交差部において、下位路線の重用区間については、区間番号にカッコをつける。
- ③ 区間番号は、道路敷の外側に記入することを原則とし、図郭に対し上向きに記入する。

※同一図面内での区間番号の重複に注意すること。

#### (5) 補正年月の旗揚げ

- ① 道路台帳補正を行った箇所について旗揚げをすること。

#### (6) 区割線の設定

##### ① 道路敷面積

- イ 道路敷は、道路の区域の境界線（杭）から境界線（杭）までの幅員に対する区域で、境界線から境界線で囲まれた範囲の面積を道路敷面積とする。
- ロ 道路境界線が明確でないものについては、現況地形図上のみなし線で囲まれた範囲の面積とする。

##### ② 道路部面積

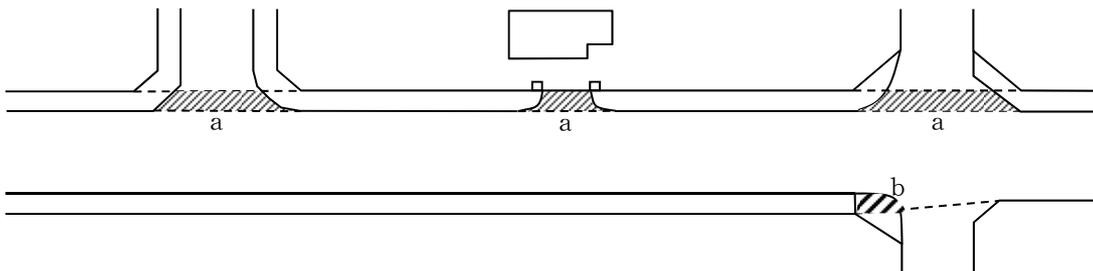
- イ 車道、歩道、中央帯、路肩、植樹帯、歩道及び蓋付き側溝（L型側溝含む）の面積とする。

##### ③ 車道延長

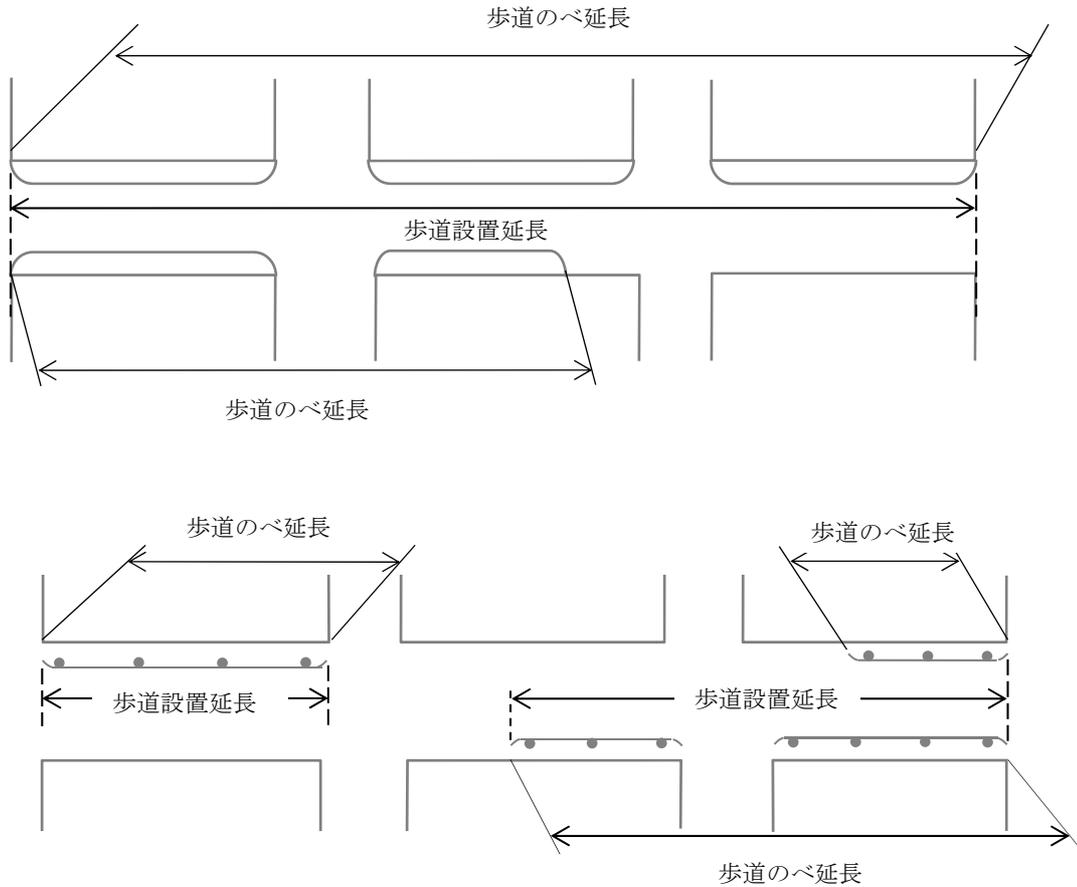
- イ 道路中心線の屈曲点及び曲線中の適宜間隔をとった点、区間分割線上との交点とする。
- ロ 交差区間は、交差する各道路中心線の重心とする。

##### ④ 歩道設置延長

- イ 交差点や家屋の入口のために歩道が途切れている場合は、歩道が設置されているものとして延長を測定する。（下図 a）
- ロ 交差点の前後どちらか一方にしか歩道がない場合は、交差点内の歩道は計測しない。（下図 b）



ハ 歩道の設置延長及びのべ延長は下図の通りとする。



⑤ 歩道面積

イ 出入口等で部分的に歩道が中断している箇所は、歩道が継続しているものとして面積を測定する。

⑥ 中央帯面積

イ 分離帯及び側帯を加えた幅員に対応する面積を測定する。

⑦ 側溝延長

イ 側溝の外側線上の屈曲点及び曲線中の適宜間隔をとった点、区間分割線上との交点とする。

ロ 交差点で破線表示されている場合は、側溝があるものとする。

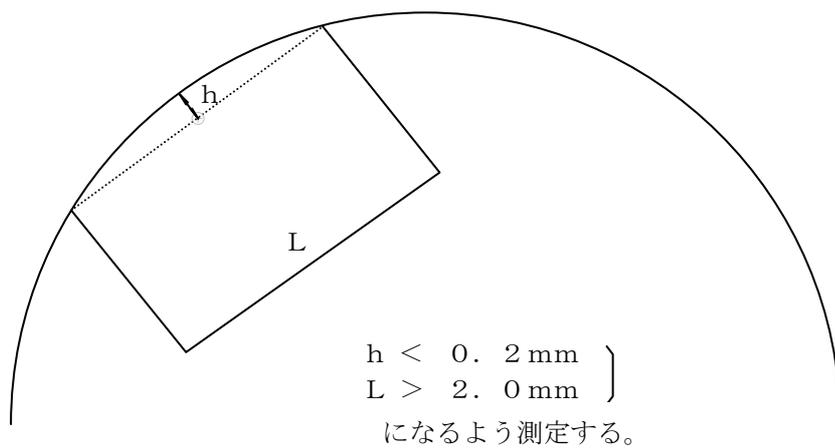
ハ 出入口等で、部分的な構造の変化及び蓋掛等の場合は、その前後の側溝が継続してあるものとする。

ニ 側溝については、雨水柵、汚水柵も側溝に含めるものとする。

ホ 特殊な箇所等における測定は、その都度監督員の指示によるものとする。

⑧ 曲線上の測定

イ 曲線上の測定は、曲線の曲率により異なるが、原則として図上2ミリメートルを最小とし、間隔決定は、下図におけるhの寸法が図上0.2ミリメートル以下となる間隔とする。



## 5-4 データシート作成

### 5-4-1 区間マスターデータシート1【基本】

#### (1) 路線番号

道路管理者の定めた番号を入力する。

一般国道・・・・・・・・・・国道番号（路線名数字を使用する）

主要地方道・・・・・・・・・・1000番台の番号

一般県道・・・・・・・・・・3000番台の番号

[入力例]

4桁の数値を入力する。

なお、左から1桁目の数字には、次のような意味を持たせている。

左から1桁目	道路種別	入力例
0	一般国道	0254, 0407
1	主要地方道	1001, 1066
3	一般県道	3114, 3311

- 一般国道の路線名コードについては、路線名の数字を使用する。

(例)

一般国道254号 → 0254

一般国道407号 → 0407

- 主要地方道の路線名コードについては、路線名の数字に1000を付加する。

(例)

路線番号1      さいたま川口線      →      1001

路線番号66      行田東松山線      →      1066

- 一般県道の路線名コードについては、路線名の数字に3000を付加する。

(例)

路線番号114      川越越生線      →      3114

路線番号311      蓮田鴻巣線      →      3311

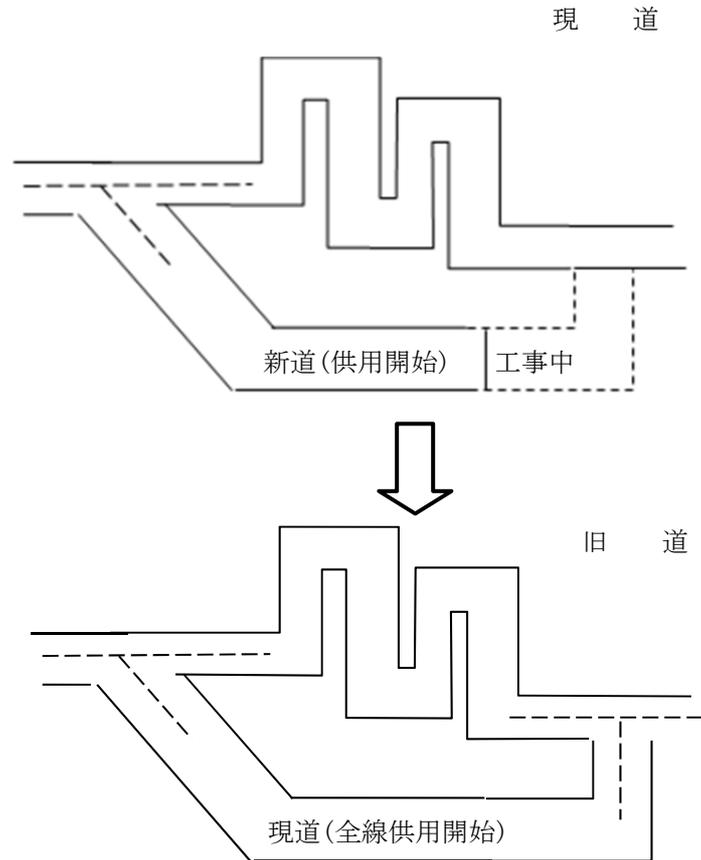
#### (2) 市町村コード

総務省自治行政局が管理する「全国地方公共団体コード」より、6桁のコードを入力する。

# 道路台帳調書

## (3) 現道・旧道区分

区 分	コード
現 道	1
旧 道	2
新 道	3



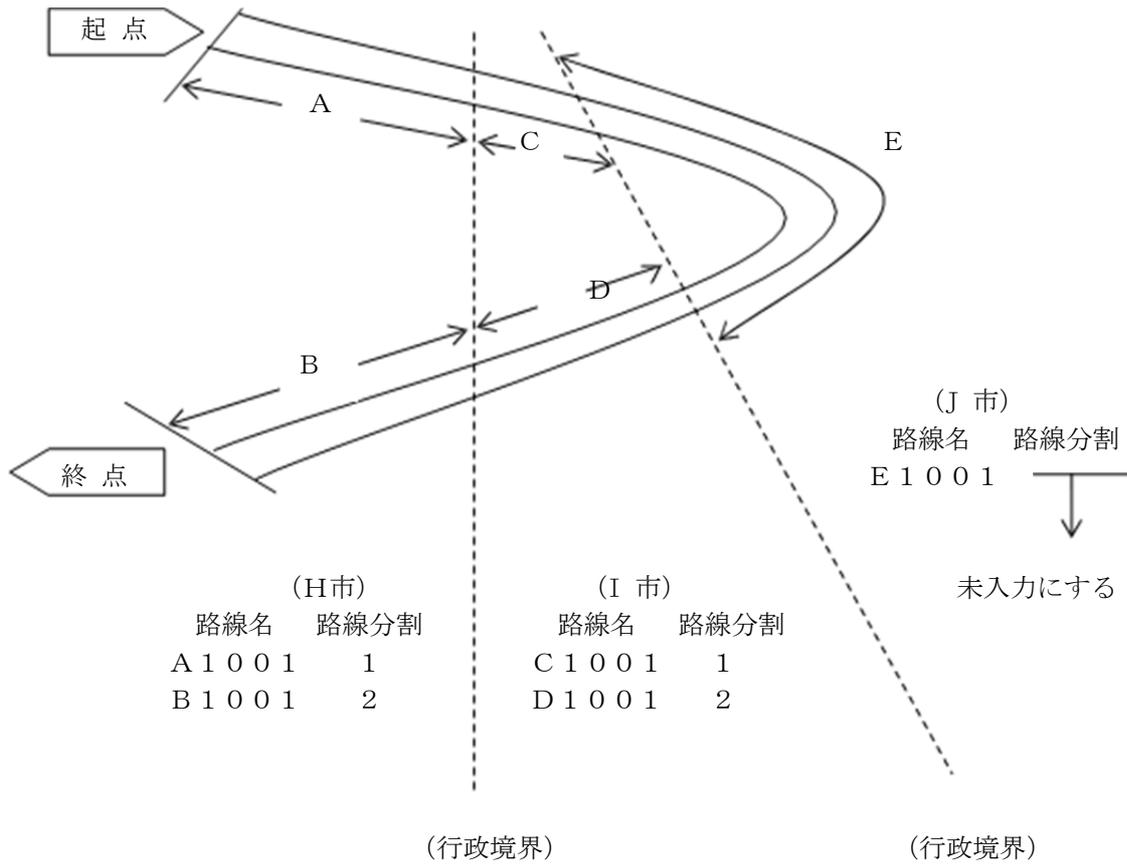
- ・ 現道とは、旧道・新道以外の道路をいう。
- ・ 旧道とは、バイパス等の建設に伴い建設前の元の道路が他の道路として編成（入）されず存在する場合、その元の道路をいう。
- ・ 新道とは、バイパス部分が現道に連結されないで部分的に供用されている区間をいう。
- ・ 1路線を複数の道路管理者で管理している場合は、現道・旧道等の取り扱いについて関係機関でよく調整を行うこと。

## (4) 路線分割

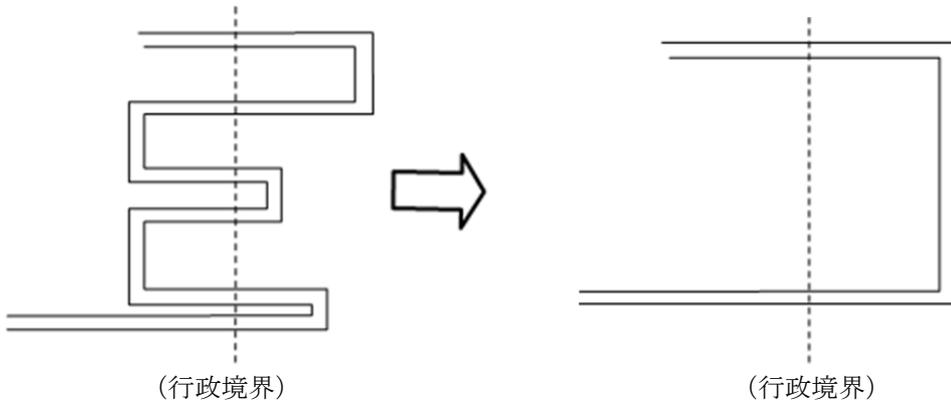
一般県道以上の路線の現道で、同一市区町村内において次図のような条件で切断される場合、起点から終点に向かって一連番号を入力する。

例) 路線名コード 1001・・・H市、I市、J市をまたがる場合

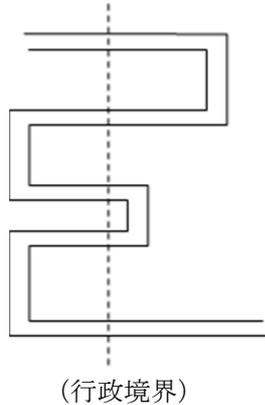
道路台帳調書



下図のような場合は細分割されたものをまとめて取り扱う。



下図のような場合は路線分割に該当しない。



# 道路台帳調書

## (5) 移管コード

バイパス、新規道路等の供用開始等に伴い、道路の管理者が変更になる場合、次のコードを入力する。

なし	.....	0	
国道（指定区間）より受け	.....	1	
国道（指定区間）へ移管	.....	2	
市区町村道より受け	.....	3	
市区町村道へ移管	.....	4	
農道・林道より受け	.....	5	
同管理内の路線番号変更（編入）	.....	7	
同管理内の路線番号変更（廃止）	.....	8	
廃道	.....	9	6は欠番

## (6) 図面枝

当路線が複数の県土整備事務所を通過する場合、起点から県土整備事務所ごとに付した一連番号を入力する。

## (7) 図面番号

当路線の起点から終点に付した一連番号を入力する。

## (8) 区間番号

測定基図上に人為的に分割した面分の一連番号を入力する。

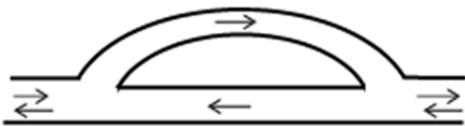
## (9) ダブルウェイ（上下線分離）

次のダブルウェイの区分により、該当するコードを入力する。

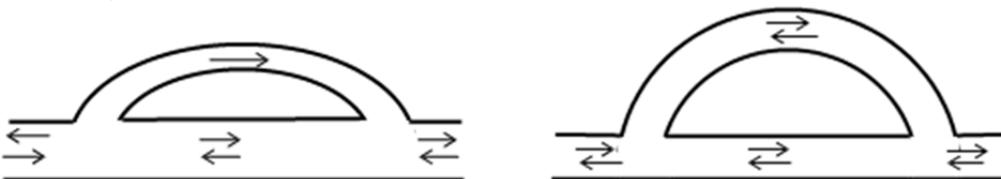
上下線分離なし	.....	0
上り線	.....	1
下り線	.....	2

上下線分離とは、同一路線の一部または全部が天然記念物の樹木をはさんでいたり、河川の両側の堤防を利用している場合等、完全に上下線が分離したものをいう。従って、どちらか一方が対面通行可能であれば上下線分離ではない。

上下線分離の場合



上下線分離でない場合



## 道路台帳調書

### (10) 自動車専用区分

高速自動車国道または、道路法第48条2項の規定により、指定された自動車専用道路の路線または区間について「1」を入力する。

自動車専用道路以外の道路については「0」を入力する。

### (11) 自歩道専用区分

次の自歩道専用区分により、該当するコードを入力する。

自歩道専用道路以外・・・・・・・・なし  
自転車歩行者専用道路・・・・・・・・1  
自転車専用道路・・・・・・・・2  
歩行者専用道路・・・・・・・・3

### (12) 県土整備事務所コード

さいたま県土・・・・・・・・1	熊谷県土・・・・・・・・8
北本県土・・・・・・・・2	行田県土・・・・・・・・9
川越県土・・・・・・・・3	越谷県土・・・・・・・・10
飯能県土・・・・・・・・4	杉戸県土・・・・・・・・11
東松山県土・・・・・・・・5	朝霞県土・・・・・・・・12
秩父県土・・・・・・・・6	さいたま市・・・・・・・・15
本庄県土・・・・・・・・7	県外土木事務所・・・・20

### (13) 有料道路区分

当区間が有料のとき「1」を入力し、無料のときは「0」を入力する。

### (14) 有料道路路線番号

埼玉県が管理している道路の路線番号（有料道路のコード番号ではない）を入力する。

### (15) 供用状況

路線の指定または認定の告示がなされているが、未だ供用開始の告示がされていない区間のとき「1」を、供用区間のときは「0」を入力する。

### (16) ～ (20) 道路との交差区分

当区間が、県道以上の路線と交差するときは、次のコードで入力する。

交差なし・・・・・・・・0  
平面交差（当路線が上位）・・・・1  
立体交差（当路線が上のとき）・・・・2  
立体交差（当路線が下のとき）・・・・3  
重用・・・・・・・・9

路線種別、相手路線番号、現道・旧道区分、路線分割について、交差区分に記入があるときのみ相手路線について入力する。

## 道路台帳調書

### (21) 改良・未改良区分

改良済み「0」、未改良のときは「1」を入力する。

規格改良済	未改良
車道幅員 19.5m 以上	車道幅員 5.5m 以上
車道幅員 13.0m 以上 19.5m 未満	車道幅員 3.5m 以上 5.5m 未満
車道幅員 5.5m 以上 13.0m 未満	車道幅員 3.5m 未満
車道幅員 5.5m 未満	うち自動車交通不能区間

① 規格改良済みとは、次のような道路をいう。

- イ 昭和34年3月31日以前に改築された道路  
道路構造令細則案（内務省土木局昭和10年6月土木会議決定）の規格に適合するものをいう。
- ロ 昭和34年4月1日以降に改築された道路  
旧道路構造令（昭和33年8月1日政令第244号）の規格に適合するものをいう。旧道路構造令第34条の特例により改築された道路は、規格改良済として取り扱う。
- ハ 昭和46年4月1日以降に改築された道路  
道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）の規格に適合するものをいう。道路構造令第38条の特例により改築された道路は、規格改良済として取り扱う。
- ニ 道路法第30条第3項の規定により、道路管理者である地方公共団体が条例で定めた規格に適合した都道府県道及び市町村道についても、規格改良済として取り扱う。

#### 【解説】

1. 道路の昇格等、道路種別に異動がある場合、異動前に規格改良済として扱われた区間については、そのまま規格改良済として取り扱う。
2. 車道幅員が明確でない場合は、原則として、全幅員から路肩として片側0.5メートル、計1.0メートルを差し引いたものを車道幅員とする。
3. 幅員狭小のため、現に自転車及び歩行者のみ通行している道路であっても、道路法第48条の13の規定による自転車専用道路等の指定がない限り、混合交通路として車道部分を求め入力する。さらに、この場合は、自動車交通不能区間として取り扱う。
4. 歩道等施設を有しないで車道の左右を停車帯的に利用させている部分がある場合は、当該部分を路肩として取り扱う。
5. 側溝については、有蓋であって強度及び構造からみて路肩の効用を兼ねている場合は、当該部分を路肩として取り扱う。

### (22) 自動車交通の可否

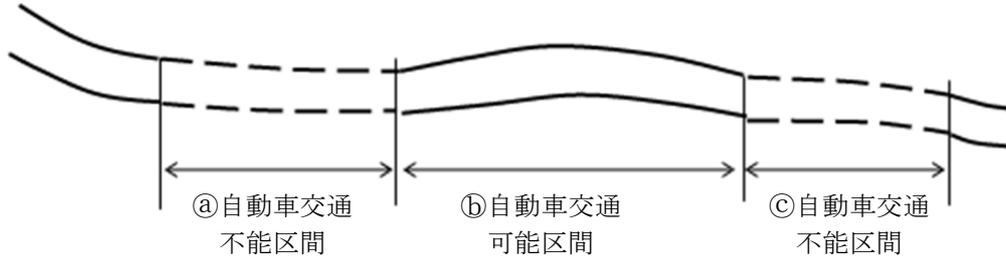
自動車交通が可能なときは「0」を入力し、自動車交通が不能なときは「1」を入力する。自動車交通不能区間とは、幅員、曲線半径、こう配その他道路の状況により最大積載量4トンの普通貨物自動車が行き通れない区間をいう。

階段のみで路線認定され、供用開始をしている場合も自動車交通不能区間に入れる。なお、車輛制限等一時的に通行の禁止または制限されているもの、または災害その他により現在交

# 道路台帳調書

通不能であっても、一年以内に復旧完成の見込みのあるものは、自動車交通不能区間に該当しない。

## 【解説】



②に接続する自動車交通可能路線がない限り、事実上②区間は自動車交通不能区間となるが、①区間または③区間を改築することにより①②区間または②③区間が自動車交通可能区間となるので、②区間については自動車交通可能区間として取り扱う。

## (23) 路面種別

車道の路面種別は、次のとおり入力する。

- セメントコンクリート・・・・・・・・・・C
- 高級アスファルト・・・・・・・・・・A
- 簡易アスファルト・・・・・・・・・・K
- コンクリート平板・・・・・・・・・・P
- 防塵・・・・・・・・・・B
- 砂利道・・・・・・・・・・G

- ① 未舗装道には、防塵処理及び表面処理したものを含む。
- ② 高級アスファルトとは、アスファルト舗装要綱（日本道路協会発行）に基づくものをいう。
- ③ 簡易アスファルトとは、主に簡易舗装要綱（日本道路協会発行）に基づくものをいう。
- ④ セメントコンクリートにアスファルトでオーバーレイしたものについては、高級アスファルトに計上する。
- ⑤ 踏切道区間については、石系はセメントコンクリートに、木系、その他は簡易アスファルトとして取り扱うものとする。

## (24) ～ (26) DID、市街化区域及び用途地域区分

当区間が、DID、市街化区域、用地地域区分を通るときは、次のコードで入力する。

- ① DID区域外のときは「0」を、DID区域内では「1」を入力する。
- ② 市街化区域区分は、

- 都市計画区域外・・・・・・・・・・0
- 市街化区域・・・・・・・・・・1
- 市街化調整区域・・・・・・・・・・2
- 非線引き区域・・・・・・・・・・3

# 道路台帳調書

準都市計画区域 . . . . . 4

③ 用途地域外のときは「0」を、用途地域内は「1」を入力する。

## (27) 関東ローム区分

関東ローム区域外は「0」を、関東ローム内は「1」を入力する。

## (28) 緊急輸送道路区分

緊急輸送道路の優先度（重要度）に対し、指定道路を次のとおり区分する。

- 緊急輸送道路外 . . . . . 0
- 一次特定緊急輸送道路 . . . . . (1 + 整理番号〈4桁〉)
- 一次緊急輸送道路 . . . . . (2 + 整理番号〈4桁〉)
- 二次緊急輸送道路 . . . . . (3 + 整理番号〈4桁〉)

なお、上記は「道路施設現況調査要項」第5-1号様式（橋梁）と区分が異なるため注意すること。

## (29) 通学路区分

教育委員会が指定した通学路区分は、次のとおり入力する。

- 通学路外 . . . . . 0
- 小学校から1km圏外の通学路 . . . . . 1
- 中学校から1km圏外の通学路 . . . . . 2
- 小学校と中学校の重複で1km圏外 . . . . . 3
- 小学校から1km圏内の通学路以外 . . . . . 4
- 中学校から1km圏内の通学路以外 . . . . . 5
- 小学校と中学校の重複で1km圏内の通学路以外 . . . . . 6
- 小学校から1km圏内の通学路 . . . . . 7
- 中学校から1km圏内の通学路 . . . . . 8
- 小学校と中学校の重複で1km圏内の通学路 . . . . . 9

## (35) 交付税集計区分

交付税集計の対象区分として、集計する場合「0」を、集計に含めない場合は「1」を入力する。

## (36) 警察署コード

1 浦和警察署	1 6	小鹿野警察署	3 1	吉川警察署
2 蕨警察署	1 7	本庄警察署	3 2	上尾警察署
3 川口警察署	1 8	児玉警察署	3 3	東入間警察署
4 朝霞警察署	1 9	熊谷警察署	3 4	武南警察署
5 草加警察署	2 0	深谷警察署	3 5	浦和西警察署
6 大宮警察署	2 1	寄居警察署	3 6	新座警察署
7 鴻巣警察署	2 2	行田警察署	3 7	大宮西警察署

道路台帳調書

8	川越警察署	2 3	羽生警察署	3 8	浦和東警察署
9	所沢警察署	2 4	加須警察署	3 9	大宮東警察署
1 0	狭山警察署	2 5	岩槻警察署		
1 1	西入間警察署	2 6	春日部警察署	5 9	高速道路交通警察隊
1 2	飯能警察署	2 7	越谷警察署	6 0	県外警察署
1 3	東松山警察署	2 8	久喜警察署		
1 4	小川警察署	2 9	幸手警察署		
1 5	秩父警察署	3 0	杉戸警察署		

(37) (38) 区間形態

① 形態種別

当区間が橋梁、トンネル、鉄道等との交差にとき、次のコードを入力する。

道路	.....	0
橋梁 (河川)	.....	1
橋梁 (跨道橋)	.....	2
鉄道立体交差 (鉄道が下)	.....	3
橋梁 (高架橋)	.....	4
トンネル	.....	5
踏切	.....	6
鉄道立体交差 (鉄道が上)	.....	7

② 連続

当区間形態が連続する場合は「1」を、連続性がない場合「0」を入力する。

(39) ~ (43) 橋梁

当区間が橋梁の場合、種別、構造、箇所、番号、分割番号について、次のとおり入力する。

① 橋梁種別

なし	.....	0
橋 (河川)	.....	1
橋 (道路)	.....	2
橋 (鉄道)	.....	3
高架橋	.....	4
栈道橋	.....	5

② 構造

なし (永久橋)	.....	0
木橋	.....	1
石橋	.....	2

③ 橋梁箇所

なし	.....	0
自地域	.....	1
市町村界	.....	2

# 道路台帳調書

都道府県界 . . . . . 3

## ④ 橋梁番号

※当初、区間マスタに付す橋梁番号は、路線毎に起点から10番毎の番号を付けていた。しかし、現状のマスタでは、新規・移管及び路線組換え等により橋梁番号には一連性がなくなっている。今後、新規橋梁が追加になる場合には、空き番号を付与するものとする。

## ⑤ 分割番号

橋梁が1箇所において自動車専用橋、自転車歩行者専用橋別、または、上下線別に分離して架設されている場合に入力する。

分割なし . . . . . 0  
分割番号 . . . . . 最大9まで使用可能

## (44) ~ (46) トンネル

(24) 区間形態区分でコード「5」のとき、次のコードを入力する。

### ① 箇所

トンネルなし . . . . . 0  
自地域内 . . . . . 1  
市町村界 . . . . . 2  
都道府県界 . . . . . 3

### ② 番号

4桁のトンネル名コードを入力する。

### ③ 分割番号

トンネルが1箇所において自動車専用トンネル、自転車歩行者専用トンネル別、または上下線別に分離して設けられている場合に入力する。

分割なし . . . . . 0  
分割番号 . . . . . 最大9まで使用可能

## (47) ~ (49) 鉄道との交差

### ① 鉄道と交差方式

交差がない . . . . . 0  
平面交差 . . . . . 1  
跨道（鉄道の下を道路が通る） . . . . . 2  
跨線橋（道路が鉄道の上を通る） . . . . . 3

### ② 鉄道事業者別

鉄道と交差する鉄道事業者別に次のコードを入力する。

鉄道との交差なし . . . . . 0

## 道路台帳調書

J R . . . . .	1
民鉄（私鉄）及び公営 . . . . .	2
専用鉄道 . . . . .	3
（鉄道敷設者が専用に設けたもの）	
J R + 民鉄 . . . . .	4
J R + 専用線 . . . . .	5
民鉄 + 専用線 . . . . .	6
J R + 民鉄 + 専用線 . . . . .	7

### ③ 鉄道との交差番号

交差番号は、道路管理者が定めた交差番号を4桁で入力する。

### （60）縦断勾配

当区間の道路縦断勾配が8パーセント以上のとき、小数点以下2位までを入力する。

### （61）曲率半径

当区間の車道中心曲率半径が6メートル以上、30メートル未満のとき、その半径を入力する。

### （179）作成区分

道路台帳調書作成で使用する補正事由による作成区分コード及び「修正度」または、「補正度」との関係は、「本要領（案）7-4-5\_作成区分コードと修正度及び補正度」を準用する。

区間マスタ ダンプ I (基本)

埼玉県道路台帳

県土整備事務所 さいたま 一般国道 122号 川口市

0 (路線番号): [一般国道: 国道番号, 主要地方道: 1000番台の番号, 一般県道: 3000番台の番号]
1 (市区町村コード): [別紙による]
2 (旧道番号): [旧道番号]
3 (新道番号): [新道番号]
4 (路線分類): [道路施設現況調査項目第1号様式(総合)の路線分類を参照]

Main data table with columns for road type, route number, and various classification codes. Includes detailed callout boxes for codes 1 through 27, explaining their meanings and application rules.

5-4-2 区間マスターデータシートⅡ【延長・面積】

(1) から (23) まで、区間マスターデータシートⅠと同じ

(62) (66) 歩道区分

0. 7.5メートル以上の幅員を有する区間を対象とし、左右の歩道について調査する。  
歩道等種別区分は、次のとおり該当するコードを入力する。

大分類	区分	コード	備考
歩道なし	歩道なし	0	
車道と一体	歩道	1	車道部に併設されているもの
	歩道+自転車道	2	
	自転車歩行者道	3	
車道と分離	歩道等(分離)	4	車道と有効幅員が構造的に分離しているもの

- ① 歩道、歩道+自転車道、自転車歩行者道とは、車道部に併設されたものをいう。
- ② 歩道+自転車道とは、歩道と自転車道が段差等により構造的に区画されて設けられたものをいう。
- ③ 自転車歩行者道とは、路面のマーキング等により、歩行者と自転車を区分しているものをいう。
- ④ 歩道等(分離)とは、車道、または、道路法第48条の13により自転車専用道路等として指定された道路の部分と構造的に分離しているものとし、一般的には人家等の障害物により、車道部から離れて設けられたものをいう。

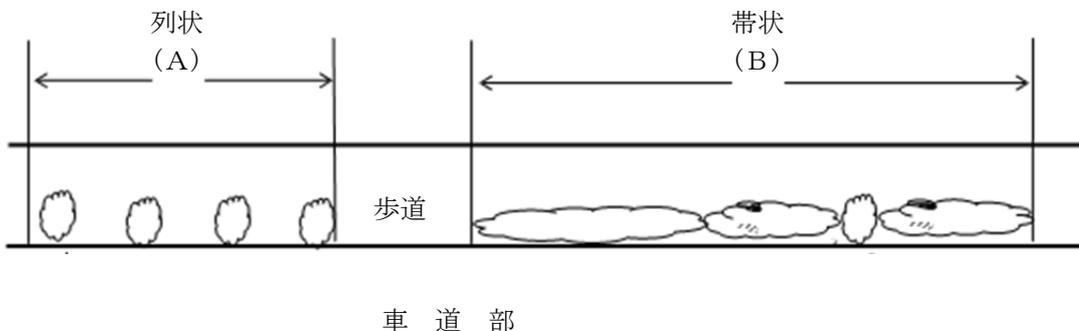
なお、同法に基づき、自転車専用道路等として指定された道路(それ自体で独立の路線を有するもの)は、独立専用歩道として計上すること。

(63) (67) 植樹施設

歩道上に植樹施設があるとき、次のコードで入力する。

- なし・・・・・・・・・・・・・・・・・・0
- 帯状・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 列状・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

- ① 植樹施設とは、街路樹(高木)、中・低木及び芝等の植栽をいう。なお、移動が可能なポット等で植栽してあるものは植樹施設には含めない。
- ② 帯状とは、連続的に植栽してあるものをいう。
- ③ 列状とは、植樹等により列状に植栽してあるものをいう。



植樹施設延長(列状) = L(A)    植樹施設延長(帯状) = L(B)

## 道路台帳調書

### (65) (69) 歩道安全施設

なし	0
マウンドアップ	1
ガードレール	2
ガードレール以外の防護柵	3
駒止	6
その他	7

### (70) (71) 中央帯

① 中央帯（道路鉾等による簡易なものを除く）の種類別に次のとおり入力する。

なし	0
マウンドアップ	1
ガードレール	2
ガードケーブル	3
チャッターバー・鉾	4
その他（ペイント等）	5

② 植樹施設

植樹施設ありとは、高・中・低木及び芝等の植栽を有する分離帯をいう。

なし	0
帯状	1
列状	2

### (83) (86) 路肩幅員

① 当区間の路肩幅員を左右別に入力する。

② 路肩が明確でないときは、次のとおりとする。

- ・ 一般道路は、左右とも0.50メートルずつ計1.0メートルとする。
- ・ 橋梁、トンネルは、左右とも0.25メートル計0.5メートルとする。

### (88) 道路部幅員

当区間の道路部幅員（車道・歩道・中央帯・路肩・L型側溝・蓋有りU型側溝）を入力する。道路部幅員は、道路部幅員＝車道＋左右歩道＋中央帯＋路肩＋側溝（蓋有り）とする。

### (90) 道路敷幅員

当区間の道路境界から道路境界までの平均的箇所の幅員を入力する。道路敷寸法が図面に表示されていないときは、図面よりスケールで読み取って入力する。道路敷幅員は、道路部幅員≦道路敷幅員でなければならない。

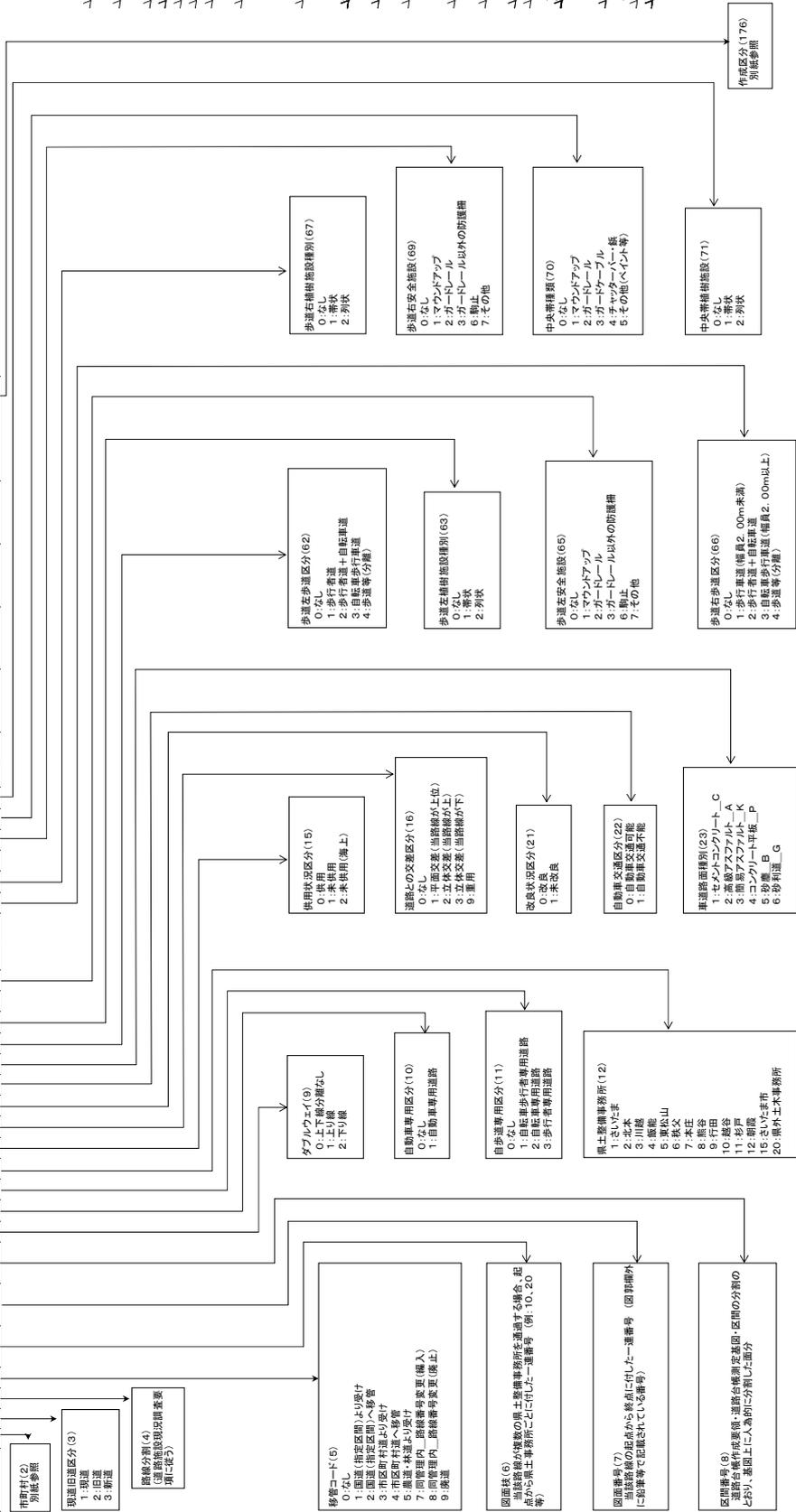
埼玉県道路台帳 区間マスター ダンプⅡ (延長・面積)

県土整備事務所 1  
路線番号 122  
市区町村 112038

さいたま  
一般国道 122号  
川口市

0 (路線番号) : 一般国道・国道番号、主要地方道・1000番台の番号、一般県道・3000番台の番号]  
2 (市区町村コード) : 【別紙による】  
3 (現道旧道区分) : 【1: 現道 2: 旧道 3: 新道】  
4 (路線分類) : 【道路施設現況調査項目第1号様式(総括)の路線分類を参照

Table with columns for road classification, area, and length. Includes rows for '整理番号' and '100'.



埼玉県道路台帳

区間マスタ ダンプⅡ(延長・面積)

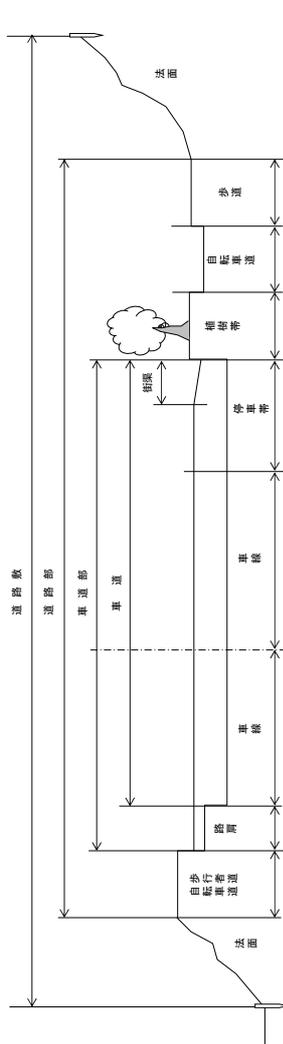
幅員			構成			集計(調査)上の幅員			
車道	歩道(左)	歩道(右)	中央帯(計算)幅員	車道	歩道(左)	歩道(右)	車道	歩道(左)	歩道(右)
84	82	132	85	140	83	86	89	90	90

延長		面積		構成		集計(調査)上の幅員	
車道	歩道	車道	歩道	車道	歩道	車道	歩道
73	75	76	133	79	80	81	143

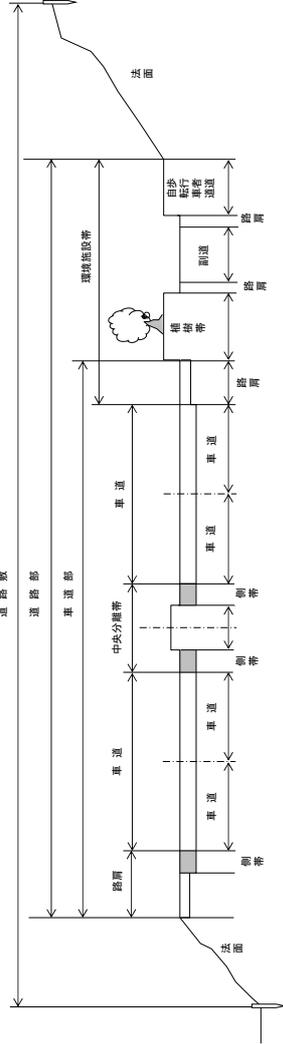
面積		構成		集計(調査)上の幅員		集計(調査)上の幅員	
車道	歩道	車道	歩道	車道	歩道	車道	歩道
93	94	134	137	94	94	99	144

<道路横断面の構成要素とその組合せ>

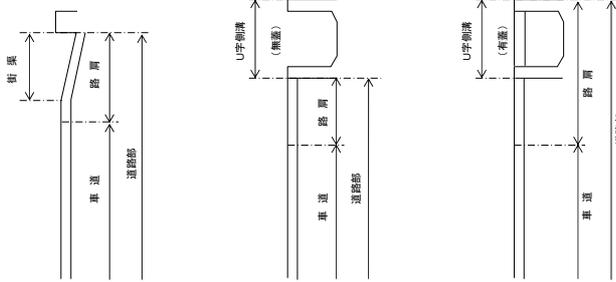
◆ 2車線の場合



◆ 4車線の場合



<路肩の取り方>



5-4-3 区間マスターデータシートⅢ【防護柵・側溝】

(105)～(114) 防護柵

防護柵の種類を箇所別に次のコードで入力する。

なし	0
ガードレール (GR)	1
ガードフェンス (GF)	2
ガードパイプ (GP)	3
ガードケーブル (GK)	4
その他	5

(115)～(129) 側溝

① 幅が1.0メートル未満のものを側溝として扱い、それ以上のものは、側溝としない。

側溝を次のコードで入力する。

側溝なし	0
L型側溝	1
蓋有りU型側溝	2
蓋無しU型側溝	3
道路部内水路	4

② 側溝幅員

側溝の外側の幅をセンチメートル単位で入力する。

区間マスタ ダンプⅢ (防護柵・側溝)

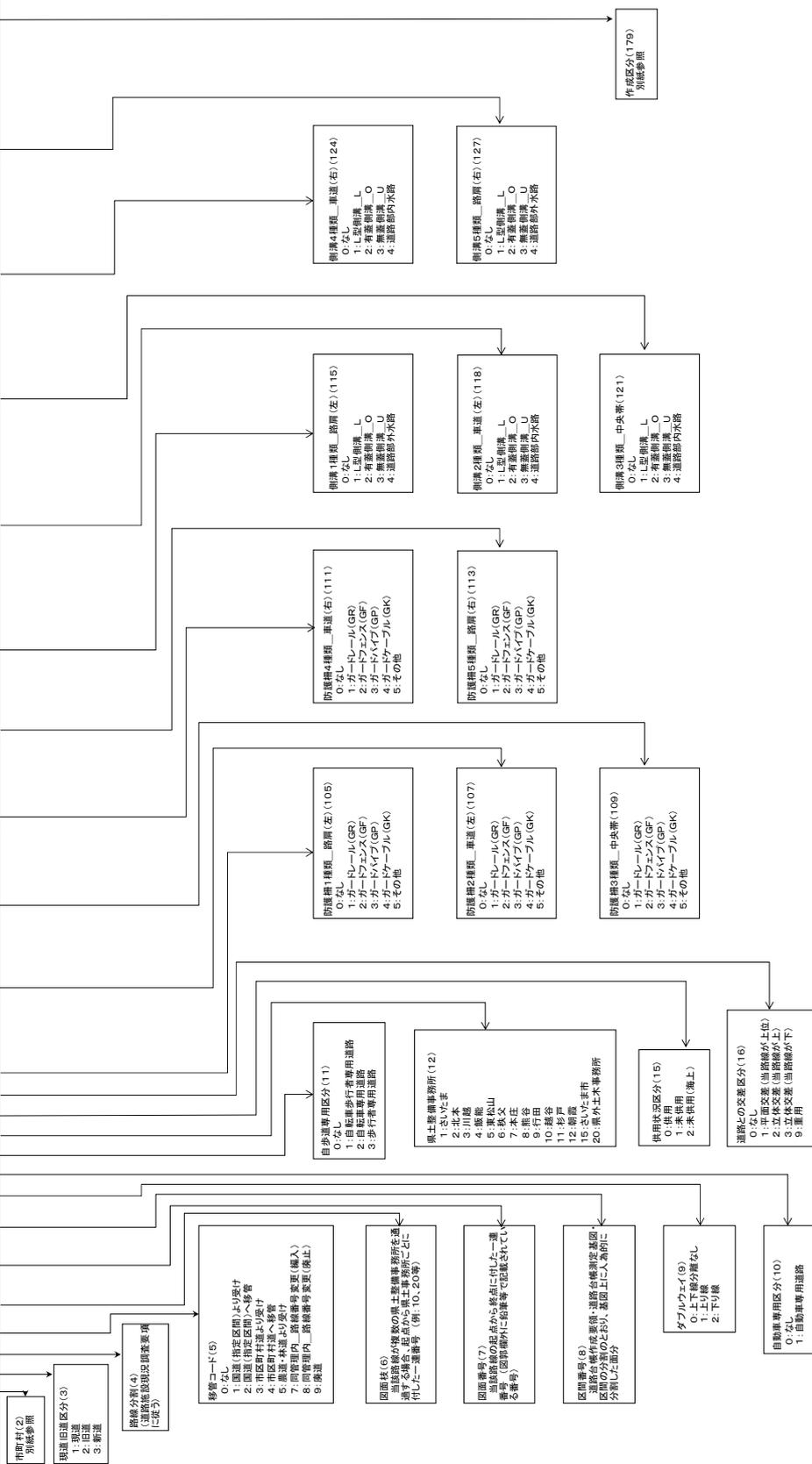
埼玉県道路台帳

県土整備事務所 1  
路線番号 122  
市区町村 112038

さいたま  
一般国道 122号  
川口市

0 (路線番号) : [一般国道(国道番号、主要地方道、1000番台の番号、一般県道、3000番台の番号)]  
2 (市区町村コード) : [別冊による]  
3 (現道旧道区分) : [1: 現道、2: 旧道、3: 新道]  
4 (路線分割) : [『道路施設調査要項』第1号様式(総括)の路線分割を参照]

Table with columns for road type (e.g., 1路肩左, 2車道左, 3中央帯, 4車道右, 5路肩右) and metrics like length, width, and area. Includes a '作成区分' (Creation Area) section at the bottom right.



5-4-4 区間マスターデータシート IV 【立体横断施設・付属物・占用物】

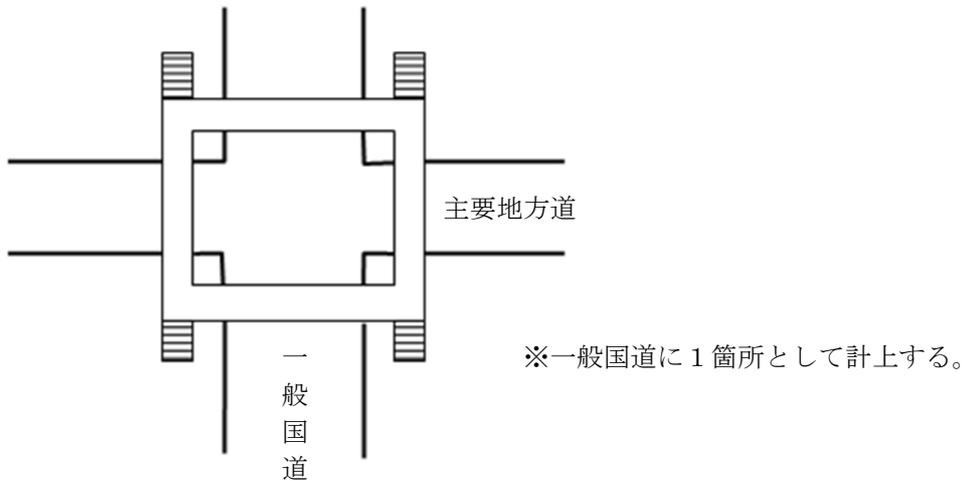
(54)～(59) 立体横断施設

実延長区間における立体横断施設の設置箇所数を、次の区分により入力する。

横断歩道橋 (階段式、スロープ式、押上げ式)

地下横断歩道 (階段式、スロープ式、押上げ式)

- ① 押上げ式とは、階段にそって自転車を押上げるスロープを設けた形式をいう。
- ② 交差点において、下図のように結合しているものは上級道路側で計上する。  
なお、道路種別が同一の場合には、路線名コードの若い番号の路線に計上すること。



(150)～(160) 付属物・占用物

道路標識、道路照明灯及び電柱等について数量を入力する。

- ① 道路標識 (道路管理者の設置したもの)  
標識は、案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識に区分し、数量を入力する。
- ② 電柱  
電柱は、占用を受けている管理者で区分する。
- ③ 道路照明灯  
道路照明灯は、独立水銀照明、独立ナトリウム照明、共架照明、横断歩道照明、トンネル照明に区分する。



5-4-5 橋梁マスターデータシート

【対象橋梁】

橋梁は、橋長2.0メートル以上のものはすべて調査対象とする。なお、溝橋（カルバート）は橋梁として取り扱うが、暗渠との区別が困難なものについては土被りが1.0メートル未満のものを溝橋（カルバート）とする。

【一般的注意事項】

- ① データは、橋梁種別ごとに、供用開始された橋梁1橋単位で作成する。なお、15mの取り扱いについては、メートル以下を四捨五入することにより15mとなるものは、第5-1号様式に分類し、メートル以下を四捨五入することにより14mとなるものは第5-2号様式に分類する。
- ② 橋梁が1箇所において上下線等分離して架設されている場合は、分離している橋梁ごとに1橋として取り扱う。
- ③ 市区町村界または都道府県界に架設されている場合は、当該橋梁の管理者側で取りまとめること。なお、管理者が定まっていない場合は、関係機関で協議し、調査する機関を定めること。
- ④ 2都道府県以上に渡って管理区域を有する道路管理者の道路に係る橋梁で、管理区域内の市区町村界または都道府県界に架設されている場合は、橋長の長い方の市区町村（都道府県）のデータとして計上する。
- ⑤ 1都道府県または政令指定市を管理区域とする道路管理者の道路に係る橋梁で、管理区域内の市区町村界に架設されている場合は、橋長の長い方の市区町村で計上する。
- ⑥ 高架橋で2市区町村以上にわたって架設されている場合は、橋桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1データとして作成する。なお、橋桁が市区町村界で分離される場合は上記③～⑤の取り扱いを準用する。

(2) 県土整備事務所コード

(3) 橋梁番号

「本要領（案）5-4-1 区間マスターデータシートI【基本】の橋梁番号（42）」と同じ番号を入力するものとする。

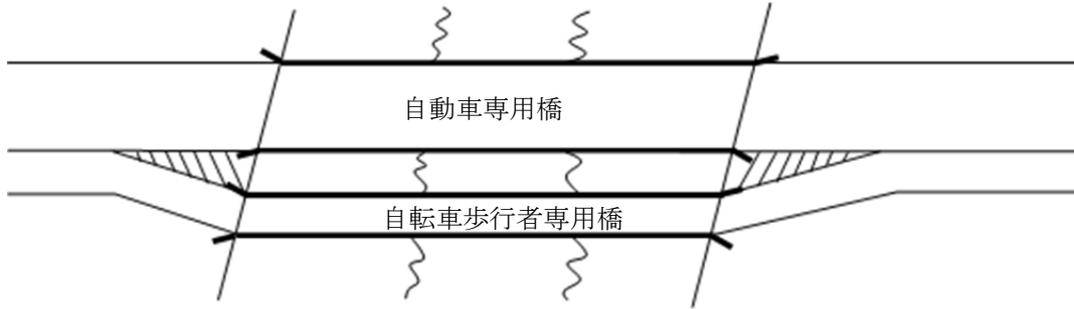
(4) 橋梁分割番号

橋梁が1箇所において自動車専用橋、自転車歩行者専用橋別、または、上下線別に分離して架設されている場合のみ入力する。入力方法としては、専用別に分離している場合は自動車専用橋、自転車歩行者専用橋の順序で一連番号を入力する。同じ橋梁で上下線に分離している場合は、橋長の長い方、短い方の順序で一連番号を入力する。  
なお、分割番号は最大9（1桁以内）まで使用することができる。

[例1]

橋梁名コード 0011  
橋梁名称 一条橋

道路台帳調書



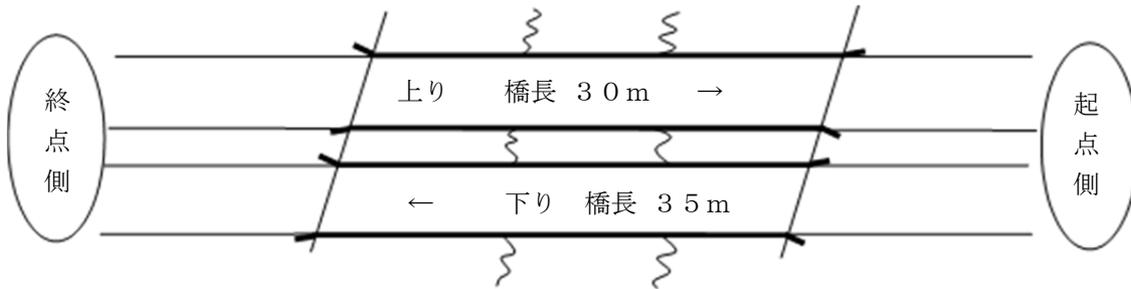
自動車専用橋  
自転車歩行者専用橋

橋梁名		分割番号
コード	名称	
0011	一条橋	1
0011	一条橋	2

※重用されている場合も分割番号を入れる。

[例 2]

橋梁名コード 0022  
橋梁名称 二条橋



下り  
上り

橋梁名		分割番号
コード	名称	
0022	一条橋	1
0022	一条橋	2

(10) 橋梁名コード

2メートル以上の橋梁全てに橋梁名コードを付与するものとし、道路管理者が各市町村ごとに割り当てをした5桁の橋梁番号を入力するものとする。（「本要領（案）7-4-6\_橋梁名コード表」を参照）

# 道路台帳調書

## (1 1) 市区町村

総務省自治行政局が管理する「全国地方公共団体コード」を6桁で入力する。

## (1 3) 橋梁種別

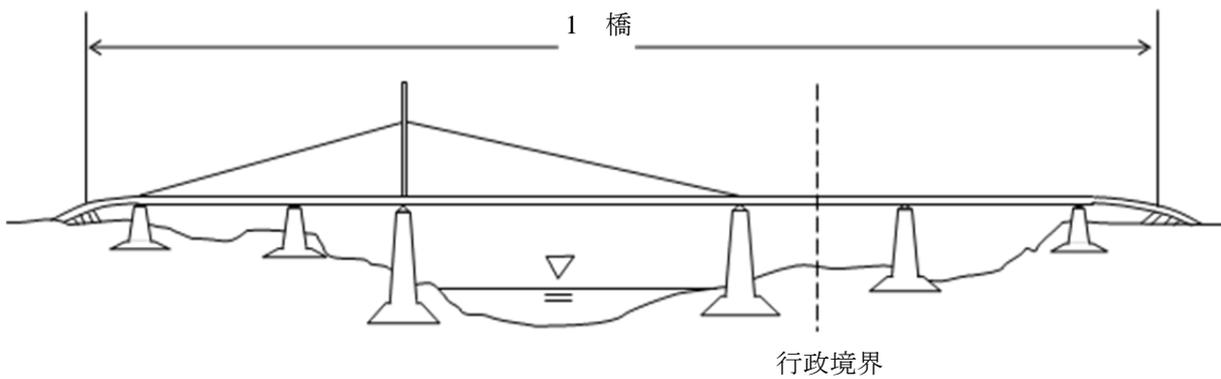
次の橋梁種別区分より該当するコードを入力する。

区 分	コード
橋 (河川)	1
橋 (道路)	2
橋 (鉄道)	3
高架橋	4
栈道橋	5

※ 道路施設現況調査の集計では、コード2及び3は高架橋(コード4)に含むものとする。

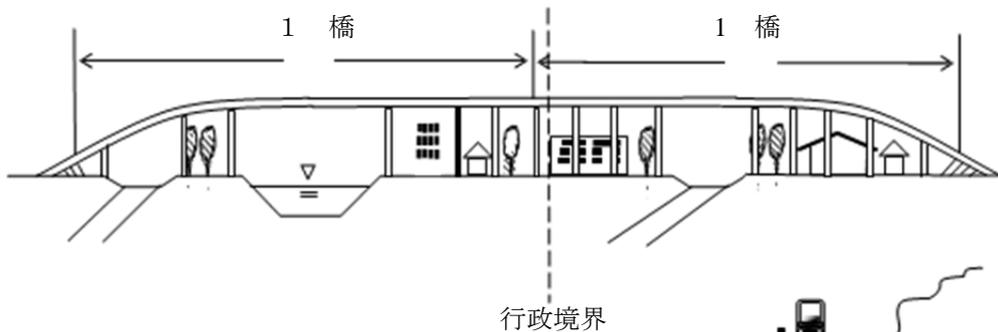
※ 橋梁マスタではコード2及びコード3のデータを作成する。

橋 = 1 ~ 3



高架橋 = 4

高架橋 = 4



栈道橋 = 5

(15) 一般・有料区分

有料道路内に属する橋梁については、「2」と入力する。

区 分	コード
一般（無料）橋	1
有料橋	2

(16) ～ (21) 橋梁分類

橋梁分類は、橋梁種別ごと1橋単位の最大支間部分に着目して分類し、入力する。

①路面位置

次の路面位置区分により該当するコードを入力する。

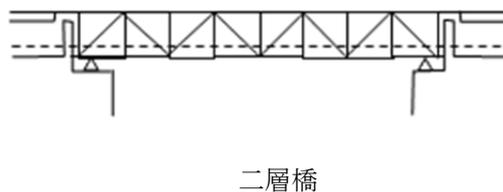
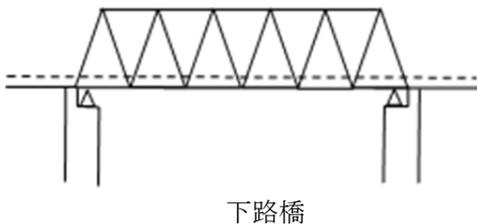
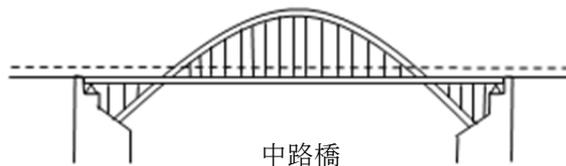
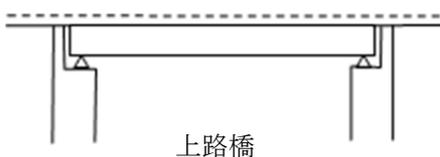
区 分	コード
上路橋	1
中路橋	2
下路橋	3
二層橋	4

上路橋とは、路面が主桁（主構）の上部にあるものをいう。

中路橋とは、路面が主桁の中間部にあるものをいう。

下路橋とは、路面が主桁の下部にあるものをいう。

二層橋とは、路面が上下の二段になっているものをいう。



②上部工（構造形式）

上部工の構造形式について、次の区分より該当するコードを入力する。

構造形式の分類は、大分類、小分類から構成されている。

架設年次の古い橋梁等について、小分類が不明の場合は大分類のみで入力してもよい。

道路台帳調書

区 分		コード	区 分		コード
大分類	小分類		大分類	小分類	
床版橋	桁橋	10	ラーメン橋		50
		20	斜張橋		60
		21		I 桁	61
		22		I 桁(合成)	62
		23		H 桁	63
		24		H 桁(合成)	70
		25		箱桁	71
		26		箱桁(合成)	72
		27		T 桁	73
		30		トラス橋	
アーチ橋	アーチ	40	溝橋 (カルバート)		80
		41			
		42			
		43			

③上部工（使用材料）

上部工（床版を除く。）の使用材料について、次の区分より該当するコードを入力する。  
床版橋については床版材料と同様の区分を入力する。

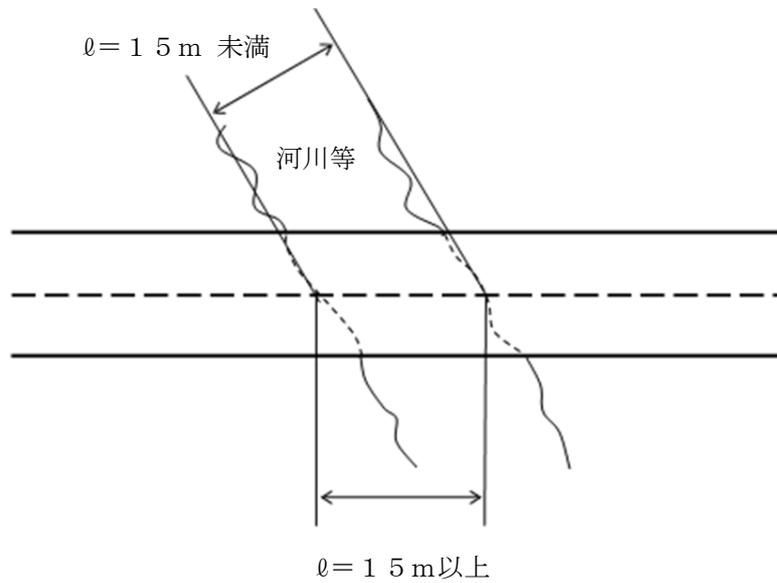
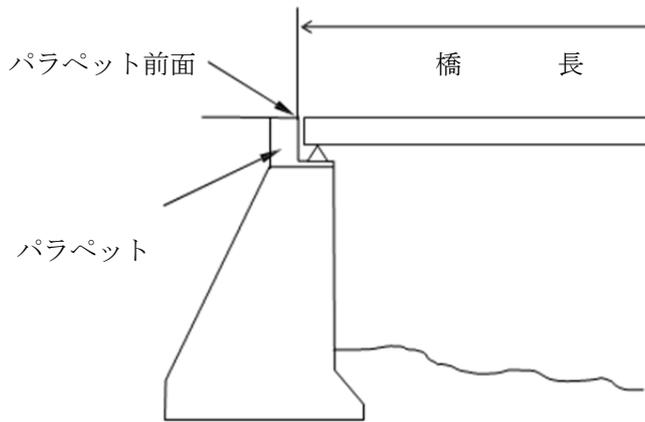
区 分	コード
鋼 橋	1
R C 橋	2
P C 橋	3
石 橋	4
木 橋	5
鋼とR C (P C) 橋との混合橋	6
そ の 他	7

④上部工（床版材料）

上部工のうち床版の使用材料について、次の区分より該当するコードを入力する。

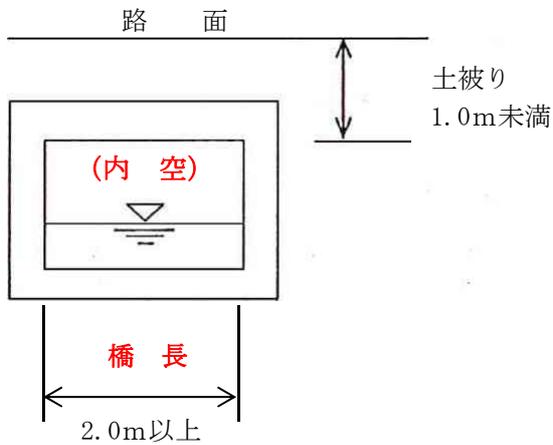
区 分	コード
鋼 系	1
コンクリート系	2
そ の 他	3





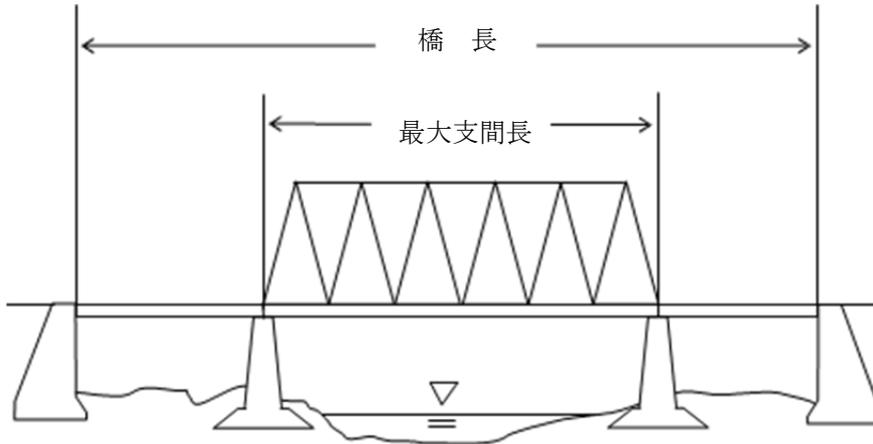
※ 橋長 (l) は道路の中心線の延長を採用する。

**※注1** 溝橋 (カルバート) は、土被りが1.0メートル未満のものとし、**橋長は内空を測定**するものとする。



(23) 最大支間長

1 橋の中で最大の支間長を入力する。



(24) 径間数

橋（橋梁種別が 1～3）である場合に入力をする。「高架橋」及び「栈道橋」（橋梁種別 4 及び 5）の場合は未入力とする。ただし、道路施設現況調査では、橋梁種別 2 及び 3 の場合には、「高架橋」として集計するため、未入力（空欄）として表示される。

1 橋を構成している径間数を入力する。

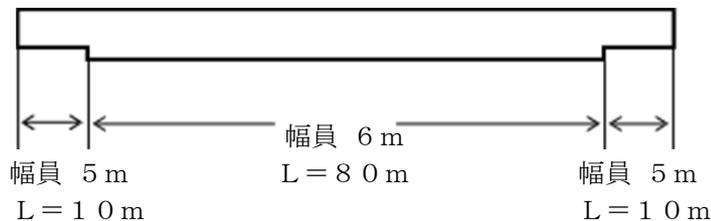
(25) から (27) 幅員

幅員を次の区分により、メートル単位で小数点以下 2 位を四捨五入して 1 位まで入力する。

なお、幅員が異なる場合は、加重平均した幅員を入力する。

区 分
道 路 部
車 道
歩 道 等

[例]



$$(10\text{m} \times 5\text{m} + 80\text{m} \times 6\text{m} + 10\text{m} \times 5\text{m}) / 100\text{m} = 5.8\text{m} \leftarrow \text{「58」 と入力する。}$$

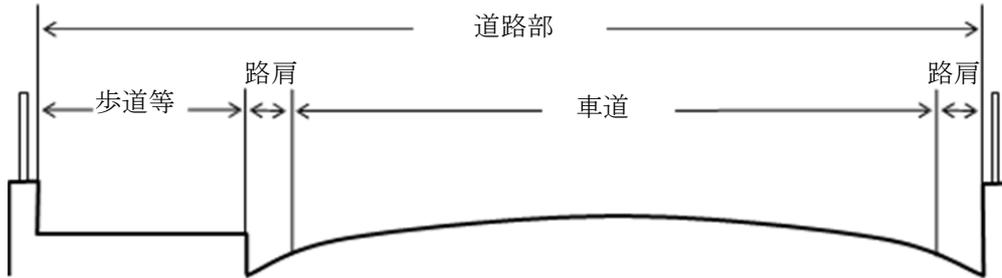
- ① 道路部幅員とは、地覆前面から地覆前面までの幅員をいう。
- ② 車道幅員が明確でない場合は、片側 25 センチメートル、計 50 センチメートルを差し引いたものを車道幅員とする。

# 道路台帳調書

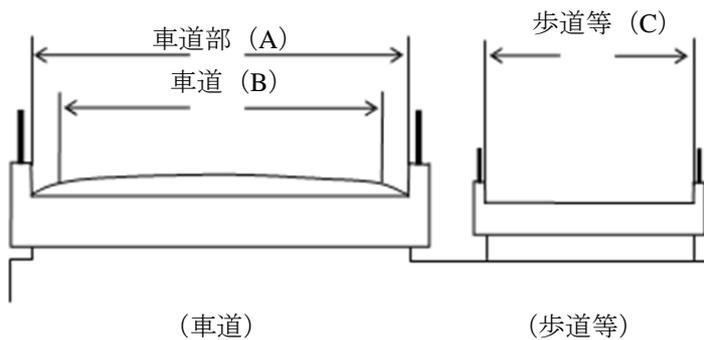
- ③ 歩道等幅員とは、車道部と併設してある歩道、歩道+自転車道及び自転車歩行者道の幅員をいう。
- ④ 自転車歩行者専用橋の場合は、次の例にならい入力すること。

幅員 0.1m		
道路部	車道	歩道等
25		25

※単位が0.1mなので、幅員2.5mの場合「25」と入力する。小数点は入力しない。

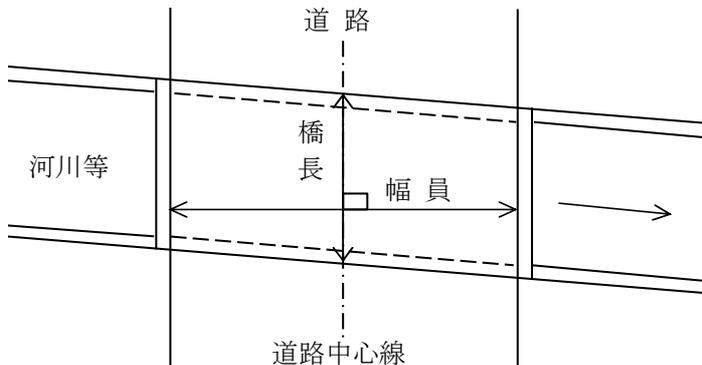


(上部工のみが分離している場合)



$$\begin{aligned} \text{道路部} &= (A) + (C) \\ \text{車道} &= (B) \\ \text{歩道等} &= (C) \end{aligned}$$

- ⑤ 橋梁の幅員は、道路中心線の接線に対して直角方向の幅員を測定するものとする。



## 道路台帳調書

### (28) (29) 適用示方書及び橋格

次の橋格区分より該当するコードを入力する。

区 分	コード
1 等 橋	1
2 等 橋	2
3 等 橋	3
A 活荷重	4
B 活荷重	5
な し	9

自転車歩行者専用橋を既設橋と離れて設ける際に、次（適用示方書類及び橋格一覧表）に掲げる示方書により設計または施工したものについては、橋格は「9」を入力する。

#### 【適用示方書及び橋格一覧表】

適用示方書	コード	橋格	
大正15年示方書	215	1等橋、2等橋、3等橋	
昭和14年示方書	314	1等橋、2等橋	
昭和31年示方書	331	1等橋、2等橋	
昭和39年示方書	339	1等橋、2等橋	
同上及び昭和42年9月9日道路局長通達「鋼道路橋の一方鉄筋コンクリート床版の配力鉄筋の設計について」	342	1等橋、2等橋	
昭和47年示方書	347	1等橋、2等橋	
同上及び昭和48年4月23日都市局長道路局長通達「特定の路線にかかる橋、高架の道路等の技術基準について」	348	1等橋、2等橋	
昭和53年示方書	III コンクリート橋編	353	1等橋、2等橋
昭和55年示方書	I 共通編	355	1等橋、2等橋
	I 鋼橋編		
	IV 下部構造編		
	V 耐震設計編		
平成2年示方書	保有水平耐力法の導入	402	1等橋、2等橋
平成6年示方書	車両制限令改訂（荷重関係の改訂）	406	A活荷重、B活荷重
平成8年示方書	耐震設計法及び細目規程の全面改定	408	A活荷重、B活荷重
平成14年示方書	旧来仕様規程から性能規程へ移行	414	A活荷重、B活荷重
平成24年示方書	維持管理の方法・設備について	424	A活荷重、B活荷重
不明		999	

### (30) 現況

調査時点における現況について、次の区分より該当するコードを入力する。

道路台帳調書

区 分	コード
自動車交通不能	1
通行制限あり	2
通行制限なし	3

- ① 「通行制限あり」とは、道路法第47条第3項の規定により通行荷重等の制限を設けているものをいう。
- ② 本来の目的が、車両の通行に供しない歩道橋等の橋梁については、「通行制限なし」の取り扱いとする。

(31) 永久橋、木橋、混合橋区分

永久橋、木橋、混合橋について、次の区分より該当するコードを入力する。

区 分	コード
永 久 橋	0
木 橋	1
混 合 橋	2

「永久橋」：鋼橋、コンクリート橋及び石橋並びにこれらの混合橋をいう。

「木 橋」：木桁橋及び補鋼桁が材木である吊橋をいう。

「混合橋」：木橋及び永久橋で構成されている橋梁をいう。

(32) 箇所

橋梁の箇所を次の区分により入力する。

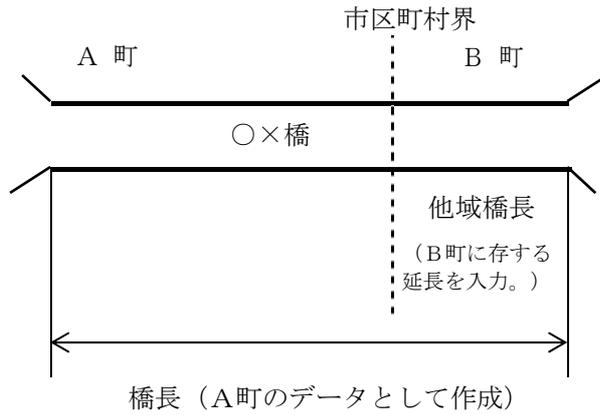
区 分	コード
自 地 域 内	1
市 町 村 界	2
都 道 府 県 界	3

(36) ～ (41) 他域橋長等

該当橋梁が市町村界（都道府県界も同様）に架設されている場合に入力する。

入 力 事 項
地方公共団体コード
道 路 種 別
路 線 名
現道・旧道区分
路 線 分 割
橋 長

- ・ 橋長と他域橋長との関係



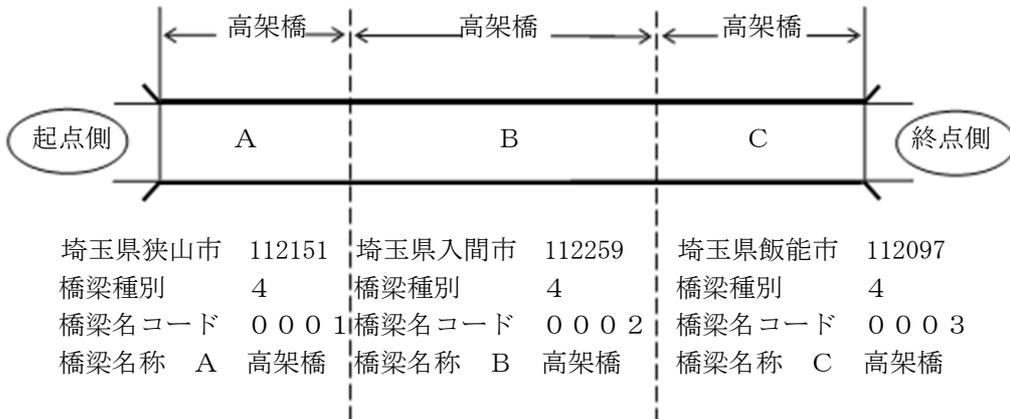
(42) ~ (49) 橋梁接続

「高架橋」において、2市区町村以上に渡って架設されている場合は、起点側、終点側別に双方相手側の橋梁に関する次の事項を入力する。

「橋」または「栈道橋」については未入力とする。

入力事項
地方公共団体コード
橋梁種別
橋梁名
分割番号

[例]



(42) ~ (49) 橋梁接続									
起点側					終点側				
地方公共団体コード	橋梁種別	橋梁名		分割番号	地方公共団体コード	橋梁種別	橋梁名		分割番号
		コード	名称				コード	名称	
A					112259	4	0002	B 高架橋	
B	112151	4	0001	A 高架橋		112097	4	0003	C 高架橋
C	112259	4	0002	B 高架橋					

道路台帳調書

(59) 重要度

橋の重要度の区分について、次の区分より該当するコードを入力する。  
 (「道路橋示方書」 V耐震設計変2. 3橋の重要度の区分 参照)

区 分	コード
A種の橋 (下記以外の橋)	1
B種の橋 ・高速自動車国道、都市高速道路、指定都市高速道路、本州四国連絡道路一般国道の橋 ・都道府県道、市町村道のうち、複断面、跨線橋、跨道橋及び地域の防災計画上の位置付けや当該道路の利用状況等から特に重要な橋	2

※平成8年以前の道路橋示方書を適用している場合は、重要度補正係数を重要度に置き換えて記載すること。

【重要度補正係数】		【重要度】
2級	→	A種の橋
1級	→	B種の橋

※重要度補正係数 2級・・・ 下記以外の橋  
 重要度補正係数 1級・・・ 高速自動車国道、一般国道、主要地方道の橋。  
 一般都道府県道及び市町村道のうち重要な橋。

(60) 下部構造分離

上部構造を支持する下部構造の状況について、次の区分により該当するコードを入力する。

区 分	コード	参照
(4) 分割番号がない場合	1	図-1 パターン1
(4) 分割番号を入力している場合で、各分割番号の上部構造を支持する下部構造が同一の場合	1 (車道幅員が最も広いもの) 0 (それ以外すべて) (※車道幅員が同じ場合は、(4) 分割番号が1のものに1を、それ以外に0)	図-1 パターン2
(4) 分割番号を入力している場合で、各分割番号の上部構造を支持する下部構造が分離している場合	1 (それぞれに)	図-1 パターン3
(4) 分割番号を入力している場合で、橋台のみで、橋脚がない場合	1 (車道幅員が最も広いもの) 0 (それ以外すべて) (※車道幅員が同じ場合は、(4) 分割番号が1のものに1を、それ以外に0)	

(例 1) 分割番号がない場合

(4) 橋梁分割番号	(60) 下部構造分離
0	1

(例 2) 分割番号を入力している場合で、各分割番号の上部構造を支持する下部構造が同一の場合

(4) 分割番号	(26) 車道幅員	(60) 下部構造分離
1	70	1
2	0	0
-----		
1	60	1
2	60	0
3	60	0

※下部構造が同一の場合は、分割番号が1のものに1を、それ以外のものに0を入力

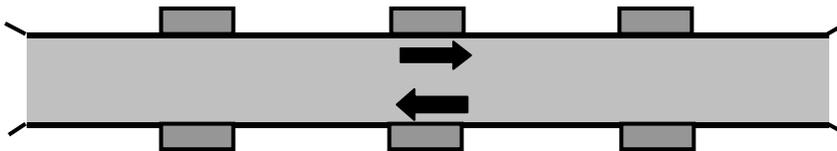
(例 3) 分割番号を入力している場合で、各分割番号の上部構造を支持する下部構造が分離している場合

(4) 分割番号	(26) 車道幅員	(60) 下部構造分離
1	70	1
2	70	1

※ 下部構造が分離している場合は、すべてに「1」を入力する。

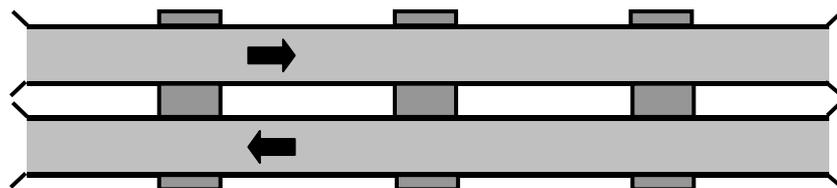
図-1 上部構造を支持する下部構造の状況について

【パターン1】 (4) 分割番号なし「0」の場合



橋梁名	(4) 分割番号	(60) 下部構造分離
○△○橋	0	1

【パターン2】 (4) 分割番号ありで、下部構造が同一の場合

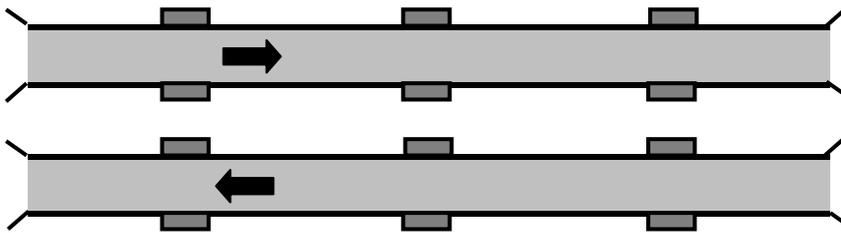


道路台帳調書

橋梁名	(4) 分割番号	(60) 下部構造分離
○△○橋	1	1
○△○橋	2	0

各分割番号の上部構造を支持する下部構造が同一の場合は、車道幅員が最も広いものに「1」、それ以外に「0」を入力する。

**【パターン3】** (4) 分割番号ありで、下部構造が異なる場合



橋梁名	(4) 分割番号	(60) 下部構造分離
○△○橋	1	1
○△○橋	2	1

各分割番号の上部構造を支持する下部構造が分離して架設されている場合は、それぞれ「1」を入力する。

(61) 緊急輸送道路

都道府県・政令指定都市が定める緊急輸送道路の指定状況について、次の区分より該当するコードを入力する。

区 分	コード
第1次緊急輸送道路 (埼玉県：第1次特定緊急輸送道路)	1
第2次緊急輸送道路 (埼玉県：第1次緊急輸送道路)	2
第3次緊急輸送道路 (埼玉県：第2次緊急輸送道路)	3
都道府県・政令指定都市が定める緊急輸送道路以外の市町村が指定する緊急輸送道路	4
緊急輸送道路の指定なし	5

(62) 交差条件

- ① 該当橋梁が跨ぐ交差施設について、次の区分より該当するコードを入力する。複数ある場合は、数字の小さい方を記入すること。

道路台帳調書

区 分	コード
高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路、本州四国連絡道路、指定都市高速道路のいずれかを跨ぐ場合	1
新幹線を跨ぐ場合	2
一般国道指定区間を跨ぐ場合	3
新幹線以外の鉄道を跨ぐ場合	4
1、3以外の道路を跨ぐ場合	5
跨ぐ交差施設なし	6

- ② ①で1～5を入力した場合、当該橋梁が跨ぐ具体的は交差施設名を記入すること。  
 (複数の施設を跨ぐ場合は「、」で区切り、全てを記入すること。なお、入力は全角150字(半角300字)までとする。)

(63) 適用基準

設計に適用した基準について、次の区分より該当するコードを入力する。  
 (径間数が多い場合など、複数の基準が該当する場合は、古い基準を記入する。)

区 分	コード
昭和46年 道路橋耐震設計指針より前の基準	1
昭和46年 道路橋耐震設計指針	2
昭和55年 道路橋示方書	3
平成 2年 道路橋示方書	4
平成 8年 道路橋示方書 (「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用した場合も含む)	5
平成14年 道路橋示方書	6
平成24年 道路橋示方書	7
不 明	8

(64) 耐震補強の状況 (図-2 参照)

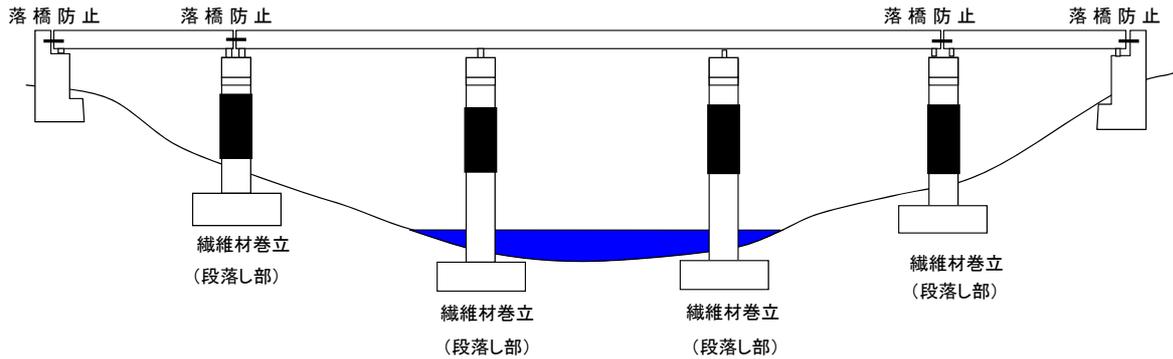
耐震補強の対策状況について、次の区分より該当するコードを入力する。

区 分	コード
昭和55年基準相当の対策を実施していない	1
昭和55年基準相当のみを満足するための対策を実施中	2
昭和55年基準相当の対策は完了しているが、平成8年基準相当を満足するための対策は実施していない	3
昭和55年基準相当の対策は実施せず、平成8年基準相当を満足するための対策を実施中	4
昭和55年基準相当の対策は完了しており、平成8年基準相当を満足するための対策を実施中	5
平成8年基準相当を満足するための対策完了	6
対策不要 (63) 適用基準において、5・6・7を選択した場合及び設計基準にかかわらず橋脚がない橋梁の場合(本調査要領における調査便宜上の定義とする)	7
不 明	8

※平成8年基準相当の対策として「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」で対策を行ったものを含む。

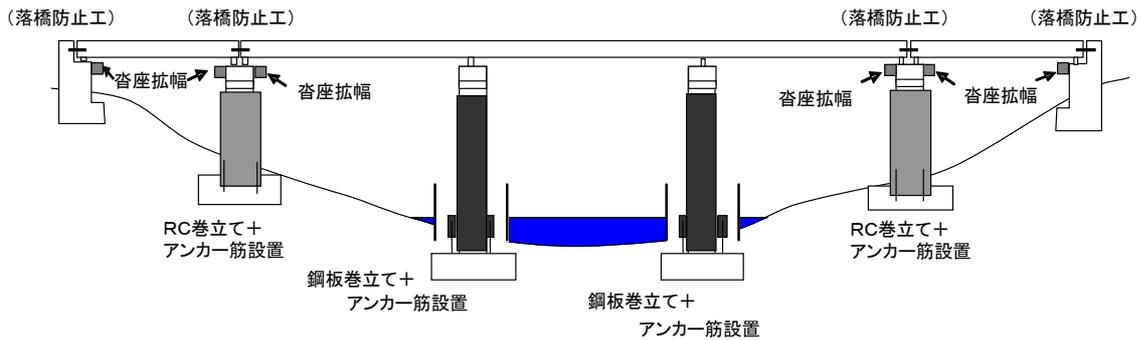
図-2 耐震補強例について

1) 昭和55年基準相当の対策例



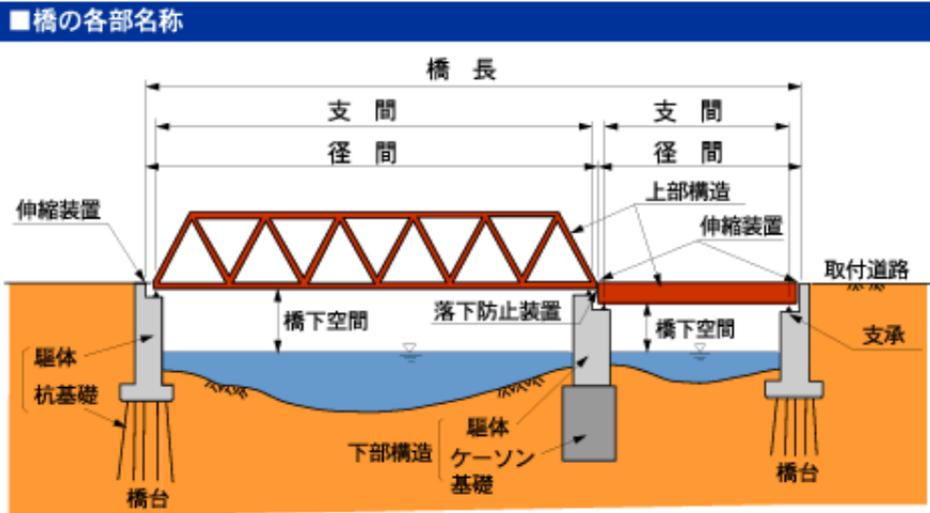
- ・ 段落し部補強（繊維材または鋼板による巻立で）
- ・ 落橋防止工 等

2) 平成8年基準相当の対策例



- ・ 段落し部及び基礎を補強（主にRC又は鋼板による巻立で）
- ・ 落橋防止工および沓座拡幅
- ・ 支承の補強 等

[参 考]



◆参考資料

「橋、高架の道路等の技術基準」 (道路橋示方書)

<<http://www.mlit.go.jp/road/sign/kiyun/pdf/20120216hashikouka.pdf>>





5-4-6 トンネルマスタデータシート

【一般的注意事項】

- ① データは、供用開始された1トンネル単位で作成する。
- ② トンネルが1箇所において上下線等、分離して設けられている場合は、分離されているトンネルごとに1トンネルとして取り扱う。
- ③ トンネルが市町村界または都道府県界に設けられている場合は、該当トンネルの管理者側で取りまとめること。  
 なお、管理者が定まっていない場合は、関係機関で協議し、調査する機関を定めること。
- ④ 2都道府県以上に渡って管理区域を有する道路管理者の道路に存するトンネルで、管理区域内の市町村界または都道府県界に設けられている場合は、延長の長い方の市区町村（都道府県）で計上する。
- ⑤ 1都道府県または政令指定市を管理区域とする道路管理者の道路に存するトンネルで、管理区域内の市町村界に設けられている場合は、延長の長い方の市区町村で計上する。

(3) トンネル番号

管理者が定めた番号を入力する。

(4) トンネル分割番号

トンネルが1箇所において自動車専用トンネル、自転車歩行者専用トンネル別、または上下線別に分離して設けられている場合のみ入力进行を要する。

入力方法としては、専用別に分離している場合は、自動車専用トンネル、自転車歩行者専用トンネルの順序で一連番号を入力する。同種のトンネルで上下線に分離している場合は、延長の長い方、短い方の順序で一連番号を入力する。

(13) トンネル分類

次の区分により、該当するコードを入力する。

区 分		コード
陸上トンネル	掘進工法	1
	開削工法	2
	そ の 他	3
水底トンネル※	掘進工法	4
	沈埋工法	5
	開削工法	6
	そ の 他	7

※水底トンネルとは、海、湖沼及び河川に設けられたものをいう。

※シールド工法は、掘進工法として取扱う。

道路台帳調書

(15) 一般・有料区分

次の区分により、該当するコードを入力する。

区 分	コード
一般（無料）トンネル	1
有料トンネル	2

※有料道路内に存するトンネルについては、有料トンネルのコード2を入力する。

(16) 建設年次

建設竣工年次を次の区分により該当するコードを入力する。

区 分	コード
明 治 以 前	0
明 治	1
大 正	2
昭 和	3
平 成	4
不 明	9

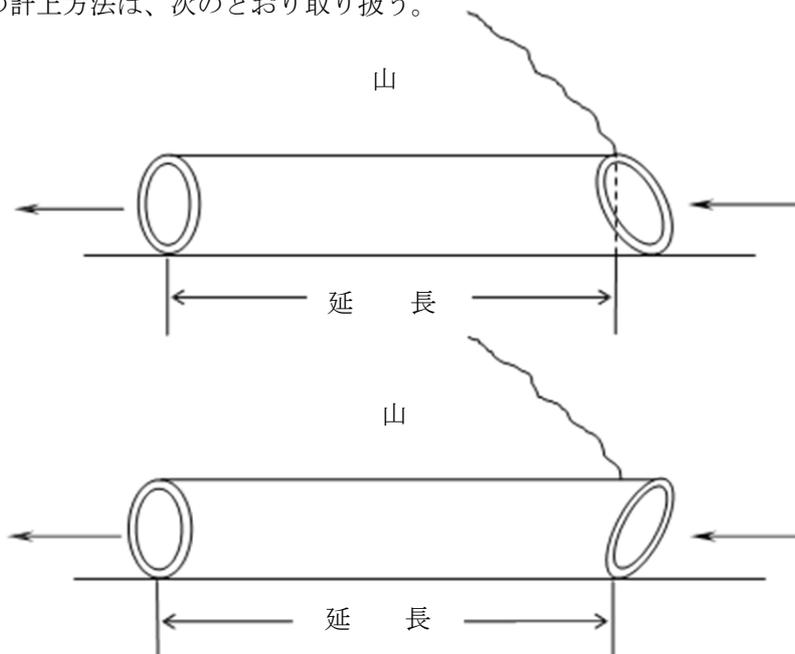
記入例) 平成20年8月25日  
4200825  
↑  
年号コード

建設年次が「明治以前」または「不明」の場合、年号コードのみ入力する。

(17) 延長

坑門（入口）から坑門（出口）までの延長を入力する。

延長の計上方法は、次のとおり取り扱う。



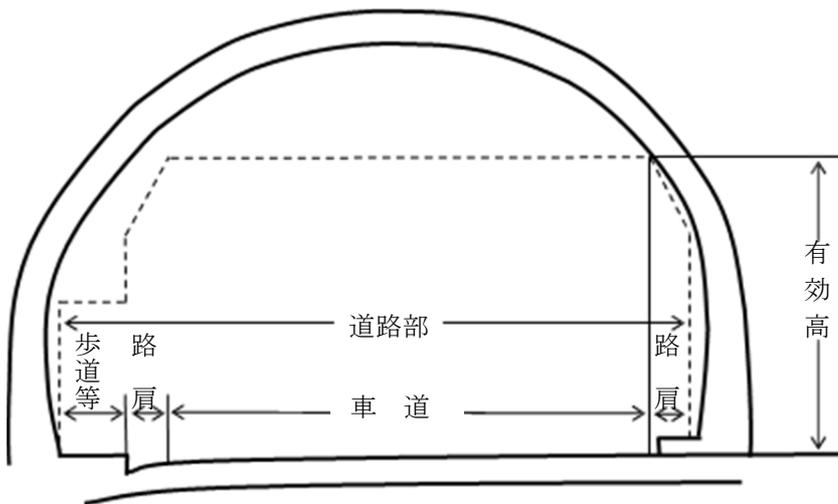
# 道路台帳調書

## (18) ~ (20) 幅員

幅員を次の区分よりメートル単位で小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで入力する。

区 分
道 路 部
車 道
歩 道 等

- ① 道路部幅員とは、車道、路肩及び歩道等を加えた幅員をいう。
- ② 車道幅員が明確でない場合は、車道と同一平面の路肩部分のうち、片側25センチメートル、計50センチメートルを差し引いたものを車道幅員とする。
- ③ 歩道等幅員とは、車道部と併設してある歩道、歩道+自転車道及び自転車歩行車道の幅員をいう。



[入力例]

(13) 幅員 0.1m		
道路部	車道	歩道等
150	60	50

※ 単位が0.1mなので、幅員15mの場合、「150」と入力する。小数点は入力しないこと。

## (21) 有効高

有効高をメートル単位で小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで入力する。有効高とは、車道端からの垂直線が壁面または天井板と交わるまでの高さをいう。(上のトンネル断面図参考。)

なお、片勾配の場合、有効高の低い方を計上すること。

※ 単位が0.1mなので注意すること。小数点入力は不可。

## 道路台帳調書

### (22) (23) 壁面区分

次の区分により、該当コードを入力する。

区	コード
内装なし 素 堀	1
内装なし 吹 付	2
内装なし 覆 工	3
内装あり ブロック張り工法	4
内装あり パネル張り工法	5
内装あり タイル張り工法	6
内装あり そ の 他	7

① 素堀とは、掘削後地肌のままのものをいう。

② 吹付とは、地肌をセメント・モルタル等の材料で吹付工法により被覆しているものをいう。

③ 覆工とは、地肌を被覆しているもので、吹付け工法によらないものをいう。

### (24) 路面区分

次の路面区分より該当するコードを入力する。

区 分	コード
未舗装道	1
舗装道 セメント系	2
舗装道 アスファルト系	3

### (25) ~ (30) 内部施設

#### ① 換気施設

次の区分により該当するコードを入力する。

区 分	コード
機械換気施設なし	1
機械換気 縦流式 (噴流式)	2
機械換気 縦流式 (立坑式)	3
機械換気 縦流式 (その他)	4
機械換気 半横流式	5
機械換気 横流式	6
機械換気 その他	7

② 照明施設

次の区分により該当するコードを入力する。

区 分	コード
照明施設なし	1
照明施設あり ナトリウム灯	2
照明施設あり 蛍光灯	3
照明施設あり 水銀灯	4
照明施設あり その他	5
照明施設あり 上記各種併用	6

③ 非常用施設

非常用施設について、次の施設種類ごとに該当するコードを入力する。

イ 通報装置

火災等の事故の発生をトンネル管理所などへ通報する装置をいう。

区 分	コード
通報装置なし	1
通報装置あり a 押ボタン式通報装置	2
通報装置あり b 非常電話	3
通報装置あり c 自動通報装置	4
通報装置あり a と b を併設	5
通報装置あり a と c を併設	6
通報装置あり b と c を併設	7
通報装置あり a と b と c を併設	8

ロ 非常警報装置

火災や 交通事故等が発生した場合に、トンネル内外の走行車に対して必要な警報を行う装置をいう。

区 分	コード
非常警報装置なし	1
非常警報装置あり a 警報表示板	2
非常警報装置あり b 点滅灯（警告灯）	3
非常警報装置あり c 音信号発生器	4
非常警報装置あり a と b を併設	5
非常警報装置あり a と c を併設	6
非常警報装置あり b と c を併設	7
非常警報装置あり a と b と c を併設	8

## 道路台帳調書

### ハ 消火設備

区 分	コード
消火設備なし	1
消火設備あり a 消火器	2
消火設備あり b 消火栓	3
消火設備あり a と b を併設	4

### ニ その他設備

区 分	コード
その他設備なし	1
その他設備あり a 自動水噴霧装置	2
その他設備あり b 避難及び誘導設備	3
その他設備あり c 非常用電源設備	4
その他設備あり a と b を併設	5
その他設備あり a と c を併設	6
その他設備あり b と c を併設	7
その他設備あり a と b と c を併設	8

### (31) 現況

調査期日における現況について、次の区分により該当するコードを入力する。

区 分	コード
自動車交通不能	1
通行制限あり	2
通行制限なし	3

※「通行制限あり」とは、道路法第47条の規定により、通行車両の車幅及び高さの制限を設けているものをいう。

### (32) 排水施設

側溝等の排水施設について、次の区分によりコードを入力する。

区 分	コード
排水設備なし	0
排水設備あり	1

# 道路台帳調書

## (33) 箇所

トンネルの箇所を次の区分により入力する。

区 分	コード
自地域内	1
市町村界	2
都道府県界	3

## (34) ~ (39) 他域延長

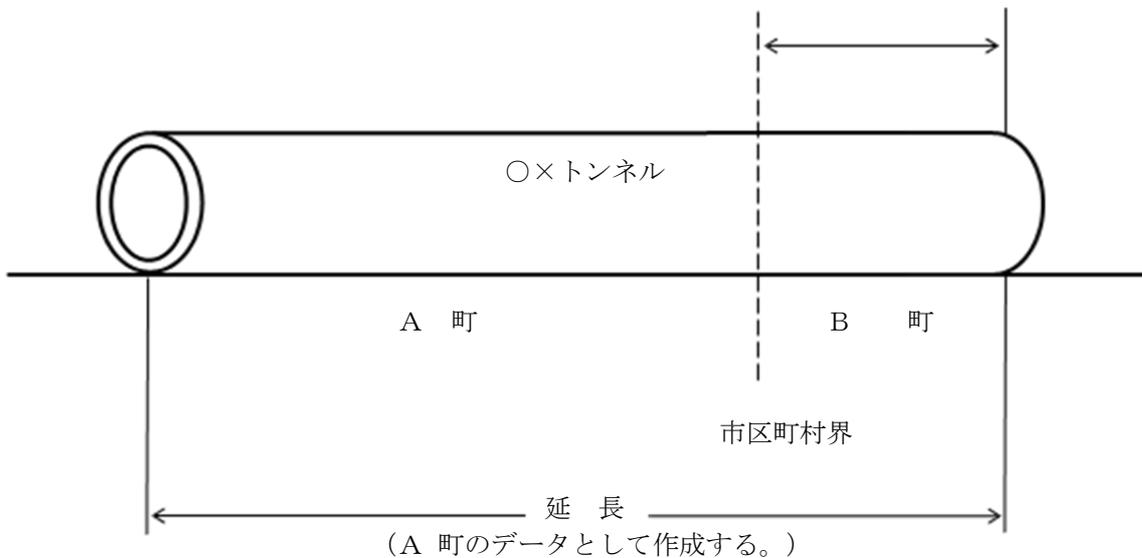
トンネルが市区町村界（都道府県界と重複している場合も同様に取り扱う。）に設けられている場合のみ、他の市区町村域に関する次の事項を入力する。

なお、3市区町村以上に渡って存する場合の中間市区町村に係る分の取り扱いについては、起終点側の市区町村において折半するものとする。

入力事項
地方公共団体コード
道路種別
路線名
現道・旧道区分
延長

[延長と他域延長との関係]

他域延長  
(B町に存する延長を入力する。)

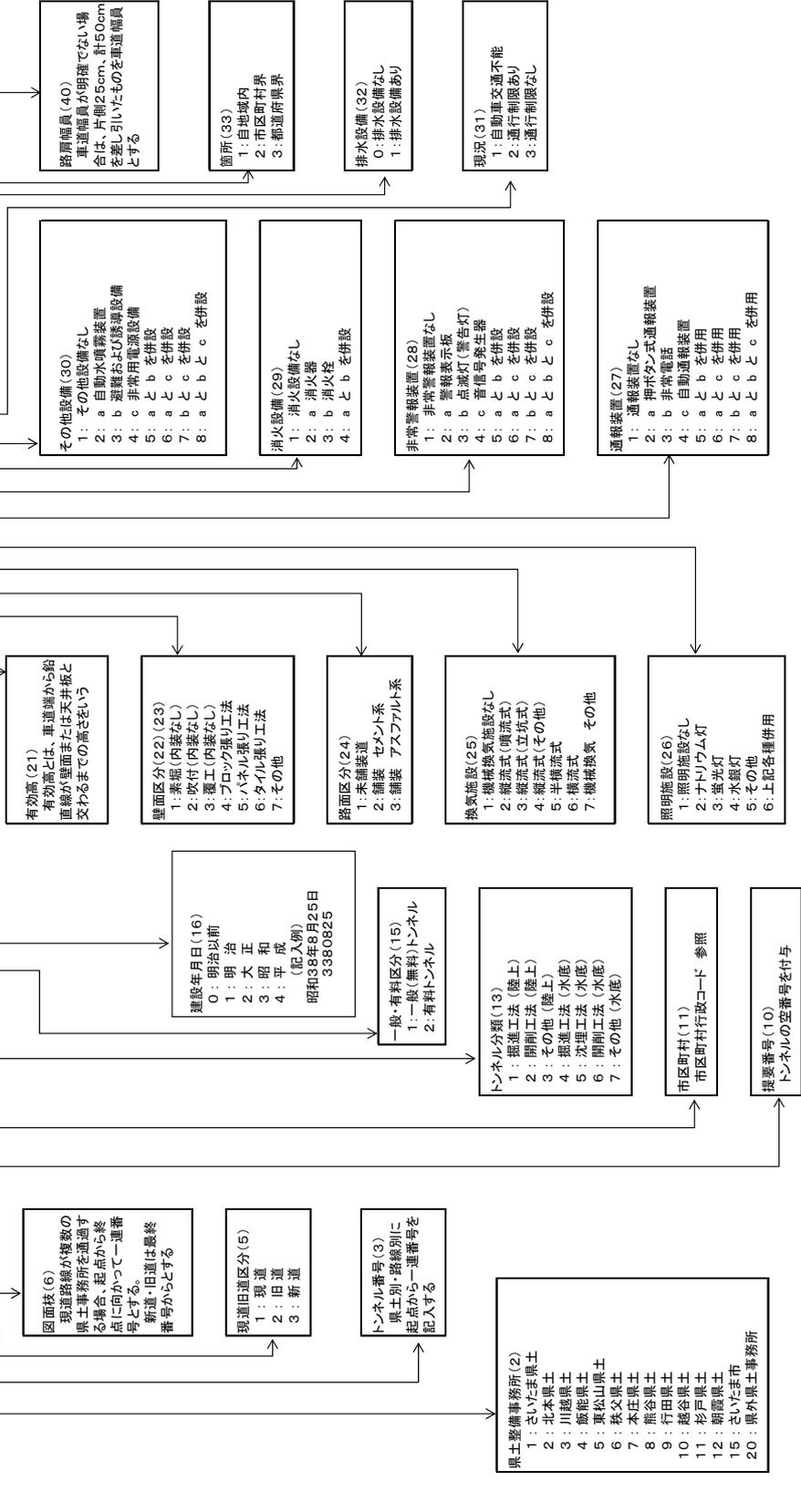


## (42) ~ (45) トンネル

トンネル名称、トンネル正式名称、トンネル漢字名称、所在箇所を入力する。なお、入力フォントについて、カタカナ半角、漢字入力等どのような方法でも可。

埼玉県道路台帳トンネルマスタ

S	q	路線番号	県工事務所	トンネル番号	トンネル分類番号	現道旧道区分	図面枝	図面番号	区間番号	ダブルウェイ	概要番号	市区町村	路線分割	トンネル分類	調査年月日	一般有料区分	建設年月日	延長	道路部幅員	車道幅員	非道等幅員	有効高	拱区分	路面区分	換気施設	照明施設	通報装置	非常警報装置	消火装置	その他設備	排水設備	箇所	他城市区町村	他城道路種別	他城路線番号	他城路線分割	他城延長	路肩幅員	道路部面積					
1	299	1	4	6	0	1	20	184	10	0	17	112097	0	1	14	15	16	17	1918.00	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	16681.09



埼玉県道路台帳トンネルマスタ

Seq	12	路線番号	1	2	3	4	トンネル番号	5	6	7	8	9	トンネル名称	42	トンネル区番号	43	トンネル名称	44	所在箇所	45
		299	4	6	1	10	184	10	0	シヨウマルトンネル							正知トンネル		飯能市大字坂元地内	

図面枝(6)  
現道路線が複数の  
県工事事務所を通過す  
る場合、起点から終  
点に向かって一連番  
号とする。  
新道、旧道は最終番  
号からとする。

現道旧道区分(5)  
1. 現道  
2. 旧道  
3. 新道

トンネル番号(3)  
県土別・路線別に  
起点から一連番号を  
記入する。

- 県土整備事務所(2)
1. さいたま県土
  2. 北本県土
  3. 川越県土
  4. 飯能県土
  5. 東松山県土
  6. 秩父県土
  7. 本庄県土
  8. 熊谷県土
  9. 行田県土
  10. 越谷県土
  11. 杉戸県土
  12. 朝霞県土
  15. さいたま市
  20. 県外県土事務所

5-4-7 鉄道との交差マスターデータシート

【一般的注意事項】

1. データは、供用開始された道路に係る踏切道の箇所単位で作成する。
2. 踏切道の同一箇所鉄道事業者または鉄道線が異なって存在する場合は、異なるごとに1件のデータとして作成する。

この場合、鉄道事業者名コード及び鉄道線名コードの若い（小さい）コードを1件目とし、2件目以降の入力事項としては、（1）調査機関区分から（10）単複線区分までのみとする。

※（11）踏切道種別から（21）遮断時間までが未入力であるため、サポートツールによる簡易エラーチェックでは、エラー出力される。この場合のエラーは無視してよい。

- (3) (4) 鉄道等との交差番号  
管理者の定めた4桁の交差番号を入力する。

(13) 交差方式

区 分	コード
平面交差	1
跨道（立体交差路線が下、鉄道が上）	2
跨線（立体交差路線が上、鉄道が下）	3

- (15) 鉄道事業者名  
該当する鉄道事業者名コード（鉄道事業者名と鉄道線名の関係による）を入力する。

- (16) 鉄道線名  
該当する鉄道線名コード（鉄道事業者名と鉄道線名の関係による）を入力する。

- (17) 単複線区分  
踏切道と交差している鉄道線が単線か否かについて、次の区分により該当するコードを入力する。

区 分	コード
単 線	1
単線以外	2

- (18) 踏切道種別  
次の踏切道区分により該当するコードを入力する。

- ① 第一種踏切道とは、踏切警手を配置するか、または自動踏切遮断機を設置しているものをいう。
- ② 第二種踏切道とは、一定時間に限り踏切警手を配置しているものをいう。（昭和40年度までに全廃された。）
- ③ 第三種踏切道とは、踏切警報機を配置しているものをいう。

道路台帳調書

④ 第四種踏切道とは、上記①～③以外のものをいう。

区 分	コード
第一種踏切道	1
第二種踏切道	2
第三種踏切道	3
第四種踏切道	4

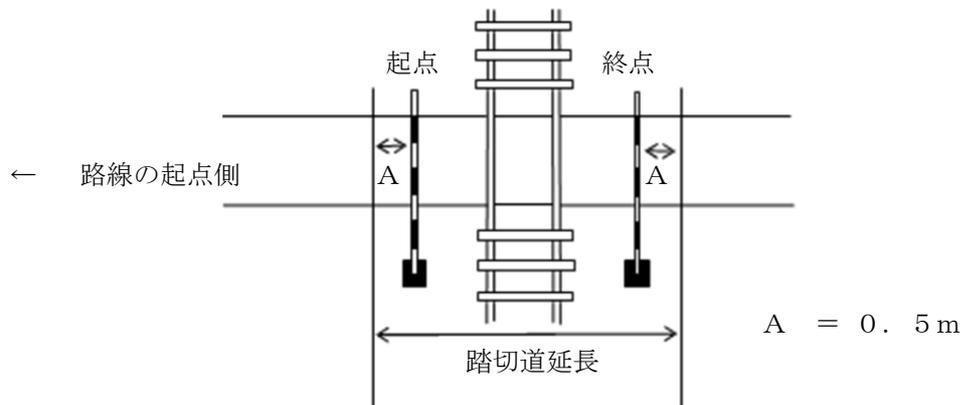
(19) 延長

踏切道の起点から終点までの延長を入力する。

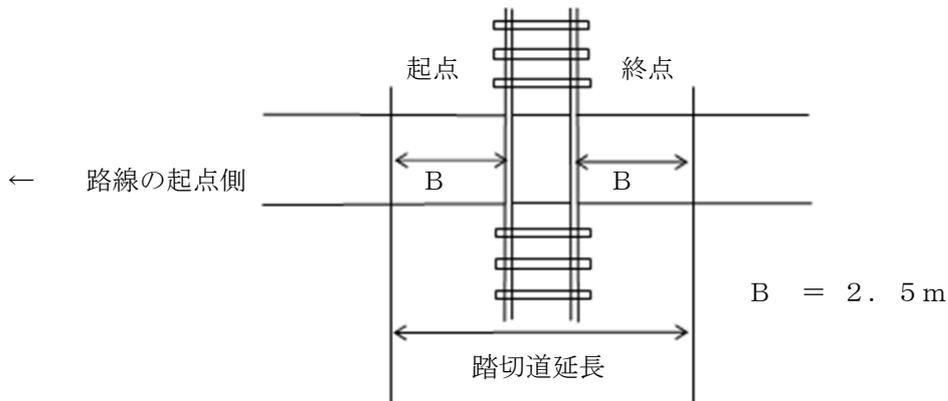
【解説】

[起点・終点について]

① 踏切遮断機等、踏切施設がある場合、該当施設の外側0.5mの線間をいう。



② 踏切施設がない場合、最外側軌条の内側より 2.5m 外側の線間をいう。



(20) ～ (22) 幅員

踏切道の全幅員をメートル単位で小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで入力する。

道路台帳調書

幅員 0.1m
45

※単位が 0.1 m なので、幅員 4.5 m の場合「45」と入力する。小数点は入力しないこと。

(23) 歩道等施設

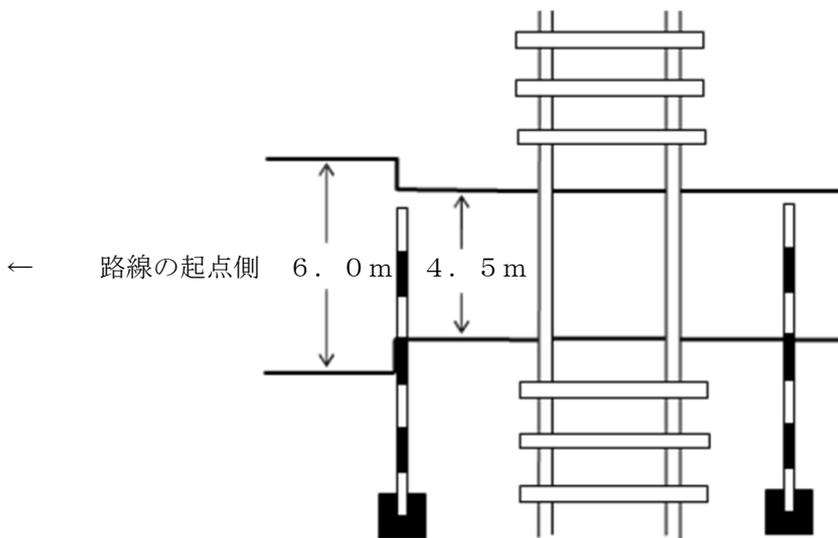
次の区分により該当するコードを入力する。

区 分			コード	
歩車道区分なし			1	
歩車道区分あり	平面交差で歩車道分離		2	
	立体交差で歩車道分離	横断歩道橋	階段式	3
			スロープ式	4
			押上げ式	5
		地下横断歩道	階段式	6
			スロープ式	7
			押上げ式	8
	歩道等のみ平面交差		9	

(24) 対道路幅員差

踏切道から見て、取り付け道路（道路部）に対する幅員差を起点側、終点側別に入力する。入力単位はメートルとし、小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで入力する。対道路幅員差が±0以外については、+の場合は数値をそのまま入力し、-の場合は-符号を付して数値を入力する。

[例] 踏切道幅員(4.5m)－道路幅員(6.0m)＝－1.5m

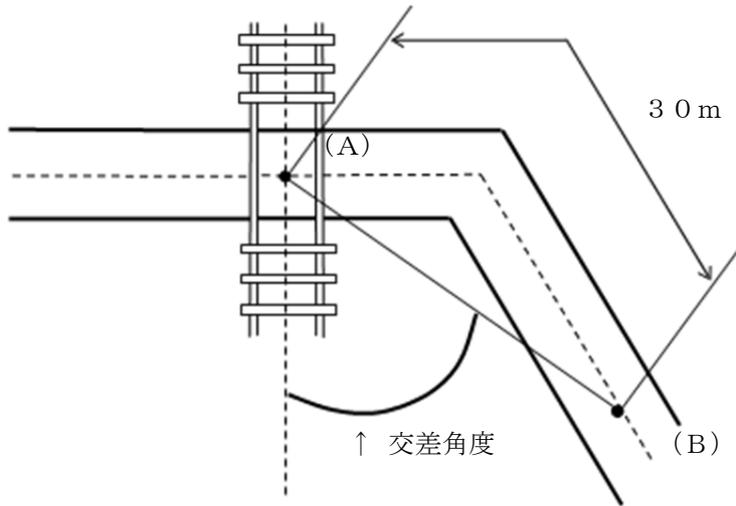


対道路幅員差	
起 点	終 点
符号含む 0.1m	符号含む 0.1m
-15	0

※ 単位が0.1mなので、対道路幅員差1.5mの場合、「15」と入力する。小数点は入力しないこと。

(26) 交差角度

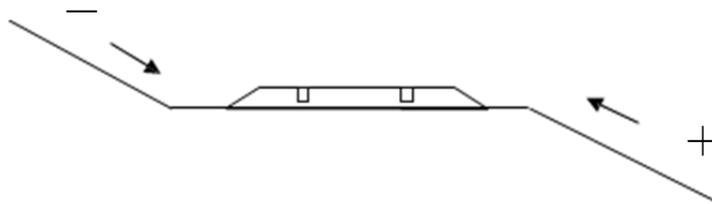
踏切道の中心線と最縁端軌道の中心線の交点(A)と、(A)から外方道路の中心線上 30mの地点(B)を線で結び、その線と最縁端軌道の中心線との交差角度を入力する。



- ① 路線の起終点が袋小路等により30メートル未満の場合は、上記に関わらず路線の起終点からの交差角度を入力すること。
- ② 直角に交差する場合は、「90」と入力すること。
- ③ 交差角度が起点側終点側で異なる場合は、狭い角度を入力する。

(27) (28) 道路勾配

踏切道に向かって上りを+、下りを-とし、起点側、終点側別にパーセント単位で入力する。+については数値をそのまま入力し、-については-符号を付して入力する。なお、勾配を計る場合、踏切道端から道路の中心線上30メートルの地点で計上するものとする。



(29) 路面区分

踏切道内の路面状況について、次の区分により該当するコードを入力する。

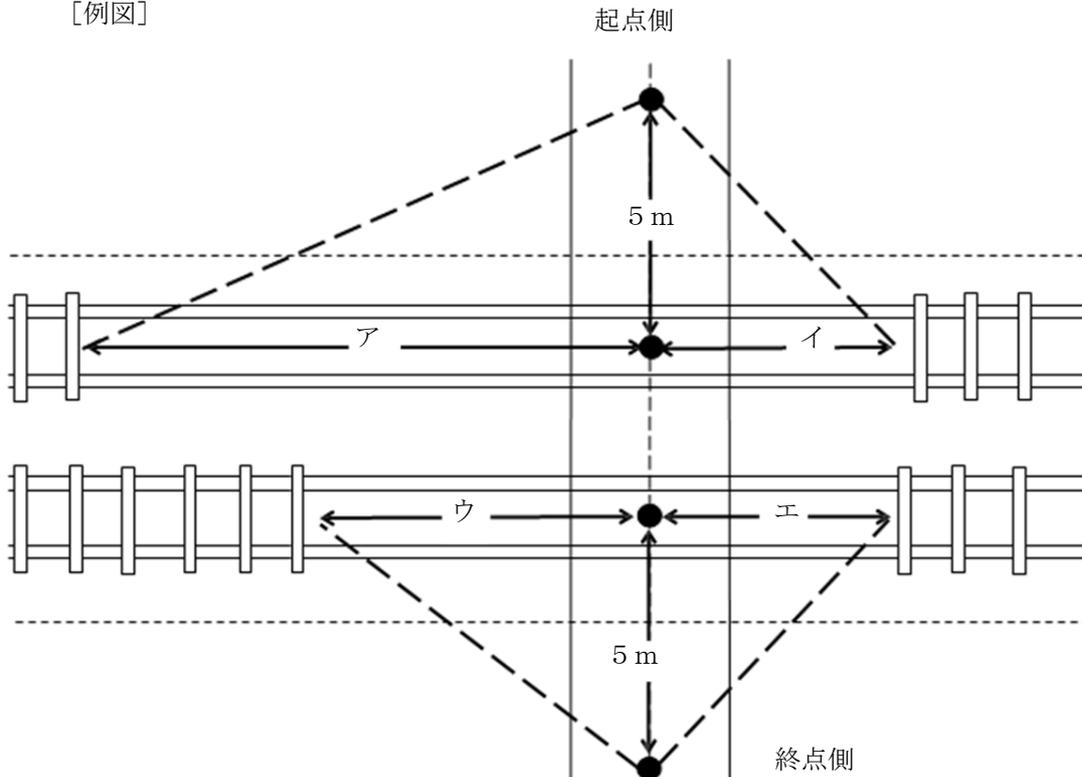
路面区分	コード
セメントコンクリート	1
高級アスファルト	2
簡易アスファルト	3
コンクリート平板	4
防 塵	5
砂 利 道	6

(30) ~ (33) 見通し距離

踏切側からの列車の見通し距離を、起点側終点側別、左右別に次の区分により該当するコードを入力する。見通し距離とは、踏切道における最縁端軌道の中心線と、道路の中心線との交点から軌道の外方道路の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上該当交点からの長さをいう。

見通し距離の区分	コード
50m未満	1
100m未満	2
150m未満	3
200m未満	4
250m未満	5
300m未満	6
300m以上	7

[例図]



道路台帳調書

見通し距離			
起 点		終 点	
左	右	左	右
(イ)	(ア)	(ウ)	(エ)

(ア)～(エ)には1～7のいずれかを入力する。

(34) (35) 道路交差点距離

踏切道の起終点から50メートル以内にある道路交差点（立体交差を除く。）を対象とし、起点側、終点側別に踏切道の起点（終点）から道路交差点の中心点までの距離を入力する。

なお、踏切道の起終点から50メートル以内に対象道路交差点がない場合は未入力とする。

(36) 遮断時間

調査期日（4月1日、ただし休日にあたる場合は4月1日以降の最も早い平日。）における列車の通行により、道路交通が遮断される時間を入力する。遮断時間は1日に生ずる時間とし、分単位で入力する。遮断時間は測定値を原則とするが、実測が困難な場合には、次式により算出したもので良い。

[算出式] 1日の列車通行回数 × 1分 = 遮断時間

(37) 有効高

立体交差であって鉄道が上にあるときのみ当箇所有効高を1m以下1位まで入力する。

(41) 鉄道線名称

鉄道線	鉄 道 事業者	鉄道線	鉄道線名称
(16)	(15)	(16)	(41)
120064	120	064	JR八高線
120160	120	160	東北本線、宇都宮線
120165	120	165	川越線、埼京線
120166	120	166	高崎線
120189	120	189	武蔵野線
120801	120	801	東北新幹線
120802	120	802	上越新幹線
360001	360	001	西武池袋線
360002	360	002	西武秩父線
360003	360	003	西武新宿線
360011	360	011	西武狭山線
360012	360	012	西武山口線

鉄道線	鉄 道 事業者	鉄道線	鉄道線名称
(16)	(15)	(16)	(41)
364001	364	001	秩父鉄道本線
364002	364	002	秩父鉄道三ヶ尻線
373001	373	001	東武伊勢崎線
373011	373	011	東武日光線
373014	373	014	東武野田線
373015	373	015	東武東上本線
373016	373	016	東武越生線
471001	471	001	新都市交通伊奈線
472001	472	001	埼玉高速鉄道線
483001	483	001	つくばエクスプレス線

(44) ～ (47)

踏切または橋の名称、踏切正式名称、踏切漢字名称、所在箇所を入力する。なお、入力フォントについて、カタカナ半角、漢字入力等どのような方法でも可。



埼玉県道路台帳鉄道交差マスタ

S e q	路線番号	県工事務所	鉄道との交差番号	鉄道との交差区分	現道旧道区分	図面枝	図面番号	区間番号	ダブルウェイ	道路部面積	備考 または備考の 名称	略切正式名称	略切漢字名称	所在箇所
168	1068	1	8020	0	1	10	34	20	0	3841.88	カガチリツホク	カガチリツホク	川口陸橋	川口市幸町3丁目
														47

**図面枝(6)**  
現道路線が複数の  
県工事務所を通  
過する場合、起点か  
ら終点に向かって一  
連番号とする。  
新道・旧道は最終  
番号からとする

**現道旧道区分(5)**  
1 : 現道  
2 : 旧道  
3 : 新道

**鉄道との交差番号(3)**  
県土別・路線別に起点か  
ら一連番号を記入

**県工事務所(2)**  
1 : さいたま県土  
2 : 北本県土  
3 : 川越県土  
4 : 飯能県土  
5 : 東松山県土  
6 : 秩父県土  
7 : 本庄県土  
8 : 熊谷県土  
9 : 行田県土  
10 : 越谷県土  
11 : 杉戸県土  
12 : 朝霞県土  
15 : さいたま市  
20 : 県外県工事務所

5-4-8 有料道路マスターデータシート

(1) 道路区分

次の区分により該当するコードを入力する。

道 路 区 分	コード
高速自動車道	1
一般国道	2
都道府県・市区町村道	3
独立専用自歩道	4

(2) 有料道路事業者区分

次の区分により該当するコードを入力する。

有料道路事業者区分	コード
東日本高速道路（株）	1
首都高速道路（株）	2
阪神高速道路（株）	3
本州四国連絡高速道路（株）	4
地方公共団体（埼玉県）	5
地方道路公社（埼玉県道路公社）	6
指定都市高速道路公社	7

(5) ～ (17) 有料道路

必要事項を入力する。なお、入力フォントについて、カタカナ半角、漢字入力等どのような方法でも可。

埼玉県道路台帳有料道路マスタ

路線番号	道路区分	有料道路事業者	路線名称	路線正式名称	路線漢字名称	起点地名地番	終点地名地番	供用開始年月日	台帳調製年月日	有料道路区間	有料道路管理者
140	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					皆野寄居有料道路	大里郡寄居町大字風布	秩父郡皆野町大字皆野	2001/3/28	2002/4/1		埼玉県道路公社

有料道路管理者 (12)

3090 埼玉県道路公社(狭山環状有料道路)  
 3119 埼玉県道路公社(新豊沼本橋有料道路)  
 3128 埼玉県道路公社(皆野寄居有料道路)  
 3130 山梨県道路公社(雁坂トンネル有料道路)

有料道路事業者区分(2)

1: 東日本高速道路(株)  
 2: 首都高速道路(株)  
 3: 阪神高速道路(株)  
 4: 本州四国連絡高速道路(株)  
 5: 地方公共団体(埼玉県)  
 6: 地方道路公社  
 (埼玉県道路公社)  
 7: 指定都市高速道路公社

道路区分(1)

1: 高速自動車道  
 2: 一般国道  
 3: 都道府県・市区町村道  
 4: 独立専用自動車道

有料道路路役視察項目	有料期間 1	有料期間 2	有料期間 3	普通車料金
13	14	15	16	17
道路特別措置法	平成13年3月	28日から5:30	年間	410

5-4-9 路線マスターデータシート

(2) 道路区分

次の区分により該当するコードを入力する。

道 路 区 分	コード
高速自動車道	1
一般国道	2
都道府県・市区町村道	3
独立専用自歩道	4

(3) 道路種別

次の区分により該当するコードを入力する。

道路種別区分	コード
高速自動車国道	1
一般国道（指定区間）	2
一般国道（指定区間外）	3
主要地方道	4
一般県道	5
市町村道 1 級	6
市町村道 2 級	7
市町村道その他	8

(4) ～ (26) 路線

必要事項を入力する。なお、入力フォントについて、カタカナ半角、漢字入力等どのような方法でも可。

埼玉県道路台帳路線マスタ

S e q	路線番号	道路区分	道路種別	路線名称	路線正式名称	路線漢字名称	起地点地名番	終地点地名番	主要経過地	認定条件
2	122	2	3	イッハシコウ外122コウ	5	6	7	8	羽生市 加須市 蓮田市 さいたま市 川口市	10
					一般国道122号		栃木県日光市(羽生市群馬県境)	東京都豊島区(川口市東京都境)		

道路種別(3)  
 1. 高速自動車国道  
 2. 一般国道(指定区間)  
 3. 一般国道  
 4. 主要地方道  
 5. 一般都道府県道  
 6. 市町村道1級  
 7. 市町村道2級  
 8. 市町村道その他

道路区分(2)  
 1. 高速自動車道  
 2. 一般国道  
 3. 都道府県・市区町村道  
 4. 独立専用自動車道

認定年月日	認定告示番号	区域決定年月日	区域決定告示番号	供用開始年月日	供用開始告示番号	台帳調製年月日	接続起市区町村	接続起道路種別	接続起路線番号	接続起路線分割	接続終市区町村	接続終道路種別	接続終路線番号	接続終路線分割	通称道路名
11 1962/5/1	12	13 1963/4/1	14 10595	15 1959/9/10	16 10538	17 2004/4/1	18 105228	19 3	20 122		22 131172	23 3	24 122	25	26

## 第6章 電子納品

### 6-1 概要

#### 6-1-1 目的

本県では、平成16年度より電子納品の運用が開始された。しかし、電子納品対象の書類は、成果品全てではなく基本的には国(国土交通省)の取り組みを基に定められた土木工事・建設設備等に関する業務が主な対象となっており、電子納品対象外の書類については一部を除き電子データの作成基準を定めていない。

電子納品対象外の書類のうち、特に道路台帳については、電子データ化された場合には有効活用される見込みが高い書類である。しかし、有効活用が期待される分野が多岐に渡ることや、そのために必要となる電子データへの要求事項の複雑化が懸念されることなどから、今日まで電子納品の対象として、詳細基準を策定するに至らなかった。

本要領は、埼玉県道路台帳図データ(CADデータ)の仕様であり、データの新規作成及び修正は、本要領によるものとし、電子納品の実施により、以下の効果が期待される。

- 1) 資料のやり取りが容易で、保管場所の削減が可能となる。(省スペース、省資源化)
- 2) 情報検索の迅速化、データの利活用が容易となる。(業務の効率化)
- 3) データ共有による再利用性の向上、重複発注の防止。(品質の向上、経費削減)

また、電子データの保管については、各県土整備事務所に納品された電子データを一括管理するシステムを本庁内に構築し、データの利活用可能な環境を整備することを検討している。

以上のように、本要領は、道路台帳整備事業における各種データが、統一されたデータとして蓄積され、受発注者ともに業務の効率化が図れることを目的として定めたものである。

#### 6-1-2 電子納品への対応

道路台帳整備業務における電子納品は、道路環境課で発注される道路台帳調書の補正業務と、各県土整備事務所で発注される道路台帳図の新規及び補正業務に関する測量データを対象とする。

ただし、本要領は、埼玉県県土整備部の「埼玉県電子納品運用ガイドライン：H19.12月改訂版」(以下「電子納品ガイドライン」という。)に基づいて作成することのできる管理ファイルやデータ整理などの業務を規定するものではない。また、本要領は、電子納品ガイドラインを改正するものではない。

本要項は、道路台帳整備業務に関する図面データの取扱について定めたものである。なお、道路台帳に関する納品データを一括管理するシステムが構築された際には、データの作成方法、整理方法及び納品方法を変更する可能性があり、本要項も改訂する場合がある。

## 6-2 道路台帳図データの取扱

### 6-2-1 適用範囲

本要領は、埼玉県が主管する道路台帳図データの作成及び更新を行う際に適用する。具体的には、下記の場合において利用されることを想定している。

- ・ 新規道路整備後の道路台帳図データの作成時
- ・ 周辺地形の改変、道路本体の改変に伴う道路台帳図データの補正時
- ・ 定期的実施される道路台帳図データの補正時

なお、上記以外の場面で利用されることを妨げるものではない。

### 6-2-2 適用する基準類

本要領は、道路台帳図データの作成及び更新する際の各方法を示す規定であり、道路台帳図データの整備に関する業務の発注者及び受注者、及び道路台帳図データの利用者を対象とする。

道路台帳図データの作成に利用する主な基準類は、下記の通り。

- ・ 埼玉県道路台帳作成要領（案）
- ・ 埼玉県公共測量作業規程（「作業規程の準則」と同じ）
- ・ 埼玉県電子納品運用ガイドライン（平成19年12月改訂版）
- ・ 特記仕様書

### 6-2-3 道路台帳データの構成

道路台帳図データとは、道路管理に必要な項目が表現された道路台帳図のDMデータ及びDMデータを変換したSFCデータを指し、以下の図形データより構成される。

- ・ 管理地物データ（DM形式）
- ・ 図面データ（SFC形式）

表6-1 道路台帳図データで取扱う図形データ

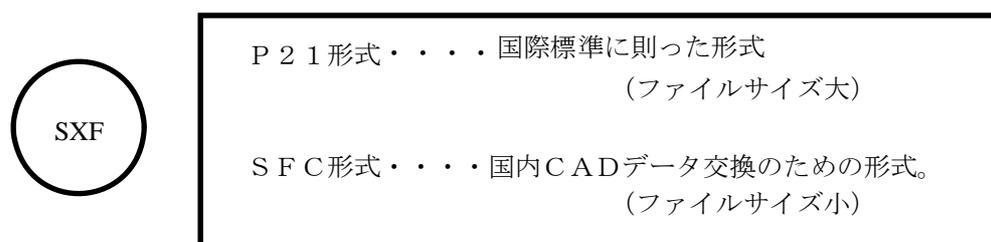
データの種類	説明
管理地物データ (DM形式)	<p>道路管理を行うにあたり、システム上で様々な用途で利用することを念頭に作成する基盤データ。</p> <p>図形それぞれがどのような「地物」を表すデータであるかという情報を持ち、機械的に内容が判断できる。また、属性情報を複数保持することができる。</p> <p>点、線、面データで構成される。</p> <p>これにより、数量の集計や、他のデータとのリンク等がシステム上で実現する。</p> <p>【管理地物データの例】</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #cccccc; padding: 5px; margin-right: 10px;">ハッチング</div> <div style="text-align: center;"> <p>図形が何の「地物」を表すかわかる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     図形名称：橋梁 名称：〇〇橋                 </div> </div> </div>

<p>図面データ (SFC形式)</p>	<p>画面、紙図面を出力することを念頭に作成するデータ。 その図形が何を表すかという情報は図形自体が持っておらず、注記、旗揚げ、作図された形状から、内容を判断する必要がある。 従来から一般的なCADで作成されてきたデータ。</p> <p>【図面データの例】</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">  <p style="text-align: center;">ハッチング</p> </div> <div> <p>図形1つでは何の「地形」を表すかわからない</p> </div> </div>
--------------------------	--

#### 6-2-4 道路台帳図データの管理仕様

埼玉県電子納品運用ガイドラインにおいては、CADのデータ形式はSXF形式と定めている。

「国土交通省 CAD製図基準(案)」よりSXFファイルには2種類の形式がある。



本県においては、「道路台帳図データ(DM形式)」作成を基本とし、納品成果として、データ交換や利活用の効率性を考慮し、ファイル要領の小さいSXF(SFC)を合わせて納品するものとする。

「道路台帳図データ」の作成に使用するCADソフトは指定をしないが、数値地形図データの段階で、道路台帳図チェックシステムによる点検を受け、エラーのないことを確認後、DM形式からSXF(SFC)に変換するものとする。なお、データに誤りがないことの証しとして、「チェックシステムによる検査確認書」を併せて納品するものとする。

道路台帳図データ(道路現況平面図、道路台帳平面図、道路台帳測定基図、道路敷地図、公図連続図)は、1ファイルで作成することを原則とする。

#### 6-2-5 電子納品対象成果品

道路台帳整備業務の電子納品では、埼玉県道路台帳作成要領で定められた成果品のうち、表6-2の成果品について電子納品を実施する。

【表6-2 電子納品対象成果品】

成果品名	フォルダ	ファイル形式	備考
基準点測量成果	SURVEY/KITEN	PDF, TXT	網図、計算簿、成果表等
境界測量成果	SURVEY/YOUCHI	PDF, TXT	
調書類	SURVEY/ OTHERS	PDF	道路台帳補正報告書、境界標調書等
道路台帳補正調書	SURVEY/ OTHERS	PDF, XLS	マスターデータ、計測素図
道路台帳マスターデータ	SURVEY/ OTHERS	mdb	システムファイル
道路台帳更新システム	SURVEY/ OTHERS/system	mdb	システムファイル
道路台帳集計システム	SURVEY/ OTHERS/system	mdb	システムファイル
道路台帳帳票システム	SURVEY/ OTHERS/system	mdb	システムファイル
各種帳票	SURVEY/ OTHERS/report	EXCEL、PDF	
道路現況平面図	DRAWING	DM、SFC	5図面を1ファイルで管理
道路台帳平面図	DRAWING	DM、SFC	
道路台帳測定基図	DRAWING	DM、SFC	
道路敷地区	DRAWING	DM、SFC	
公図連続図	DRAWING	DM、SFC	
道路台帳平面図県庁用	DRAWING/DRA	TIFF	※補正を実施した全図面が対象
書類 打合せ記録簿等	SURVEY/DOC	PDF	打合せ記録簿等
道路境界確認書及び委任状	—	—	電子化の対象外

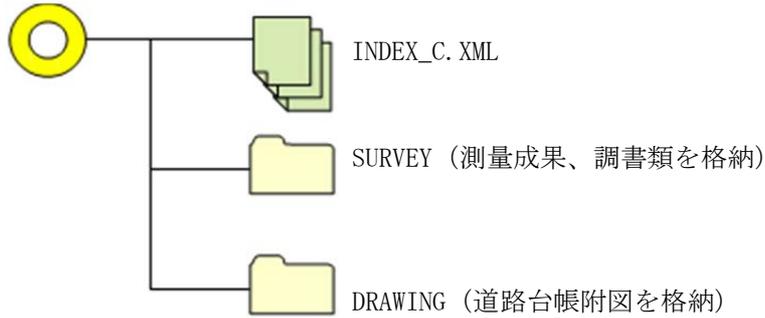
- ※ 公図の縮尺が1/500以外の場合、監督員と協議のうえ別ファイルとし作成できるものとする。公図連続図を重ねる際は現況に概ね合うように重ね、公図連続図自体の修正（伸縮及び線の変更等）は行わないものとする。
- ※ 道路台帳平面図はラスターファイル（TIFF形式モノクロ400dpi）もあわせて納品する。なお、TIFF形式は、CADデータ化していない図面も含め、補正を実施した全ての図面を対象とする。
- ※ 表に記載された項目に変更が生じる場合は監督員と協議のうえ変更するものとする。
- ※ 当面の間は出力した図面をあわせて納品する。

#### 6-2-6 運用上の注意事項

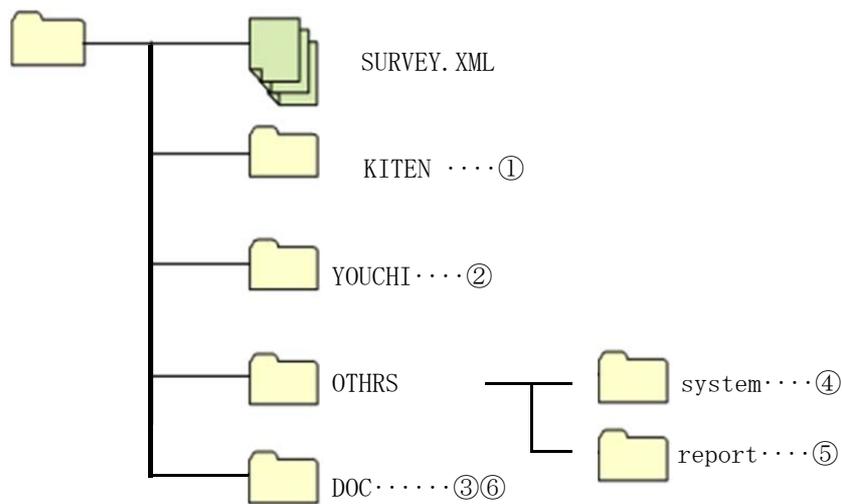
道路台帳の電子納品フォルダ構成、道路台帳の測量成果は、SURVEYフォルダに格納し、道路台帳附図はDRAWINGフォルダに格納する。その他のフォルダにはデータを格納しないため、フォルダは作成しない。

## 電子納品

(1) フォルダ構成 (全体構成) ※不要なフォルダは作成しない。



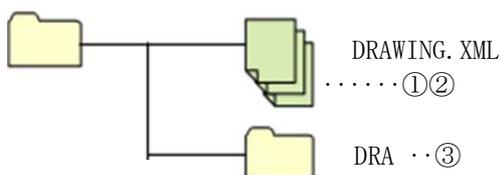
(2) 「SURVEY」フォルダの構成



SURVEY フォルダに格納するファイル

- ① 基準点測量成果データは、SURVEY フォルダ直下の KITEN フォルダに格納する。
- ② 境界測量成果データは、SURVEY フォルダ直下の YOUCHI フォルダに格納する。
- ③ 調書類、道路台帳補正調書データは、SURVEY フォルダ直下の DOC フォルダに格納する。
- ④ 道路台帳システムデータは SURVEY フォルダ直下の OTHERS フォルダの中に `system` フォルダを作成し、その中に格納すること。
- ⑤ 各種帳票データは SURVEY フォルダ直下の OTHERS フォルダの中に `report` フォルダを作成し、その中に格納すること。
- ⑥ 書類、打合せ記録簿等データは SURVEY フォルダ直下の DOC フォルダの中に格納すること。

(3) 「DRAWING」フォルダの構成



RAWING フォルダに格納するファイル

- ① 図面管理ファイルは、図面管理項目に従いDRAWINGフォルダ直下に格納する。
- ② 道路台帳図面データ（道路現況平面図、道路台帳平面図、道路台帳測定基図、道路敷地図、公図連続図を1ファイルにしたもの）は命名規則に従いDRAWINGフォルダ直下に格納する。
- ③ 道路台帳平面図県庁用のラスターデータのファイル名は命名規則に従いDRAWINGフォルダ直下のDRAフォルダの中に格納する。

## 6-2-7 道路台帳成果ファイルの命名規則

- (1) 測量情報管理ファイル、測量成果管理ファイル、成果ファイル及び図面管理ファイル

測量情報管理ファイル、測量成果管理ファイル、成果ファイル及び図面管理ファイルの命名規則は路線ごととし、今後のデータ管理上独自の命名規則を設定した。

### ① 事務所コード

- 01 : さいたま県土整備事務所
- 02 : 北本県土整備事務所
- 03 : 川越県土整備事務所
- 04 : 飯能県土整備事務所
- 05 : 東松山県土整備事務所
- 06 : 秩父県土整備事務所
- 07 : 本庄県土整備事務所
- 08 : 熊谷県土整備事務所
- 09 : 行田県土整備事務所
- 10 : 越谷県土整備事務所
- 11 : 杉戸県土整備事務所
- 12 : 朝霞県土整備事務所

### ② 路線コード

「本要領（案）5-4-1 区間マスタデータシート【基本】（1）路線番号」及び各県土整備事務所の管内図を参照

### ③ 現道・旧道区分

「本要領（案）5-4-1 区間マスタデータシート【基本】（3）現道・旧道区分」を参照

区 分	マスタコード	ファイルコード
現 道	1	1
旧 道	2	2
新 道	3	3

④ 分類コード

成果等の名称	設定記号	ファイル形式
1級基準点網図 ☆	1A	PDF (A3)
1級基準点計算簿 ☆	1B	PDF (A4モノクロ)
1級基準点成果表 ☆様式1-1	1C	PDF (A4モノクロ)
1級基準点点の記 ☆様式1-4	1D	PDF (A4カラー)
1級基準点座標	1E	PDF (A4モノクロ) 、TXT
1級基準点観測手簿	1F	PDF (A4モノクロ)
1級基準点観測記簿	1G	PDF (A4モノクロ)
1級基準点精度管理表	1H	PDF (A4モノクロ)
2級基準点網図 ☆	2A	PDF (A3)
2級基準点計算簿 ☆	2B	PDF (A4モノクロ)
2級基準点成果表 ☆様式1-1	2C	PDF (A4モノクロ)
2級基準点点の記 ☆様式1-4	2D	PDF (A4カラー)
2級基準点座標	2E	PDF (A4モノクロ) 、TXT
2級基準点観測手簿	2F	PDF (A4モノクロ)
2級基準点観測記簿	2G	PDF (A4モノクロ)
2級基準点精度管理表	2H	PDF (A4モノクロ)
3級基準点網図 ☆	3A	PDF (A3)
3級基準点計算簿 ☆	3B	PDF (A4モノクロ)
3級基準点成果表 ☆様式1-2	3C	PDF (A4モノクロ)
3級基準点点の記 ☆様式1-5	3D	PDF (A4カラー)
3級基準点座標	3E	PDF (A4モノクロ) 、TXT
3級基準点観測手簿	3F	PDF (A4モノクロ)
3級基準点観測記簿	3G	PDF (A4モノクロ)
3級基準点精度管理表	3H	PDF (A4モノクロ)
4級基準点網図 ☆	4A	PDF (A3)
4級基準点計算簿 ☆	4B	PDF (A4モノクロ)
4級基準点成果表 ☆様式1-3	4C	PDF (A4モノクロ)
4級基準点点の記 ☆	4D	PDF (A4カラー)
4級基準点座標	4E	PDF (A4モノクロ) 、TXT
4級基準点観測手簿	4F	PDF (A4モノクロ)
4級基準点観測記簿	4G	PDF (A4モノクロ)
4級基準点精度管理表	4H	PDF (A4カラー)
境界測量成果表 ☆	5A	PDF (A4モノクロ)
境界測量計算書 ☆	5B	PDF (A4モノクロ)
境界測量観測手簿	5C	PDF (A4モノクロ)
境界測量座標	5D	PDF (A4モノクロ) 、TXT
境界測量精度管理表	5F	PDF (A4モノクロ)

※ 座標関係はTXT形式でも格納すること。ファイル名称は同じものとする。

※ ☆印においては閲覧用に事務所備付けドッチファイルに紙ベースで閉じこむこと。その他必要に応じ監督員と協議のうえ、提出すること。

[発注年度]&[事務所コード]&[路線コード4桁]&“-”&[図面コード  
通し番号3桁]&[分類コード]

23 (発注年度) → 23  
 01 (事務所コード) → 01  
 1001 (路線コード) → 1001  
 1 (図面コード) → 001 (複数の図面をまたぐ場合は  
 起点側図面番号とする)  
 3A (分類コード) → 3A (3級基準点網図)

(例) 23年度 さいたま県土 さいたま川口線 1/10 3級基準点網図  
23011001-0013A.pdf

※ 事務所内の同じ路線で1/10・1/6・1/30等なっている場合、  
 通し番号は起点側から振りなおし図面上でわかるようにしておく。

(2) 調書類ファイル

調書類ファイルの命名規則は、今後のデータ管理上独自の命名規則を設定する。

1 図面1ファイルを原則とする。

成果等の名称	設定記号	ファイル形式
境界標調書 ☆様式2-1	6A	PDF (A3モノクロ)
境界標設置調書 ☆様式2-2	6B	PDF (A3モノクロ)
土地所有者一覧表 ☆様式2-3	6C	PDF (A3モノクロ)
特記事項調書 ☆様式2-4	6D	PDF (A3モノクロ)
地点標台帳 ☆様式2-5	6E	PDF (A3モノクロ)
地点標調書 ☆様式2-6	6F	PDF (A3モノクロ)
境界承諾不調調書 ☆様式2-7	6G	PDF (A3モノクロ)

※☆印においては事務所備付けドッチファイルに紙ベースで閉じこむこと。  
 その他必要に応じ監督員と協議のうえ、提出すること。

[発注年度]&[事務所コード]&[路線コード4桁]&“-”&[図面コード  
通し番号3桁]&[分類コード]

23 (発注年度) → 23  
 01 (事務所コード) → 01  
 1001 (路線コード) → 1001  
 1 (図面コード) → 001  
 6C (分類コード) → 6C (土地所有者一覧表)

(例) 23年度 さいたま県土 さいたま川口線 1/10 土地所有者一覧表

23011001-0016C.pdf

※ 事務所内の同じ路線で1/10・1/6・1/30等番号が重複している場合、通し番号は起点側から振りなおし図面上でわかるようにしておく。

(3) 道路台帳補正調書ファイル

道路台帳補正調書 (EXCELデータ) ファイル名は、年度ごとに作成する。

成果等の名称	設定記号	ファイル形式
道路台帳補正初期入力データ ※1 (マスタ更新用データ) ☆	a	.xlsx
補正箇所総括表 ☆様式3-5	b	.xlsx

[発注年度]&[事務所コード]&“-”&[発注ごとの連番]&[分類コード]

**道路台帳補正調書 (マスタ更新用データ) ※2**

23 (発注年度)	→	23
01 (事務所コード)	→	01
1 (発注ごとの連番)	→	1
a (分類コード)	→	a

(例) 23年度 さいたま県土 補正その1

2301-1a.xlsx (道路台帳補正調書)

2301-1b.xlsx (補正総括表)

※1 初期入力データは各事務所補正業者が計測及び初期入力を行った場合の取り決めである。

※2 道路台帳補正調書(マスタ更新用データ)の分類はシートにより行うこと。

(4) 各種帳票ファイル

各種帳票 (EXCELデータ) のファイル名は、文字列を利用する。

reportの下に項目ごとのフォルダを作成し格納する。

名 称	様 式	様 式
●道路台帳調書	指定様式	
①道路台帳調書	調-1	EXCEL
②実延長調書 (I)	調-2	EXCEL
③実延長調書 (II)	調-2	EXCEL
④橋調書	調-3	EXCEL
⑤トンネル調書	調-4	EXCEL
⑥鉄道等との交差調書	調-5	EXCEL
●交付税関連資料		

電子納品

①道路橋りょう費の測定単位の数値等に関する調	第1表	EXCEL
②積雪級地別道路に関する調	第2表	EXCEL
③道路橋りょう費の測定単位の増減事由調（都道府県分）	附表1	EXCEL
④台帳整備済路線にかかる測定単位の増減数値等に関する調（都道府県分）	附表2	EXCEL
⑤道路橋りょう費の測定単位の数値等に関する調（Ⅰ）		EXCEL
⑥道路橋りょう費の測定単位の数値等に関する調（Ⅱ）		EXCEL
⑦(附表)道路橋りょう費の測定単位の数値_路線別増減内訳		EXCEL
⑧道路橋りょう費の算定基礎数値調書（路線別）		EXCEL
⑨道路橋りょう費の算定基礎数値異動調書（県土別）		EXCEL
⑩道路橋梁費の増減数値調書		EXCEL
⑪新規供用路線処理一覧		EXCEL
⑫区域変更路線処理一覧		EXCEL
⑬移管路線処理一覧		EXCEL
●道路施設現況調査		
①第1号様式（総括）	第1号様式	EXCEL
②第2号様式（独立専用自歩道）	第2号様式	EXCEL
③第3号様式（部分自歩道）	第3号様式	EXCEL
④第4号様式（有料道路）	第4号様式	EXCEL
⑤第5-1号様式（橋梁「橋長15m以上」）	第5-1号様式	EXCEL
⑥第5-2号様式（橋梁「橋長2m以上15m未満」）	第5-2号様式	EXCEL
⑦第6号様式（トンネル）	第6号様式	EXCEL
⑧第7号様式（踏切道）	第7号様式	EXCEL
⑨第8号様式（1.5車線の道路）	第8号様式	EXCEL
⑩増減数値、増減事由調書（様式自由）		EXCEL
●道路現況調書・道路図資料作成		
①道路現況調書（自転車道を除く：全県―道路種類―管理者別集計）	1. 総括	EXCEL
②道路現況調書（自転車道を除く：全県―事務所―道路種類別集計）	2. 県土整備事務所別	EXCEL
③道路現況調書（自転車道を除く：全県―道路種類―市町村集計）	3. 国・県道の市町村別	EXCEL
④道路現況調書（自転車道を除く：全県―事務所―市町村―道路種類―路線別集計）	4. 路線別	EXCEL
⑤道路現況調書（自転車道を除く：全県―市町村―路線別集計）	5. 有料道路（第4号様式を編纂）	EXCEL
⑥道路現況調書（自転車道を除く：全県―道路種類―市町村別集計）	6. 市町村別（市町村第1号様式）	EXCEL
⑦道路現況調書（自転車道を含む：全県―道路種類―路線―市町村集計）	7. 自転車道（第2号様式を編纂）	EXCEL
⑧道路現況調書（平成〇〇年4月1日現在 冊子用原稿様式）		EXCEL
⑨増減数値、増減事由調書（様式自由）		EXCEL
⑩道路図資料（路線名、起終点情報）		EXCEL
●その他集計資料		
① 軽油引取税交付金算定率調査		EXCEL
② 公共施設現況調査		EXCEL
③ 市町村道改良済み延長内訳		EXCEL
④ 埼玉県統計年鑑		EXCEL

⑤ 交通安全対策特別交付金の算定基礎数値		EXCEL
⑥ 交通安全施設現況調査		EXCEL
⑦ 通学路指定状況調査（通学路データベース）		EXCEL
⑧ 関東ローム調査		EXCEL
⑨ 緊急輸送道路指定状況調査		EXCEL
⑩ 歩道道路延長幅員別延長		EXCEL

※年度により調査を行わない項目があるため監督員の指示によるものとする。

(例) 道路施設現況調査 第1号様式（総括）を格納する場合

[survey]→[doc]→[report]→[道路施設現況調査]→第一号様式（総括）.xlsx  
 階層1 階層2 階層3 階層4 ファイル

(5) 道路台帳附図ファイル（CADデータ）

「道路台帳図チェックシステム」には、点検で合格したデータを保存・蓄積する機能を備えており、同じファイル名の場合は、後から点検を受けたデータが上書き保存される仕様になっている。そのために、道路台帳附図のファイル名は、図面番号の重複を避けるため、独自の命名規則を設定している。

ファイル名は、【事務所コード】&【路線コード】&【現道・旧道区分】の7桁と、各県土整備事務所の補正業務で付けた、1/10・1/6・1/30等の【図番】を採用する。

**[事務所コード2桁]&[路線コード4桁]&【現道・旧道区分1桁】**  
**& “\_” &【予備1桁】&【図番分母3桁】&【図番分子3桁】&【枝1桁】**

下記[例2]をコード化すると、

05（事務所コード）	→	05
1012（路線コード）	→	1012
1（現道・旧道区分）	→	1

以上までは**固定長7桁**とし、“\_”以降を**8桁**の数字とする。

0～9（予備コード）	→	0（特殊以外は0とする）
35（図番分母）	→	035
32-1（図番分子-枝）	→	0321

※参考

【例1】：図番「12/30」の場合 ; 【0510121\_00300120】をファイル名とする。

【例2】：図番「32-1/35」の場合 ; 【0510121\_00350321】をファイル名とする。

【例3】：下記のような特殊な図番では、【予備1桁】枠を利用し、1～9の数値で重複しない番号を付与するものとする。

- ①図番「7-1（上）/10」のように、文字等が含まれる特殊な場合
- ②固定長7桁まで同じ路線において、同じ分母が多数存在する場合

なお、上記①の場合は、（上）を予備枠にコード化し、他のコードと重複しない番号として9を選定し、【0510121\_90100071】をファイル名とした。

**【注意事項】**

本庁から発注される道路台帳補正業務の調書データ作成では、成果として納品される測定基図の図面番号の重複を避けるため、従来からマスターデータ作成で採用している図面枝・図面番号により、起点から一連番号を付与して管理を行うものとする。

(6) 道路台帳平面図県庁用ファイル (TIFFデータ)

道路台帳平面図はCAD図面とあわせて、県庁で管理するためラスターデータ (TIFF) を納品し、そのファイル名は以下のとおりとする。

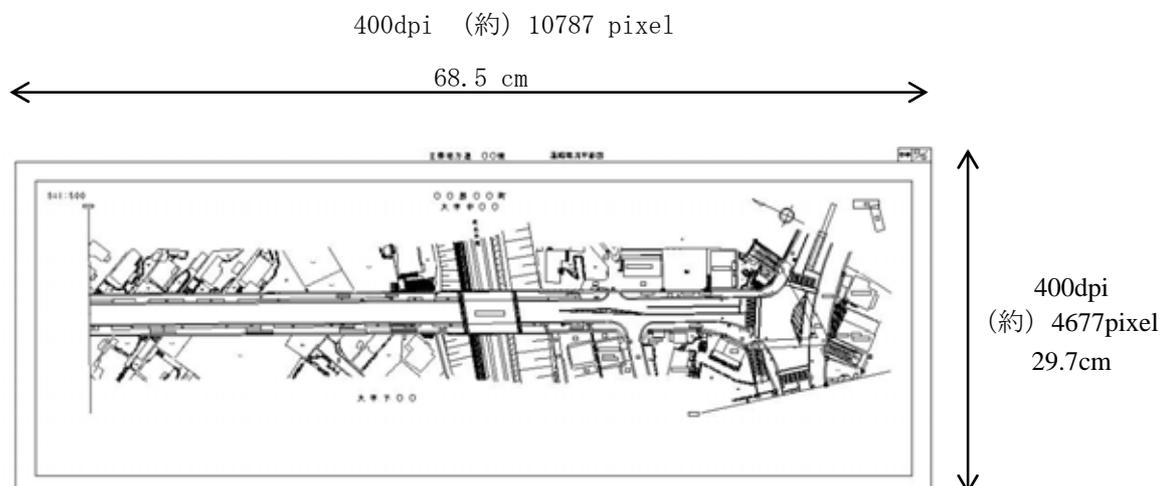
[事務所コード]&[台帳種類]&[路線コード4桁]&“-”&[図面コード 通し番号3桁]			
01 (事務所コード)	→	01	
d (台帳種類)	→	d ※1	
1001 (路線コード)	→	1001	
1 (図面コード)	→	001	

(例) 01d1001-001.tif

※1 台帳種類はdとする。(固定)

ラスターデータの仕様

①	ファイル形式	TIFF
②	読み取り解像度	モノクロ・二階調・400dpi
③	用紙 (画像サイズ)	原寸サイズでのスキャニング
④	圧縮形式	CCITT Fax4

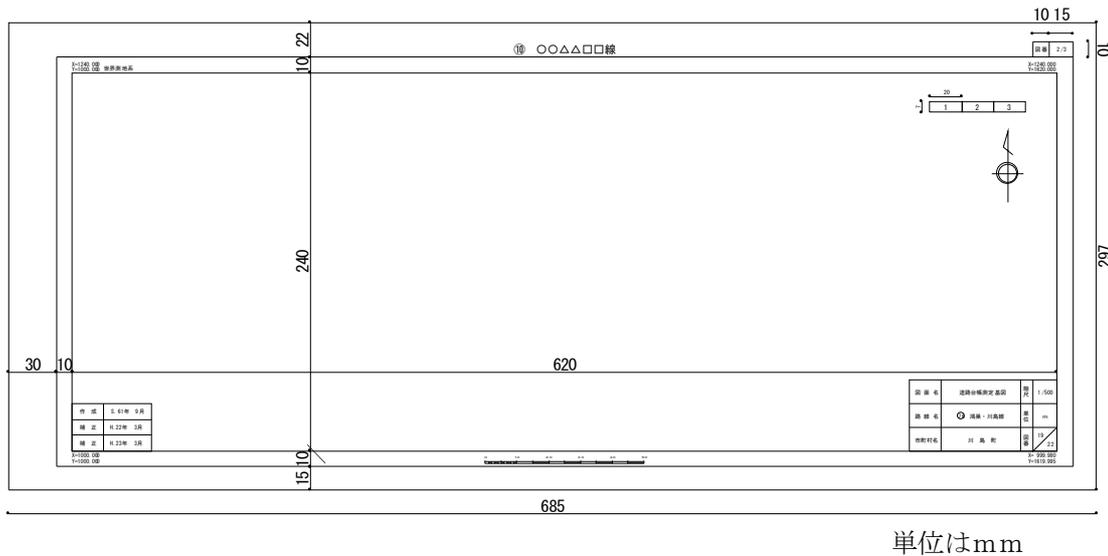


### 6-2-8 図面構成

1 ファイルにつき 5 種類（道路現況平面図・道路台帳平面図・道路台帳測定基図・道路敷地図・公図連続図）とする。

#### (1) 図面の図郭

図郭は下図の様式を原則とする。



単位はmm

※既設図面の図郭寸法に相違がある場合は、監督員と協議のうえ作業を行うこと。

#### (2) 座標表記

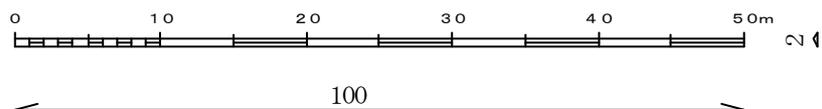
- ① 図面の座標は 5 種類統一した座標値とする。（公図連続図の縮尺により、図面が増える場合は除く。）
- ② 座標値の表記は、内図郭の方眼線表示を原則とする。また、システム上で【正対】して表示をさせるため、内図の四隅に図郭座標を併せて表記するものとする。
- ③ 図面の左上に図面を作成した座標系を表記する。

例) 「日本測地系」 または、「世界測地系（測地成果 2011）」

なお、1 図面において、座標系（日本測地系と世界測地系）が混在することはない。

#### (3) 図面のスケール

今後 CAD 管理をしていくうえでデータの精度を維持するためスケールバーを内枠の外に記載することとする。



単位はmm

(4) 図面のタイトル

図面名	道路台帳測定基図	縮尺	1/500
路線名	⑦⑥ 鴻巣・川島線	単位	m
市町村名	川島町	図番	19 22

20                      50                      8                      15

15  
15  
15

単位はmm

(5) 経歴

作成欄は、新規に図面を作成したときに記載して、それ以後の作業は、全て補正欄に記載する。(補正履歴は5年以上過去のものに記載しない)

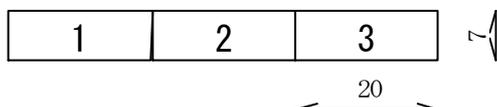
作成	S. 61年 9月
補正	H. 22年 3月
補正	H. 23年 3月

20                      30

10  
10  
10

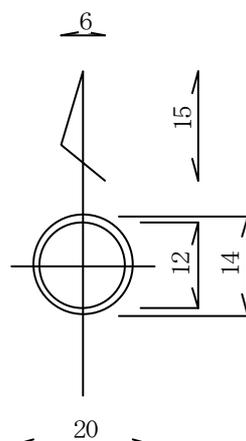
単位はmm

(6) 接図 表記



単位はmm

(7) 方位 表記

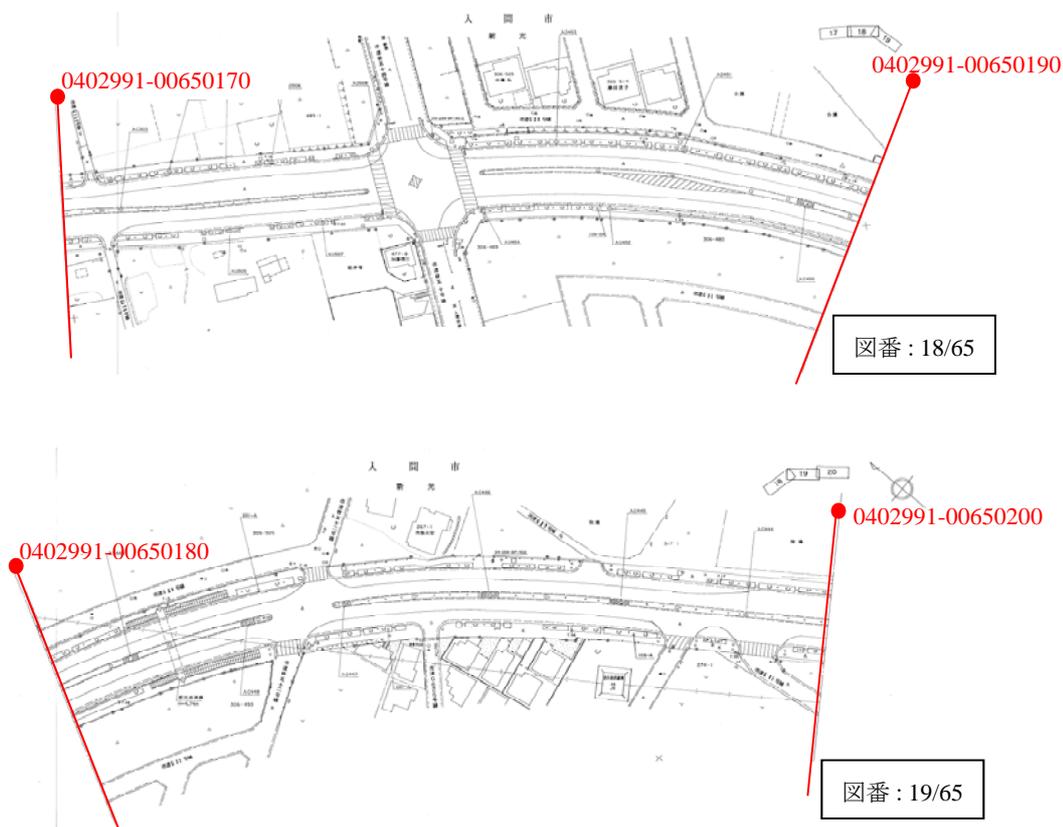


単位はmm

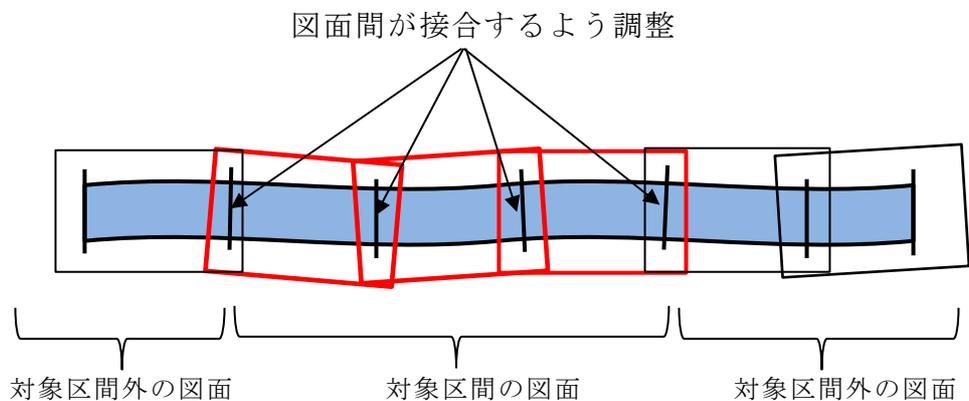
(8) 図面の分割線

- ① 道路現況平面図は、数値地形図データとして継ぎ目なく連続したデータ（シームレスなデータ）にするため、分割線で隣接の図面同士が正しく接合するよう調整すること。
- ② チェックシステムによる論理点検で、隣接図面との接合を点検するため、分割線の端点に隣接図面番号を注記するものとする。【本要領（案）6-2-7命名規則（5）参照】

例：下記図面の「図番」を18/65・19/65とした場合の隣接図面番号表示



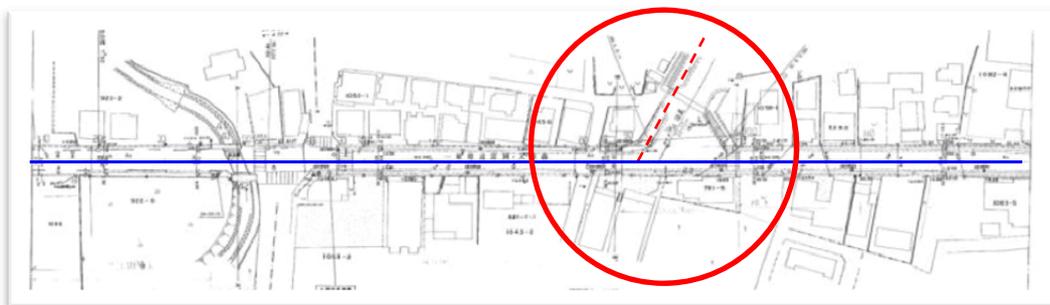
なお、対象区間の図面同士の接合のほかに、対象区間と隣接する対象区間外の図面との接合も図らなければならない。  
作成イメージを以下に示す。



- ③ 他路線と交差する箇所等は整合を図るものとする。

補正時は必ず他路線との接続を確認し、交差する場合には関係図面も併せて補正すること。

例



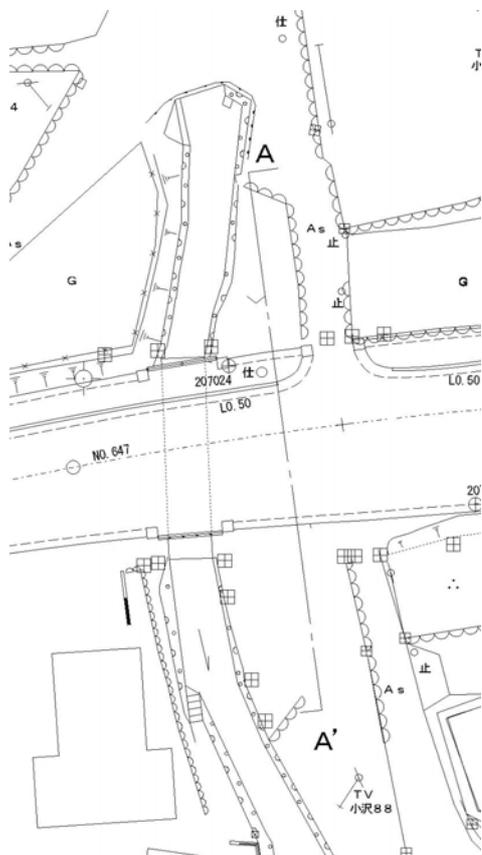
- ④ 公図連続図は、接合図面でお互いに重複する公図・地番を表示すること。

例



(9) 横断図の記載

① 横断図の記載は、道路台帳平面図及び道路台帳測定基図とする。

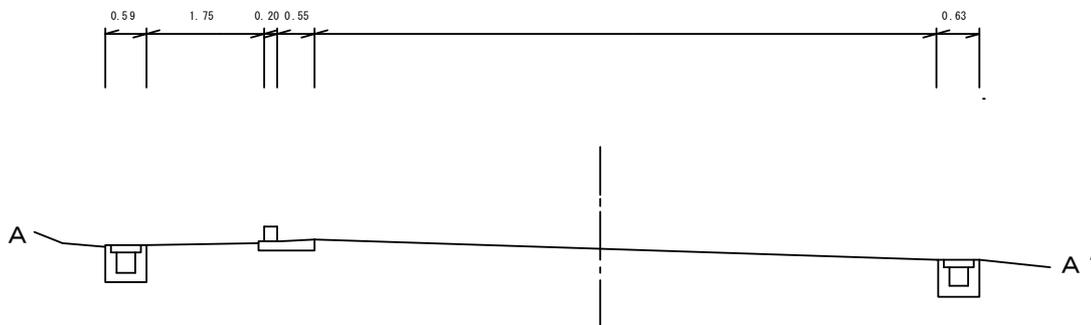


横断図観測箇所は1図面一箇所とし  
図面内での標準的な位置とする。

図面に正対し、上側をAとし、下側をA'  
とし記載すること。

② 平面図と同じようにA-A'を記載する。

上側に寸法を入れ下側には縮尺を入れること。



横断図 S=1:100

6-2-9 図面形態

(1) 図面構成及びレイヤ構成

道路台帳チェックシステムに合格した図面については、SFC形式への変換を行うものとし、原則として1ファイルにつき5種類（道路現況平面図・道路台帳平面図・道路台帳測定基図・道路敷地図・公図連続図）とする。

CADデータ作成におけるレイヤ名は以下の通りとする。

責任主体	レイヤ名		記載内容	詳細内容
	図面オブジェクト	作図要素		
M S ※1	-TTL		外枠	
		-FRAM	内枠タイトル枠	枠、方位、図面番号、スケール等
		-TXT	路線名	路線名、市町村大字名、市町村大字字界、縮尺等
	-BGD		道路現況平面図	現況地物、地点標、平面図、標識、建物名称、独標、300スパン切線等
		-EXST	道路施設構造物	トンネル、橋梁、踏切、横断歩道橋、地下横断歩道、大型標識、道路照明、街路樹、地下埋設物等
		-HTXT	座標	座標等
	-BMK		道路中心線	100m中心線
		-SRVR	基準点	基準点表示、座標表示、測地系表示等
		-ROW	幅杭	幅杭、幅杭結線等
	-STR		道路幅員	道路幅員、横断図
		-STRD	道路台帳平面図関係	図面名称、ライン、スパン切り、横断、枠、延長表示等
		-STRE	道路敷地図関係	図面名称、境界結線、地番等
		-STRF	道路台帳測定基図関係	図面名称、区間割、区間番号等
		-STRG	公図連続図関係	図面名称、単独で作成（枠は共通）等
		-STRH	道路現況平面図関係	図面名称
-STRn		その他 ※2		

※1 道路台帳整備業務は維持管理段階で実施されるため、責任主体は「M」（維持管理）とする。また、CADトレースによる作業の責任主体は「S」（測量）とする。

CADトレースとは道路台帳図一枚延長300mの図面において、現場修正業務を50m行った場合、残りの250mはラスターデータからのトレースを行い一枚のCAD図面を作成する。その場合の250mのトレースの部分と言う。

例 測量による建物のレイヤ M-BGD  
 トレースによる建物のレイヤ S-BGD

※2 「その他」は、追加可能な場合のみ作成する。

(2) 図種とレイヤの表示組み合わせ

道路台帳図（道路現況平面図、道路台帳平面図、道路台帳測定基図、道路敷地区、公図連続図）と各レイヤの表示組み合わせを以下に示す。

図種とレイヤの表示組み合わせは以下の通りとする。

道路台帳整備					図種					
レイヤ			記載内容	線色	線種	平面図 道路現況	平面図 道路台帳	敷地区 道路	測定基 道路台帳	連続 公図
責任 主体	図面 オブジェ クト	作図 要素								
M S ※1	-TTL		外枠	16 色 ※3	4 種 ※4	○	○	○	○	○
		-FRAM	内枠タイトル枠			○	○	○	○	○
		-TXT	路線名			○	○	○	○	—
	-BGD		道路現況平面図 関係			○	○	○	○	—
		-EXST	道路施設構造物			○	○	○	○	—
		-HTXT	座標			○	○	○	○	○
	-BMK		道路中心線			—	○	—	○	—
		-SRVR	基準点			○	○	○	○	—
		-ROW	幅杭			○	○	○	○	—
		-HTXT	地番市町村名等			○	○	○	○	—
	-STR		道路幅員、横断図			—	○	—	○	—
		-STRD	道路台帳平面図 関係			—	○	—	—	—
		-STRE	道路敷地区関係			—	—	○	—	—
		-STRF	道路台帳測定基図 関係			—	—	—	○	—
		-STRG	公図連続図関係			—	—	—	—	○
		-STRH	道路現況平面図 関係			○	—	—	—	—
-STRn		その他 ※2	○	○	○	○	—			

※1 道路台帳整備業務は維持管理段階で実施されるため、責任主体は「M」（維持管理）とする。また、CADトレースによる作業の責任主体は「S」（測量）とする。

※2 「その他」は、追加可能な場合のみ作成する。

※3 使用する線色は、16色とする。（（4）色参照）

※4 使用する線種は、原則として4種類とし必要に応じ追加できることとする。

（3）線参照

(3) 線

1. 線種は、原則として**実線**、**破線**、**一点鎖線**、**二点鎖線**の4種類を使用するが、必要に応じて追加 できることとする。

構造種別により線種を設定する場合は、できる限り従来の表現に準ずることとする。  
また、線種が不足する場合は点線や一点長鎖線を使用するなど、必要に応じて追加できることとする。

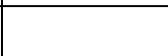
2. 数値地形図に表示する線の区分は、次表のとおりとする。

線 号	線の太さ	備 考
1号	0. 05 mm	線の太さの許容誤差は、各線号を通じて±0.025mm とする。
2号	0. 10 mm	
3号	0. 15 mm	
4号	0. 20 mm	
5号	0. 25 mm	
6号	0. 30 mm	
7号	0. 35 mm	
8号	0. 40 mm	
9号	0. 45 mm	
10号	0. 50 mm	

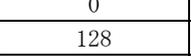
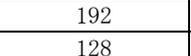
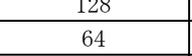
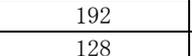
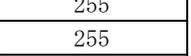
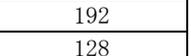
レイヤ名			記載内容	線の太さ (mm)
責任 主体	図面オブ ジェクト	作図要素		
M S	-TTL		外枠	0.50
		-FRAM	内枠タイトル枠	0.25
		-TXT	路線名	0.15
	-BGD		道路現況平面図	0.15
		-EXST	道路施設構造物	0.15
		-HTXT	座標	—
	-BMK		道路中心線	0.15
		-SRVR	基準点	0.15
		-ROW	幅杭	0.15
		-HTXT	地番市町村名等	—
	-STR		道路幅員、横断図	0.15
		-STRD	道路台帳平面図関係	0.15
		-STRE	道路敷地区図関係	0.15
		-STRF	道路台帳測定基図関係	0.15
		-STRG	公図連続図関係	0.15
		-STRH	道路現況平面図関係	0.15
-STRn		その他	0.15	

(4) 色

CAD データ作成に用いる色は、原則として黒、赤、緑、青、黄、マゼンタ、シアン、白、牡丹、茶、橙、薄緑、明青、青紫、明灰、暗灰の16色とする。

レイヤ名			記載内容	色	
責任主体	図面オブジェクト	作図要素			
M S	-TTL		外枠	黄	
		-FRAM	内枠タイトル枠	黄	
		-TXT	路線名	白	
	-BGD		道路現況平面図	白	
		-EXST	道路施設構造物	白	
		-HTXT	座標	白	
	-BMK		道路中心線	黄	
		-SRVR	基準点	緑	
		-ROW	幅杭	橙	
		-HTXT	地番市町村名等	白	
	-STR		道路幅員、横断図	赤	
		-STRD	道路台帳平面図関係	青	
		-STRE	道路敷地図関係	マゼンタ	
		-STRF	道路台帳測定基図関係	シアン	
		-STRG	公図連続図関係	青紫	
		-STRH	道路現況平面図関係	明灰	
-STRn		その他	暗灰		

色に対応するR G P 値 (参考値)

色名		R	G	B
黒		0	0	0
赤		255	0	0
緑		0	255	0
青		0	0	255
黄		255	255	0
マゼンタ		255	0	255
シアン		0	255	255
白		255	255	255
牡丹		192	0	128
茶		192	128	64
橙		255	128	0
薄緑		128	192	128
明青		0	128	255
青紫		128	64	255
明灰		192	192	192
暗灰		128	128	128

(5) 文字

1. 使用する文字の種類及び適用範囲は、次のとおりとする。

文字の種類	適用範囲
漢字	漢字を固有名とする名称
ひら仮名	ひら仮名を固有名とする名称及びふり仮名
かた仮名	かた仮名を固有名とする名称
アラビア数字	基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等
ローマ字	ローマ字を固有名とする名称及び略称

CADで文字を書く場合は、CADソフトの機能とフォントに依存するため、特定機種固有の文字は使用しないものとし、製図に用いる文字に類似した文字を適用することとする。

2. 文字フォントは、原則として**MSゴシック**（等線書体）とし、字形は、すべて直立体とする。

これまでの道路台帳図で多く用いていたフォントは明朝体であるが、データの互換性を考慮し、CADデータの作成にあたってはMSゴシックを使用することとする。従来からのフォントが変更になることに関しては、必要な文字情報が確認できれば構わないものとする。

3. 文字サイズは、「本要領（案）7-2\_図式規程\_大分類：注記の字大」を準用する。

文字サイズは上記の図式規定を基本とするが、従来使用していた文字サイズの近似値とするための変更は行ってよいこととする。

種別（名称）	字の大きさ（mm）
図枠外の路線名称	5.0
郡市町村名称	6.0
市町村飛地名称	3.5
大字、市街地の町名名称	4.5
図番	3.0
横断箇所表示、河川	4.0
市街化区域（DID）、字名称	3.5
道路、鉄道、湖、池、沼名称	3.5
橋、トンネル、坂、堰、ダム、水門、用水路、谷、沢、国有林名称等	3.0
諸建物、独立物体、鉄道施設	3.0
タイトルボックス、変更履歴、区間番号等	3.0
敷地境界番号、補正年月の旗揚げ、四隅の座標値	2.0
横断図寸法、地番等	1.5～2.0
その他小構造物（電柱番号、街灯番号、基準点、側溝種別、スケール文字）等	1.5

(6) 参考レイヤ

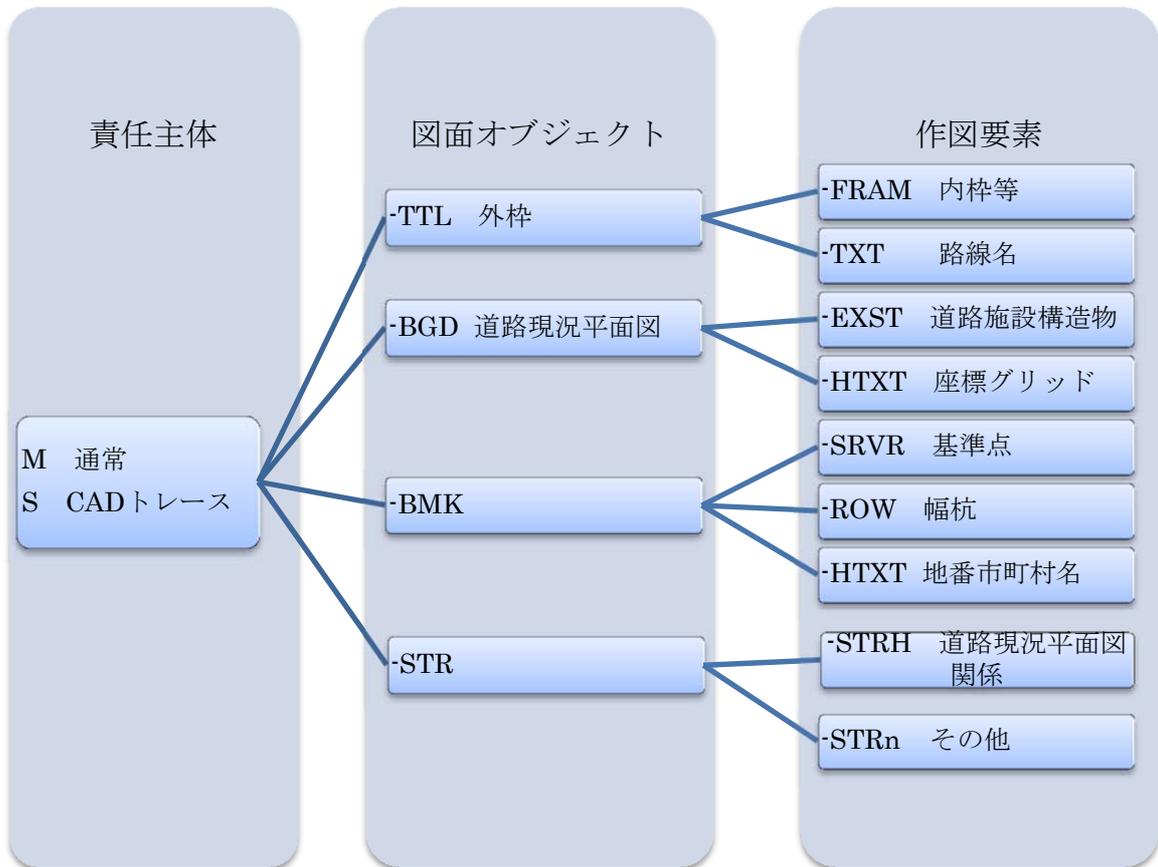
構成の設定に当たり参考としたCAD製図基準(案)(H20.5 国土交通省)「道路設計-平面図(PL)」のレイヤ構成との対比を以下に示す。

CAD製図基準(案)「道路設計-平面図」のレイヤ構成との対比

CAD 製図基準(案)「道路設計-平面図(PL)」				道路台帳整備業務				
レイヤ			レイヤに含まれる内容	レイヤ			記載内容	
責任主体	図面オブジェクト	作図要素		責任主	図面オブジェクト	作図要素		
SDCM	-TTL		外枠	MS			外枠	
		-FRAM	タイトル枠			-FRAM	内枠タイトル枠	
		-LINE	区切り線、罫線					
		-TXT	文字列			-TXT	路線名	
	-BGD			現況地物				道路現況平面図
		-HICN	等高線の計曲線					
		-LWCN	等高線の主曲線					
		-CRST	主な横断構造物					
		-RSTR	ラスタ化された地図					
		-EXST	特に明示すべき現況地物	-EXST			道路施設構造物	
		-HTXT	旗揚げ	-HTXT			座標グリッド	
	-BMK			構造物基準線(道路中心線)				道路中心線
		-SRVR	基準となる点(測量ポイント)				-SRVR	基準点
		-ROW	用地境界(幅杭)				-ROW	用地境界幅杭
		-HTXT	旗揚げ				-HTXT	地番市町村名など
	-STR			主構造物外形線(道路幅員)				道路幅員、横断図
		-STR1	構造物1(橋梁)					
		-STR2	構造物2(トンネル)					
		-STR3	構造物3(連絡等施設)					
		-STR4	構造物4(盛土法面)					
		-STR5	構造物5(切土法面)					
		-STR6	構造物6(平場)					
		-STR7	構造物7(擁壁)					
		-STR8	構造物8(側道)					
		-STR9	構造物9(歩道)					
-STRA		構造物A(取付け道路)						
-STRB		構造物B(用排水構造物)						
-STRC		構造物C(交通安全施設)						
-STRn		構造物n(その他の構造物等)						
-DIM		寸法線、寸法値						
-TXT		文字列						
-HTXT	旗揚げ							
				-STRD	道路台帳平面図関係			
				-STRE	道路敷地図関係			
				-STRF	道路台帳測定基図関係			
				-STRG	公図連続図関係			
				-STRH	道路現況平面図関係			
				-STRn	その他			

6-2-10 道路現況平面図

(1) レイヤ構成



(2) 注意事項

- ① 地形測量によるCADは責任主体をMとし、CADトレースの場合はSとする。

例

地形測量	マンホール	→	M-BGD-EXST
CADトレース	マンホール	→	S-BGD-EXST

- ② 作図要素【STRH（道路現況平面図関係）】とは、道路台帳平面図以外に使用しない独立したものに適用する。

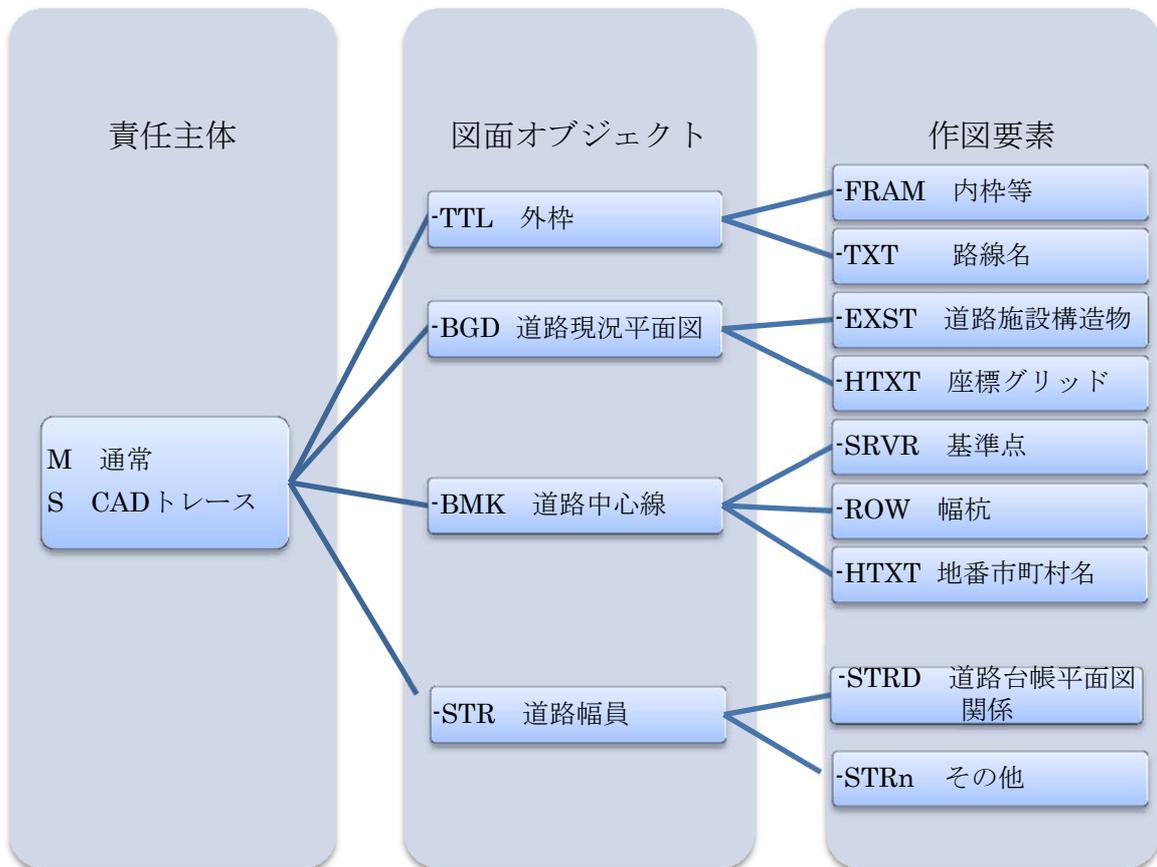
適用項目例

タイトル図面名称

- ③ 作図要素【STRn（その他）】とは公図連続図以外の図面において共通するもので、レイヤ種別に当てはまらないものに対して適用するが必要最低限とする。

6-2-11 道路台帳平面図

(1) レイヤ構成



(2) 注意事項

- ① 作図要素【STRD（道路台帳平面図関係）】とは、道路台帳平面図以外に使用しない独立したものに適用する。

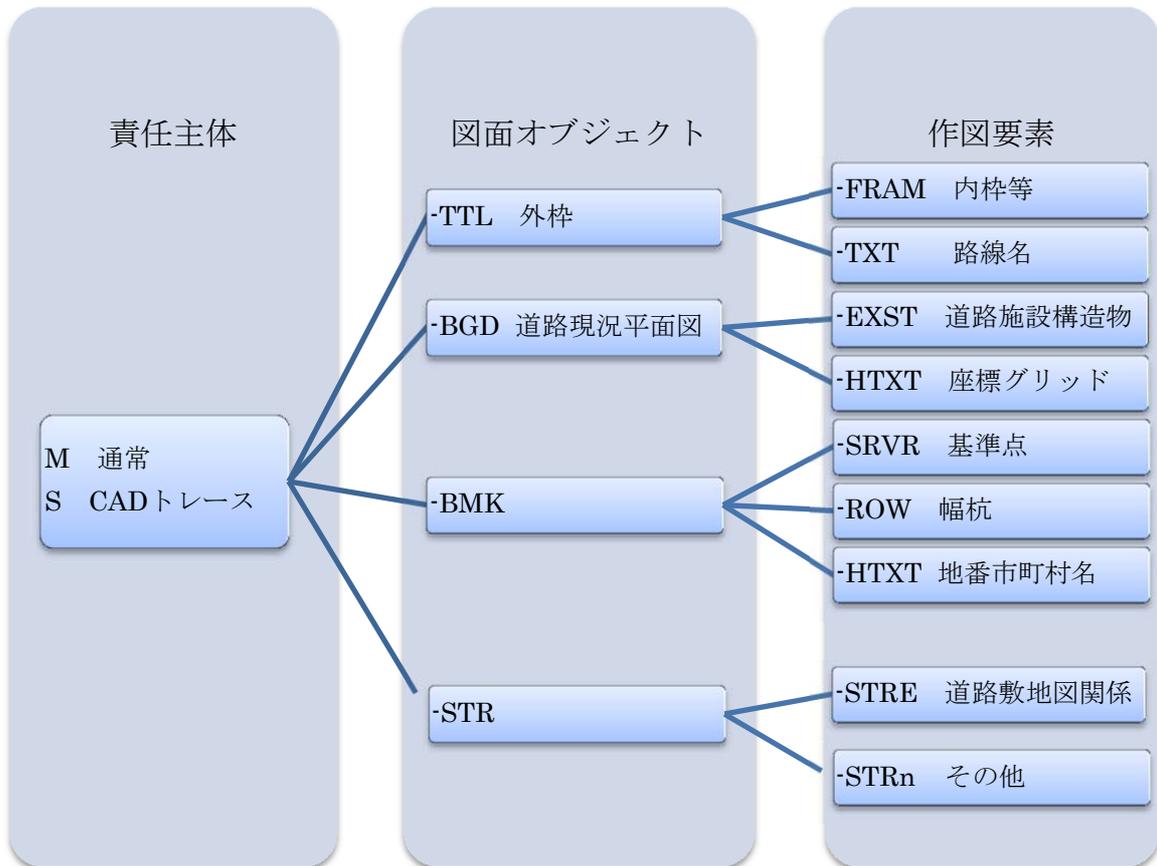
適用項目例

タイトル図面名称

- ② 作図要素【STRn（その他）】とは公図連続図以外の図面において共通するもので、レイヤ種別に当てはまらないものに対して適用するが必要最低限とする。

6-2-12 道路敷地図

(1) レイヤ構成



(2) 注意事項

- ① 作図要素【STRE (道路敷地図関係)】とは、道路敷地図以外に使用しない独立したものに適用する。

適用項目例

タイトル図面名称

境界番号

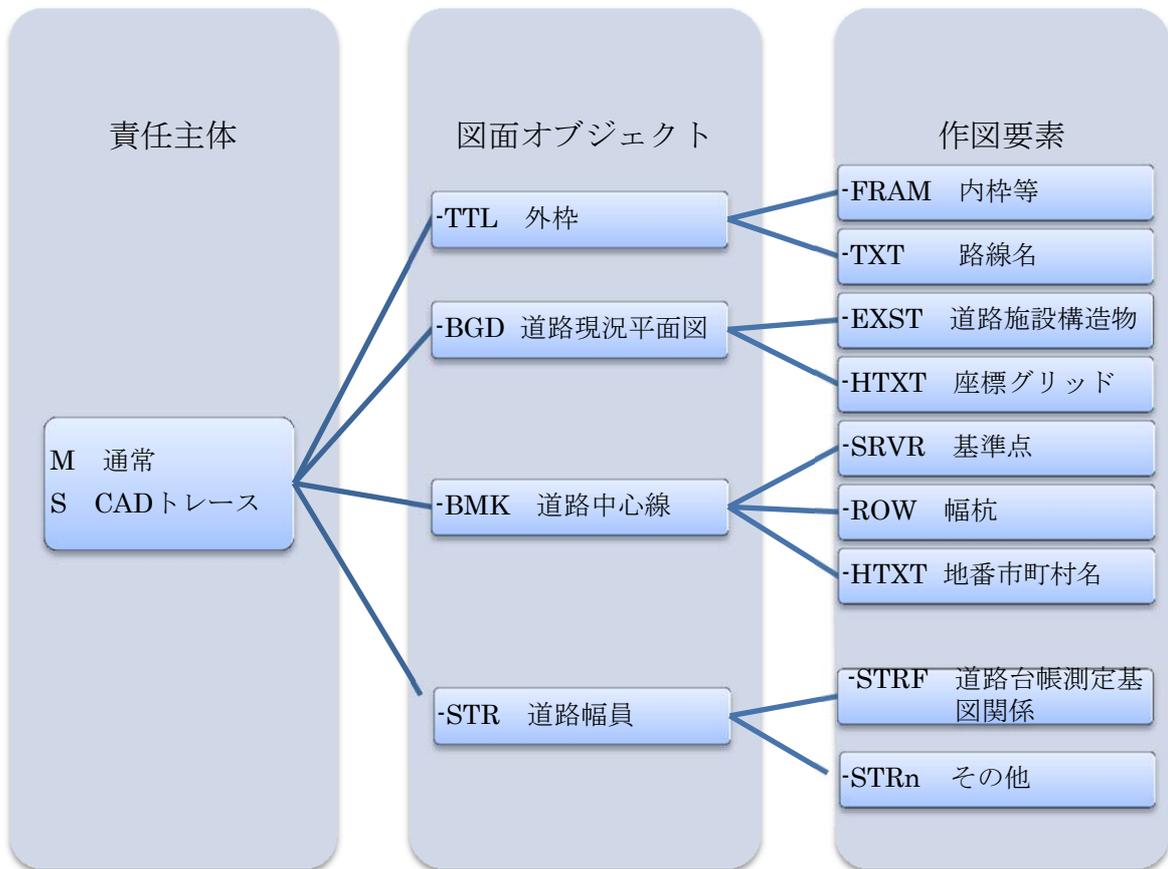
境界点寸法 (縦横・cm単位)

境界線 (確定済み 実線 ・ 不調 破線 ・ 未整備 線なし)

- ② 作図要素【STRn (その他)】とは公図連続図以外の図面において共通するもので、レイヤ種別に当てはまらないものに対して適用するが必要最低限とする。

6-2-13 道路台帳測定基図

(1) レイヤ構成



(2) 注意事項

- ① 作図要素【STRF（道路台帳測定基図関係）】とは、道路台帳測定基図以外に使用しない独立したものを適用する。

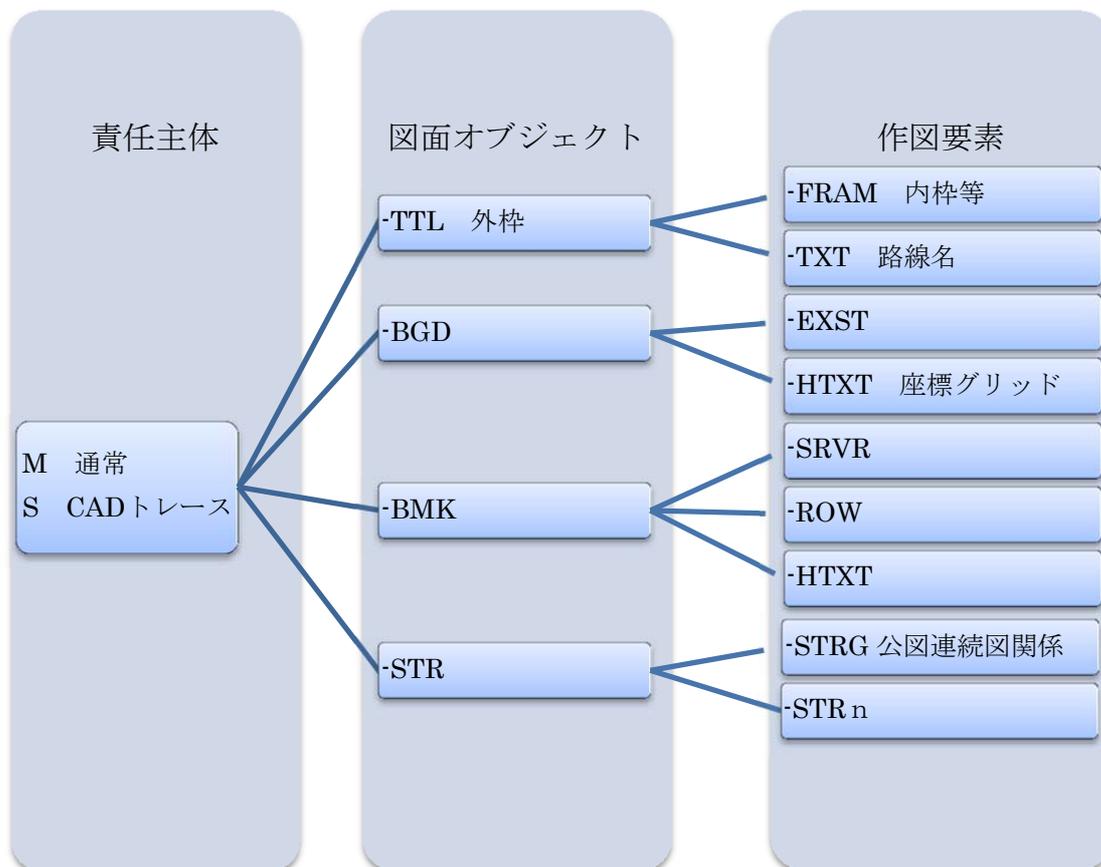
適用項目例

タイトル図面名称  
 図面番号  
 区間番号  
 区間線  
 道路区域線  
 補正年月の旗揚げ

- ② 作図要素【STRn（その他）】とは公図連続図以外の図面において共通するもので、レイヤ種別に当てはまらないものに対して適用するが必要最低限とする。

6-2-14 公図転写連続図

(1) レイヤ構成



(2) 注意事項

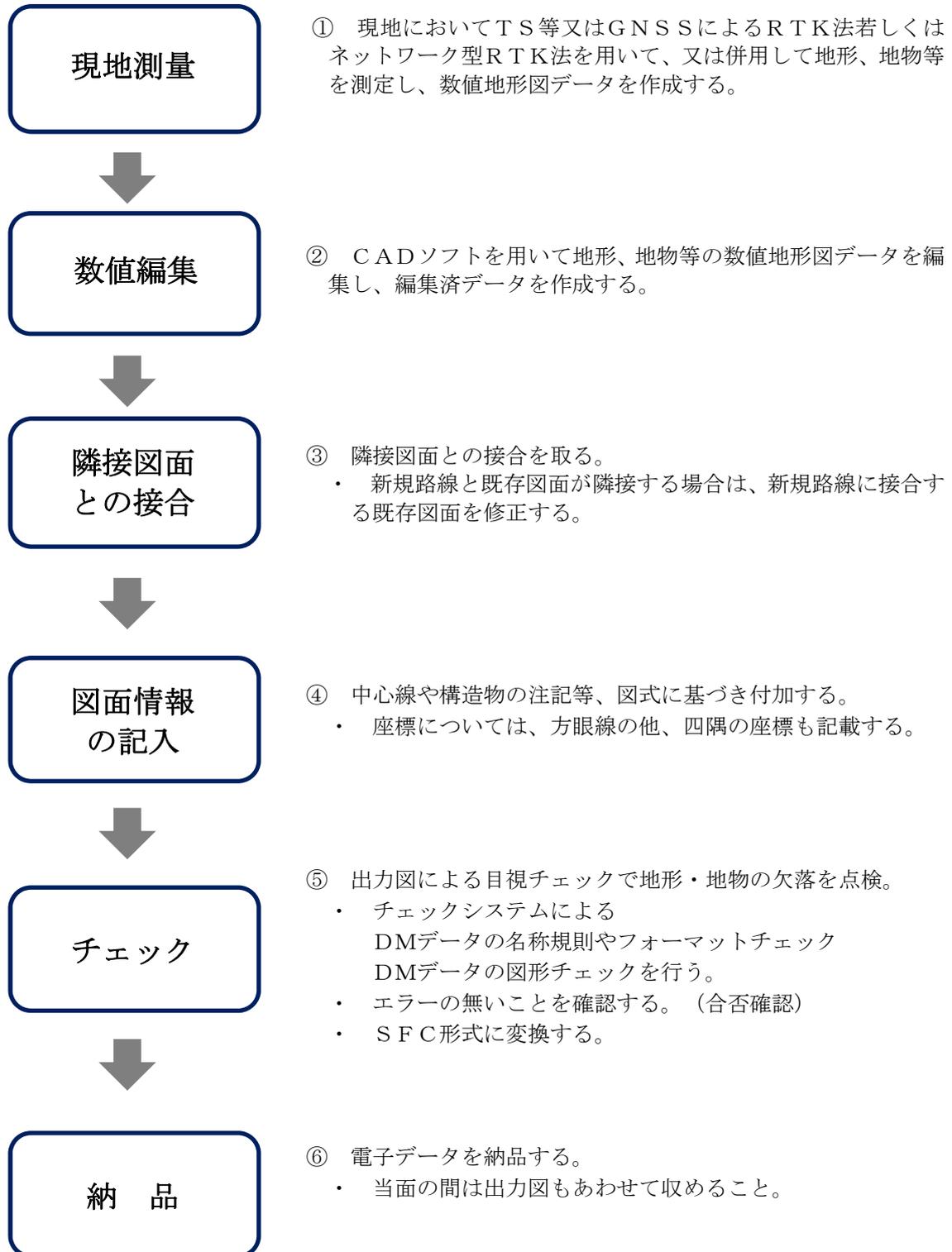
- ① 作図要素【STRG（公図連続図関係）】とは、公図連続図以外に使用しない独立したものに適用する。

適用項目例

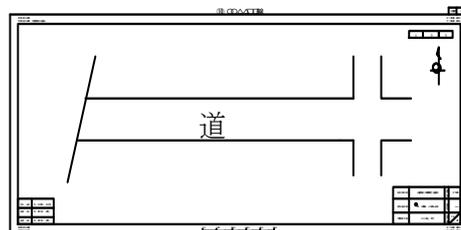
図面縮尺  
方位  
地番地名等

### 6-3 図面電子化の流れ

#### 6-3-1 作成手順（新規路線）



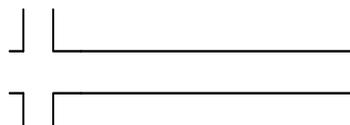
作業工程 ① 既設図面（隣接図面）のスキヤニング



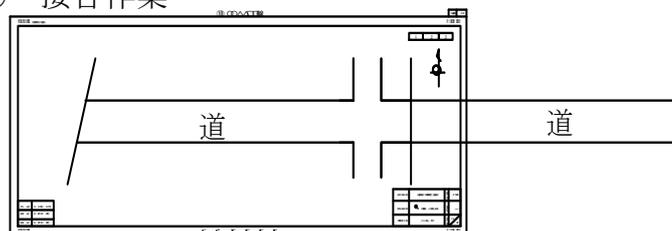
既設道路が延伸の場合

図柄はわかりやすく道だけの表記としている。

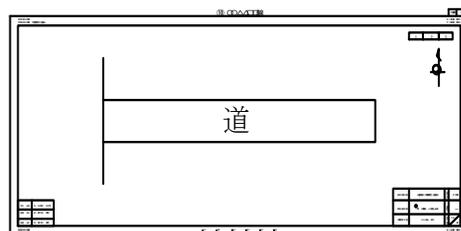
作業工程 ② 現場データの結線



作業工程 ③ 接合作業

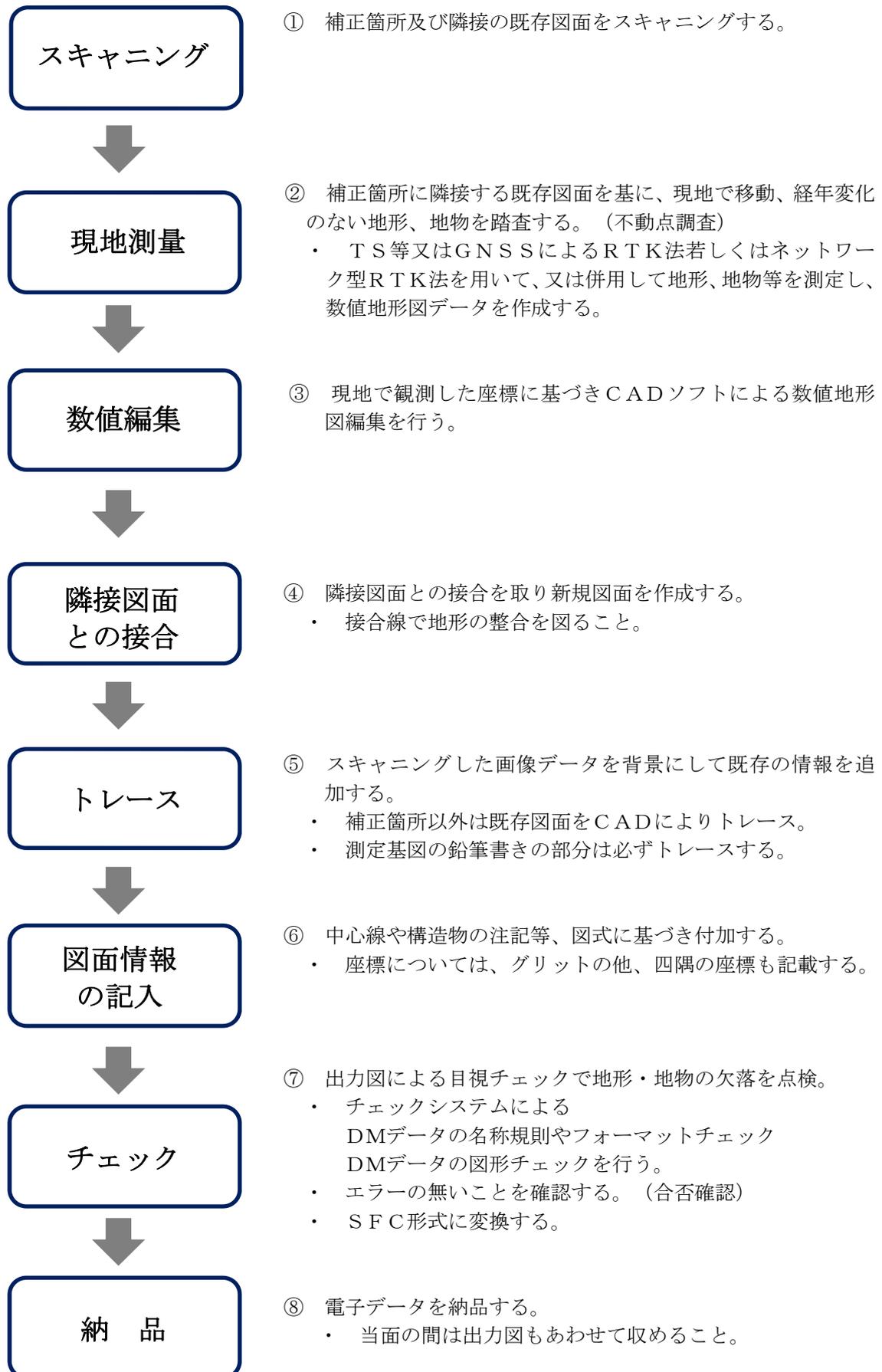


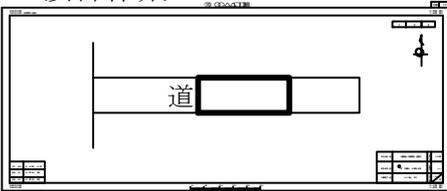
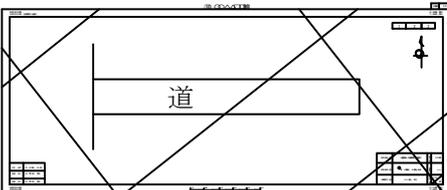
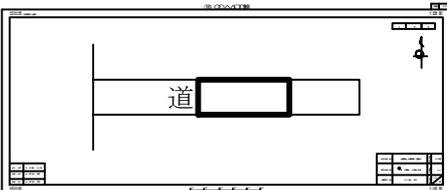
作業工程 ④ 新規図面の作成



世界測地系（測地成果 2011）座標を記入

6-3-2 作成手順（既存図面の一部修正）



<p>作業工程 ① 既設図面（隣接図面）のスキヤニング</p> 	<p>既設道路の一部修正の場合</p>
<p>作業工程 ② 現場データの結線</p> 	<p>レイヤの責任主体はMとする。</p>
<p>作業工程 ③ 既設図面トレース</p> 	<p>レイヤの責任主体はSとする。 中心線など一連でレイヤが切れないものを含む。</p>
<p>作業工程 ④ 接合作業</p> 	<p>世界測地系（測地成果 2011）座標を記入。 作業エリアが世界測地系を前提とし四隅の座標を計測表記する。</p>
<p>作業工程 ⑤ 座標の計測</p> 	<p>図面に表記されているグリッドをもとに四隅の座標を読み取る。 読み取り方はトレースしたCAD上で読むこととする。</p>
<p>作業工程 ⑥ 図面情報の記入</p> 	<p>世界測地系座標を記入</p>

### 6-3-3 図面電子化の注意事項

- ① 構造物が同じものでレイヤ種別を変えない。
- ② 既に電子化されている図面の修正は実測を優先とし、重複する所においてはトレースによるレイヤは削除する。
- ③ レイヤ名は半角の英数字を用いること。
- ④ 「埋め込み文字」・「均等割り付け」等や機種依存文字(○囲み数字、m<sup>2</sup>等)は使用しない。(m<sup>2</sup>→m 2 とする。)
- ⑤ S F C への変換の際、全てのDMレイヤを該当する S F C レイヤに割当てた後、変換すること。
- ⑥ スプライン・楕円・曲線はC A D によっては変換出来ないことがあるので、必ず変換後はS X F ブラウザにより確認すること。(変換されない場合は線分に変更すること。)
- ⑦ 画像等の貼付けは行わない。
- ⑧ O L E オブジェクト貼り混み機能は使用しない。(SXF に変換されないため)
- ⑨ 電子化した図面は必ず出力して確認を行うこと。

主な確認項目	地物の欠落 図面情報の欠落 レイヤ構成 図面のサイズ 隣接図面との整合性 文字化けや未変換箇所等	など
--------	---	----

## 6-4 道路台帳図チェックシステム

### 6-4-1 目的

道路台帳図チェックシステム（以下「チェックシステム」という。）は、道路台帳図データ（DM形式）が、本要領（案）に基づき、所定のフォーマット、図式規程及び数値地形図データの取得分類コードで作成されているかを確認するための検査項目・点検方法を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度の確保と、点検の効率化を図ること等を目的とする。

### 6-4-2 工程別点検内容等

数値図化、数値編集及び補測数値編集における施工管理は、「国土交通省公共測量作業規程解説と運用」第3章、第4編3. 3. 2の点検内容について行うものとし、その内容を次項に記す。

点検対象	項目	細目	点検範囲	点検対象	点検内容	手法	資料
数値図化	入力	基準点 三角点 パスポイント その他の基準点	作業 区域内	入力リスト		目視	基準点成果等 空中三角測量 成果
	数値図化データ	平面	数値地形 モデル	1モデル 図化範囲 内又は 図郭単位	数値図化データ出力図、ディスプレイ又はデータのリスト等	・表現分類コードの良否 *1	論理 又は 目視
地形表現		・地形状況と格子間隔との適否 ・ランダム点配置の良否 ・ブレイクラインと地形、地物等との整合性の良否 ・精度の良否 ・大誤差の有無					
数値編集及び補測数値編集	分類	各種分類コード及び区分図郭単位	図郭単位	出力図又はディスプレイ	・分類項目の良否 ・前工程指示の反映状況の良否 *2	目視	仕様書 現地調査 資料
				点検プログラム実行結果	・表現分類コード、図形区分、データタイプに相当する区別の相互関係の良否 ・仕様外項目の有無	論理	
	D	データの交錯	図郭単位	出力図又は点検プログラム実行結果	・同一要素の交錯の有無 ・異要素の交錯の良否 ・等高線と標高単点との整合性	目視 又は 論理	
				点検プログラム実行結果	・面タイプデータの終始点座標値の一致 ・線タイプデータの連続性の確保 ・接合面対象データの端点座標の図郭上での一致 *3 *4	論理	
	相互関係	座標の一致	図郭単位	出力図又はディスプレイ及び点検プログラム実行結果	・隣接情報区画における対応するデータの有無	目視 又は 論理	
				点検プログラム実行結果	・対応するデータ同志の端点座標の一致	論理	
		図郭間接合	全般	出力図面 *5	・処理後の各データ間の相互関係及び形状等の良否	目視	出力図面 *6
				出力図面 *7	・データの取得方向の良否 *8	論理	
	要素	データ全般	全般	出力図又はディスプレイ	・二重取得の有無	目視 *9	データ出力図
				点検プログラム実行結果		論理 *10	
地形補備測量		数値計算	全点	リスト又はディスプレイ	・測距・測角値入力の正否 ・与点成果入力の正否 ・データコードの正否	論理 及び 目視	与点成果 境界座標 リスト

- \*1 誤りがある場合、修正可能なシステムでは修正し、修正不可能なシステムでは、データのリスト、写真、出力図上等にその情報を明示し、後続作業にその内容を伝える。不明瞭データ、図化不可能部も同様に整理する。
- \*2 前工程（現地調査、数値図化、地形補測測量、現地補備等）の作業から編集指示がデータに的確に反映されているか。
- \*3 モデル間接合等により、本来単一の要素にすべきデータが複数の要素に分割された場合、座標を一致させて連続性を確保する。
- \*4 図郭線と交差する点で、座標を一致させる。

## 電子納品

- \*5 転位、間断処理を施した出力図面を指す。
- \*6 転位、間断処理を施していない出力図（数値図化データ出力図等）を指す。
- \*7 データの方向性を表現（→を付す等）した出力図を指す。
- \*8 方向により高低を表現するものについては、標高点・等高線データとの関連も参考に  
して点検する。
- \*9 同じ地物（建物等）を2回以上取得していないか点検する。
- \*10 同一座標を連続取得していないか点検する。

6-4-3 DMデータファイルの点検項目

DMデータファイルの施工管理は以下の内容について行うものとする。なお、点検項目には、道路台帳に関係しない細目も含まれているが、道路台帳以外の作業にも対応することを念頭に標準枠を設けている。

項目	細目	範囲	点検対象	点検内容	手法	
ファイル形式 *1	レコード長	1	データファイル	・84バイト	論理	
	文字コード			・英数カナ文字 JIS X 0201_1976		
	記述書式			・漢字(全角) JIS X 0208_1990		
	格納方式			・国土交通省電算漢字コード *3		
	ラベル *2			・FORTRAN書式		
	ブロック長 *2			・インデックスレコード 1ファイル		
	記録密度 *2			・その他のレコード 図郭ごとに1ファイル		
	テープマーク *2			・なし		
レコード間相互関係	ファイル全体	1	データファイル又はデータファイルリスト	・記述順序の良否 *4	論理又は目視	
	インデックスレコード			図郭レコード		・図郭識別番号及び隣接図郭番号の存在の有無
				グループヘッドレコード		・表現分類コードの存在の有無
				要素レコード		・使用データタイプと要素数の矛盾の有無
						・表現分類コードの存在の有無
						・座標次元区分と実データ区分の矛盾の有無
	グリッドヘッドレコード			・転位処理フラグと転位区分の矛盾の有無		
	2・3次元座標レコード			・間断処理フラグと間断区分の矛盾の有無		
	図郭			要素数		・表現分類コードの存在の有無
				レコード数		・座標次元区分と実データ(座標)レコードのデータ記録の矛盾の有無
	要素ヘッドレコード			要素レコード		・要素数と当該図郭内の要素数との一致
	要素レコード			実データレコード		・レコード数と下位のレコード数との一致
・各要素(総数を除く)と構成する要素レコードの矛盾の有無						
グリッドヘッダレコード	グリッドレコード	・要素識別番号の矛盾の有無				
レコード内相互関係	インデックスレコード (a)(b)(c) *7	各レコードごと	データファイル又はデータファイルリスト	・階層レベルの矛盾の有無	論理又は目視	
				・レコードタイプと構成する実データレコードの矛盾の有無 *5		
				・図形区分と構成する実データレコードの矛盾の有無		
				・実データ区分と構成する実データレコードの矛盾の有無		
				・注記区分と構成する実データレコードの矛盾の有無		
グループヘッダレコード	要素レコード	・レコード件数と構成する実レコード数及びデータ数(座標数)の一致				
		・属性データの書式と属性レコードの一致 *6				
グリッドヘッダレコード	グリッドレコード	・レコード件数と構成するグリッドレコード数の一致				
レコード内相互関係	インデックスレコード (a)(b)(c) *7	各レコードごと	データファイル又はデータファイルリスト	・図郭数と図郭識別番号のデータ数の一致	論理又は目視	
				・図郭識別番号レコード数と図郭識別番号のレコード数の一致		
				・表現分類数と表現分類レコード数の一致		
				・取得分類コードと使用データタイプの矛盾の有無		
				・図郭座標値の整合性の良否 *8		
グループヘッダレコード	要素レコード	・修正回数と(d, e, f)レコード数の矛盾の有無 *9				
		・撮影コース数(d)と撮影データ数(f)の一致 *10				
グリッドヘッダレコード	グリッドレコード	・(d)レコードのレコード件数と撮影コースのレコードの一致				
グループヘッダレコード	要素レコード	・隣接図郭識別番号の記録順序の良否 *11				
		・要素数(総数)と他の要素数(グループ、面、線、円、円弧、点、方向、注記、属性、グリッド)の総数の一致				
グリッドヘッダレコード	グリッドレコード	・レコードタイプと分類コード及び図形区分及び実データ区分との矛盾の有無				
グリッドヘッダレコード	グリッドレコード	・レコード件数と行数、列数の矛盾の有無				

レコード記述内容	インデックスレコード	座標系	各レコードごと	・平面直角座標系の系番号の良否		データファイル又はデータファイルリスト		論理又はは目視		
		計画機関名		*12						
		図郭識別番号								
		内容記述		*13						
	図郭レコード	図郭名称			*14					
		地図情報レベル			*15					
		タイトル名			*12					
		座標値の単位								
		作成年月			*16					
		現地調査年月			*17					
		入力機器名			*12					
		公共測量承認コード								
		測地成果識別コード								
		図郭識別コード								
		変換手法識別コード								
		作業機関名			*18					
		撮影コース番号			*16					
		撮影縮尺								
	写真縮尺									
	写真枚数									
	写真番号			*16						
グループヘッダレコード	取得年月			*16						
	数値化区分									
	要素レコード	取得年月								
グリッドヘッダレコード	取得年月			*19						
	注記レコード	文字列の方向		*20						
注記レコード	字大			*20						
	字隔									
	線号									
	注記データ			*21						
2・3次元座標レコード	データの重複									
	方向性		*22	・同一座標値の有無(面、点、注記、属性データを除く)						
属性レコード	属性データ			・方向規定区分と実データ(座標)レコードのデータ記録順序の矛盾の有無	*23					
グリッドレコード	方向性			・記述内容の良否						
コード区分等	地図分類コード	取得分類		・データの記録方向の良否	*24					
	レコードタイプ			・デジタルマッピング取得分類基準及び特記仕様書以外のコードの使用の有無						
	使用データタイプフラグ			・"1"、"M"、"H"、"E1"、"E2"、"E3"、"E4"、"E5"、"E6"、"E7"、"E8"、"G"以外のレコードタイプの使用の有無						
	方向規定区分			・0、1以外のフラグの使用の有無						
	座標次元区分			・0、1以外のフラグの使用の有無						
	転位処理フラグ			・0、2、3以外のフラグの使用の有無						
	間断処理フラグ			・0、1以外のフラグの使用の有無						
	数値化区分			・1～5、9以外の区分コードの使用の有無						
	図形区分			・00、11、12、21、22、31、32、33、34、35、41、42、99以外の区分コードの使用の有無						
	実データ区分			・0、2～5以外の区分コードの使用の有無						
	精度区分			・上位桁1～5、9以外の区分コードの使用の有無						
				・下位桁1～9以外の区分コードの使用の有無						
	注記区分			・1、2以外の区分コードの使用の有無						
	転位区分			・-9～9以外の区分コードの使用の有無						
	間断区分			・0～9以外の区分コードの使用の有無						
	属性区分			・特記仕様以外の区分コードの使用の有無						
	縦横区分			・0、1以外の区分コードの使用の有無						

- \*1 点検内容のとおり記憶媒体に記録されているか点検する。
- \*2 磁気テープの場合
- \*3 国土交通省電算漢字コード（16進表示）を参照
- \*4 インデックス>図郭>グループヘッダ>要素>実データの順序で記録されているか。  
(>は階層の記録順序)
- \*5 レコードタイプに対応する実データレコードによって構成されているか。  
実データレコードのデータ数は適切か、面タイプの場合、実データは閉じているか点検する。
- \*6 属性データの書式どおりに属性レコードが出力されているか点検する。
- \*7 (a)(b)(c)の区分は、数値地形図データファイル仕様（インデックスの説明）を参照
- \*8 各地図情報レベルの図郭識別番号に対応した情報区画の左下、右上の座標を点検する。
- \*9 レコードの(d)(e)(f)は、図郭レコードにおける(d)公共測量記録レコード、(e)作業機関レコード、(f)撮影コースレコードのそれぞれをいう。
- \*10 撮影データとは、撮影（コース番号・年月）、写真（縮尺・枚数）、写真番号（始点・終点）を総括して指す。
- \*11 左上の図郭から右回りで記録されているか点検する。
- \*12 漢字 15 文字以内
- \*13 標準以外の仕様の表現分類の説明内容
- \*14 漢字 10 文字以内
- \*15 地図情報レベルの基準に従っているか。
- \*16 西暦下 2 桁及び月で表現しているか。
- \*17 補測の終了した年月を指す。
- \*18 漢字 20 文字以内
- \*19 '±180～180 度の範囲か点検する。
- \*20 単位は 0.1mmか。
- \*21 漢字又は文字データ（J I S）で記述されているか。
- \*22 連続するデータ（座標データ）は、1 要素分のレコードを点検の範囲とする。
- \*23 段差を表現している左右非対称図式をもつものについて低い方が右側となっていないか点検する。
- \*24 左下から右上に記述されているか。

#### 6-4-4 目視及び論理点検

DMデータ（編集済データ）の点検は、【点検用出力図による目視点検】と【チェックシステムによる論理的矛盾等の点検】を併せて行うことを原則とする。

(1) 数値地形図データの点検は、DMデータを使用し、点検用出力図またはスクリーンモニター上で行うものとする。

(2) 点検用出力図の作成は、次のとおりとする。

- ① 点検用出力図は、自動製図機を用いてDMデータより作成するものとする。
- ② 点検用出力図の縮尺は、地図情報レベル500（縮尺1/500）を原則とする。
- ③ 点検用出力図は、「本要領（案）7-2図式規程」に基づいて作成するものとする。
- ④ 点検用出力図の表示内容は、図葉番号、図名、図郭線、図形、属性等とし、これらが明瞭に識別できるものでなければならない。

⑤ 点検用出力図は、点検に支障がない範囲で適宜合板して作成するものとする。ただし、必要に応じて数値化した項目ごとに作成することができる。

(3) 点検用出力図又はスクリーンモニターによる点検は、次のとおりとする。

① 点検用出力図による点検

イ 点検は、数値化項目の脱落等の有無及び位置の精度について、点検用出力図と現地測量成果又は計測用基図を対照して行うものとする。

ロ 接合については、隣接する図葉の接合部分を点検用出力図で目視により点検するものとする。

② スクリーンモニターによる点検

イ 点検は、数値化項目の脱落、位置の精度、画線のつながり等について、目視により行うものとする。

ロ 数値化項目の脱落等については、ラスタデータを背景に点検することができる。

ハ 接合については、隣接図葉を表示し、良否を点検するものとする。

(4) 点検の結果、計測漏れ、誤り等がある場合は、DMデータの訂正を行うものとする。

(5) 点検用出力図による社内検査の資料は、目視点検の成果として「本要領（案）6-5-5完成検査」に持参し、検査資料とするものとする。

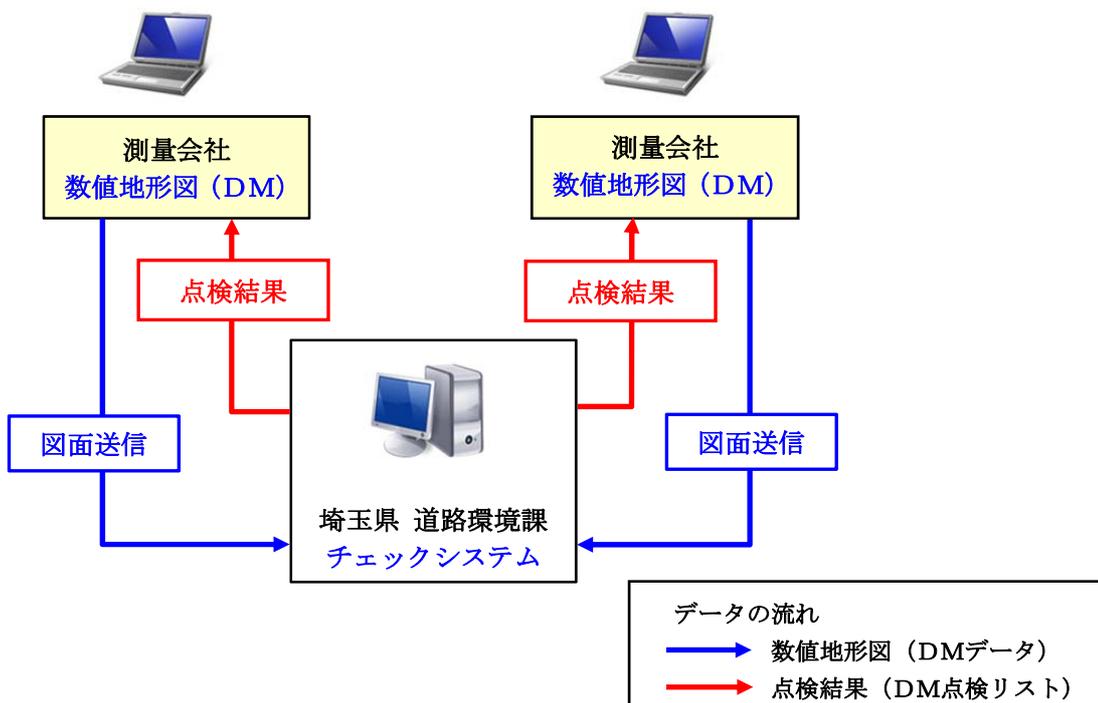
(6) チェックシステムによるDMデータファイルの論理的矛盾等の点検方法

チェックシステムによる点検は、発注者の指定するメールアドレスにDMデータを添付して送信することにより、点検結果（合否判定、DM点検リスト等）の「.pdf」と「.csv」が、埼玉県から送信者に自動返信を行う仕組みになっている。

**【送信先メールアドレス】**

各県土整備事務所発注の道路台帳補正業務の受注者は、発注者から送信先のメールアドレスを確認するものとする。

◆メール応答型チェックシステムの概要



### 【データ送信前の注意事項】

- ①添付するDMファイルは、送信前に自社点検を実施し、合格データのみ送信すること。
- ②一度に複数のDMファイルを送信することも可能だが、送信するデータ容量は最大で【2MByt】とすること。
- ③DMデータファイルは、容量により【zip形式】に圧縮して送付するものとする。
- ④セキュリティ強化のため、メール件名には、発注者が指定する【件名の先頭文字列】が必要となる。
- ⑤ メール本文には、以下の項目を記載するものとする。

【委託業務名称】=平成〇〇年度 道路台帳補正業務委託（〇〇地区）  
【業者名称】=株式会社〇〇測量

なお、未記入の場合は、埼玉県道路台帳DMデータ検査確認書（以下「検査確認書」という。）に業務名及び会社名は記載されない。

- ⑥「件名の先頭文字列」や「添付ファイル」が不正な場合は、何も返信されない。

### 【データ受信後の注意事項】

- ① 県庁からの返信メールに添付されるデータは、「埼玉県道路台帳DMデータ検査確認書.pdf」と「エラーファイル.csv」である。
- ②点検リストの内容を精査し、適切な処置を講じるものとする。
- ③ 区分に表示される【E：エラー】は修正しない限り「検査確認書」の検査結果は、【合格】にはならない。（下記6-4-5（3）項を参照）
- ④ データの修正を行った場合は、必ずチェックシステムの再点検を受けるものとする。

### 【一般的注意事項】

- ① 利用は、発注者が指定する日時（期間）とする。（事前確認が必要）
- ② 目的以外の使用は禁止とする。なお、使用によって発生した、利益・損害等については、埼玉県は一切の責任は負わない。

## 6-4-5 点検結果のエラーについて

上記、6-4-2 及び 6-4-3 の点検項目に沿った内容で、「埼玉県公共測量作業規程：付録7」の公共測量標準図式数値地形図データファイル仕様により、エラーを抽出するためのコードを「本要領（案）7-3\_チェックシステムのエラー」のとおり設定している。

### （1）エラーコード一覧表の区分

- ① 区分の略は、次のとおりとする。
  - I：Information の略
  - S：Stop（チェックを強制終了）
  - E：Error（データの修正が必要）
  - W：Warning（警告：検出内容を精査し、適切な処置を講じる）

### （2）区分に表示される「S：Stop」について

県庁のチェックシステムから返送される「DM点検リスト」において、「Errorコード」欄の4桁の数字の後に続くアルファベットに「S」が付いている場合には、チェッ

クシステムは強制終了する。エラーコード表を確認し、指定のファイル名・項目・内容等に誤りがないか、DMデータファイルの再点検を行うものとする。

### (3) 区分に表示される「E : Error」について

上記と同様に、4桁の数字の後に続くアルファベットに「E」が付いている場合には、そのコードに該当する細目の誤り等を訂正しない限り、検査確認書に【合格】が表示されることはない。本要領（案）やエラーコード一覧表及び図式規程等を再確認し、誤り等の訂正を行うものとする。

### (4) 区分に表示される「W : Warning（警告）」について

上記と同様に、4桁の数字の後に「W」が付いている場合には、地図の位置精度、図形・地物の表現に誤りはないものの、論理点検では判断のできない内容や、規定で定められた字大・記号等の寸法が異なる大きさで入力が行われているなど、作成者に対し、再確認を促すためのメッセージとしてリストに表示をしている。

DM点検リストを精査し、誤り等がある場合は、編集済データの訂正を行うものとし、誤りではないことが確認された項目については、DM点検リストの当該行に確認済であることの証しとして「✓」を付し、データの訂正は行わなくてもよいものとする。

なお、埼玉県公共測量作業規程では、数値地形図に表示する記号及び文字の大きさの許容誤差は、表現上やむを得ないものに限り定められた大きさに対して図上±0.2mm以内と規定されている。

### (5) 編集済データの訂正を行った場合

データの訂正を行った場合には、再度チェックシステムの点検を受けるものとし、エラーの無いことを確認後、SFC等への変換を行うものとする。

## 6-4-6 検査確認書

チェックシステムを実行することにより、下記の検査確認書及びDM点検リストが県庁から送信者に返送される。

検査結果が【合格】表示の場合には、チェックシステムによる論理検査が適正に終了した証として、納品成果に検査確認書を綴り込むものとする。

なお、前項（4）のとおり、警告件数が表示されていても、誤りではないことの確認がとれている場合には、警告件数は無視してよいものとする。

また、6-4-4項のとおり、検査用出力図による目視点検とチェックシステムによる論理点検を併せて実施することにより、製品仕様書が規定するデータ品質を満足する評価が得られることが期待できる。

## 埼玉県道路台帳DMデータ検査確認書



件名：平成〇〇年度 道路台帳補正業務委託（〇〇地区）

委託会社名：株式会社〇〇測量

確認種別：現況図・台帳図・測定基図・敷地図・公図

検査実施日：平成〇〇年〇月〇〇日 午前 10 時 48 分 43 秒

検査DMデータ：0510121\_00350321. dm

検査結果：警告件数：2 件

上記について確認したことを証明する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

埼玉県 県土整備部 道路環境課

### 埼玉県道路台帳DM点検リスト 【0510121\_00350321. dm】

No	Err コード	タイプ	分類コード	識別番号	Dm行番号	X座標	Y座標
1	0010I						
	「0510121_00350321. dm」ファイルの検査を開始します。 開始時間 2014/06/23(月)10:48:24						
2	1001I						
	フォーマット検査を開始 2014/06/23(月)10:48:24						
3	1002I						
	フォーマット検査完了 2014/06/23(月)10:48:25						
4	4617W		8125	1	1126	3387.938	-41042.4
	注記レコード: 字大が小さい <input checked="" type="checkbox"/>						
5	4618W		8121	1	3886	3407.75	-41184.7
	注記レコード: 字大が大きい <input checked="" type="checkbox"/>						
6	0011I						
	DMファイルの検査が終了しました。 終了時間 2014/06/23(月)10:48:43						

確認済の印「✓」

## 6-5 成果品の作成

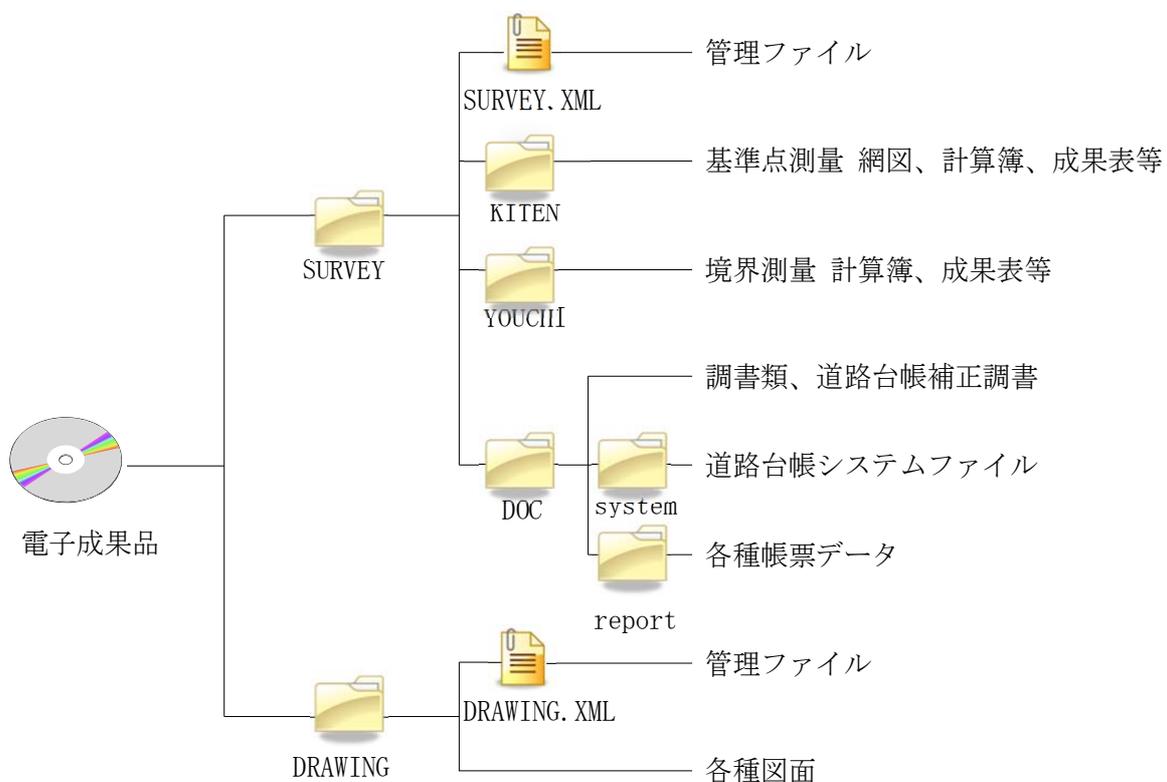
### 6-5-1 事前協議

電子納品に関する書類の範囲や業務施工中のデータバックアップ体制については、受発注者間の事前協議で決定をする。

事前協議で決定した事項は、「着手時チェックシート（道路台帳様式3-6）」に、また、詳細事項については、「着手時チェックシート（道路台帳様式3-7）」に記入し、業務計画書に添付するものとする。

### 6-5-2 フォルダ構成

電子納品による成果品は、下記に示されるフォルダ構成とする。



- ① 作成したファイルは指定のフォルダに格納する。
- ② 格納したファイルが一覧でわかるように格納リストを作成すること。
- ③ 道路台帳独自の形態のため埼玉県電子納品運用ガイドラインによるチェックシステムにはかけないこと。

### 6-5-3 納品部数

受注者は、従来どおりの成果品一式に加え、電子媒体（電子データ）を2部提出する。また、要領に基づき、紙出力図を納品する。

#### 6-5-4 電子媒体の作成

- ① 電子媒体は、CD-R等（一度しか書き込みができないもの）の使用を原則とする。電子成果品が第三者により書き換えられないようにするため、真正性、見読性及び保存性を満たす電子媒体として、CD-R等とする。
- ② 納品するCADデータは原則として1枚のCD-R等に格納することを原則とするが、電子成果品の容量が大きく、CD-Rに格納しきれない場合は、監督員との協議の上、DVD等の使用も可能とする。
- ③ CD-R等の論理フォーマットは、電子納品の運用ではISO9660（レベル1）を基本とし、Windows形式でも可としているが、本ガイドラインでも、受発注者がCD-R内のデータを確認できる形式であればよいものとする。
- ④ 納品データのウイルスチェックは、最低でもCD-R等格納前、格納後の2度行うこととする。納品データのウイルスチェックは、CD-R等への格納前に受注者側担当者のPC上で行い、CD-R等へ格納後に再度行うこととする。
- ⑤ 電子媒体のラベル面へ表記する内容は次のとおりとし、各情報の配置は任意とする。
  - ・ 「契約管理番号」：埼玉県工事執行管理システムの委託台帳にある連携番号とする。（発注機関の担当者に確認）
  - ・ 「事業名」、「路線名」（各名称とも略称可）
  - ・ 「作成年月日」
  - ・ 「発注者名」
  - ・ 「受注者名」
  - ・ 「ウイルスチェック情報」
    - ウイルスチェックソフト名
    - ウイルス定義年月日またはパターンファイル名
    - ウイルスチェックソフトによるチェックを行った年月日

電子媒体のラベル面への表記例を以下に示す。

契約管理番号 : ○○○○○○○○○○○○  
○○○道路台帳整備業務  
路線名 : 一般国道○○○号線外  
平成○○年○○月

発注者署名		受注者署名
-------	--	-------

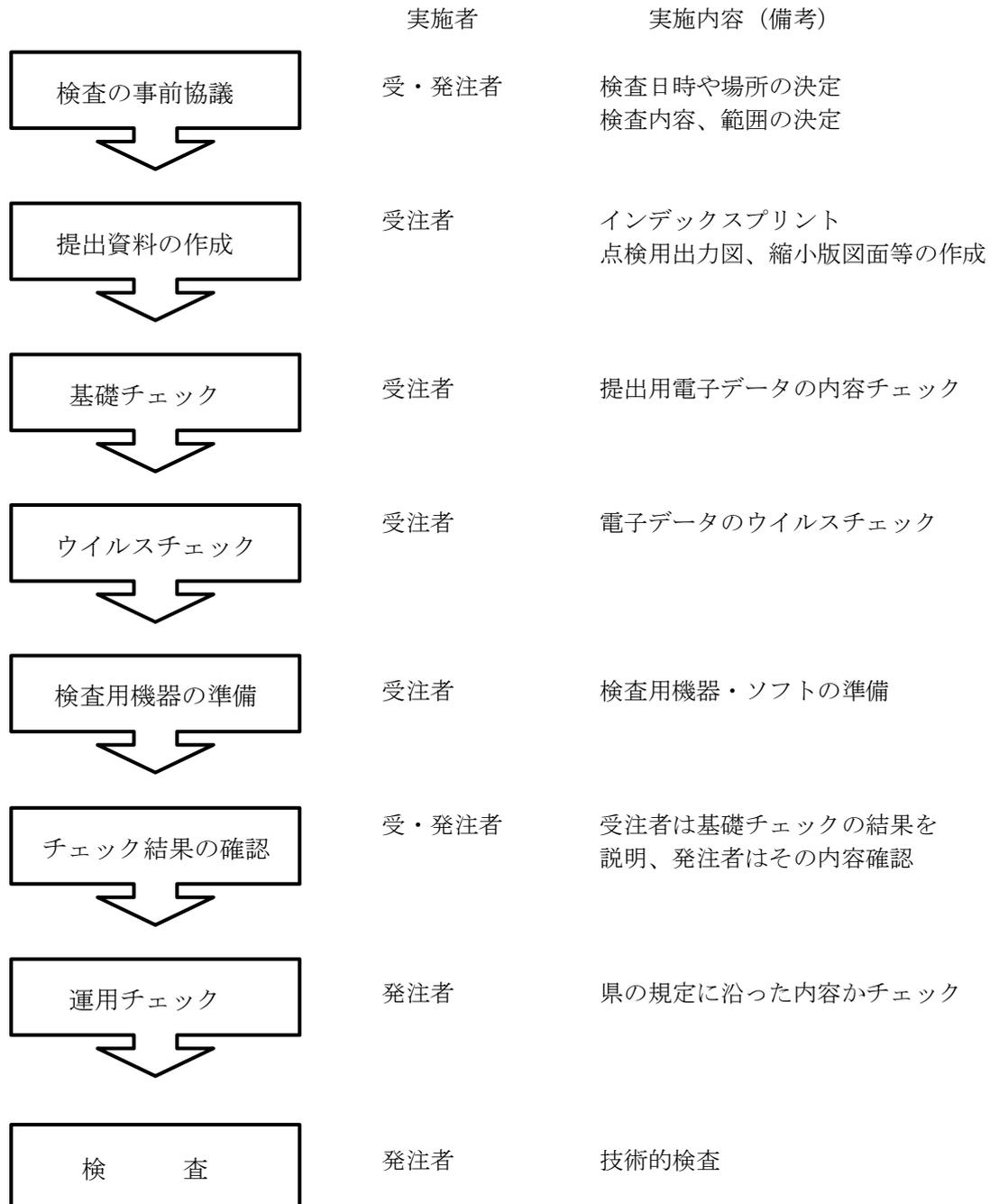
発注者 : 埼玉県○○県土整備事務所  
受注者 : ○○○○○○株式会社

ウイルス対策ソフト : ○○ソフトVol.7 ウイルス定義 : 平成○○年○○月○○日版 チェック年月日 : 平成○○年○○月○○日
--

6-5-5 完成検査

電子納品された成果品の検査を行うために以下のルールを設定する。

- ① 検査時は修正可能な電子媒体（CD-Rでなくても良い）による受検を認めるが、データは電子納品の規定どおり作成するものとし、検査終了後、速やかに電子媒体（CD-R等）を提出すること。
- ② 検査を行うための準備（検査用の機器等）は、受注者が行う。
- ③ 検査の実施フロー



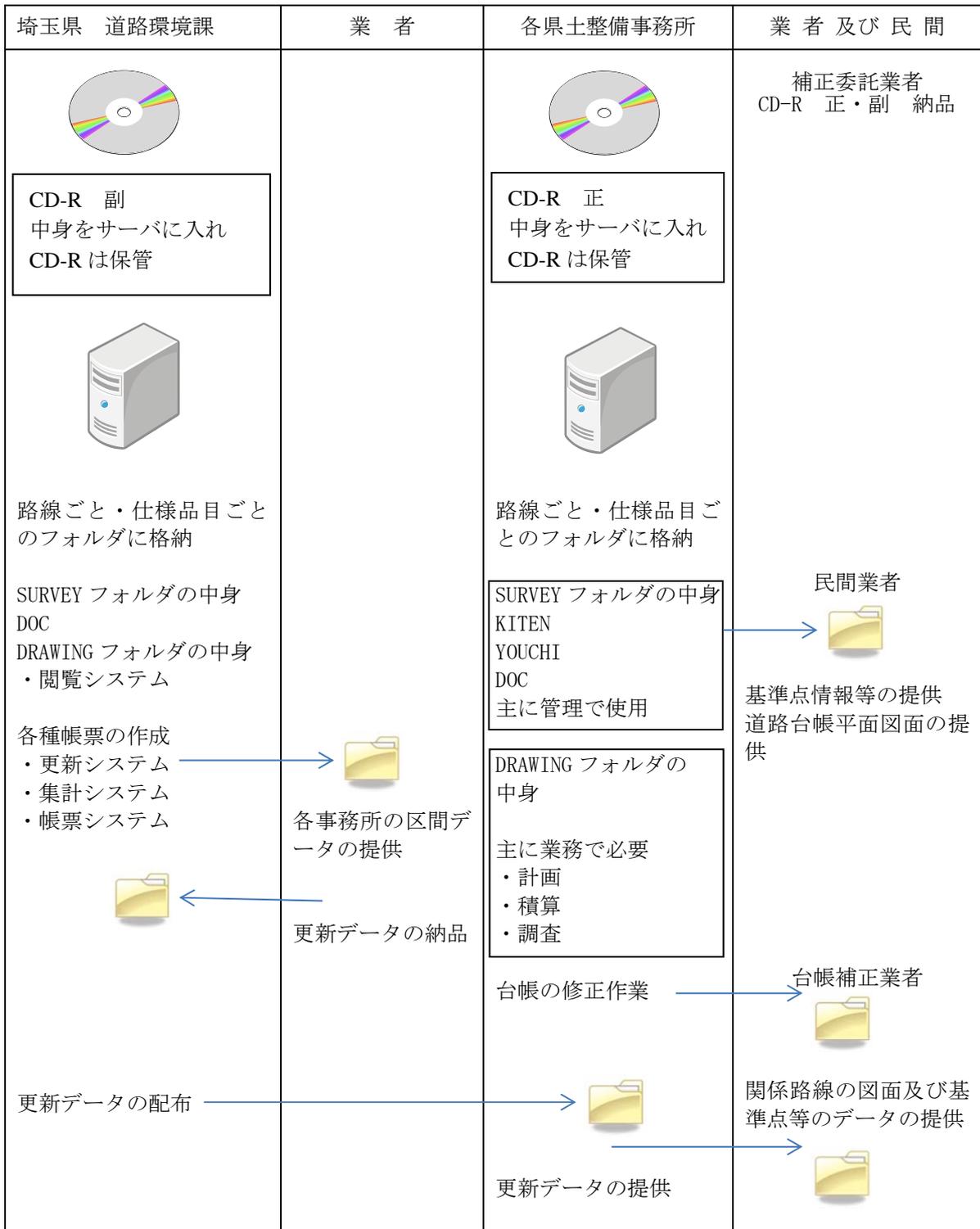
- ④ 検査終了後、「完了時チェックシート（道路台帳様式3-8）」を作成し、納品成果に添付するものとする。

6-6 維持管理

6-6-1 管理形態

道路台帳CAD運用の流れ (本格的運用開始後)

公共事業におけるCADデータの流れを、受注者・発注者のそれぞれの作業ごとに整理して示す。CADデータは、道路管理・計測・調査計画から・積算の各段階の過程で目的に応じて利用されていくものであり、事業の各作業において円滑に利用することが望まれる。



## 電子納品

- (1) 納品された道路台帳附図CADデータを有効利用するため、CADデータを一括管理するシステムを検討中であるが、システム構築までの措置としてCD-R 1部(副)を県土整備部道路環境課に提出することとする。
- (2) 県土整備部道路環境課でCD-R(副)を一括して保管管理し、システム構築後は保管管理していたデータをすべてシステムに移行する予定である。
- (3) CD-R 1部(正)は、各発注機関にて適正に保管管理することとする。
- (4) 電子媒体を安全に管理するために、事務所の直射日光の当たる所や、高温多湿な場所を避けて保管する。
- (5) 当面の間は紙出力図を提出することとする。(公図連続図以外はモノクロ出力とする。)
- (6) 電子化された図面の元図面については当面の措置として同じ場所に保管することとする。

### 6-6-2 道路台帳図データの修正

- (1) 道路台帳図データの修正に当たって、修正作業の実施者は、本要領(案)に従って作成された既存データの貸与を受け、変更箇所のみ編集することを基本とする。

### 6-6-3 道路台帳図データの利活用

- (1) 道路台帳データは、道路の管理業務における基盤となる情報として、重複整備を避け、県土整備事務所及び関係部署内で共有しなければならない。
- (2) DM形式で作成されているデータは、システム上で様々な用途で利用することを念頭に取得された基盤データであり、GIS(地理情報システム)等で有効に利活用することが期待できる。

## 第7章 付属資料

### 7-1 主な参考法令等

#### 7-1-1 道路法関係

- (1) 道路法（昭和27年6月10日 法律第180号）
- (2) 道路法施行法（昭和27年6月10日 法律第181号）
- (3) 道路法施行令（昭和27年12月4日 政令第479号）
- (4) 道路法施行規則（昭和27年8月1日 建設省令第25号）
- (5) 道路構造令（昭和45年10月29日 政令第320号）
- (6) 道路構造令施行規則（昭和46年3月31日 建設省令第7号）

#### 7-1-2 測量関係

- (1) 測量法（昭和24年6月3日 法律第188号）
- (2) 測量法施行令（昭和24年8月31日 政令第322号）
- (3) 測量法施行規則（昭和24年9月1日 建設省令第16号）
- (4) 国土調査法（昭和26年6月1日 法律第180号）
- (5) 国土調査法施行令（昭和27年3月31日 政令第59号）
- (6) 埼玉県公共測量作業規程【作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）を準用】（平成21年1月19日 国地第1007号変更承認）
- (7) 日本工業規格（JIS）（工業標準化法 昭和24年6月1日 法律第185号）
- (8) 計量法（平成4年5月20日法律第51号）【昭和26年法律第207号の全部を改正】
- (9) 計量法施行令（平成5年10月6日 政令第329号）

#### 7-1-3 その他

- (1) 河川法（昭和39年7月10日 法律第167号）
- (2) 都市計画法（昭和43年6月15日 法律第100号）
- (3) 土地区画整理法（昭和29年5月20日 法律第119号）
- (4) 不動産登記法（平成16年6月18日法律第123号）  
【明治32年法律第24号の全部を改正】
- (5) 不動産登記法施行細則（平成17年2月18日法務省令第18号）  
【明治32年司法省令第11号の全部を改正】
- (6) 不動産登記事務取扱手続準則  
（平成17年2月25日法務省民事局第二課民事局長通達）
- (7) 国有財産法（昭和23年6月30日 法律第73号）
- (8) 地方交付税法（昭和25年5月30日 法律第211号）
- (9) その他

##### I. 境界測量

- |               |   |        |
|---------------|---|--------|
| ①地籍図（国土庁）     | : | 国土調査法  |
| ②17条地図（法務省）   | : | 不動産登記法 |
| ③道路敷地図（道路管理者） | : | 国有財産法  |
| ④道路台帳（道路管理者）  | : | 道路法    |

## 7-2 図式規程

### 7-2-1 数値地形図データ取得分類基準表

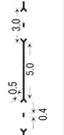
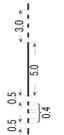
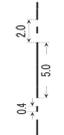
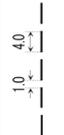
図式の見方

大分類	分類	標準分類	表現分類	図形区分	間区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	グリット	字大	字隔(下限)	字隔(上限)	線号	線種							
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕							
番号	項目																														
⑤	大分類																														
	区分																														
	標準分類																														
	表現分類																														
							作業規程の準則	公共測量標準図式に準じる。																							
							数値地形図(データフォーマットの図形区分)に準じる。																								
							コード	内容																							
							00	非区分	下記に該当しない全データ																						
							11	射影部の上端	石段等の両端部、崩土、壁岩、滝、人口斜面、被覆の射影をもつもの。																						
							12	射影部の下端																							
							21	高欄																							
							22	橋脚																							
							23	親柱																							
							26	ガードレール																							
							27	ガードパイプ																							
							28	ガードフェンス																							
							29	ガードケーブル																							
							31	中庭線																							
							32	棟割線																							
							33	階層線																							
							34	外付階段																							
							35	ポーチ・ひし																							
							46	へい	敷地内の建物と建物の境及び建物が重なりに作られた、へいに適用する																						
							47	輸送管	輸送管(空中)の煙小																						
							72	コンクリート杭																							
							73	プラスチック杭																							
							74	金属プレート	埋赤標																						
							75	金属鉄																							
							99	表現補助データ	横断歩道橋、石段等の階段部																						

図式の見方

大分類	分類	標準分類	表現分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	適用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	グリット	字大	字隔(下限)	字隔(上限)	線号	線種																																																																																				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目</th> <th>説明</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥</td> <td>間断区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>名称</td> <td>作業規程の準則に準じる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>図式</td> <td>図面出力時の図(線)を表示。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>取得方法</td> <td> <p>◇各図形に対する取得方法を示す。                      ◇各データで矢印(→)があるものは、入力方向があることを示す。(⑩の方向欄に「1」があるもの)                      ◇記号は、傾き0°で表示。                      ◇各データで傾きのあるもの(⑩の欄に「1」があるもの)は、軸が傾向を示す。</p> <p>(例) へい(傾)[6140]の場合</p> <p>この場合、入力方向に対して右側にへいの記号が出力時に発生することを表す。</p> <p>(例) 坑口(4219)の場合</p> <p>2点目方向点 1点目記号挿入位置</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>適用</td> <td>作業規程の準則に準じる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>次元</td> <td>二次元(X・Y)、三次元(X・Y・H)の区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>面</td> <td>建築物の閉じた図形として表現するもので、始点から終点までの連続した座標列で表し、始点と終点は同一座標とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>線</td> <td>始点から終点までの連続した座標列で表す。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>円</td> <td>タンク等のうち円筒状や球状の地物について表現するもので、円周上の3点の座標値で表す。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td>円弧</td> <td>主に円データが図等等で分断される場合に用い、円弧上の始点、中間点、終点の3点の座標値で表す。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑯</td> <td>点</td> <td>建物記号や植生記号等、1点で地物等を表現する場合に用いる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑰</td> <td>方向</td> <td>番号灯、坑口等、点データによって識別される地図記号のうち、記号の向きを現況に合わせて表示する必要があるものは、2点一組の座標列で記号の位置と方向を表す。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑱</td> <td>注記</td> <td>数値地形図表示のための文字のデータであり、入力する位置、文字の大きさ、文字等の間隔、線の太さ等のデータを含む。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑲</td> <td>属性</td> <td>データ利用を目的として、特定の事項について記録するためのもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑳</td> <td>グリット</td> <td>標高値だけのデータとし、その並び順により位置が決定される。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉑</td> <td>字大</td> <td>注記の字高を示す。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉒</td> <td>字隔(下限)</td> <td>一個の注記において、隣接する文字と文字の間隔をい、一個の注記の字隔はすべて等間隔とする。字隔の最小幅(下限)。</td> <td>(例) 建築物名称の字隔 : 1/4(下限) ~ 3(上限)までのスペースを空けて配置する。</td> </tr> <tr> <td>㉓</td> <td>字隔(上限)</td> <td>字隔の最大幅(上限)。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉔</td> <td>線号</td> <td>入力する線の線号(太さ)を示す。線号 : 1号は、0.05mm。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉕</td> <td>線種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																									番号	項目	説明	備考	⑥	間断区分			⑦	名称	作業規程の準則に準じる。		⑧	図式	図面出力時の図(線)を表示。		⑨	取得方法	<p>◇各図形に対する取得方法を示す。                      ◇各データで矢印(→)があるものは、入力方向があることを示す。(⑩の方向欄に「1」があるもの)                      ◇記号は、傾き0°で表示。                      ◇各データで傾きのあるもの(⑩の欄に「1」があるもの)は、軸が傾向を示す。</p> <p>(例) へい(傾)[6140]の場合</p> <p>この場合、入力方向に対して右側にへいの記号が出力時に発生することを表す。</p> <p>(例) 坑口(4219)の場合</p> <p>2点目方向点 1点目記号挿入位置</p>		⑩	適用	作業規程の準則に準じる。		⑪	次元	二次元(X・Y)、三次元(X・Y・H)の区分		⑫	面	建築物の閉じた図形として表現するもので、始点から終点までの連続した座標列で表し、始点と終点は同一座標とする。		⑬	線	始点から終点までの連続した座標列で表す。		⑭	円	タンク等のうち円筒状や球状の地物について表現するもので、円周上の3点の座標値で表す。		⑮	円弧	主に円データが図等等で分断される場合に用い、円弧上の始点、中間点、終点の3点の座標値で表す。		⑯	点	建物記号や植生記号等、1点で地物等を表現する場合に用いる。		⑰	方向	番号灯、坑口等、点データによって識別される地図記号のうち、記号の向きを現況に合わせて表示する必要があるものは、2点一組の座標列で記号の位置と方向を表す。		⑱	注記	数値地形図表示のための文字のデータであり、入力する位置、文字の大きさ、文字等の間隔、線の太さ等のデータを含む。		⑲	属性	データ利用を目的として、特定の事項について記録するためのもの。		⑳	グリット	標高値だけのデータとし、その並び順により位置が決定される。		㉑	字大	注記の字高を示す。		㉒	字隔(下限)	一個の注記において、隣接する文字と文字の間隔をい、一個の注記の字隔はすべて等間隔とする。字隔の最小幅(下限)。	(例) 建築物名称の字隔 : 1/4(下限) ~ 3(上限)までのスペースを空けて配置する。	㉓	字隔(上限)	字隔の最大幅(上限)。		㉔	線号	入力する線の線号(太さ)を示す。線号 : 1号は、0.05mm。		㉕	線種		
番号	項目	説明	備考																																																																																																									
⑥	間断区分																																																																																																											
⑦	名称	作業規程の準則に準じる。																																																																																																										
⑧	図式	図面出力時の図(線)を表示。																																																																																																										
⑨	取得方法	<p>◇各図形に対する取得方法を示す。                      ◇各データで矢印(→)があるものは、入力方向があることを示す。(⑩の方向欄に「1」があるもの)                      ◇記号は、傾き0°で表示。                      ◇各データで傾きのあるもの(⑩の欄に「1」があるもの)は、軸が傾向を示す。</p> <p>(例) へい(傾)[6140]の場合</p> <p>この場合、入力方向に対して右側にへいの記号が出力時に発生することを表す。</p> <p>(例) 坑口(4219)の場合</p> <p>2点目方向点 1点目記号挿入位置</p>																																																																																																										
⑩	適用	作業規程の準則に準じる。																																																																																																										
⑪	次元	二次元(X・Y)、三次元(X・Y・H)の区分																																																																																																										
⑫	面	建築物の閉じた図形として表現するもので、始点から終点までの連続した座標列で表し、始点と終点は同一座標とする。																																																																																																										
⑬	線	始点から終点までの連続した座標列で表す。																																																																																																										
⑭	円	タンク等のうち円筒状や球状の地物について表現するもので、円周上の3点の座標値で表す。																																																																																																										
⑮	円弧	主に円データが図等等で分断される場合に用い、円弧上の始点、中間点、終点の3点の座標値で表す。																																																																																																										
⑯	点	建物記号や植生記号等、1点で地物等を表現する場合に用いる。																																																																																																										
⑰	方向	番号灯、坑口等、点データによって識別される地図記号のうち、記号の向きを現況に合わせて表示する必要があるものは、2点一組の座標列で記号の位置と方向を表す。																																																																																																										
⑱	注記	数値地形図表示のための文字のデータであり、入力する位置、文字の大きさ、文字等の間隔、線の太さ等のデータを含む。																																																																																																										
⑲	属性	データ利用を目的として、特定の事項について記録するためのもの。																																																																																																										
⑳	グリット	標高値だけのデータとし、その並び順により位置が決定される。																																																																																																										
㉑	字大	注記の字高を示す。																																																																																																										
㉒	字隔(下限)	一個の注記において、隣接する文字と文字の間隔をい、一個の注記の字隔はすべて等間隔とする。字隔の最小幅(下限)。	(例) 建築物名称の字隔 : 1/4(下限) ~ 3(上限)までのスペースを空けて配置する。																																																																																																									
㉓	字隔(上限)	字隔の最大幅(上限)。																																																																																																										
㉔	線号	入力する線の線号(太さ)を示す。線号 : 1号は、0.05mm。																																																																																																										
㉕	線種																																																																																																											

境界等

大分類	分類	標準分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面 積	円 弧	円	点	方 向	方 法	属性	グリッド	字 画 (下位)	字 画 (上位)	線 号	線 種			
境 界 等	1101	1101	0	0	都府県界		境界の位置と一致する。	地方自治法に定める各都府県区域の境界をい う。境界線は境界線番号を付し、境界線の 位は分類コードの小さい順とし、隣接自治 体で継ぎ合っていない境界は表示しない。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	110100	
		1102	0	0	北海道の市庁界		境界の位置と一致する。	同 上	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	102000
	1103	1103	0	0	郡市・東京都の区界		境界の位置と一致する。	同 上	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	110300
		1104	0	0	町村・指定都市の区界		境界の位置と一致する。	同 上	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	110400
	1106	1106	0	0	大字・町(丁)界		境界の位置と一致する。	区画が明確なものを表示する。 隣接自治体より入り、位置しない事原則とする。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	110600	
		1107	0	0	小字界		境界の位置と一致する。	区画が明確なものを表示する。 隣接自治体より入り、位置しない事原則とする。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	110700	
	1110	1110	0	0	所属界		境界の位置と一致する。	所属界は、所属を必ず必要のある場合に、それぞ れの所属が原因で異なる範囲に設定する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	111000	

交通施設

大分類	分類	標準分類	表記分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	法記	属性	グリット	字大	字間(下側)	字間(上側)	備考	線種						
交通施設	道 路	2101	2101	0	0	真幅道路(街区線)【管理路線】		道路線を取得	路肩から路肩までの道路、幅員にかかわらず全ての道路を表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3					
		2101	2101	0	1	真幅道路(街区線)陸線【管理路線】		道路線を取得	公園内、工場敷地内、墓場内、陸上競技場の陸線、飛行機の滑走路等の特定の区域内における道路で、幅員0.5m以上のものを表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	210600		
		2106	2106	0	1	庭園路線【管理路線】		道路線を取得	道路の地下部をい、その線路(道路線)を表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	210700	
		2109	2109	0	0	建設中の道路【管理路線】		道路線を取得 (特別は、原則として同じ)	1. 現地調査時に建設中であって、完成までに1年以内を要する道路線 2. 建設中の道路は、道路線の外線を表示し、工事区間の中央に(建設中)の注記を添える。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	210900	
		2110	2110	0	0	舗装非-舗装種別【管理路線】		道路線を取得	舗装の種類が変わる箇所に項目を表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		2111	2111	0	0	立体交差(下部-上部)【管理路線】		道路線を取得	路肩から路肩までの道路、幅員にかかわらず全ての道路を表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		2131	2131	0	0	真幅道路(街区線)【その他路線】		道路線を取得	公園内、工場敷地内、墓場内、陸上競技場の陸線、飛行機の滑走路等の特定の区域内における道路で、幅員0.5m以上のものを表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	210600	
		2131	2131	0	1	真幅道路(街区線)陸線【その他路線】		道路線を取得	道路の地下部をい、その線路(道路線)を表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	210700
		2136	2136	0	0	庭園路線【その他路線】		道路線を取得	公園内、工場敷地内、墓場内、陸上競技場の陸線、飛行機の滑走路等の特定の区域内における道路で、幅員0.5m以上のものを表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	210600	
		2136	2136	0	1	庭園路線【その他路線】		道路線を取得	道路の地下部をい、その線路(道路線)を表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	210700
		2139	2139	0	0	建設中の道路【その他路線】		道路線を取得 (特別は、原則として同じ)	1. 現地調査時に建設中であって、完成までに1年以上を要する道路線 2. 建設中の道路は、道路線の外線を表示し、工事区間の中央に(建設中)の注記を添える。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	210900	
		2140	2140	0	0	舗装非-舗装種別【その他路線】		道路線を取得	舗装の種類が変わる箇所に項目を表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		2141	2141	0	0	立体交差(下部-上部)【その他路線】		道路線を取得	路肩から路肩までの道路、幅員にかかわらず全ての道路を表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		

交通施設

大分類	分類	標記分類	図形区分	間隔区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	クリップ	字大	字幅(下側)	字幅(上側)	番号	線種		
交通施設	道路施設	2203	2203	0	道路橋		線種取得 鉄-コンクリート製の欄干をいう。高欄-欄脚部分は真形を表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3.5	0	0	6		
		2203	2203	21	道路橋(高欄)		高欄 外欄を取得(図形点座標一致)	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2203	2203	22	道路橋(欄脚)		欄脚	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2203	2203	23	道路橋(欄柱)		欄柱	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2204	2204	0	木橋		線種取得	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2204	2204	99	木橋(凸閉部)		欄脚部を文字で取得して表示	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2205	2205	0	徒橋		中心線を取得	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
		2205	2205	99	徒橋(凸閉部)		欄脚部を文字で取得して表示	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6		
		2206	2206	0	棧道橋		線種取得	前面を通過する道路で、欄干との片側が斜面上に接し、反対側が欄脚になっている部分という。高欄-欄脚部分は真形を表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
		2206	2206	22	棧道橋(欄脚)		欄脚 外欄を取得	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2211	2211	0	横断歩道橋		外欄を取得(図形点座標一致)	人、自転車等が道路又は歩道を横断するために構築された歩道橋をいう。歩道橋の支柱は取得しない。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2212	2212	0	地下横断歩道		外欄を取得(図形点座標一致)	人、自転車等が道路又は歩道を横断するために構築された地下道という。道路の明確なものを表示する。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	221200
		2213	2213	0	歩道		歩道との外欄を取得	道路縁で歩道を有する部分は、幅員が図よ0.6mm以上のものを表示する。他の地物の下は開断する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2213	2213	0	1	歩道陰線			2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

交通施設

大分類	分類	標準分類	標記分類	図形区分	断面区分	名称(項目名)	図式	取得方法	運用	次元	面積	円	円弧	点	方向	送り	属性	グリット	字大	字高(下側)	字高(上側)	番号	線種								
交通施設	道路施設	2214	2214	0	0	石段 縁部	<p>縁部取付 (取付部は取付し、石段の上端・下端は削 じ込み) 取付部は取付し、石段の上端・下端は削 じ込み 石段の隙間は全て1.0mmで表示する。</p>	<p>縁部取付 (取付部は取付し、石段の上端・下端は削 じ込み) 取付部は取付し、石段の上端・下端は削 じ込み 石段の隙間は全て1.0mmで表示する。</p>	<p>縁部取付 (取付部は取付し、石段の上端・下端は削 じ込み) 取付部は取付し、石段の上端・下端は削 じ込み 石段の隙間は全て1.0mmで表示する。</p>	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3							
		2214	2214	11	0	石段 縁部(上端)	<p>石段(上端部) 石段(上端部) 石段(上端部) 石段(上端部)</p>	<p>石段(上端部) 石段(上端部) 石段(上端部) 石段(上端部)</p>	<p>石段(上端部) 石段(上端部) 石段(上端部) 石段(上端部)</p>	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3				
		2214	2214	12	0	石段 縁部(下端)	<p>石段(下端部) 石段(下端部) 石段(下端部) 石段(下端部)</p>	<p>石段(下端部) 石段(下端部) 石段(下端部) 石段(下端部)</p>	<p>石段(下端部) 石段(下端部) 石段(下端部) 石段(下端部)</p>	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		2214	2214	99	0	石段 段部	<p>石段(段部) 石段(段部) 石段(段部) 石段(段部)</p>	<p>石段(段部) 石段(段部) 石段(段部) 石段(段部)</p>	<p>石段(段部) 石段(段部) 石段(段部) 石段(段部)</p>	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		2215	2215	0	0	地下街・地下鉄等出入り口 外周	<p>地下街・地下鉄等出入り口 外周 地下街・地下鉄等出入り口 外周 地下街・地下鉄等出入り口 外周 地下街・地下鉄等出入り口 外周</p>	<p>地下街・地下鉄等出入り口 外周 地下街・地下鉄等出入り口 外周 地下街・地下鉄等出入り口 外周 地下街・地下鉄等出入り口 外周</p>	<p>地下街・地下鉄等出入り口 外周 地下街・地下鉄等出入り口 外周 地下街・地下鉄等出入り口 外周 地下街・地下鉄等出入り口 外周</p>	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		2215	2215	99	0	地下街・地下鉄等出入り口 段部	<p>地下街・地下鉄等出入り口 段部 地下街・地下鉄等出入り口 段部 地下街・地下鉄等出入り口 段部 地下街・地下鉄等出入り口 段部</p>	<p>地下街・地下鉄等出入り口 段部 地下街・地下鉄等出入り口 段部 地下街・地下鉄等出入り口 段部 地下街・地下鉄等出入り口 段部</p>	<p>地下街・地下鉄等出入り口 段部 地下街・地下鉄等出入り口 段部 地下街・地下鉄等出入り口 段部 地下街・地下鉄等出入り口 段部</p>	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2216	2216	0	0	横断歩道	<p>横断歩道 横断歩道 横断歩道 横断歩道</p>	<p>横断歩道 横断歩道 横断歩道 横断歩道</p>	<p>横断歩道 横断歩道 横断歩道 横断歩道</p>	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		2217	2217	0	0	視覚障害者誘導ブロック	<p>視覚障害者誘導ブロック 視覚障害者誘導ブロック 視覚障害者誘導ブロック 視覚障害者誘導ブロック</p>	<p>視覚障害者誘導ブロック 視覚障害者誘導ブロック 視覚障害者誘導ブロック 視覚障害者誘導ブロック</p>	<p>視覚障害者誘導ブロック 視覚障害者誘導ブロック 視覚障害者誘導ブロック 視覚障害者誘導ブロック</p>	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2219	2219	0	0	道路のトンネル(極小の場合は記号)	<p>道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号)</p>	<p>道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号)</p>	<p>道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号)</p>	2	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2219	2219	0	0	道路のトンネル(極小の場合は記号)	<p>道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号)</p>	<p>道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号)</p>	<p>道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号)</p>	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2219	2219	0	0	道路のトンネル(極小の場合は記号)	<p>道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号)</p>	<p>道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号)</p>	<p>道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号) 道路のトンネル(極小の場合は記号)</p>	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2221	2221	0	0	バス停	<p>バス停 バス停 バス停 バス停</p>	<p>バス停 バス停 バス停 バス停</p>	<p>バス停 バス停 バス停 バス停</p>	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2222	2222	0	0	安全地帯	<p>安全地帯 安全地帯 安全地帯 安全地帯</p>	<p>安全地帯 安全地帯 安全地帯 安全地帯</p>	<p>安全地帯 安全地帯 安全地帯 安全地帯</p>	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2223	2223	0	0	セパレーション	<p>セパレーション セパレーション セパレーション セパレーション</p>	<p>セパレーション セパレーション セパレーション セパレーション</p>	<p>セパレーション セパレーション セパレーション セパレーション</p>	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2224	2224	0	0	規制表示・指示表示・停止線等	<p>規制表示・指示表示・停止線等 規制表示・指示表示・停止線等 規制表示・指示表示・停止線等 規制表示・指示表示・停止線等</p>	<p>規制表示・指示表示・停止線等 規制表示・指示表示・停止線等 規制表示・指示表示・停止線等 規制表示・指示表示・停止線等</p>	<p>規制表示・指示表示・停止線等 規制表示・指示表示・停止線等 規制表示・指示表示・停止線等 規制表示・指示表示・停止線等</p>	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	

交通施設

大分類	分類	標準分類	表区分別	図形区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	法記	属性	グリット	字大	字隅(下側)	字隅(上側)	線号	線種	
		2225	0	0	チャッターバー		道路線の中心位置を点で取得		2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2226	0	0	分産帯		外線を取得(発祥点座標一致)	マウンドアップした道路の分産帯、ロープウェイの中央帯をいい、正射影で表示する。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2227	0	0	駒止め		道路線の真直線を取得	道路線上に設置されたコンクリートブロック、始点+折れ点+終点を折出し、表示する。	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	222700
		2228	0	0	道路の雪覆い等		外線を取得(発祥点座標一致)	ロックポイント(道門)、警備又は落石等を防ぐために道路線上に設置されたものをいう。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	222800
		2231	0	0	側溝 U字溝無蓋		線線を取得	道路線に設けられた有蓋のU字溝等をいう。側溝の外周を取得。	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1.5	0	0	3	
		2232	0	0	側溝 U字溝有蓋		線線を取得	道路線に設けられた有蓋のU字溝等をいう。側溝の外周を取得。	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1.5	0	0	3	223200
		2233	0	0	側溝 L字溝		線線を取得	道路線に設けられた有蓋のL字溝等をいう。側溝の外周を取得。	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1.5	0	0	3	223300
		2234	0	0	側溝地下部		地下道路 線線を取得	道路線に設けられたU字溝等地下部をいう。側溝の外周を取得。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	223400
道路施設		2235	0	0	雨水槽		外線を取得(発祥点座標一致)	道路線に設けられた側溝に付随して設置された雨水等の集水槽をいう。ただし取水口とは異なる。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2236	0	0	並木柵		外線を取得(発祥点座標一致)	補助保線のコンクリート製柵又は柵の外周を取得。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2238	0	0	並木		並木の位置の点情報取得 柵の位置の点情報と柵の向きを取得	柵は、図上5mm間隔で取得し、並木はその真位置を取得。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2239	0	0	植樹		並木の位置の点情報取得	街路樹、芝地等の植栽をいう。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2241	0	0	道路情報板		柵の位置の点情報と柵の向きを取得	車線で道路情報としてある場合には、支柱位置を取得して道路中心線に直角に表示する。LED、電光式の標識を含む。	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3	
		2242	0	0	道路標識 案内		柵の位置の点情報と柵の向きを取得	道路標識の100割合。道路管理者が設置したものの管理番号を付す。	2	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1.5	0	0	3	
		2243	0	0	道路標識 警戒		柵の位置の点情報と柵の向きを取得	道路標識の200割合。道路管理者が設置したものの管理番号を付す。	2	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1.5	0	0	3	

交通施設

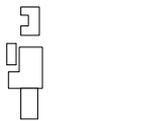
大分類	分類	種別	表記分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	グリッド	字大	字幅(下側)	字幅(上側)	線号	線種			
交通施設	道路施設	2244	0	0	0	道路標識 規制		道の位置の点情報と標識の向きを取得	道路標識の3Dの場合、警察署の標識なので管理番号を付さない。	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1.5	0	0	3	3			
		2245	0	0	0	道路標識 (作図)その1			案内標識については絵柄を付図する。	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	3	3		
		2245	0	0	0	道路標識 (作図)その2			案内標識については絵柄を付図する。	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0.5	0	0	3	3		
		2246	0	0	0	信号灯		ポールの位置と番号標の向きを取得	専用ポールのある番号をいう。	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	3	
		2247	0	0	0	信号灯 専用ポールのないもの		番号標の位置と向きを取得	電柱、補助歩道標等に設置され、専用ポールを持たない番号をいう。	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	3	
		2248	0	0	0	埼玉県管理照明灯		管理番号は町役場に出し表で表示する。	県が設置した照明灯を取得し、管理番号を注記する。	2	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1.5	0	0	3	3		
		2251	0	0	0	交通量観測所		位置の点情報を取得	位置の点情報を取得	交通量を常時観測している施設をいう。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3	
		2252	0	0	0	スノーポール		位置の点情報を取得	位置の点情報を取得	積雪時に道路標識を認識できるように設置されているポールをいう。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3	
		2253	0	0	0	カーブミラー		位置の点情報を取得	位置の点情報を取得	交差点又は急曲前に設置されている標識のうち、公的なものをいう。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	
		2254	0	0	0	視線誘導標				ドライバーポストコーンなどドライバーの視線案内施設をいう。ガートレーラール等に本量にある場合は適宜省略する。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	
		2255	0	0	0	距離標 (Km)		位置の点情報を取得	位置の点情報を取得	地点から0.1km単位の距離を示す標識をいう。距離数を適切な位置に併記する。	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	3	3		
		2256	0	0	0	距離標 (m)		位置の点情報を取得	位置の点情報を取得	地点から0.1km単位の距離を示す標識をいう。距離数を適切な位置に併記する。	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	3	3	
		2261	0	0	0	電話ボックス		位置の点情報を取得	位置の点情報を取得	独立した電話ボックスをいう。家屋の形をしたものは削除で、通常の電話ボックスは記号のみ表示する。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	
		2262	0	0	0	郵便ポスト		位置の点情報を取得	位置の点情報を取得	独立した郵便ポストで、記号のみ位置に表示する。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	
		2263	0	0	0	火災報知機		位置の点情報を取得	位置の点情報を取得	独立した火災報知機で、記号のみ位置に表示する。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	



交通施設

大分類	分類	標号分類	部区分	箇所区分	名称(項目名)	図式	取得方法	適用	次元	面積	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	クット	字大	字碼(下段)	字碼(上段)	線号	線種		
交通施設	鉄道施設	2314	0	0	トンネル内の鉄道 モノレール		中心線を取得	モノレールの地下部分という。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	231400	
		2315	0	0	トンネル内の鉄道 特殊鉄道		レールを取得する	特殊鉄道の地下部分という。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	231500	
		2401	0	0	鉄道橋(高架部)		橋 橋線を取得	図上1.5 Omca以上のものは外側に半円ライクを補助アークとして入力する。鉄道橋(高架部)は橋線を取得する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6		
		2401	22	0	鉄道橋(高架部)(橋脚)		橋脚 橋線を取得			2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2411	0	0	跨線橋		外周を取得(最終点座標一致)		駅構内の軌道を横断するために構築された橋という。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2412	0	0	地下通路		地下通路 橋線を取得(最終点座標一致)		乗降客が軌道を横断するために構築された地下道という。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	241200
		2419	0	0	0	鉄道のトンネル(極小の場合は記号)		真形 開口部分の外周を取得 (開口点座標一致)	普通鉄道及び特殊軌道のトンネルの出入口をいう。建設中のトンネルの出入口は明確な場合に表示する。	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	
		2419	0	0	0			真形 開口部分の外周を取得																	
		2419	0	0	0			極小 中央位置の点と方向を取得																	
		2421	0	0	0	停留所(極小の場合は記号)		真形 外周を取得(最終点座標一致) 位置の真形を取得	停留所とは、断面鉄道の駅をいう。	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2424	0	0	0	プラットホーム		外周を取得(最終点座標一致)	駅構内で乗降用に足場を築いた構造物をいう。建物内にあるプラットホームは表示しない。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2425	0	0	0	プラットホーム上屋		外周を取得(最終点座標一致)	プラットホーム上に建設された雨よけ等の屋根をいう。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	242500
		2426	0	0	0	モノレール橋脚		外周を取得(最終点座標一致)	モノレールの橋脚をいう。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		2428	0	0	0	鉄道の覆い等		外周を取得(最終点座標一致)	雪前又は落石等を防ぐために鉄道上に設置されたものをいう。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	242800

建物等

大分類	分類	標準分類	表記区分	図形区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	法記	属性	グリット	字大	字隅(下側)	字隅(上側)	番号	線種					
建 物 等		3001	3001	0	普通建物		外形 外周を取得(図形区画線種一致)	<p>3階半通及以上3階以上の木造建物。屋根が及び、3方半通で囲まれ、基礎があるもの。既設のプレハブ、基礎のない物置であっても表示。 普通建物が堅ろう建物に付属する場合、普通建物が普通建物に付属する場合は、同じコードで取得。 種別が必要な場合は同じコードで取得。 建物の形状等により、中庭線(32)、階階線(33)、外付階段(34)、ポーチ・ひさし(35)の図形区分で取得。</p>	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3			
		3001	3001	0	普通建物陰線		外形 外周を取得(図形区画線種一致)		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3001	3001	31	0		普通建物(中庭線)		中庭線 外周を取得(図形区画線種一致)	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		3001	3001	32	0		普通建物(棟割線)		棟割線	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		3001	3001	33	0		普通建物(階階線)		階階線	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		3001	3001	34	0		普通建物(外付階段)		外付階段(線種)	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		3001	3001	35	0		普通建物(ポーチ・ひさし)		ポーチ・ひさし	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		3001	3001	99	0		普通建物(外付階段線)		外付階段(階段線種) 階段線種 1.0 mm	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		3002	3002	0	0		堅ろう建物		外形 外周を取得(図形区画線種一致)	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		3002	3002	0	1		堅ろう建物陰線		外形 外周を取得(図形区画線種一致)	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3002	3002	31	0		堅ろう建物(中庭線)		中庭線 外周を取得(図形区画線種一致)	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		3002	3002	32	0		堅ろう建物(棟割線)		棟割線	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		3002	3002	33	0		堅ろう建物(階階線)		階階線	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		3002	3002	34	0		堅ろう建物(外付階段)		外付階段(線種)	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		3002	3002	35	0		堅ろう建物(ポーチ・ひさし)		ポーチ・ひさし	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		3002	3002	99	0		堅ろう建物(外付階段線)		外付階段(階段線種) 階段線種 1.0 mm	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6

建物等

大分類	分類	標準分類	表型分類	図部区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	グリット	字大	字種(下段)	字種(上段)	編号	機種	
建 物 等	建 物	3003	3003	0	0	普通無壁舎		外形 外周を取得(端線点座標一致)	船屋のない建物、遊覧、滑台等を表示、プラットフォーム工屋を含む。  船屋のない堅ろう船等で3階以上おは3階相当の高さのものを含む。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	300300
		3003	3003	0	1	普通無壁舎陰線		外形 外周を取得(端線点座標一致)																	
		3003	3003	31	0	普通無壁舎(中庭線)		中庭線 外周を取得(端線点座標一致)																	
		3003	3003	32	0	普通無壁舎(棟割線)		棟割線																	
		3003	3003	33	0	普通無壁舎(階層線)		階層線																	
		3003	3003	34	0	普通無壁舎(外付階段)		外付階段(線形)																	
		3003	3003	35	0	普通無壁舎(ポーチ・ひさし)		ポーチ・ひさし																	
		3003	3003	99	0	普通無壁舎(外付階段線)		外付階段(階段線) 階段線間隔: 1.0 mm																	
		3004	3004	0	0	堅ろう無壁舎		外形 外周を取得(端線点座標一致)																	
		3004	3004	0	1	堅ろう無壁舎陰線		外形 外周を取得(端線点座標一致)																	
		3004	3004	31	0	堅ろう無壁舎(中庭線)		中庭線 外周を取得(端線点座標一致)																	
		3004	3004	32	0	堅ろう無壁舎(棟割線)		棟割線																	
		3004	3004	33	0	堅ろう無壁舎(階層線)		階層線																	
		3004	3004	34	0	堅ろう無壁舎(外付階段)		外付階段(線形)																	
		3004	3004	35	0	堅ろう無壁舎(ポーチ・ひさし)		ポーチ・ひさし																	
		3004	3004	99	0	堅ろう無壁舎(外付階段線)		外付階段(階段線) 階段線間隔: 1.0 mm																	

建物等

大分類	分類	標準分類	表位分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	法記	属性	グリッド	字大	字隅(下側)	字隅(上側)	線号	線種				
建物	付属する構造物	3401	3401	0	0	門		門柱の外周を記録(築地平面第一取) 種小 $\square$ $\times$ $\square$ $\rightarrow$ $\rightarrow$ $\rightarrow$ $\rightarrow$ $\rightarrow$ $\rightarrow$	石、コンクリート、煉瓦等で躯体が堅固な門柱を有するもので、特に構造の大きなものをいう。	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	340200		
		3402	3402	0	0	屋 門		建物の正面通路線取得	建物の一部が通路に併設されているものをいう。神社、仏閣等の規模の大きなものについては、外形を普通建築物で取得し、通廊部を専門のコードで取得する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	340200	
		3403	3403	0	0	たたき		外周を記録(築地平面第一取)	カウンスラット等、広範囲をコンクリートで覆われたものをいう。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		3403	3403	99	0	たたき(射影記号)		内部の中心線データを取得して表示	$0.3 \times 1.5$ $1.5 \times 1.5$		2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		3404	3404	0	0	プール		水縁との線を記録(築地平面第一取) 射影法記 図形に対して平行線を入力	$\square$ $2.0 \times 2.0$ $2.0 \times 2.0$	人工の遊泳用池をいう。ただし、園内ものは除く。	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	3		
		3503	3503	0	0	官公署		記号の表示位置の点情報を取得	$1.5 \times 0.5$ $1.5 \times 0.5$ $1.0 \times 2.5$ $1.0 \times 2.5$	外部の名称を必ず記入し、法記で表示することを原則とする。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3504	3504	0	0	裁判所		記号の表示位置の点情報を取得	$3.0 \times 4.0$ $1.0 \times 1.0$	裁判所(支所を含む)法記を原則とする。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3505	3505	0	0	検察庁		記号の表示位置の点情報を取得	$3.0 \times 1.0$ $1.0 \times 1.0$ $4.0 \times 1.0$ $1.0 \times 1.0$	検察庁(支所を含む)法記を原則とする。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3507	3507	0	0	税務署		記号の表示位置の点情報を取得	$2.5 \times 4.0$ $1.0 \times 1.0$ $1.0 \times 1.0$	税務署(国税局を含む)法記を原則とする。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3508	3508	0	0	税 関		記号の表示位置の点情報を取得	$2.5 \times 3.0$ $0.8 \times 1.5$	税関をいう。法記を原則とする。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3509	3509	0	0	郵便局		記号の表示位置の点情報を取得	$0.9 \times 1.5$ $4.0 \times 4.0$	法記を原則とする。簡易郵便局、建物の一部にあるものは記号。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3510	3510	0	0	森林管理署		記号の表示位置の点情報を取得	$4.0 \times 1.5$ $1.5 \times 1.5$	法記を原則とする。ただし、市街地等において重要な建築物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3511	3511	0	0	測候所		記号の表示位置の点情報を取得	$2.5 \times 3.0$ $1.0 \times 1.0$	法記を原則とする。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
3512	3512	0	0	地方整備局事務所		記号の表示位置の点情報を取得	$4.0 \times 3.0$	国土交通省○○事務所などの法記を原則とする。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4			
3513	3513	0	0	出張所		記号の表示位置の点情報を取得	$3.0 \times 3.0$	国土交通省○○事務所、出張所などの法記を原則とする。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4			

建 物 等

建物等

大分類	分類	標準分類	表位分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	法記	属性	クリップ	字大	字幅(下側)	字幅(上側)	線号	線種		
		3514	3514	0	0	警察署		記号の裏表位置の点情報取得 斜位置	法記を原則とする。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3515	3515	0	0	交番		記号の裏表位置の点情報取得 斜位置	警察法による交番その他の派出所及び駐在所をいふ。記号を原則とする。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3516	3516	0	0	消防署		記号の裏表位置の点情報取得 斜位置	法記を原則とする。消防分団は記号表示、また、規模の小さい消防団は不要。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3517	3517	0	0	職業安定所		記号の裏表位置の点情報取得 斜位置	法記を原則とする。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3518	3518	0	0	土木事務所		記号の裏表位置の点情報取得 斜位置	地方公共団体における土木事務所、工務所、注記を原則とする。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3519	3519	0	0	役場支所及び出張所		記号の裏表位置の点情報取得 斜位置	法記を原則とする。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3521	3521	0	0	神社		記号の裏表位置の点情報取得 斜位置	法記を原則とする。規模の小さいものは記号表示。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3522	3522	0	0	寺院		記号の裏表位置の点情報取得 斜位置	法記を原則とする。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3523	3523	0	0	キリスト教会		記号の裏表位置の点情報取得 斜位置	本願派その他の宗教団体は注記。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3524	3524	0	0	学校		記号の裏表位置の点情報取得 斜位置	法記を原則とする。高校は、単立、私立を表示する。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3525	3525	0	0	幼稚園・保育園		記号の裏表位置の点情報取得 斜位置	法記を原則とする。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3526	3526	0	0	公会堂・公民館		記号の裏表位置の点情報取得 斜位置	法記を原則とする。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3527	3527	0	0	博物館		記号の裏表位置の点情報取得 斜位置	法記を原則とする。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3528	3528	0	0	図書館		記号の裏表位置の点情報取得 斜位置	法記を原則とする。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3529	3529	0	0	美術館		記号の裏表位置の点情報取得 斜位置	法記を原則とする。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	

建物記号

建物等

大分類	分類	標準分類	図形区分	図形区分	名称(項目名)	図式	取得方法	用途	次元	面積	円	円弧	点	方向	方位	属性	グリッド	字順(下層)	字順(上層)	番号	総理		
		3530	0	0	老人ホーム		取付方法 取付位置 記号の表示位置の点情報取得 注記を原則とする。	注記を原則とする。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3531	0	0	保健所		取付方法 取付位置 記号の表示位置の点情報取得 注記を原則とする。	注記を原則とする。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3532	0	0	病院		取付方法 取付位置 記号の表示位置の点情報取得 注記を原則とする。規模の大きい診療所は記号表示。	注記を原則とする。規模の大きい診療所は記号表示。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3534	0	0	銀行		取付方法 取付位置 記号の表示位置の点情報取得 記号を原則とする。規模が大きく必要と認められるものは注記表示ができる。	記号を原則とする。規模が大きく必要と認められるものは注記表示ができる。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3536	0	0	協同組合		取付方法 取付位置 記号の表示位置の点情報取得 農協・漁協・林協など、注記を原則とする。	農協・漁協・林協など、注記を原則とする。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3539	0	0	デパート		取付方法 取付位置 記号の表示位置の点情報取得 注記を原則とする。	注記を原則とする。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3545	0	0	倉庫		取付方法 取付位置 記号の表示位置の点情報取得 取付に使用されているもの、記号を原則とする。	取付に使用されているもの、記号を原則とする。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3546	0	0	火薬庫		取付方法 取付位置 記号の表示位置の点情報取得 取付に使用されているもの、記号を原則とする。	取付に使用されているもの、記号を原則とする。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3548	0	0	工場		取付方法 取付位置 記号の表示位置の点情報取得 注記を原則とする。	注記を原則とする。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3549	0	0	発電所		取付方法 取付位置 記号の表示位置の点情報取得 注記を原則とする。	注記を原則とする。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3550	0	0	変電所		取付方法 取付位置 記号の表示位置の点情報取得 注記を原則とする。	注記を原則とする。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3552	0	0	浄水場		取付方法 取付位置 記号の表示位置の点情報取得 注記を原則とする。	注記を原則とする。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3556	0	0	揚排水機場		取付方法 取付位置 記号の表示位置の点情報取得 農業用及び工業用等のために取付けられたもの、規模の大きなものは注記表示する。	農業用及び工業用等のために取付けられたもの、規模の大きなものは注記表示する。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3559	0	0	公衆トイレ		取付方法 取付位置 記号の表示位置の点情報取得 公共のもの、記号で表示する。	公共のもの、記号で表示する。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		3560	0	0	ガソリンスタンド		取付方法 取付位置 記号の表示位置の点情報取得 ガソリンスタンド及びガススタンド等、全て記号で表示する。	ガソリンスタンド及びガススタンド等、全て記号で表示する。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	

建物記号

小物体

大分類	分類	標準分類	表記分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	法記	属性	クリップ	字大	字隅(下側)	字隅(上側)	線号	線種			
小物体	公 共 施 設	4101	4101	0	0	マンホール(未分類)		 溝の外縁を数値(最終直径標準一致) 挿入位置 埋小 点位置情報取得	マンホールを分類しない場合に表示する。	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		4111	4111	0	0	マンホール共同溝		 溝の外縁を数値(最終直径標準一致) 挿入位置 埋小 点位置情報取得	共同溝などのマンホールをいう。	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4119	4119	0	0	有線柱		 柱の位置と深さの方向を数値 深さが無い場合は点で取得	有線専用の電柱をいう。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4119	4119	99	0	有線柱電線方向線					2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4121	4121	0	0	マンホール(ガス)		 溝の外縁を数値(最終直径標準一致) 挿入位置 埋小 点位置情報取得	ガス専用のマンホールをいう。 ○以外の形や600mm以上の物は真形を取得し注記、それ以外のものは記号で表示。	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4131	4131	0	0	マンホール(電話)		 溝の外縁を数値(最終直径標準一致) 挿入位置 埋小 点位置情報取得	電話専用のマンホールをいう。 ○以外の形や600mm以上の物は真形を取得し注記、それ以外のものは記号で表示。	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		4132	4132	0	0	電柱柱		 柱の位置と深さの方向を数値 深さが無い場合は点で取得	電話専用の電柱をいう。支線、支柱は除く。	2	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	3
		4132	4132	99	0	電柱柱電線方向線					2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		4141	4141	0	0	マンホール(電気)		 溝の外縁を数値(最終直径標準一致) 挿入位置 埋小 点位置情報取得	ハンドホールを含む。 ○以外の形や600mm以上の物は真形を取得し注記、それ以外のものは記号で表示。	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		4142	4142	0	0	電力柱		 柱の位置と深さの方向を数値 深さが無い場合は点で取得	電柱、有線が併設されているものを含む。支線、支柱は除く。	2	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	3	
		4142	4142	99	0	電力柱電線方向線					2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		4151	4151	0	0	マンホール(下水)		 溝の外縁を数値(最終直径標準一致) 挿入位置 埋小 点位置情報取得	汚水、雨水排出のマンホールをいう。 ○以外の形や600mm以上の物は真形を取得し注記、それ以外のものは記号で表示。	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		4161	4161	0	0	マンホール(水道)		 溝の外縁を数値(最終直径標準一致) 挿入位置 埋小 点位置情報取得	上水道施設のマンホールをいう。 ○以外の形や600mm以上の物は真形を取得し注記、それ以外のものは記号で表示。 雨水等はマンホールでははるむ。	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		4171	4171	0	0	GAB			昭和61年～平成6年ごろ行われていた工法で、歩道(二カドールBOX(1m×1m)の形式構造で構築し電線、通電ケーブル等を地中化したもの。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1.5	0	0	0	0	3
		4181	4181	0	0	配電設備			配電ボックス、C.G.BOXの地上設備等 中央に、説明用注記を表示。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1.5	0	0	0	0	3

小物体

大分類	分類	標準分類	表型分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	法記	属性	クリップ	字大	字幅(下側)	字幅(上側)	線号	線種			
小物体	公共施設	4191	4191	0	0	情報マンホール		情報取扱いマンホール。 本体が突出している場合はその寸法を記載		2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		4193	4193	0	0	防火水槽		マンホールなどの場合は目印で、周囲から本体が突出している場合はその寸法を記載		2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4194	4194	0	0	非常電話		非常通報用電話 其位置を取得		2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4195	4195	0	0	非常通報装置		非常通報装置 其位置を取得		2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		4201	4201	0	0	墓碑		位置があるものは、台座の外周を取得 (台座は標準一致) 記号の表示位置の点情報取得		2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	その他小物体	4202	4202	0	0	記念碑		位置があるものは、台座の外周を取得 (台座は標準一致) 記号の表示位置の点情報取得		記念碑のうち主要なものという。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		4203	4203	0	0	立像		位置があるものは、台座の外周を取得 (台座は標準一致) 記号の表示位置の点情報取得		銅像、石造等で、主要なものという。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		4204	4204	0	0	路傍祠		位置があるものは、台座の外周を取得 (台座は標準一致) 記号の表示位置の点情報取得		著名なもの又は好目録になるものをいう。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		4205	4205	0	0	灯ろう		位置があるものは、台座の外周を取得 記号の表示位置の点情報取得		提灯が灯る場合は逆さまにして表示する。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		4206	4206	0	0	狛犬		位置があるものは、台座の外周を取得 (狛犬は標準一致) 記号の表示位置の点情報取得		主要なものを表示する。	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		4207	4207	0	0	鳥居(標小の場合は記号)		欄は外周を取得 標小は、標形を中心線を取得 標小・中央出度の点と方向を取得 X Y ←→		神社の参道等に設置されている門家の建築物をいう。穴道のものは欄形で取得する。	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		4211	4211	0	0	官民境界杭		位置の点情報取得 挿入位置		公界と私有地を区別するために設置された杭をいう。同上表示した境界。(座標を持たない境界杭)	2	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1.5	0	0	0	3
		4212	4212	72	0	既存コンクリート杭		位置の点情報取得			2	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1.5	0	0	0	3	
		4212	4212	73	0	既存プラスチック杭		位置の点情報取得			2	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1.5	0	0	0	3	
		4212	4212	74	0	既存金属プレート		位置の点情報取得			2	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1.5	0	0	0	3	

小物体

大分類	分類	標準分類	表記分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	適用	次元	面積	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	グリッド	字大	字幅(下段)	字幅(上段)	線号	線種		
		4212	4212	75	0	既存金属鉄		位置の点情報取得 位置の点情報取得 		2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1.5	0	0	3	
		4215	4215	0	0	消火栓		位置の点情報取得 挿入位置 	消火栓のうちに、平面状のものという。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4216	4216	0	0	消火栓 立型		位置の点情報取得 挿入位置 	消火栓のうち、地上に突出した形状のものという。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4217	4217	0	0	地下噴出孔		真形 外周を取得(始点座標一致) 記号の表示位置の点情報取得 挿入位置 	地下通路、地下機等の換気用に設けられた換気口という。	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4219	4219	0	0	坑口(極小の場合は記号)		真形 坑口部分の外周を取得 挿入位置 	坑口の入口及び出口が必ずしも同一平面に存在するとは限らず、異なる部分に設けられる坑口の記号は表示しない。	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4221	4221	0	0	独立樹(広葉樹)		記号の表示位置の点情報取得 挿入位置 	番号などを表示。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4222	4222	0	0	独立樹(針葉樹)		記号の表示位置の点情報取得 挿入位置 	番号などを表示。	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4223	4223	0	0	噴水		真形 噴水部分の外周を線情報で取得 線要素座標一致 極小 記号の表示位置の点情報取得 挿入位置 	噴水用に水を噴出させる設備という。	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4224	4224	0	0	井戸		真形 構造物の外周を線情報で取得 線要素座標一致 極小 記号の表示位置の点情報取得 挿入位置 	地下水をくみ上げて利用する施設という。	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4225	4225	0	0	油井・ガス井		真形 構造物の外周を線情報で取得 線要素座標一致 極小 記号の表示位置の点情報取得 挿入位置 	現在使用中で、目標となる施設を有するものを表す。	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4226	4226	0	0	貯水槽		真形 構造物の外周を線情報で取得 線要素座標一致 極小 記号の表示位置の点情報取得 挿入位置 	水を利用するために蓄えた貯水槽という。	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4227	4227	0	0	肥料槽		真形 構造物の外周を線情報で取得 線要素座標一致 極小 記号の表示位置の点情報取得 挿入位置 	肥料を蓄えるために設置されたものという。	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4228	4228	0	0	起重機		真形 構造物の外周を線情報で取得 線要素座標一致 極小 記号の表示位置の点情報取得 挿入位置 	常設のものという。移動面を区境界で表示。	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		その他の小物体																								

小物体

大分類	分類	標準分類	標記分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	運用	次元	面積	円	円弧	点	方向	送配	属性	グリッド	字大	字高(下側)	字高(上側)	線号	線種		
	4231	4231	0	0	0	タンク(径小の場合は記号)		真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得 真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得	円盤の中心に地上に設置したものをいう。現状を表現するものは中心に円盤を表現。	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	4232	4232	0	0	0	給水塔		真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得	塔の上に水櫃を設置したものをいう。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	4233	4233	0	0	0	火の見		真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得	火の見棒及び棒の火の見(棒状)をいう。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	4234	4234	0	0	0	煙突		真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得	煙突が欠け目録となるものをいう。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	4235	4235	0	0	0	高塔(径小の場合は記号)		真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得	塔に高くそびえている工物のうち、鉄道の橋、展望台等記号が定められていないものをいう。	2	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	4235	4235	99	0	0	高塔(脚部)		真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得	高塔は、高脚の正射影を表示する。図上1.0mm未満の場合は、径小記号で表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
	4236	4236	0	0	0	電波塔		真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得	テレビ、ラジオ等無線電波等の送信機を目的に構築されたものをいう。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	4237	4237	0	0	0	照明灯		真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得	道路標識が管理している照明灯を記号する。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3		
	4238	4238	0	0	0	防犯灯		真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得	側面等に設置された警備柱を持つものをいう。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3		
	4239	4239	0	0	0	風車		真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得																	
	4241	4241	0	0	0	灯台		真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得	船室構内のうち、灯台の灯火装置がある部分を表示する。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3		
	4242	4242	0	0	0	航空灯台		真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得	航空機が位置の照度が行えるように一定の番号電流を発生する照度をいう。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3		
	4243	4243	0	0	0	灯標		真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得	航空機構内のうち、灯標、灯柱及び導線について、固定された位置のおおまかなものを表示する。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3		
	4245	4245	0	0	0	ヘリポート		真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得	ヘリコプターの着陸のための施設で、常設のものをいう。	2	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3		
	4251	4251	0	0	0	水位観測所		真形 標準の外周を取得 理小 中央位置を基準情報で取得	水位観測所をいい、すべて注記を併記する。河川図以外については、小規模のものは省略する。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3		

その他の小物体

小物体

大分類	分類	標準分類	表記分類	図形区分	断面区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	法記	属性	クリップ	字大	字隅(下側)	字隅(上側)	線号	線種			
小物体	その他小物体	4252	4252	0	0	流量観測所		真形 測所の外周を取得 特殊点線画と点線画で取得 挿入記号 種小 中央位置を高情報で取得	流量観測所をいい、すべて注記を併記する。河川 図以外については、小規模のものは省略する。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3			
		4253	4253	0	0	雨量観測所		真形 測所の外周を取得 特殊点線画と点線画で取得 挿入記号 種小 中央位置を高情報で取得	雨量観測所をいい、すべて注記を併記する。河川 図以外については、小規模のものは省略する。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		4254	4254	0	0	水質観測所		真形 測所の外周を取得 特殊点線画と点線画で取得 挿入記号 種小 中央位置を高情報で取得	水質観測所をいい、すべて注記を併記する。河川 図以外については、小規模のものは省略する。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		4255	4255	0	0	波浪観測所		真形 測所の外周を取得 特殊点線画と点線画で取得 挿入記号 種小 中央位置を高情報で取得	波浪観測所をいい、注記を併記する。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4256	4256	0	0	風向・風速観測所		真形 測所の外周を取得 特殊点線画と点線画で取得 挿入記号 種小 中央位置を高情報で取得	風向観測所をいい、注記を併記する。	2	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4261	4261	0	0	輸送管(地上)		外形を取得(最終高標準一致)	水・油・ガス・ガリン等を輸送する管で目録にな るもの以外、大規模な輸送管には、その内部に よって(木)、(油)等の注記を添えて表示する。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		4262	4262	0	0	輸送管(空間)		外形を取得(最終高標準一致)	水・油・ガス・ガリン等を輸送するもので、長径 0.5m以上、図上2.0m以上のものを、地上及び 地下に区分して表示する。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	426200
		4262	4262	47	0	輸送管(空間)		中心線を取得		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4262470	
		4265	4265	0	0	送電線		中心線を取得 (横断図でのみ寸法線をつけて表示する)		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	426500	
		4271	4271	0	0	看板			別表測所に面する構造物(第一構造物)を基準で 取得する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1.5	0	0	3		

水部等

大分類	分類	標準分類	表記分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	クリップ	字大	字隅(下側)	字隅(上側)	線号	線種				
水部	水	5101	5101	0	0	河川		河川線取得	河川線取得	河川線取得	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3			
		5101	5101	0	1	河川陰線					2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		5102	5102	0	0	細流		中心線取得	河川の流水部の幅が図上0.2mm以上、0.4mm未満の河川をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		5103	5103	0	0	柱丸川		断面を示す線取得	水が流れていない川をいい、断続する河川の法線を明示する場合は、断面に柱丸、及びしき地の記号で表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	510300
		5104	5104	0	0	用水路		河川線取得	流水部の幅が図上0.4mm以上の用水路を表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		5104	5104	0	1	用水路陰線					2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5105	5105	0	0	湖池		河川線取得	湖池等人工的に貯水したものを含むの水が貯留するものをいう。湖池の注記を省略する。注記されないものは河川の記号を省略する。	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		5105	5105	0	1	湖池陰線					2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5106	5106	0	0	海岸線		河川線取得	海岸線取得	海岸線における岸の水が線をいい、河川の表示方法を準じる。同上海岸として個別しない場所においては河川の記号を省略する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		5106	5106	0	1	海岸線陰線					2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5107	5107	0	0	水路 地下部		地下水路線取得	地下水路線取得	河川、用水路等における地下の部分で、経路が明確なものを表す。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	510700
		5111	5111	0	0	低水位がけ線(干涸線)		河川線取得	河川線取得	低水位において、湖面上に表れる砂泥地における流水部の幅をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	511100
		5202	5202	0	0	棧橋(鉄、コンクリート)		橋脚に外縁取得	橋脚に外縁取得	船舶の通行に水部を突出した形状のもので、橋脚又はコンクリート製のものをいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	520200
		5203	5203	0	0	棧橋(木)		外縁取得	外縁取得	橋脚のうら、木製のものをいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
5204	5204	0	0	棧橋(木・浮橋)、[浮]記号		外縁取得	外縁取得	橋脚のうら、水底に固定されていないものをいう。	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4			

水部等

大分類	分類	標準分類	表記分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	クリット	字大	字隅(下側)	字隅(上側)	線号	線種			
水部等	水部に関する構造物	5211	5211	0	0	防波堤(直波)		取得方法 直波 低い方を右に取得	波浪を制御する堤防、碼頭、海岸線を防ぐための突堤等をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	521100		
		5211	5211	11	0	防波堤(上端)		射形部(上端部) 低い方を右に取得		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	521100	
		5211	5211	12	0	防波堤(下端)		射形部(下端部) 高い方を右に取得		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
		5212	5212	0	0	護岸 被覆(直波)		直波 低い方を右に取得		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	521200
		5212	5212	11	0	護岸 被覆(上端)		射形部(上端部) 低い方を右に取得		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	521211
		5212	5212	12	0	護岸 被覆(下端)		射形部(下端部) 高い方を右に取得		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		5212	5212	99	0	護岸 被覆(射影記号)		内射り(基点を子午線で取扱い表示)		2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		5213	5213	0	0	護岸 杭(消波ブロック)		外形を取得 説明注記 線状に入力 2.0:消波ブロック	海を阻めるために、水中から水上にかけて規則的に置かれた構造物の集合体をいう。 文字は範囲内に表示位置の点と方向を取得。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	4	521300
		5214	5214	0	0	護岸 杭(捨石)		外形を取得 説明注記 線状に入力 2.0:捨石	水勢をそぐために、水中に投げ入れられた石をいう。 範囲内に表示位置の点と方向を取得。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	4	521400
		5219	5219	0	0	坑口 トンネル		真形 外壁を取得 説明注記 線状に入力 坑口部分の外壁を取得	水溝が地下に出入りする部分をいう。 水溝の出入口を閉じるように取得する。掘削記号は一条河川のみ適用する。天溝幅深部0.35m以上を取得。	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
		5221	5221	0	0	渡船発着所		表示位置の点と方向を 取得 種小 中央位置の高と方向を 取得 X Y	水溝において定着時に又は車を運搬する船、車、並置部の発着場で使用されたものをいう。	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	
		5222	5222	0	0	船塀場、「船塀場」記号		真形 外壁を取得(船塀場線種一致) 説明注記 線状に入力 船塀場	船の修繕や荷役を行うための構造物をいう。 文字は範囲内に表示位置の点と方向を取得。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	4	

水部等

大分類	分類	標準分類	表記分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	グリッド	字大	字隅(下側)	字隅(上側)	備考	機種				
水部に関する構築物	水部等	5226	5226	0	0	堰(堰小)		堰小 中央位置の風と方向を改修 	地形的段差により流水が急激に落下する場所をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4			
		5226	5226	11	0	堰(上端)		真形(上流側)低い方を右に改修 		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4			
		5226	5226	12	0	堰(下端)		真形(下流側)高い方を右に改修 		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
		5227	5227	0	0	堰(堰小)		堰小 中央位置の風情報と方向を改修 	流水の崩壊や河床保護を目的として設けられた工物又は崩壊の防止等のため河川を横断して設けられた工物等をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	522711
		5227	5227	11	0	堰(上端)		真形(上流側)低い方を右に改修 		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		5227	5227	12	0	堰(下端)		真形(下流側)高い方を右に改修 		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		5227	5227	99	0	堰(非越流部)		真形(非越流部)外側を改修 		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		5228	5228	0	0	水門(堰小の場合に記号)		両側の構築物 外側を改修(端部は標準一致) 仕切り部 端部がある場合 両側を改修 端部がない場合は 中心を改修 	取水の崩壊、水溜り部等のために設けられた工物等をいう。ドラムは入り口に水門記号を表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
		5228	5228	0	0			堰小 中央位置の風と方向を改修 																				
		5231	5231	0	0	不透過水制(直被)		直に 低い方を右に改修 	流水の崩壊又は河岸及び海岸の沈没防止を目的とした工物等をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	523100
		5231	5231	11	0	不透過水制(上端)		斜形(上)傾斜 低い方を右に改修 		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	523100
		5231	5231	12	0	不透過水制(下端)		斜形(下)傾斜 高い方を右に改修 		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		5232	5232	0	0	透過水制		真形 外側を改修(端部は標準一致) 	流水の崩壊又は河岸及び海岸の沈没防止を目的とした工物等をいう。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	523200
		5232	5232	99	0	透過水制(斜形記号)				2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		5235	5235	0	0	根固、「制水ブロック」記号		真形 外側を改修(端部は標準一致) 説明注記 根固に記入 制水ブロック 制水ブロック 	崩壊のための工物で、崩壊に際して表示する。長いものは中間を省略することができる。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	523500

水部等

大分類	分類	階層分類	表型分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	グリット	字大	字幅(下側)	字幅(上側)	線号	線種	
水部等	水部に属する構造物	5236	5236	0	0	床固 礎部、「根固」記号		実形 外周を取得(端部点座標一致) 説明注記 縁取にのみ 床 固	運岸のための工作物で黒字に促って表示する。黒いものは中間を省略することがある。	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	4	
		5237	5237	0	0	床固 水面下、「根固」記号		実形 外周を取得(端部点座標一致) 説明注記 縁取にのみ 床 固		2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	3	523700	
		5238	5238	0	0	蛇籠、「シャカゴ」記号		実形 外周を取得(端部点座標一致) 説明注記 縁取にのみ シャカゴ	河川改修建設工事などにおける治水および護岸のためのものをいう。黒いものは中間を省略することができる。	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	4		
		5239	5239	0	0	敷石斜板		外周を取得(端部点座標一致)	流道等における敷石斜板は外周を表示する。	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		5241	5241	0	0	流水方向		表示位置の上を方向を取得	河川の流水方向が図上で容易に識別できない場合に表示する。	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6		

土地利用等

大分類	分類	種別分類	表紙分類	図形区分	間形区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面 積	円 周	円 弧	点	方 向	注 記	属性	グリッド	字大	字幅(下側)	字幅(上側)	線号	線種				
土地利用等	法 面	6101	6101	11	0	人工築面(上端)		上端線 高い方を右に取得	築土部及び切土により人工的に作られた築土面。頂部を築線で、斜線部分は長クハ七短クハを交互に射影の1/2間隔に表示する。長クハの長さ射影幅クハの長さ射影幅の1/2とする。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3			
		6101	6101	12	0	人工築面(下端)		下端線 高い方を右に取得	築土部及び切土により人工的に作られた築土面。頂部を築線で、斜線部分は長クハ七短クハを交互に射影の1/2間隔に表示する。長クハの長さ射影幅クハの長さ射影幅の1/2とする。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	610112	
		6101	6101	99	0	人工築面(射影線)		積敷線をすべてで取得して表示			2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		6102	6102	11	0	土堤(上端)		上端線 高い方を右に取得				2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6102	6102	12	0	土堤(下端)		下端線 高い方を右に取得				2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	610212
		6102	6102	99	0	土堤(射影記号)		積敷線をすべてで取得して表示				2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6111	6111	0	0	コンクリート被覆(直被)		直上 高い方を右に取得				2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	611100
		6111	6111	11	0	コンクリート被覆(上端)		射影部(上端線)高い方を右に取得				2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	611111
		6111	6111	12	0	コンクリート被覆(下端)		射影部(下端線)高い方を右に取得				2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6111	6111	99	0	コンクリート被覆(射影記号)		内部の角点をすべてで取得して表示				2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6112	6112	0	0	ブロック被覆(直被)		直上 高い方を右に取得				2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	611200
		6112	6112	11	0	ブロック被覆(上端)		射影部(上端線)高い方を右に取得				2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	611211
		6112	6112	12	0	ブロック被覆(下端)		射影部(下端線)高い方を右に取得				2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6112	6112	99	0	ブロック被覆(射影記号)		内部の角点をすべてで取得して表示				2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	

土地利用等

大分類	分類	種別分類	表型分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	法記	属性	クリット	字大	字隅(下側)	字隅(上側)	備考	線種			
土地利用等	法 面	6113	6113	0	0	石積柵覆(直線)		直工 低い方を白に取得			2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	613000	
		6113	6113	11	0	石積柵覆(上端)		射影形(上端) 高い方を白に取得	斜面を保護する石積みの柵覆		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	611311	
		6113	6113	12	0	石積柵覆(下端)		射影形(下端) 高い方を白に取得			2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		6113	6113	99	0	石積柵覆(射影記号)		内部の形を白で取得して表示				2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6121	6121	0	0	法面保護(網)		真形 外面を取得(網線点線種一般)		壁土又は切土部の法面を覆っているものをいう。		2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6121	6121	99	0	法面保護(網・射影記号)		内部の形を白で取得して表示				2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6122	6122	0	0	法面保護(モルタル)		真形 外面を取得(網線点線種一般)		モルタルで法面を覆っているものをいう。		2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6122	6122	99	0	法面保護(モルタル・射影記号)		内部の形を白で取得して表示				2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6123	6123	0	0	法面保護(コンクリート樹)		真形 外面を取得(網線点線種一般)		コンクリート樹で法面を覆っているものをいう。		2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6123	6123	99	0	法面保護(コンクリート樹・射影記号)		内部の形を白で取得して表示				2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6130	6130	0	0	さく(未分類)		中心を取得		建物及び構築物の周辺を区画するための生垣、鉄柵等の工作物をいう。簡易さく木さくは“生垣”記号を適用する。		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	613000
		構 造	6131	6131	0	0	落下防止さく		中心を取得		材質・構造にかかわらず、落石を避ける事を目的に設置されたものをいう。		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	613100
6132	6132		26	0	防護さく(ガードレール)		ガードレール 道路を右に導いて中心を取得				2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1.5	0	0	3	613200		
6132	6132		27	0	防護さく(ガードパイプ)		ガードパイプ 中心を取得				2	0	1	0	0	0	0	1	0	1.5	0	0	3	613200			
6132	6132		28	0	防護さく(ガードフェンス)		ガードフェンス 道路を右に導いて中心を取得		道路部のみについてガードレール・ガードパイプ・ガードフェンス、ガードケープル等を表示する。		2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1.5	0	0	3	613200		
6132	6132		29	0	防護さく(カートケープル)		ガードケープル 中心を取得				2	0	1	0	0	0	0	1	0	1.5	0	0	3	613200			

土地利用等

大分類	分類	階級分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	用途	次元	面積	線	円	円弧	点	方向	法記	属性	グリッド	字大	字幅(下層)	字幅(上層)	備考	線種	
		6133	0	0	遮光さく		中心を数得	光を通ることを目的に設置されたさくをいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	613300
		6134	0	0	鉄さく		中心を数得	ネットフェンス、金属製のさくをいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	613400
		6136	0	0	生垣		中心を数得	生垣、竹垣等をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	613600
		6137	0	0	土圍		中心を数得	塚土による構圍をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	613700
		6140	0	0	へい(未分類)		内側を右にみて中心を数得	建物及び敷地の周辺を区画するための圍壁をいう。通常は使用しない。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		6141	0	0	堅さうへい		内側を右にみて中心を数得	石、コンクリート、レンガ、ブロック等により作られた堅牢な圍壁をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	614100
		6141	46	0	堅さうへい(両側)		中心を数得 両側に敷地がある場合		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6141460
		6142	0	0	簡易へい		内側を右にみて中心を数得	板、トタン等で作られた圍壁をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	614200
		6142	46	0	簡易へい(両側)		中心を数得 両側に敷地がある場合		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	614246
		6201	0	0	区域界		外線を数得	駐車場、公園、工事仕区域、材料置場、構造物等の敷地内の境界を区別する必要がある場合で、他の地物線と表示できない場合に適用。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	620100
		6211	0	0	空地		記号表示位置を点情報で取得 (空) 挿入位置	市街地、道沿地等にある未利用地に表示し、建築物の敷地内の登壇や、山間部の空地には適用しない。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6212	0	0	駐車場		記号表示位置を点情報で取得 (駐) 挿入位置	一般車が利用可能なものを表示する。名称のあるものは名称を必ず表示する。 図上の0.0m平方を表示する。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6213	0	0	花壇		記号表示位置を点情報で取得 (花) 挿入位置	公園、広場等で鑑賞のために花を植え替える場所をいう。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6214	0	0	園庭		記号表示位置を点情報で取得 (園) 挿入位置	園庭、公園、宅地、道路の分断帯、工事等の周辺にある鑑賞あるいは憩いのための緑地を、樹木が密集しているところをいう。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6215	0	0	墓地		記号表示位置を点情報で取得 (墓) 挿入位置	墓が集合しているところをいう。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6216	0	0	材料置場		記号表示位置を点情報で取得 (材) 挿入位置	木材、石材、磁石等を集積するための土地又は水面で、おおむね10.0平方メートル以上を表示する。工場内のものは表示しない。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	

土地利用等

大分類	分類	標準分類	表記分類	図形区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面 積	円	円弧	点	方向	法記	属性	クリップ	字大	字幅(下側)	字幅(上側)	線号	線種			
地	場	6221	6221	0	噴入口・噴出口		記号表示位置を点情報で取得 噴入口	現に噴火・噴気しているものをいう。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		6222	6222	0	温泉・鉱泉		記号表示位置を点情報で取得 私位置	温泉法に基づき温泉・鉱泉の源泉をいう。注記を併記。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6223	6223	0	陵 墓		記号表示位置を点情報で取得 私位置	文皇等・皇族の墓が独立あるいは敷居存在するもので、著名なものは注記を併記する。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6224	6224	0	古 墳		記号表示位置を点情報で取得 私位置	古代の支那埋葬を指してある盛土された墓で有名なものは注記を併記する。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6225	6225	0	城・城跡		記号表示位置を点情報で取得 私位置	古城あるいはその形跡が現存しているもので著名なものは注記を併記する。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6226	6226	0	史跡・名勝・天然記念物		記号表示位置を点情報で取得 私位置	文化財保護法で指定されているものをいう。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6231	6231	0	採石場		記号表示位置を点情報で取得 私位置	土木建築用等の石材を採取する場所。現在採石中のものをいう。注記が原則。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6232	6232	0	土取場		記号表示位置を点情報で取得 私位置	土木建築用等の土を採取する場所。現在採掘中のものをいう。注記が原則。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6233	6233	0	採鉱地		記号表示位置を点情報で取得 私位置	鉱石を採取する場所。現在採掘中のものをいう。注記が原則。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		6301	6301	0	權生界		中心を取得		異なる権生の区分に適用する。未耕種地の場合は、権生は原則として表示しない。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	630100
		6302	6302	0	耕地界		中心を取得		同一種類の耕地の境で、区画の区画が図上および0.0cm以上のものをいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	630200
		6311	6311	0	田		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 私位置		湖田、乾田及び沼田とし、季節により耕作物を栽培する田をいう。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6313	6313	0	畑		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 私位置		麦、糜糠(りくとう)、野菜、芝等を栽培している土地をいう。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6317	6317	0	桑 畑		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 私位置		桑を栽培している土地に適用する。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6318	6318	0	茶 畑		記号表示位置又は記号代表点を点情報で取得 私位置		茶を栽培している土地に適用する。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	

土地利用等

土地利用等

大分類	分類	標準分類	表記分類	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面 積	円	円弧	点	方向	法記	属性	グリッド	字大	字幅(下側)	字幅(上側)	備考	線種	
		6319	0	0	果樹園		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	果樹を栽培している土地に適用する。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6321	0	0	その他の樹木畑		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	桐、はぜ、こぞ、楸木等を栽培している土地及び苗木畑に適用する。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6322	0	0	牧草地		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	牧草を栽培している土地をいう。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6323	0	0	芝地		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	芝を植え、管理している庭園、ゴルフ場及び運動場に適用する。ゴルフ場のグリーン、フェアウェイの形状は緑生界で表示する。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6331	0	0	広葉樹林		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	樹高2.0m以上の広葉樹が密生している土地をいう。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6332	0	0	針葉樹林		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	樹高2.0m以上の針葉樹が密生している土地をいう。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6333	0	0	竹林		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	樹高2.0m以上の竹が密生している土地をいう。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6334	0	0	荒地		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	耕地、雑草地等の地域に適用する。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6335	0	0	はいれ地		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	はいれ松又ははいれ松の密生している地域に適用する。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6336	0	0	しの地(笹地)		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	しの又は笹の密生している地域に適用する。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6337	0	0	やし科樹林		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	椰子類、へちま、さこのき科等の植物が密生している地域に適用する。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6338	0	0	湿地		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	潮時水を含み、土地が軟弱で湿地的な植物が生じている土地に適用する。湿地的範囲は緑生界記号を適用して表示する。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6340	0	0	砂れき地(朱分類)		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	砂又はれきで覆われている土地に適用する。範囲を緑生界の記号を適用して表示する。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6341	0	0	砂地		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	砂で覆われている土地をいう。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6342	0	0	れき地		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	れきで覆われている土地をいう。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		6345	0	0	干潟		記号表示位置又は記号代表点を高情報で取得 挿入位置	低潮位において潮面上に現れる砂地帯をいう。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	

地形等

大分類	分類	標準分類	表記分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	グリッド	字大	字隅(下側)	字隅(上側)	番号	線種			
地形等	等高線	7101	7101	0	0	等高線(計曲線)		等高線を取得 標高値は属性数値(単位: mm) 120...20 (地図情報レベル500)	0mの主曲線及びこれより起算して5mごとの主曲線をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	4	0	
		7101	7101	0	1	等高線(計曲線:陰線)		120...20 (地図情報レベル500)		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		7102	7102	0	0	等高線(主曲線)		等高線を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	平均面から起算して1mごとの等高線をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	0	
		7102	7102	0	1	等高線(主曲線:陰線)		17...20 (地図情報レベル500)		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7103	7103	0	0	等高線(補助曲線)		等高線を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	標高値の半分の等高線を主曲線として、主曲線の1/2の間隔に表す。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	710300	0
		7103	7103	0	1	等高線(補助曲線:陰線)		65...20 (地図情報レベル500)		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7104	7104	0	0	等高線(特殊補助曲線)		等高線を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	主曲線の1/4の間隔の等高線で、補助曲線として適切な地形表現ができない部分について適用する。	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	710400	0	
		7104	7104	0	1	等高線(特殊補助曲線:陰線)		11...20 (地図情報レベル500)		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7105	7105	0	0	凹地(計曲線)		高い方を左にみるように等高線を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	人工構造物との合成で生じた以外の凹地をいいた凹地をい、0mの主曲線及びこれより起算して5mごとの主曲線をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	4	710500	0
		7105	7105	0	1	凹地(計曲線:陰線)		120...20 (地図情報レベル500)		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7106	7106	0	0	凹地(主曲線)		高い方を左にみるように等高線を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	人工構造物との合成で生じた以外の凹地をい、1mごとの等高線をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	710600	0
		7106	7106	0	1	凹地(主曲線:陰線)		101...20 (地図情報レベル500)		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7107	7107	0	0	凹地(補助曲線)		高い方を左にみるように等高線を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	人工構造物との合成で生じた以外の凹地をい、主曲線の1/2の間隔の等高線をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	710700	0
		7107	7107	0	1	凹地(補助曲線:陰線)		6.5...20 (地図情報レベル500)		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7108	7108	0	0	凹地(補助曲線:特殊補助曲線)		高い方を左にみるように等高線を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	人工構造物との合成で生じた以外の凹地をい、主曲線の1/4の間隔の等高線をいう。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	710800	0
		7108	7108	0	1	凹地(補助曲線:特殊補助曲線:陰線)		4.25...20 (地図情報レベル500)		2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	2	710800	0

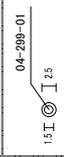
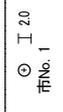
地形等

大分類	分類	権別分類	表紙分類	図形区分	間形区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	グリッド	字大	字幅(下側)	字幅(上側)	線号	線種				
地形等	変形地	7201	7201	0	0	土がけ説明注記		図形に対して平行直線入力 (土) 挿入位置 上端線 低い方を右に取得 下端線 高い方を右に取得	土の前後等によって自然にできた崖状の急斜面に土の崩壊を示す等と地形表示方法を同時に表示し、それ以外の地形は下線を破線と表示する。	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3			
		7201	7201	11	0	土がけ(上端)		上端線 低い方を右に取得 下端線 高い方を右に取得		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2			
		7201	7201	12	0	土がけ(下端)		上端線 低い方を右に取得 下端線 高い方を右に取得		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	720112	
		7201	7201	12	1	土がけ(下端除線)		上端線 低い方を右に取得 下端線 高い方を右に取得		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		7201	7201	99	0	土がけ(形状線)		補助線を一字で取得して表示		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		7202	7202	11	0	雨裂(上端)		上端線		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		7202	7202	12	0	雨裂(下端)		下端線		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		7202	7202	12	1	雨裂(下端除線)		下端線	土がけ面水によって湧出した裂隙の状態をいい、土星の記号で表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		7202	7202	99	0	雨裂(形状線)		補助線を一字で取得して表示		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		7203	7203	11	0	急斜面(上端)		上端線 低い方を右に取得		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		7203	7203	12	0	急斜面(下端)		下端線 高い方を右に取得		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	720312	
		7203	7203	12	1	急斜面(下端除線)		上端線 低い方を右に取得 下端線 高い方を右に取得	急斜面は土星の周辺の傾斜が急で、急斜面で表示するのは急斜面が明らかにならない地形をいい、土がけの記号で表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		7203	7203	99	0	急斜面(形状線)		補助線を一字で取得して表示		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		7206	7206	0	0	洞口		記号表示位置の高さを示す方向取得	自然に形成された石段洞、窪み洞、トンネル等をいい、洞の向きに合わせて表示する。	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4		

地形等

大分類	分類	種別分類	表紙分類	図形区分	面積区分	名称(項目名)	図式	取得方法	用途	次元	線	円	円弧	点	方向	法記	属性	グリッド	字大	字隅(下側)	字隅(上側)	備考	線種				
地形等	変形地	7211	7211	0	0	岩がけ(説明注記)		図形に対して平行線を入力 (岩) 積置 上積置 黒い字を右に取得 下積置 黒い字を右に取得	積石地が崖状になっている状態をいう。頂線を山形に、樹線を示す短線を頂部から最大傾斜方向に表示する。	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3			
		7211	7211	11	0	岩がけ(上端)					2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		7211	7211	12	0	岩がけ(下端)					2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	721112	
		7211	7211	12	1	岩がけ(下端除線)	3.5 4.7 2.5					2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	721112
		7211	7211	99	0	岩がけ(形状線)						2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	基礎	7212	7212	0	0	露岩		露岩の黒い字を右にのみみる形で外線を取得	露岩の黒い字を右にのみみる形で外線を取得	一般を地盤に露出する岩石をいい、河床及び海岸等で露出している岩石を含む。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	721200	
		7213	7213	0	0	散岩		露岩の黒い字を右にのみみる形で外線を取得	露岩の黒い字を右にのみみる形で外線を取得	地盤に散在する岩石をいい、岩盤を含む。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		7213	7213	0	0	散岩		露岩の黒い字を右にのみみる形で外線を取得	露岩の黒い字を右にのみみる形で外線を取得	小さいものは縮小記号で表示する。	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		7214	7214	0	0	さんご礁		露岩の黒い字を右にのみみる形で外線を取得	露岩の黒い字を右にのみみる形で外線を取得	空中写真上で判読できる程度のものについてその外線を表示する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	721400	
		7301	7301	0	0	三角点		三角点記号又は指示の表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	三角点記号又は指示の表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	基本測測により設置された三角点をいう。標石の亡失したものは表示しない。	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	4		
基礎	7302	7302	0	0	水準点		水準点記号又は指示の表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	水準点記号又は指示の表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	基本測測により設置された水準点をいう。標石の亡失したものは表示しない。	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	4			
	7303	7303	0	0	多角点等		基本測測又は指示の表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	基本測測又は指示の表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	基本測測により設置された基準点のうち三角点及び水準点以外のものをいう。標石の亡失したものは表示しない。	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	4			
	7304	7304	0	0	公共基準点(三角点)		公共測測又は指示の表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	公共測測又は指示の表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	公共測測による1級基準点測測及び2級基準点測測により設置された基準点をいう。標石の亡失したものは表示しない。	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	4			
	7305	7305	0	0	公共基準点(水準点)		水準点記号又は指示の表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	水準点記号又は指示の表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	公共測測による1級水準測測及び2級水準測測により設置された水準点をいう。標石の亡失したものは表示しない。	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	4			
	7306	7306	0	0	公共基準点(多角点)		基本測測又は指示の表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	基本測測又は指示の表示位置を取得 標高値は属性数値(単位: mm)	公共測測により設置された3級基準点をいう。	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	4			

地形等

大分類	分類	標準分類	表出分類	図部区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	クリップ	字大	字幅(下側)	字幅(上側)	線号	線種	
地形等	基準点	7307	7307	0	0	その他の基準点		水準高記号又は指示高表示位置記号 標高は特性数値(単位:mm) ● 挿入位置 25.62	工事等作業行のために、コンクリート杭等で堅固に作られた基準点をいう。	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	4	4
		7308	7308	0	0	電子基準点		基準高記号又は指示高表示位置記号 標高は特性数値(単位:mm) △ 挿入位置 25.62	基本測圖により設置された電子基準点をいう。	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	4	4
		7309	7309	0	0	公共電子基準点		基準高記号又は指示高表示位置記号 標高は特性数値(単位:mm) △ 挿入位置 25.62	公共測圖により設置された電子基準点をいう。標高数値は、公共電子基準点付属標の標高を表示する。	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	4	4
		7311	7311	0	0	標石を有しない標高点		水準高記号又は指示高表示位置記号 標高は特性数値(単位:mm) ● 挿入位置 25.62		2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	4	4
		7312	7312	0	0	図化機測定による標高点		基準高記号又は指示高表示位置記号 標高は特性数値(単位:mm) ● 挿入位置 25.6		2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	4	4
		7321	7321	0	0	公共基準点(3級基準点)		水準高記号又は指示高表示位置記号 標高は特性数値(単位:mm) ● 挿入位置 25.62	埼玉県により設置された3級基準点をいう。測点名称(番号)を注記する。七尖点は表示しない。	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	4	4
		7322	7322	0	0	公共基準点(4級基準点)		水準高記号又は指示高表示位置記号 標高は特性数値(単位:mm) ● 挿入位置 25.62	埼玉県により設置された4級基準点をいう。測点名称(番号)を注記する。七尖点は表示しない。	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	4	4
		7323	7323	0	0	公共基準点(その他の公共基準点)		水準高記号又は指示高表示位置記号 標高は特性数値(単位:mm) ● 挿入位置 25.62	その他、公共基準点業務で使用した基準点のみを表示する。	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	4	4

注記

大分類	分類	標準分類	表記分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	法記	属性	グリット	字大	字幅(下層)	字幅(上層)	線号	線種	
		8110	8110	0	0	市・東京都の区				2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0.5	7	8	
		8111	8111	0	0	町・村・指定都市の区				2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	0.5	7	7		
		8112	8112	0	0	市町村飛地			市町村の飛地の名称は、市町村の名称に続けて「飛地」として表示する。	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3.5	0.25	7	5		
		8113	8113	0	0	大区域			大区域は、旧行政区等が大字の上に公称として呼称されているものに適用する。	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4.5	0.25	5	7		
		8114	8114	0	0	大字・町・丁目			町・丁目は大字に対応するものに適用する。	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4.5	0.25	3	7		
		8115	8115	0	0	小字・丁目			丁目は小字に対応するものに適用する。	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3.5	0.25	3	5		
		8116	8116	0	0	通り			地名としての通りをいう。	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3.5	0.25	3	5		
		8117	8117	0	0	その他の地名(大)			必要に応じて表示する。	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	0.25	3	7		
		8118	8118	0	0	その他の地名(中)			必要に応じて表示する。	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0.25	3	5		
		8119	8119	0	0	その他の地名(小)			必要に応じて表示する。	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0.25	3	4		
		8121	8121	0	0	道路の路線名				2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3.5	0.5	5	5		
		8122	8122	0	0	坂・峠・道路施設・インターチェンジ等				2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0.25	1	4		
		8123	8123	0	0	鉄道の路線名				2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3.5	0.5	5	5		
		8124	8124	0	0	駅・停車場・番号所・鉄道施設				2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0.25	3	4		
		8125	8125	0	0	橋				2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0.25	5	4		

注記

注記

大分類	分類	標準分類	表記分類	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通	用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	法記	属性	グリット	字大	字幅(下側)	字幅(上側)	線号	線種
		8126	8126	0	トンネル					2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0.25	5	4	
		8131	8131	0	建物名称					2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0.25	3	4	
		8134	8134	0	建物の付属物					2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0.25	0.25	4	
		8140	8140	0	マンホール					2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0.25	0.25	3	
		8141	8141	0	電柱					2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0.25	0.25	3	
		8142	8142	0	高圧、灯台、坑口、記念碑、墓碑、鳥居、輸送管					2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0.25	0.25	4	
		8151	8151	0	河川、内湾、港					2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0.25	5	5	
		8151	8151	0	岬、嶋、鼻、岩礁					2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0.25	5	4	
		8151	8151	0	川岸、川原、洲、滝、浜、磯					2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3.5	0.25	5	5	
		8151	8151	0	島					2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3.5	0.25	5	5	
		8152	8152	0	水部施設、ダム					2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0.25	1	4	
		8153	8153	0	地下水路					2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0.25	5	5	
		8161	9161	0	法面、構囲					2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2.5	0.25	3	4	
		8162	8162	0	公園、運動場、牧場、飛行場、ゴルフ場、材料置場、温泉					2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3.5	0.25	5	5	
		8163	8163	0	植生					2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0.25	1	4	

注記

注記

大分類	分類	標記分類	要素分類	図形区分	図形区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	クリップ	字大	字幅(下側)	字幅(上側)	線号	線種	
		8171	8171	0	0	山				2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3.5	0.25	5	5	
		8171	8171	0	0	尖峰、丘、塚				2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0.25	5	4	
		8171	8171	0	0	谷、沢				2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0.5	3	4	
		8181	8181	0	0	説明注記				2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2.5	0.25	2	4	
		8199	8199	0	0	指示点				2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	

道路台帳図式

大分類	分類	標準分類	表記分類	図形区分	間断区分	名称(項目名)	図式	取得方法	通 用	次元	面	線	円	円弧	点	方向	法記	属性	クリップ	字大	字幅(下側)	字幅(上側)	線号	線種		
整 飾	9001	9001	0	0	0	図郭線(外枠)				2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10		
	9002	9002	0	0	0	図郭線(表題部)				2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	8		
	9003	9003	0	0	0	図郭線(内枠)				2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		
	9004	9004	0	0	0	分割線・隣接図面番号		分割線の端点には、隣接図面番号を注記する。1.本表第6-2「ファイル命名規則」(5)道路台帳図面ファイルの命名規則に準じる。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	5	
	9005	9005	0	0	0	座標値	X=1245000 Y=1246000			2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	3		
	9006	9006	0	0	0	方位・スケールバー				2	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1.5	0	0	0	3		
	9007	9007	0	0	0	縮尺	1/500			2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	3		
	9008	9008	0	0	0	図 番				2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	3		
	9009	9009	0	0	0	路線名	鴻巣・川島線			2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	0	0	8		
	9010	9010	0	0	0	路線番号 国道 路線番号 県道				2	0	1	1	1	0	0	0	1	0	3	0	0	0	8		
	9011	9011	0	0	0	作成年月 補正年月				2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	8		
現 況 図	9101	9101	0	0	0	図面名称	道路現況平面図			2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	3			
	9102	9102	0	0	0	地 番	1234-5			2	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	3			
	9201	9201	0	0	0	図面名称	道路敷地図			2	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	3			
9202	9202	0	0	0	道路敷地番号				2	0	1	0	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	3			

道路台帳図式

大分類	分類	標記分類	表部分類	図形区分	間距区分	名称(項目名)	図式	取得方法	適用	次元	面積	線	円	円弧	点	方向	注記	属性	クリップ	字大	字幅(下段)	字幅(上段)	線号	線種		
敷地	図	9203	9203	0	0	点間距離				2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	3	
		9204	9204	0	0	道路敷地線(確定)			確定境界線を結線する。	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		9205	9205	0	0	道路敷地線(未確定)			不明境界線(破線表示)	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		9301	9301	0	0	図面名称	道路台帳平面図			2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	3	
		9302	9302	0	0	中心線				2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		9303	9303	0	0	中心点				2	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	3
		9304	9304	0	0	20mピッチ				2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		9305	9305	0	0	現地幅員線				2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		9306	9306	0	0	現地幅員				2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1.5	0	0	0	3
		9307	9307	0	0	要素線・要素文字				2	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0	1.5	0	0	0	3	
測定	基	9308	9308	0	0	横断面所表示				2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	3		
		9309	9309	0	0	横断中心線・横断面				2	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1.5	0	0	0	3		
		9401	9401	0	0	図面名称	道路台帳測定基図			2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	3		
		9402	9402	0	0	図面番号				2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	3	



### 7-3 道路台帳図チェックシステムのエラー

#### 7-3-1 点検結果のエラーコード一覧表

点検結果のエラーコード一覧表

※注1

Code	区分	内 容
0010	I	DMファイルの検査を開始します
0011	I	DMファイルの検査が終了しました
0012	I	DMファイル検査の継続ができない、検査を中断しました
1001	I	フォーマット検査を開始
1002	I	フォーマット検査が完了
1003	S	ファイルが開けない、検査中断
1010	E	ファイルサイズがレコード長の整数倍でない
1011	S	ファイルの文字コードが不明
1012	E	ファイルの文字コードが【Shift_Jis】でない
1013	E	各レコードの区切りとなる「CR+LF」が無い
1014	S	「CR+LF」の無いエラーが10件以上、検査中断
1015	S	「CR+LF」の無いエラーがありました、検査中断
1016	E	レコード長が84Byteでない
1017	S	レコード長エラーが10件以上、検査中断
1018	S	レコード長エラーがありました、検査中断
2001	I	図郭レコードの検査(1)を開始
2002	I	図郭レコードの検査(1)が完了
2110	S	DMの先頭行が図郭レコードでない
2120	S	図郭レコード(a)の修正回数が数値でない <b>※注2</b>
2121	E	図郭レコード(a)の図郭識別番号が入力されていない
2122	E	図郭レコード(a)の図郭識別番号が英数字でない
2123	W	図郭レコード(a)の図郭名称が入力されていない
2124	W	図郭レコード(a)の図郭名称に半角と全角混在している
2130	E	図郭レコード(a)の地図情報レベルが数値でないまたは末尾に空欄がある
2131	E	図郭レコード(a)の地図情報レベルが500または1000以外
2140	W	図郭レコード(a)のタイトル名に半角と全角混在している
2150	E	図郭レコード(a)の修正回数が数値でないまたは末尾に空欄がある
2160	E	図郭レコード(a)のバージョンが数値でないまたは空欄
2161	E	図郭レコード(a)のバージョンが「1」でない
2170	E	図郭レコード(a)の空き領域区分が数値でないまたは空欄
2210	E	図郭座標(1):左下Xが数値でないまたは末尾に空欄がある
2211	E	図郭座標(1):左下Yが数値でないまたは末尾に空欄がある
2212	E	図郭座標(1):右上Xが数値でないまたは末尾に空欄がある
2213	E	図郭座標(1):右上Yが数値でないまたは末尾に空欄がある
2214	E	図郭座標(2):左上Xが数値でないまたは末尾に空欄がある
2215	E	図郭座標(2):左上Yが数値でないまたは末尾に空欄がある
2216	E	図郭座標(2):右下Xが数値でないまたは末尾に空欄がある
2217	E	図郭座標(2):右下Yが数値でないまたは末尾に空欄がある
2220	E	図郭レコード(b)の要素数が数値でないまたは末尾に空欄がある <b>※注2</b>
2221	E	図郭レコード(b)の要素数が、DMIに実在する要素の数と一致しない
2230	E	図郭レコード(b)のレコード数が数値でないまたは末尾に空欄がある
2231	E	図郭レコード(b)のレコード数が【全レコード数】 - 【図郭レコード】と一致しない
2232	E	図郭レコード(b)の要素のレコード数とその子レコードの数が整合しない
2233	S	図郭レコード(b)の要素のレコード数が数値でない
2235	I	図郭レコード(b)の要素数とレコード数の両方が数値でないので実データとの確認はしません
2240	E	座標値の単位が数値でないまたは末尾に空欄がある
2241	E	座標値の単位は地図情報レベル500または1000の時「1」とする
2242	E	座標値の単位は地図情報レベル2500または5000の時「10」とする
2243	E	座標値の単位は地図情報レベル10000の時「999」とする
2244	E	地図情報レベルが500 1000 2500 50000 10000以外
2245	I	地図情報レベルがエラーのため、座標値の単位との整合は確認しません
2250	E	図郭レコード(c)の隣接図郭識別番号が英数字でない
2260	I	修正回数がエラーのため、以降の検査ができません、中断しました
2268	E	図郭レコード(d)の作業年月が空欄です
2269	E	図郭レコード(d)の作業年月が数字でない
2270	E	図郭レコード(d)の作業年月の月が1~12以外
2271	E	図郭レコード(d)の現地調査年月が空欄です
2272	E	図郭レコード(d)の現地調査年月が数字でない
2273	E	図郭レコード(d)の現地調査の月が1~12以外

付属資料

Code	区分	内 容
2274	E	図郭レコード(d)の撮影コース数が空欄です
2275	E	図郭レコード(d)の撮影コース数が数字でない
2276	E	図郭レコード(d)のレコード数が空欄です
2277	E	図郭レコード(d)のレコード数が数字でない
2278	E	図郭レコード(d)のレコード数と撮影コース数が整合しない
2280	W	図郭レコード(d)の入力機器名が入力されていない
2281	W	図郭レコード(d)の入力機器名に半角と全角混在している
2282	W	図郭レコード(d)の入公共測量承認番号が入力されていない
2283	W	図郭レコード(d)の公共測量承認番号に半角と全角混在している
2290	E	図郭レコード(d)の測地成果種別コードが空欄です
2291	E	図郭レコード(d)の測地成果種別コードが規定以外の数字です
2292	E	図郭レコード(d)の図郭種別コードが空欄です
2293	E	図郭レコード(d)の図郭種別コードが規定以外の数字です
2294	E	図郭レコード(d)の変換手法種別コードが空欄です
2295	E	図郭レコード(d)の変換手法種別コードが規定以外の数字です
2300	W	図郭レコード(e)の作業機関名が入力されていない
2301	W	図郭レコード(e)の作業機関名に半角と全角混在している
2310	E	図郭座標の端数:左下Xが数値でないまたは末尾に空欄がある
2311	E	図郭座標の端数:左下Yが数値でないまたは末尾に空欄がある
2312	E	図郭座標の端数:右上Xが数値でないまたは末尾に空欄がある
2313	E	図郭座標の端数:右上Yが数値でないまたは末尾に空欄がある
2314	E	図郭座標の端数:左上Xが数値でないまたは末尾に空欄がある
2315	E	図郭座標の端数:左上Yが数値でないまたは末尾に空欄がある
2316	E	図郭座標の端数:右下Xが数値でないまたは末尾に空欄がある
2317	E	図郭座標の端数:右下Yが数値でないまたは末尾に空欄がある
2318	E	図郭座標の端数:左下Xが座標値の単位がmで、0以外
2319	E	図郭座標の端数:左下Yが座標値の単位がmで、0以外
2320	I	図郭レコード(d)のレコード数がエラーのため、'0'として検査を続けます
2321	E	図郭レコード(f)のコース番号が空欄です(図郭レコード(d)のレコード数>0です)
2322	E	図郭レコード(f)のコース番号が英数字でない(図郭レコード(d)のレコード数>0です)
2323	E	図郭レコード(f)の撮影年月が空欄です
2324	E	図郭レコード(f)の撮影年月が数値でない
2325	E	図郭レコード(f)の年月が数値でない
2326	E	図郭レコード(f)の撮影縮尺が数値でないまたは末尾に空欄がある
2327	E	図郭レコード(f)の撮影枚数が数値でないまたは末尾に空欄がある
2328	E	図郭レコード(f)の写真番号始点が数値でないまたは末尾に空欄がある
2329	E	図郭レコード(f)の写真番号終点が数値でないまたは末尾に空欄がある
2330	E	図郭座標の端数:左下Xの符号が図郭座標と一致しない
2331	E	図郭座標の端数:左下Yの符号が図郭座標と一致しない
2332	E	図郭座標の端数:右上Xの符号が図郭座標と一致しない
2333	E	図郭座標の端数:右上Yの符号が図郭座標と一致しない
2334	E	図郭座標の端数:左上Xの符号が図郭座標と一致しない
2335	E	図郭座標の端数:左上Yの符号が図郭座標と一致しない
2336	E	図郭座標の端数:右下Xの符号が図郭座標と一致しない
2337	E	図郭座標の端数:右下Yの符号が図郭座標と一致しない
3010	E	Dmの最終行がグループヘッダーレコードとなっている
3011	E	グループヘッダーレコードの分類コードが数値でないまたは末尾に空欄がある
3012	E	グループヘッダーレコードの分類コード(レイヤ)がグループの基準となるレイヤと同一でない
3013	E	グループヘッダーレコード(要素グループ)の分類コード(項目)がグループの基準となる要素と同一でない
3020	E	グループヘッダーレコードの地域分類が数値でないまたは末尾に空欄がある
3021	E	グループヘッダーレコードの情報分類が数値でないまたは末尾に空欄がある
3022	E	グループヘッダーレコードの要素識別番号が数値でないまたは末尾に空欄がある
3023	E	グループヘッダーレコードの階層レベルが数値でないまたは末尾に空欄がある
3024	E	レイヤヘッダーレコードの階層レベルが次の行の階層レベルと不整合(インクリメントしてない)
3025	W	レイヤヘッダーレコードの階層レベルが1で分類コード(項目)が'00'でない
3026	W	レイヤヘッダーレコードの階層レベルが1以外で分類コード(項目)が'00'になっている
3030	E	ヘッダーレコードの要素数(総数)が数値でないまたは末尾に空欄がある
3031	E	ヘッダーレコードの要素数(グループ)が数値でないまたは末尾に空欄がある
3032	E	ヘッダーレコードの要素数(面)が数値でないまたは末尾に空欄がある
3033	E	ヘッダーレコードの要素数(線)が数値でないまたは末尾に空欄がある
3034	E	ヘッダーレコードの要素数(円)が数値でないまたは末尾に空欄がある

付属資料

Code	区分	内 容
3035	E	ヘッダーレコードの要素数(円弧)が数値でないまたは末尾に空欄がある
3036	E	ヘッダーレコードの要素数(点)が数値でないまたは末尾に空欄がある
3037	E	ヘッダーレコードの要素数(方向)が数値でないまたは末尾に空欄がある
3038	E	ヘッダーレコードの要素数(注記)が数値でないまたは末尾に空欄がある
3039	E	ヘッダーレコードの要素数(属性)が数値でないまたは末尾に空欄がある
3040	E	ヘッダーレコードの要素数(グッド・TIN)が数値でないまたは末尾に空欄がある
3041	E	ヘッダーレコードの要素数(総数)がグループ・要素数の合計と一致しない
3051	E	ヘッダーレコードの取得年月が空欄です
3052	E	ヘッダーレコードの取得年月が数字でない
3053	E	ヘッダーレコードの取得年月の月が1～12以外
3054	E	ヘッダーレコードの更新取得年月が空欄です
3055	E	ヘッダーレコードの更新取得年月が数字でない
3056	E	ヘッダーレコードの更新取得年月の月が1～12以外
3057	E	ヘッダーレコードの消去年月が空欄です
3058	E	ヘッダーレコードの消去年月が数字でない
3059	E	ヘッダーレコードの消去年月の月が1～12以外
3060	E	ヘッダーレコードの数値化区分が数値でないまたは末尾に空欄がある
3061	E	ヘッダーレコードの数値化区分が規定以外の数字です
3071	E	ヘッダーレコード要素数(グループ)が、階層レベルに実在する数と一致しない
3072	E	ヘッダーレコード要素数(面)が、階層レベルに実在する数と一致しない
3073	E	ヘッダーレコード要素数(線)が、階層レベルに実在する数と一致しない
3074	E	ヘッダーレコード要素数(円)が、階層レベルに実在する数と一致しない
3075	E	ヘッダーレコード要素数(円弧)が、階層レベルに実在する数と一致しない
3076	E	ヘッダーレコード要素数(点)が、階層レベルに実在する数と一致しない
3077	E	ヘッダーレコード要素数(方向)が、階層レベルに実在する数と一致しない
3078	E	ヘッダーレコード要素数(注記)が、階層レベルに実在する数と一致しない
3079	E	ヘッダーレコード要素数(属性)が、階層レベルに実在する数と一致しない
3080	E	ヘッダーレコード要素数(グッド・TIN)が、階層レベルに実在する数と一致しない
4011	E	分類コードが数値でないまたは末尾に空欄がある
4012	E	図形区分が数値でないまたは末尾に空欄がある
4013	E	分類コード+図形区分の要素が本仕様で規定されていない
4014	E	分類コード+図形区分の要素レコードタイプが本仕様で規定されていない(Dmコード表確認)
4020	E	地域分類が数値でないまたは末尾に空欄がある
4021	E	情報分類が数値でないまたは末尾に空欄がある
4022	E	要素識別番号が数値でないまたは末尾に空欄がある
4023	E	階層レベルが数値でないまたは末尾に空欄がある
4024	E	階層レベルがレイヤヘッダーレコードor要素グループヘッダーの階層レベルと不整合(インクリメントしてない)
4031	E	実データ区分が数値でないまたは末尾に空欄がある
4032	E	実データ区分が'0'で、レコードタイプ'E5'以外
4033	E	実データ区分が'1'で、レコードタイプ'E5'以外
4034	E	実データ区分が'2'で、レコードタイプ'E1 E2 E3 E4 E6'以外
4035	E	実データ区分が'3'で、レコードタイプ'E1 E2 E3 E4 E6'以外
4036	E	実データ区分が'6'で、レコードタイプ'E1 E2 E3 E4 E6'以外
4037	E	実データ区分が'4'で、レコードタイプ'E7'以外
4038	E	実データ区分が'5'で、レコードタイプ'E8'以外
4039	E	実データ区分が'0～6'以外
4040	E	精度区分が空欄です
4041	E	精度区分(上位桁)が'1～5'以外です
4042	E	精度区分(下位桁)が'4 5'以外です
4043	E	注記区分が数値でない
4044	W	注記区分が'0'で、レコードタイプ'E7'
4045	E	注記区分が'0'で、レコードタイプ'E7'以外
4046	E	注記区分が'0 1 2'以外(レコードタイプ'E7')
4047	W	注記区分が'0 1 2'以外(レコードタイプ'E7'以外)
4048	E	転移区分が数値でないまたは末尾に空欄がある
4049	E	転移区分が範囲外
4050	E	間断区分が数値でない
4051	E	間断区分が範囲外
4052	E	データ数が数値でないまたは末尾に空欄がある
4053	E	レコードタイプ'E5'で、データ数'0'以外
4054	E	レコードタイプ'E6'で、データ数'2'以外

付属資料

Code	区分	内 容
4055	E	ルートタイプ'E3 E4'で、データ数'3'以外
4056	E	ルートタイプ'E2'で、データ数<2
4057	E	ルートタイプ'E1'で、データ数<3
4058	E	ルートタイプ'E7 E8'で、データ数=0
4061	E	ルート数が数値でないまたは末尾に空欄がある
4062	E	ルート数が'0'で、データ数>0
4063	S	ルート数>0で、実データ区分が'0' or '1'
4064	S	ルート数とデータ数が整合しない(実データ区分が'2':二次元座標)
4065	S	ルート数とデータ数が整合しない(実データ区分が'3':三次元座標)
4067	S	ルート数とデータ数が整合しない(実データ区分が'4':漢字注記)
4068	S	ルート数とデータ数が整合しない(実データ区分が'4':半角注記)
4069	S	ルート数とデータ数が整合しない(実データ区分が'5':属性)
4070	W	実データ区分が'6'、本仕様では使用しない区分
4071	E	代表点座標Xが数値でないまたは末尾に空欄がある
4072	E	代表点座標Yが数値でないまたは末尾に空欄がある
4073	W	ルートタイプ'E5 E7'で代表点座標XとYが両方とも0
4074	W	属性数値が空欄です
4075	E	属性数値が数字でない
4076	E	ルートタイプ'E8'で、属性書式が空欄
4077	E	ルートタイプ'E8'以外で、属性書式が空欄でない
4081	E	取得年月が空欄です
4082	E	取得年月が数字でない
4083	E	取得年月の月が1~12以外
4084	E	更新取得年月が空欄です
4085	E	更新取得年月が数字でない
4086	E	更新取得年月の月が1~12以外
4087	E	消去年月が空欄です
4088	E	消去年月が数字でない
4089	E	消去年月の月が1~12以外
4090	E	要素識別番号反復回数が空欄です
4091	E	要素識別番号反復回数が1~9でない
4110	E	等高線データが二次元座標ルートでない(実データ区分確認)
4111	E	等高線データに属性数値がない(等高標高を設定する)
4510	W	座標ルート:座標間の距離が大きい
4511	E	座標ルート:座標間が0m(点)となっている
4512	E	座標ルート:ルートタイプ'E1'で、起点・終点座標が一致していない
4513	E	座標ルートでない、ルート数と実データ区分と座標ルートの関係にエラーあり(ルート数より実在の座標ルートが少ない)
4610	E	注記ルート:縦横区分が数値でない
4611	E	注記ルート:縦横区分が範囲外
4612	E	注記ルート:文字列の方向が数値でないまたは末尾に空欄がある
4613	E	注記ルート:文字列の方向が範囲外、横書きで-135~-45でない
4614	E	注記ルート:文字列の方向が範囲外、縦書きで-45~+45でない
4615	E	注記ルート:字大が数値でないまたは末尾に空欄がある
4616	E	注記ルート:字大が0となっている
4617	W	注記ルート:字大が小さい
4618	W	注記ルート:字大が大きい
4619	E	注記ルート:字隔が数値でないまたは末尾に空欄がある
4621	W	注記ルート:字隔が小さい
4622	W	注記ルート:字隔が大きい
4623	E	注記ルート:線号が数値でないまたは末尾に空欄がある
4624	E	注記ルート:線号が範囲外
4625	E	注記ルート:要素の注記区分が'1'で注記で漢字でない
4626	E	注記ルート:注記に第一・二水準以外の漢字が含まれている
4627	E	注記ルート:要素の注記区分が'2'で注記に漢字が含まれている
5011	W	現況図がありません
5012	W	敷地図がありません
5013	W	台帳図がありません
5014	W	測定基図がありません
5015	W	公図がありません
5021	S	道路敷地線が連続していないor分割線に接合していない
5022	E	分割線に接続する図面番号の注記がない

Code	区分	内 容
5023	W	分割線がない
5030	E	自己交差している
5041	E	同一分類の他のアイテムと重複した辺がある
5042	E	同一分類の他のアイテムが完全に含まれている、または一致している
5051	E	ラインの始点に同一分類の他のアイテムが接続していない
5052	E	ラインの終点に同一分類の他のアイテムが接続していない
5053	E	ラインの起終点に同一分類の他のアイテムが接続していない
5054	E	ラインの起終点に同一分類の他のアイテムが接続していない(ライン中間に接続あり)
5061	E	被覆:上端線の終点座標と一致する下端点がない
5062	E	被覆:上端線の始点座標と下端線の終点座標が一致しない
5063	E	被覆:上端線の始点が分割線に接続、終点座標と一致する下端線がない
5064	E	被覆:下端線の終点座標が分割線に接続していない
5065	E	被覆:上端線の終点が分割線に接続、始点座標と一致する下端線がない
5066	E	被覆:下端線の始点座標が分割線に接続していない
6010	S	図面接合チェック: 自図面の接合情報ファイルが存在しない
6011	W	図面接合チェック: 相手図面の接合情報が存在しない
6012	E	図面接合チェック: 相手図面に接合する線が存在(座標が一致)しない
6013	E	図面接合チェック: 自図面に接合する線が存在(座標が一致)しない
6014	E	図面接合チェック: レコードタイプが一致しない
6015	E	図面接合チェック: 分類コードが一致しない
6016	E	図面接合チェック: 図形区分が一致しない
6017	E	図面接合チェック: 間断区分が一致しない
9010	E	要素レコード(E8)のレコード数が数値でない
9011	E	レコードタイプ'I'(インテックス)が存在しているエラー
9012	E	レコードタイプ'M'(図郭レコード)が重複しているエラー
9013	E	DMLレコードタイプが'G'(グリッドヘッダーレコード)です、本仕様では扱いません
9014	E	DMLレコードタイプが'T'(不整三角網ヘッダーレコード)です、本仕様では扱いません
9015	E	DMLレコードタイプがエラー(要素レコードでない)
9016	S	DMLレコードタイプのエラーが存在する、検査を中断しました
9017	E	SystemError「Check134要素付属Record」:DMLレコードタイプがエラー(要素レコードでない)
9021	E	図面名称(ファイル名)が規定外
9022	E	図面名称の先頭2桁(事務所コード)が規定外
9023	E	図面名称の3桁目(道路種別コード)が規定外
9024	E	図面名称の7桁目(現道・旧道区分)が規定外
9025	E	図面名称が16文字でない
9026	E	図面名称(ファイル名)に全角文字があるのは規定外
9910	S	SystemError, (メンテナンス)

**注1** (区分)

- I : Information の略
- S : Stop (チェックを強制終了)
- E : Error (データの修正が必要)
- W : Warning (警告: 検出内容を精査し、適切な処置を講じる)

**注2** : (a)、(b)・・・は、「埼玉県公共測量作業規程: 付録7」の公共測量標準図式数値地形図データファイル仕様を参照

## 7-4 書式及び様式

### 7-4-1 様式リスト (測量)

#### (1) 作業

様式1-1	1級・2級基準点成果表
様式1-2	3級基準点成果表
様式1-3	4級基準点成果表
様式1-4	1級・2級基準点 点の記
様式1-5	3級基準点 点の記
様式1-6	土地境界立会い依頼書
様式1-7	道路境界確認書
様式1-8	委任状

#### (2) 調書

様式2-1	境界標調書
様式2-2	境界標設置調書
様式2-3	土地所有者一覧表
様式2-4	特記事項調書
様式2-5	地点標台帳
様式2-6	地点標調書
様式2-7	境界承諾不調調書

#### (3) 書類

様式3-1	身分証明書
様式3-2	法務局申請書
様式3-3	協力依頼書
様式3-4	土地立ち入り通知書
様式3-5	補正箇所総括表
様式3-6	着手時チェックシート (道路台帳整備)
様式3-7	着手時チェックシート (道路台帳整備詳細)
様式3-8	完了時チェックシート (道路台帳整備)

7-4-2 様式 (測量)

(1) 作業

世界測地系(測地成果2011)  
調製 平成〇年〇月〇日

<h2 style="margin: 0;">基準点成果表</h2> <p style="margin: 5px 0;">( AREA=9 )</p> <h3 style="margin: 0; border-bottom: 1px solid black;">1 級 基準点</h3>						
		° / "			m	
B			X			0.000
L			Y			0.000
N			H			0.000
			ジオイド高			0.000
			縮尺係数			
視準点の名称		平均方向角		距 離		備 考
		° / "		m		
埋標型式	地—上	地 下	屋—上	標識番号	標—石 金属標	
平成〇年〇月〇日 改測 (旧点名: 00-000-01) G N S S 測量による セミ・ダイナミック補正あり  「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を 使用して得たものである (承認番号) 平〇 関公第〇〇号」						





点 の 記

( 1級基準点 )

世界測地系(測地成果2011)

路線		点名		標識の種類	TYPE-1
X		H		作成者	
Y		所在地			
見取図					備考
写真					
				点検者	

点 の 記

( 3 級基準点 )

世界測地系(測地成果2011)

路線		点 名		標識の種類	TYPE - 2
X		H		作 成 者	
Y		所在地			
見取図					備 考
写 真			方位標		
			方位標		
				点 検 者	

第 号  
平成 年 月 日  
様 ○○県土整備事務所 所長名

道路台帳整備に伴う土地境界確認の立会いについて（依頼）

県の土木行政につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
平成 年度施工の「 工事」 の道路台帳を整備することとなりました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、下記のとおり現地にて、土地境界確認の立会いをいただきたくお願い申し上げます。

なお、当日、代理の方に立会いを委任される場合は、同封の委任状に記名押印をして、代理人の方に持参していただくようお願いいたします。また、ご都合がつかない場合は、お手数ですが、あらかじめ当事務所までお知らせいただければ幸いです。

記

日 時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃

土地の所在 \_\_\_\_\_番地  
\_\_\_\_\_番地

持参していただくもの

- 1 この依頼書
- 2 印鑑（境界についてご確認いただいた時の認めのために必要となります。）
- 3 代理の方が立会を行う場合は、委任状と代理の方の認め印

測量業者 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

現場責任者 \_\_\_\_\_

\*このことについてのお問い合わせは、当事務所

\_\_\_\_\_部 \_\_\_\_\_担当（担当者 \_\_\_\_\_）

までお願い致します。

当事務所の所在地 〒 \_\_\_\_\_ 番地

電話番号 \_\_\_\_\_

(土地所有者保有)

道路境界確認書

平成 年 月 日境界立会いをした結果、下記土地と道路敷との境界について、別添図面のとおり相互に意思の確認が成立したので、確認書を各々1通保有する。

記

1. 確認した土地の所在

郡 市	町 村 大 字	丁 目	地 番	所有者氏名

2. 路線名

3. 確認が成立した境界の点を明示した図面

別添のとおり。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

続 柄

住 所

印

埼玉県〇〇県土整備事務所 所長名 印

(承諾)

道路境界確認(承諾)書

平成 年 月 日境界立会いをした結果、下記土地と道路敷との境界について、別添図面のとおり相互に意思の確認が成立したので、確認書を各々1通保有する。

記

1. 確認した土地の所在

郡 市	町 村 大 字	丁 目	地 番	所有者氏名

2. 路線名

3. 確認が成立した境界の点を明示した図面

別添のとおり。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

続 柄

住 所

印

埼玉県〇〇県土整備事務所 所長名 印

※様式は、日本工業規格A列3番とする。

## 委任状

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、上記の者を代理人と定め、下記の土地に対する所有権及び所有権以外の権利のおよ  
ぶ境界の立会いに関する一切の権限を委任します。

土地の表示

\_\_\_\_\_ 番

\_\_\_\_\_ 番

\_\_\_\_\_ 番

\_\_\_\_\_ 番

\_\_\_\_\_ 番

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

- ・ 委任状には、あなたが境界立会いを委任される方の住所、氏名を記載し、あなたの現住所、氏名、境界立会いを委任する土地の地番を記入し押印して下さい。
- ・ 法人所有の土地代表権を持たない方（社員等）が立ち会う場合でもこの委任状が必要となります。
- ・ この委任状は、代理人の方にお渡ししていただき、立会いの当日提出していただくか、事前に事務所あて郵送して下さい。

付属資料

(2) 調 書







特記事項調書

1. 不法占用 2. 未買収 3. 未登記

路線名:

道路敷地図番号	概当地の住所・地番 関係者の住所・氏名	関係者の主張・又は現地の状況	検討事項及び事務所の見解	略 図
14/15	㊸ 飯能市大字双柳75-17 A 飯能市大字双柳75-14 飯能 勝太郎  ㊹ 飯能市大字双柳75-16 B 飯能市大字双柳663-1 大宮 二郎	(関係者の主張) A 平成14年の県の工事の時私有の土地㊸と県が残地売却した土地 ㊹との交換を県が約束したが、いまだに登記されていない、 B 平成14年の県工事で㊸土地を県に売ったと思っていたが、今だに私名義になっているとは思わなかった  (現地の状況) ㊸は道路区域となっている ㊹はAが使用している	1. 当時の丈量図 2. 用地買収台帳  1,2を検討した結果A・Bの主張が裏づけられたので未登記と判明	

※様式は、日本工業規格A列3番とする。

地点標台帳

路 線 名	設 置 箇 所	設 置 箇 所 見 取 図	設 置 修 理 ・ 移 動 ・ 廃 止 等	
			年 月 日	
図 面 対 照 番 号	標 示 方 法 の 別			

※様式は、日本工業規格A列3番とする。





付属資料

(3) 書 類

(表)

第	号
<b>身 分 証 明 書</b>	
受 託 者	住 所
	名 称
	役職及び氏名
上記の者は、_____契約に基づき、_____を行う者であることを証明する。	
有効期間	自 平成 年 月 日
	至 平成 年 月 日
発行日	平成 年 月 日
発行者	住 所
埼玉県〇〇県土整備事務所 所長名	

(裏)

<ol style="list-style-type: none"><li>1. 本書は、公印、日付のないものは無効とする。</li><li>2. 有効期間を経過したとき、又は_____契約が解除されたとき等不明となったときは直ちに返還すること。</li><li>3. 役職、氏名に変更があったとき、又は受託者の住所・氏名に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。</li><li>4. 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li></ol>
---

<input type="checkbox"/> 謄本 <input type="checkbox"/> 地積測量図 <input type="checkbox"/> 全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 旧公図 <input type="checkbox"/> 登記事項要約書 <input type="checkbox"/> 公図      申請書		申請人(住所氏名)					
登記所の表示		さいたま 地方法務局      ○○ 支局 出張所			平成 年 月 日 申請		
不動産	種別	市町村	大字	丁目・字	地番	家屋番号または 所有者氏名	請求の 通数
	<input type="checkbox"/> 土地						
	<input type="checkbox"/> 建物						
	<input type="checkbox"/> 土地						
	<input type="checkbox"/> 建物						
	<input type="checkbox"/> 土地						
	<input type="checkbox"/> 建物						
	<input type="checkbox"/> 土地						
	<input type="checkbox"/> 建物						
	<input type="checkbox"/> 土地						
<input type="checkbox"/> 建物							
会社 法人	商号(名称)						
	本店(事務所)						
請求 事項	<input type="checkbox"/> 全部謄本 <input type="checkbox"/> 全部謄本(現に効力を有する登記のない用紙省略) <input type="checkbox"/> 所有者の住所氏名 <input type="checkbox"/> 年 月 日の登記事項 <input type="checkbox"/> 専有部分の全部抄本 <input type="checkbox"/> 専有部分の現に効力のある部分の抄本 <input type="checkbox"/> 閉鎖謄本(昭和 年 月 日閉鎖)・(平成 年 月 日閉鎖)						
証 明 書 事業名: この申請書は、公共事業のため上記申請人をもって、 <input type="checkbox"/> 閲覧を <input type="checkbox"/> 謄本の交付 求めるものであることを証明する。 平成 年 月 日 埼玉県○○県土整備事務所長 所長名							
手数料	登記手数料令第19条	受付				交付	
筆・個・件・枚数		通数				確認印	

〇〇市町村長様  
(〇〇課)

第 号  
平成 年 月 日  
〇〇県土整備事務所 所長名

道路台帳整備に伴う資料提供について (依頼)

県の土木行政につきましては、日ごろより格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、当事務所では、〇〇道〇〇〇〇〇〇線の道路台帳整備を下記のとおり実施することになりました。  
つきましては、貴市役所の関係資料及び成果等の提供について、御協力をお願いいたします。  
なお、貴〇〇市所有の土地と、当該道路敷との境界を確認するため、後日立会いをお願い致します。※1  
沿道地権者には、測量の立ち入り等連絡致しましたが、貴〇〇市への問い合わせがありましたら、本事業の主旨等ご説明頂ますようお願いいたします。

記

- 1、調査箇所 例 一般国道 299 号線 (中山西交差点～中山陸橋 (西))  
飯能市大字中山地内
- 2、提供希望資料 1) 境界確認点の記載図 (委託箇所近辺で成果のあるもの)  
2) 基準点の記、成果表 (1 級、2 級、3 級) ※2
- 3、計画機関 埼玉県〇〇県土整備事務所 (〇〇担当 : 担当者名)  
電話
- 4、受注業者 会社名 (担当者 : 担当者名)

なお、ご不明な点につきましては、上記計画機関へご連絡下さい。

※1 立会が関係する場合 ※2 必要に応じ項目は変更する。

様式3-4 土地立ち入り通知書

第 号

平成 年 月 日

関係者各位 ※1

埼玉県〇〇県土整備事務所 所長名

測量作業における土地立ち入りについて（依頼）

県の土木行政につきましては、日ごろより格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、当事務所では、〇〇道〇〇〇〇〇〇線の道路台帳整備を下記のとおり実施することになりました。

つきましては、測量に伴い皆様方の土地に立ち入らせて頂きたいとご協力のほどよろしく  
申し上げます。

なお、後日測量作業後に現地において、関係者様には境界確認をさせて頂きたいと思  
いますので何卒ご理解ご協力をお願い致します。

記

1. 測量期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

2. 測量区間 (別紙案内図参照)

3. 作業機関 会社名  
TEL  
住所  
現場責任者

4. 計画機関 埼玉県 〇〇県土整備事務所 〇〇担当  
TEL  
住所  
担当者

※1 必要に応じ氏名を明記すること。 道路内の作業で収まる場合は必要としない。



様式3-6 着手時チェックシート（道路台帳）

着手時チェックシート（道路台帳整備）				
実施年月日	平成 年 月 日			
発注者	部署名	氏名		所属
	担当者	電話		メール
受注者	会社名	氏名		所属
	担当者	電話		メール
業務概要	業務名			
	路線名			
	箇所名			
	工期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
業務番号 ※1	（※1:埼玉県が指定する番号）			
対象書類	書類等	フォルダ	ファイル形式	備考
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務管理ファイル	—	XML形式	
	<input checked="" type="checkbox"/> 基準点測量	KITEN	PDF、TXT形式	網図・計算簿 成果簿 等
	<input checked="" type="checkbox"/> 境界測量	YOUCHI	PDF、TXT形式	
	<input type="checkbox"/> 調書類	各OTHERSフォルダ	PDF形式	報告書、境界標調書
	<input type="checkbox"/> 道路台帳補正調書	各OTHERSフォルダ	PDF、XLS形式	
	<input type="checkbox"/> マスタデータ	各OTHERSフォルダ	mdb	
	<input type="checkbox"/> システムファイル	各OTHERSフォルダ	mdb	更新・集計・帳票
	<input type="checkbox"/> 各種帳票	各OTHERSフォルダ	EXCEL、PDF形式	
	<input type="checkbox"/> 道路現況平面図	DRAWING	DM、SFC形式	
	<input type="checkbox"/> 道路台帳平面図	DRAWING	DM、SFC形式	
	<input type="checkbox"/> 測定基図	DRAWING	DM、SFC形式	
	<input type="checkbox"/> 道路敷地図	DRAWING	DM、SFC形式	
	<input type="checkbox"/> 公園連続図	DRAWING	DM、SFC形式	
	<input type="checkbox"/> 台帳図 県庁用	DRAWING	TIFF形式	
	<input type="checkbox"/> 書類・打合せ記録簿	DOC	PDF形式	
	<input type="checkbox"/> その他の資料			
デジタルカメラ	画素数	(100~200万画素)		
バックアップ	方法	<input checked="" type="checkbox"/> パソコンとCD <input type="checkbox"/> パソコンとDVD <input type="checkbox"/> パソコンと外付けハードディスク <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	頻度	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 2日に1回 <input checked="" type="checkbox"/> 1週間に1回 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
ウイルス対策	ソフト	(1週間に1回は定義データ更新状況を確認)		
適用基準類	<input checked="" type="checkbox"/> 埼玉県道路台帳作成要領(案)：平成26年10月（試行運用） <input checked="" type="checkbox"/> 埼玉県電子納品運用ガイドライン：平成19年12月改訂版 <input checked="" type="checkbox"/> 埼玉県公共測量作業規程（「作業規程の準則」と同じ） <input type="checkbox"/> 測量成果電子納品要領(案) 平成20年12月 国土交通省 <input checked="" type="checkbox"/> 特記仕様書 <input type="checkbox"/> ( )			
※本チェックシートは双方で保管すること。また、業務計画書に添付すること。				

様式 3 - 7 着手時チェックシート(道路台帳詳細)

着手時チェックシート (道路台帳整備詳細)		
対象項目	区分	ファイル形式
測量データフォルダ(SURVEY)		
<input type="checkbox"/> ドキュメントサブフォルダ(DOC)		
<input checked="" type="checkbox"/> 特記仕様書		<input type="checkbox"/> ワード(DOC) <input type="checkbox"/> エクセル(XLS) <input type="checkbox"/> PDF形式
<input checked="" type="checkbox"/> 打合せ記録簿		<input type="checkbox"/> ワード(DOC) <input type="checkbox"/> エクセル(XLS) <input type="checkbox"/> PDF形式
<input checked="" type="checkbox"/> 実施報告書		<input type="checkbox"/> ワード(DOC) <input type="checkbox"/> エクセル(XLS) <input type="checkbox"/> PDF形式
<input checked="" type="checkbox"/> 道路台帳補正調書		ACCESS形式
<input type="checkbox"/> 橋梁現況台帳		<input type="checkbox"/> ワード(DOC) <input type="checkbox"/> エクセル(XLS) <input type="checkbox"/> PDF形式
<input type="checkbox"/> トンネル現況台帳		<input type="checkbox"/> ワード(DOC) <input type="checkbox"/> エクセル(XLS) <input type="checkbox"/> PDF形式
<input type="checkbox"/> 踏切現況台帳		<input type="checkbox"/> ワード(DOC) <input type="checkbox"/> エクセル(XLS) <input type="checkbox"/> PDF形式
<input type="checkbox"/> 歩道橋現況台帳		<input type="checkbox"/> ワード(DOC) <input type="checkbox"/> エクセル(XLS) <input type="checkbox"/> PDF形式
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 道路台帳補正報告書		EXCEL形式
<input type="checkbox"/> 点の記		PDF形式
<input type="checkbox"/> 土地所有者一覧表		PDF形式
<input type="checkbox"/> 境界承諾不調調書		PDF形式
<input type="checkbox"/> 境界標調書		PDF形式
<input type="checkbox"/> 境界標設置調書		PDF形式
<input type="checkbox"/> 地点標調書		PDF形式
<input type="checkbox"/> 道路境界確認承諾書		
<input type="checkbox"/>		
図面フォルダ(DRAWING)		
<input type="checkbox"/> 図面フォルダ(DRAWING)		
<input type="checkbox"/> 道路現況平面図		DM形式 (SFC形式) ※5種類の図面を1ファイルにて作成
<input type="checkbox"/> 道路台帳平面図		
<input type="checkbox"/> 道路台帳測定基図		
<input type="checkbox"/> 道路敷地図		
<input type="checkbox"/> 公図連続図		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<b>※本チェックシートは双方で保管すること。また、業務計画書に添付すること。</b> <b>※様式(対象項目)は、業務に沿った内容に変更すること。</b>		

様式 3-8 完了時チェックシート (道路台帳整備)

完了時チェックシート (道路台帳整備)				
実施年月日	平成 年 月 日			
発注者	部署名	氏名		所属
	担当者	電話		メール
受注者	会社名	氏名		所属
	担当者	電話		メール
業務概要	業務名			
	路線名			
	箇所名			
	工期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
業務番号 ※1	(※1: 埼玉県が指定する番号)			
対象書類	書類等	フォルダ	ファイル形式	備考
測量管理ファイル	<input type="checkbox"/> 基準点測量成果	SURVEY/KITEN	PDF、TXT形式	
	<input type="checkbox"/> 境界測量成果	SURVEY/YOUCHI	PDF、TXT形式	
	<input type="checkbox"/> 書類類	SURVEY/OTHR	PDF形式	
図面管理ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 道路現況平面図	DRAWING	DM、SFC形式	
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路台帳平面図	DRAWING	DM、SFC形式	
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路台帳測定基図	DRAWING	DM、SFC形式	
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路敷地図	DRAWING	DM、SFC形式	
	<input checked="" type="checkbox"/> 公園連続図	DRAWING	DM、SFC形式	
その他管理ファイル	<input checked="" type="checkbox"/> 書類、打合せ記録等	SURVEY/DOC	PDF形式	
	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/>			
道路台帳 チェックシステム の合否結果	図面種類	合否結果		備考 (エラー内容等)
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路現況平面図	<input checked="" type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 否	
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路台帳平面図	<input checked="" type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 否	
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路台帳測定基図	<input checked="" type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 否	
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路敷地図	<input checked="" type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 否	
	<input checked="" type="checkbox"/> 公園連続図	<input checked="" type="checkbox"/> 合	<input type="checkbox"/> 否	
合否結果に関する コメント等	道路台帳測定基図			
ウィルスチェック	ソフト名 (Ver.)			
	チェック実施年月日			
<p>※対象書類の項目は、業務内容に沿った内容に変更すること。</p> <p>※道路台帳チェックシステムによる合否判定結果は納品成果に添付すること。</p>				

7-4-3 様式リスト (調書)

(1) 道路台帳調書

様式 調-1	道路台帳
様式 調-2	実延長調書 (I)
様式 調-2	実延長調書 (II)
様式 調-3	橋調書
様式 調-4	トンネル調書
様式 調-5	鉄道等との交差調書

(2) 道路施設現況調書

- 第1号様式 (総括)
- 第2号様式 (独立専用自歩道)
- 第3号様式 (部分自歩道)
- 第4号様式 (有料道路)
- 第5-1号様式 (橋梁 (橋長15m以上))
- 第5-2号様式 (橋梁 (橋長2m以上15m未満))
- 第6号様式 (トンネル)
- 第7号様式 (踏切道)
- 第8号様式 (1.5車線の道路)

※ 橋梁名コード表 (第5-1号及び第5-2号様式に適用する)

7-4-4 様式(調書)













(2) 道路施設現況調書

※ キーコードについて

各様式中、ピンク色の項目を「キーコード」という。

キーコードは、個々のデータの固有性を明確にする目的で設けられており、データの住所にあたる重要なものである。従って、同じキーコードのデータが複数同じ様式中に存在してはならない。

付属資料

第1号様式（総括）

※色付き項目はキーコード。

(1) 調査 機関区分	(2) 地方 公共団体 コード	(3) 道路 種別	(4) 路線名		(5) 現道・ 旧道区分	(6) 路線 分割	(7) 自動車 専用区分
			コード	名称			

(8) 総延長 m	(9) 重用延長 m	(10) 未供用延長m		(11) 渡船場				(12) 実延長 m
				箇所数				
		海上区間	その他 区間	自地域内	市区町 村界	都 道 府 県 界	延長m	

(13) 立体横断施設						(14) 道路面積 m <sup>2</sup>					
横断歩道橋			地下横断歩道			道路構成別内訳				敷地所有関係別内訳	
階段式	スロープ式	押上げ式	階段式	スロープ式	押上げ式	道路数	道路部	車道	中央帯	国有地	地方公共 団体有地

(15) 歩道等 設置道路 延長m	(16) 規格改良・未改良別車道幅員区分別実延長内訳m								(17) 路線数
	規格改良済				未改良				
	車道19.5 m以上	車道13.0 m以上	車道5.5m 以上	車道5.5m 未満	車道5.5m 以上	車道3.5m 以上	車道3.5m 未満	うち自動 車交通不 能区間	市町村道 のみ入力

(18) 路面別実延長内訳m				(19) 中央帯延長m		(20) 鉄道との交差箇所			
舗装道		未舗装道				立体交差		平面交差	
セメント系	高級	簡易	植樹施設 あり	植樹施設 なし	民鉄	専用鉄道	民鉄	専用鉄道	

(21) 種類別実延長内訳							
道路延長 m	橋梁				トンネル		
	箇所数			延長m	箇所数		延長m
	自地域内	市区町村 界	都道府県 界		自地域内	市区町村 界	

(22) 路線接続									
起点側				終点側					
地方公共 団 体 コード	道路種別	路線名		路線分割	地方公共 団 体 コード	道路種別	路線名		路線分割
		コード	名称				コード	名称	

付属資料

第2号様式（独立専用自歩道）

※色付き項目はキーコード。

(1)調査 機関区分	(2)地方 公共団体 コード	(3)道路 種別	(4)路線名		(5)現道・ 旧道区分	(6)自歩道 専用区分	(7)総延長	(8)重用延長 m
			コード	名称				

(9)未供用 延長m	(10) 実延長m	(11)有効幅員区分別実延長内訳m					(12)路面別実延長内訳m	
		4m以上	3m以上	2m以上	1m以上	1m未満	未舗装道	舗装道

(13)種類別実延長内訳								
道路延長m	橋梁				トンネル			
	箇所数			延長m	箇所数			延長m
	自地域内	市区町村界	都道府県界		自地域内	市区町村界	都道府県界	

(14)道路面積 m <sup>2</sup>				(15)鉄道との交差箇所				(16) 重用自歩道 設置延長m
道路構成別内訳		敷地所有関係別内訳		立体交差		平面交差		
道路数	有効幅員	国有地	地方公共団体有地	民鉄	専用鉄道	民鉄	専用鉄道	

第3号様式（部分自歩道）

※色付き項目はキーコード。

(1)調査 機関区分	(2)地方 公共団体 コード	(3)道路 種別	(4)路線名		(5)現道・ 旧道区分	(6)路線 分割	(7)歩道等 種別
			コード	名称			

(8)歩道等 延長m	(9)植樹施設延長m		(10)幅員区分別延長内訳m					(11)歩道等 面積 m <sup>2</sup>
	列状	帯状	4 m以上	3 m以上	2 m以上	1 m以上	未舗装道	

第4号様式（有料道路）

※色付き項目はキーコード。

(1)調査 機関区分	(2)地方 公共団体 コード	(3)道路 種別	(4)路線名		(5)現道・ 旧道区分	(6)路線分割	(7)有料道路名	
			コード	名称			コード	名称

(8)事業体 区分	(9)供用開始年月日				(10)供用 延長m	(11)航路 延長m
	年号	年	月	日		

(12)車道幅員区分別延長内訳m				(13)路面別供用延長内訳m	
				未舗装道	舗装道
車道19.5m 以上	車道13.0m 以上	車道5.5m 以上	車道5.5m 未満		セメント系

(14)種類別供用延長内訳							
道路延長m	橋梁			トンネル			
	箇所数			延長m	延長m		
	自地域内	市区町村界	都道府県界		自地域内	市区町村界	都道府県界

付属資料

第5-1号様式（橋梁「15m以上」）

※色付き項目はキーコード。

(1) 調査 機関区分	(2) 地方 公共団体 コード	(3) 道路 種別	(4) 路線名		(5) 現道・ 旧道区分	(6) 路線 分割	(7) 橋梁種別
			コード	名称			

(8) 橋梁名		(9) 分割番号	(10) 一般 有料区分	(11) 橋梁分類			
コード	名称			路面位置	上部工		
		構造形式	使用材料		床版材料		

(12) 架設年次		(13) 橋長m	(14) 最大 支間長m	(15) 径間数	(16) 幅員0.1m			(17) 現況
年号	年				道路部	車道	歩道等	

(18) 他域橋長						
地方公共 団体コード	橋梁種別	橋梁名		現道・ 旧道区分	路線分割	橋長m
		コード	名称			

(19) 橋梁接続									
起点側					終点側				
地方公共 団体コード	橋梁種別	橋梁名		分割番号	地方公共 団体コード	橋梁種別	橋梁名		分割番号
		コード	名称				コード	名称	

(20) 重要度	(21) 下部構造 分離	(22) 緊急輸送 道路	(23) 交差条件		(24) 適用基準	(25) 耐震補強
			交差条件	交差施設名		

付属資料

第5-2号様式（橋梁「2m以上15m未満」）

※色付き項目はキーコード。

(1) 調査 機関区分	(2) 地方 公共団体 コード	(3) 道路 種別	(4) 路線名		(5) 現道・ 旧道区分	(6) 路線 分割	(7) 橋梁種別
			コード	名称			

(8) 橋梁名		(9) 分割番号	(10) 一般 有料区分	(11) 橋梁分類			
コード	名称			路面位置	上部工		
		構造形式	使用材料		床版材料		

(12) 架設年次		(13) 橋長m	(14) 最大 支間長m	(15) 径間数	(16) 幅員0.1m			(17) 現況
年号	年				道路部	車道	歩道等	

(18) 他域橋長							
地方公共 団体コード	橋梁種別	橋梁名		現道・ 旧道区分	路線分割	橋長m	分割番号
		コード	名称				

(19) 橋梁接続								
起点側				終点側				
地方公共 団体コード	橋梁種別	橋梁名		分割番号	地方公共 団体コード	橋梁種別	橋梁名	
		コード	名称				コード	名称

(20) 重要度	(21) 下部構造 分離	(22) 緊急輸送 道路	(23) 交差条件		(24) 適用基準	(25) 耐震補強
			交差条件	交差施設名		

第6号様式（トンネル）

※色付き項目はキーコード。

(1) 調査 機関区分	(2) 地方 公共団体 コード	(3) 道路 種別	(4) 路線名		(5) 現道・ 旧道区分	(6) 路線 分割
			コード	名称		

(7) トンネル名		(8) 分割番号	(9) 一般有料区分	(10) トンネル分類	(11) 建設年次	
コード	名称				年号	年

(12) 延長m	(13) 幅員0.1m			(14) 有効高0.1m	(15) 壁面区分	(16) 路面区分
	道路部	車道	歩道等			

(17) 内部施設						(18) 現況
換気施設	照明施設	非常用施設				
		通報装置	非常警報装置	消化設備	その他設備	

(19) 他域延長						
地方公共 団体コード	道路種別	路線名		現道・旧道 区分	路線分割	延長m
		コード	名称			

第7号様式（踏切道）

※色付き項目はキーコード。

(1) 調査 機関区分	(2) 地方 公共団体 コード	(3) 道路 種別	(4) 路線名		(5) 現道・ 旧道区分	(6) 路線 分割	(7) 踏切道名	
			コード	名称			コード	名称

(8) 鉄道 事業者名	(9) 鉄道 線名	(10) 単複 線区分	(11) 踏切道 種別	(12) 延長m	(13) 幅員 0.1m	(14) 歩道等 施設	(15) 対道路幅員差0.1m	
							起点	終点
							符号含む	符号含む

(16) 交差角度	(17) 道路勾配%		(18) 路面区分	(19) 見通し距離				(20) 道路交差点距離		(21) 遮断時間
	起点	終点		起点		終点		起点 m	終点 m	分
	符号含む	符号含む		左	右	左	右			

付属資料

第8号様式（1．5車線の道路）

(1)調査 機関区分	(2)地方 公共団体 コード	(3)道路 種別	(4)路線名		(5)路線分割
			コード	名称	

(6) 1．5車線の道路整備区間延長					(7)待避所等		(8)路線数	
整備計画 延長	車道幅員 $\geq$ 5.5m		車道幅員 $<$ 5.5m		現道活用 (未改良)	計画箇所	整備済箇所	市町村道 のみ記入
	計画延長	改良済延長	計画延長	改良済延長				

7-4-5 作成区分コードと修正度及び補正度

※注

工 種	コード	修正度	補正度	備 考
新規道路	1		5	
移管(受け)	2		5	
移管(廃止)	3		6	
歩(自歩)道工事	4	3	4	中心線変更なし、用地買収(両側)あり
歩(自歩)道工事	4	3	5	中心線変更あり、用地買収(両側)あり
道路改良工事	5	3	4	現道拡幅、中心線変更なし、用地買収(両側)あり
道路改良工事	5	3	5	現道拡幅、中心線変更あり、用地買収(両側)あり
交差点改良工事	6	3	4	隅切拡幅、用地買収(両側)あり
交差点改良工事	6	3	5	車線追加、用地買収(両側)あり
交差点改良工事	6	3	5	導流島の追加、用地買収(両側)あり
歩(自歩)道工事	4	2	4	中心線変更なし、用地買収なし
歩(自歩)道工事	4	2	4	中心線変更なし、用地買収(片側)あり
歩(自歩)道工事	4	2	5	中心線変更あり、用地買収(片側)あり
歩(自歩)道工事	4	2	4	中心線変更あり、用地買収なし
道路改良工事	5	2	4	現道拡幅、中心線変更なし、用地買収なし
道路改良工事	5	2	4	現道拡幅、中心線変更あり、用地買収なし
道路改良工事	5	2	4	現道拡幅、中心線変更なし、用地買収(片側)あり
道路改良工事	5	2	5	現道拡幅、中心線変更あり、用地買収(片側)あり
交差点改良工事	6	2	4	隅切拡幅、用地買収なし
交差点改良工事	6	2	5	隅切拡幅、用地買収(片側)あり
交差点改良工事	6	2	4	車線追加、用地買収なし
交差点改良工事	6	2	5	車線追加、用地買収(片側)あり
交差点改良工事	6	2	4	導流島の追加、用地買収なし
交差点改良工事	6	2	5	導流島の追加、用地買収(片側)あり
視距改良工事		2	4	路肩のみ、用地買収なし
視距改良工事		2	5	路肩のみ、用地買収(片側)あり
視距改良工事		2	4	中心線の変更、用地買収なし
視距改良工事		2	5	中心線の変更、用地買収(片側)あり
舗装工事(構造物含む)	7	1	3	
中央帯工事	8	1	3	中央分離帯
側溝整備工事	9	1	3	U型側溝、ロングU、排水工
ボックスカルバート工	10	1	3	ボックス暗渠
集水桝工事	11	1	3	
横断暗渠工事	12	1	3	
L型側溝工	13	1	3	
パイプカルバート工	14	1	3	
境界(地)ブロック工	15	1	3	
境界確定	15	1	3	
植栽工	16	1	3	植えた物を取るまたは、新規に植える。
縁石工	17	1	3	
花壇工	18	1	3	新規または、除去
歩車道境界工	19	1	3	
市町村道取付工	20	1	3	
歩道切下げ工	21	1	3	
交安 防護柵工	22	1	2	
交安 ガードレール	23	1	2	
交安 ガードフェンス	24	1	2	
交安 ガードパイプ	25	1	2	
交安 転落防止柵	26	1	2	
交安 横断防止柵	27	1	2	
交安 落石防止柵	28	1	2	
歩道フェンス	29	1	2	
ネットフェンス	30	1	2	

付属資料

工 種	コード	修正度	補正度	備 考
舗装打変工	31	1	2	C o ⇒ A s、A s ⇒ C o
歩道打変工	32	1	2	C o ⇒ A s、A s ⇒ C o、A s ⇒ B
交安標識・案内標識工	33	1	1	1箇所20mを計上
交安標識・道路標識工	34	1	1	〃
都県境案内標識工	35	1	1	〃
交安道路照明灯工	36	1	1	〃
(独立式)	37	1	1	〃
(共架式)	38	1	1	〃
交安道路反射鏡工事	39	1	1	〃
マンホール	40	1		〃
電柱(東電、NTT)	41	1		〃
信号機	42	1		〃
消火栓	43	1		〃
支柱	44	1		〃
仕切弁、調整弁	45	1		〃
給水バルブ、シール弁	46	1		〃
ガスバルブ	47	1		〃
情報板、警報装置	48	1		〃
電話ボックス	49	1		〃
盛土	50	1		〃
積ブロック	51	1		
根固工	52	1		
土留工	53	1		
重力式擁壁工	54	1		
モルタル吹付け工	55	1		
護岸工事	56	1		
大型ブロック工	57	1		
逆T擁壁工	58	1		
障害物表示灯設置	59	1		
ポール立込工事	60	1		
チャッターバー設置工	61	1		
D I D区分	81			
市街化区域区分	82			
用途地域区分	83			
関東ローム区分	84			
緊急輸送道路区分	85			
通学路	86			
構造物(橋梁)	91		4or5	補正度は、上記コード1~6の区分に準じる。
構造物(トンネル)	92		4or5	〃
構造物(鉄道との交差)	93		4or5	〃
市町村合併	95		6	
路線変更	98		6	
見直し・修正	99		4	
影響路線	100		6	

※注

- ◇コード : 区間マスタデータシート【基本】の(179)作成区分
- ◇修正度 : 各県土整備事務所で発注される道路台帳図の新規及び補正業務の作業区分
- ◇補正度 : 道路環境課で発注される道路台帳補正業務の調書作成における作業区分

7-4-6 橋梁名コード表

橋梁名コード表

市町村名	市町村【橋梁名コード】		埼玉県【橋梁名コード】				
	5_1、_2 最小番号	5_1、_2 最大番号	最小 番号	～	最大 番号	重要橋梁 15m以上	一般橋梁 2m以上15m以下
【112011】川越市	10001	～ 11000	80001	～	80100	80001 ～ 80050	80051 ～
【112020】熊谷市	11001	～ 13000	80101	～	80300	80101 ～ 80150	80151 ～
【112038】川口市	13001	～ 14000	80301	～	80400	80301 ～ 80330	80331 ～
【112062】行田市	14001	～ 15000	80401	～	80600	80401 ～ 80450	80451 ～
【112071】秩父市	15001	～ 16000	80601	～	80900	80601 ～ 80750	80751 ～
【112089】所沢市	16001	～ 17000	80901	～	81000	80901 ～ 80930	80931 ～
【112097】飯能市	17001	～ 18000	81001	～	81100	81001 ～ 81040	81041 ～
【112101】加須市	18001	～ 20000	81101	～	81300	81101 ～ 81150	81151 ～
【112119】本庄市	20001	～ 21000	81301	～	81400	81301 ～ 81340	81341 ～
【112127】東松山市	21001	～ 22000	81401	～	81500	81401 ～ 81440	81441 ～
【112143】春日部市	22001	～ 23000	81501	～	81600	81501 ～ 81530	81531 ～
【112151】狭山市	23001	～ 24000	81601	～	81700	81601 ～ 81620	81621 ～
【112160】羽生市	24001	～ 25000	81701	～	81800	81701 ～ 81720	81721 ～
【112178】鴻巣市	25001	～ 26000	81801	～	81900	81801 ～ 81840	81841 ～
【112186】深谷市	26001	～ 28000	81901	～	82100	81901 ～ 81950	81951 ～
【112194】上尾市	28001	～ 29000	82101	～	82200	82101 ～ 82120	82121 ～
【112216】草加市	29001	～ 30000	82201	～	82300	82201 ～ 82230	82231 ～
【112224】越谷市	30001	～ 31000	82301	～	82400	82301 ～ 82330	82331 ～
【112232】蕨市	31001	～ 32000	82401	～	82500	82401 ～ 82410	82411 ～
【112241】戸田市	32001	～ 33000	82501	～	82600	82501 ～ 82520	82521 ～
【112259】入間市	33001	～ 34000	82601	～	82700	82601 ～ 82630	82631 ～
【112275】朝霞市	34001	～ 35000	82701	～	82800	82701 ～ 82720	82721 ～
【112283】志木市	35001	～ 36000	82801	～	82900	82801 ～ 82820	82821 ～
【112291】和光市	36001	～ 37000	82901	～	83000	82901 ～ 82920	82921 ～
【112305】新座市	37001	～ 38000	83001	～	83100	83001 ～ 83020	83021 ～
【112313】桶川市	38001	～ 39000	83101	～	83200	83101 ～ 83120	83121 ～
【112321】久喜市	39001	～ 40000	83201	～	83400	83201 ～ 83250	83251 ～
【112330】北本市	40001	～ 41000	80401	～	83500	83401 ～ 83420	83421 ～
【112348】八潮市	41001	～ 42000	83501	～	83600	83501 ～ 83520	83521 ～
【112356】富士見市	42001	～ 43000	83601	～	83700	83601 ～ 83620	83621 ～
【112372】三郷市	43001	～ 44000	83701	～	83800	83701 ～ 83720	83721 ～
【112381】蓮田市	44001	～ 45000	83801	～	83900	83801 ～ 83830	83831 ～
【112399】坂戸市	45001	～ 46000	83901	～	84000	83901 ～ 83930	83931 ～
【112402】幸手市	46001	～ 47000	84001	～	84100	84001 ～ 84030	84031 ～
【112411】鶴ヶ島市	47001	～ 48000	84101	～	84200	84101 ～ 84120	84121 ～
【112429】日高市	48001	～ 49000	84201	～	84300	84201 ～ 84220	84221 ～
【112437】吉川市	49001	～ 50000	84301	～	84400	84301 ～ 84320	84321 ～
【112453】ふじみ野市	50001	～ 51000	84401	～	84500	84401 ～ 84420	84421 ～
【112461】白岡市	51001	～ 52000	84501	～	84600	84501 ～ 84530	84531 ～
【113018】伊奈町	52001	～ 53000	84601	～	84700	84601 ～ 84620	84621 ～
【113247】三芳町	53001	～ 54000	84701	～	84800	84701 ～ 84720	84721 ～
【113263】毛呂山町	54001	～ 55000	84801	～	84900	84801 ～ 84820	84821 ～
【113271】越生町	55001	～ 56000	84901	～	85000	84901 ～ 84920	84921 ～
【113417】滑川町	56001	～ 57000	85001	～	85100	85001 ～ 85020	85021 ～
【113425】嵐山町	57001	～ 58000	85101	～	85200	85101 ～ 85120	85121 ～
【113433】小川町	58001	～ 59000	85201	～	85300	85201 ～ 85240	85241 ～
【113468】川島町	59001	～ 60000	85301	～	85400	85301 ～ 85330	85331 ～
【113476】吉見町	60001	～ 61000	85401	～	85500	85401 ～ 85430	85431 ～
【113484】鳩山町	61001	～ 62000	85501	～	85600	85501 ～ 85530	85531 ～
【113492】ときがわ町	62001	～ 63000	85601	～	85700	85601 ～ 85630	85631 ～
【113611】横瀬町	63001	～ 64000	85701	～	85800	85701 ～ 85730	85731 ～
【113620】皆野町	64001	～ 65000	85801	～	85900	85801 ～ 85830	85831 ～
【113638】長瀨町	65001	～ 66000	85901	～	86000	85901 ～ 85930	85931 ～
【113654】小鹿野町	66001	～ 67000	86001	～	86200	86001 ～ 86050	86051 ～
【113697】東秩父村	67001	～ 68000	86201	～	86300	86201 ～ 86230	86231 ～
【113816】美里町	68001	～ 69000	86301	～	86400	86301 ～ 86330	86331 ～
【113832】神川町	69001	～ 70000	86401	～	86500	86401 ～ 86430	86431 ～
【113859】上里町	70001	～ 71000	86501	～	86600	86501 ～ 86530	86531 ～
【114081】寄居町	71001	～ 72000	86601	～	86700	86601 ～ 86630	86631 ～
【114421】宮代町	72001	～ 73000	86701	～	86800	86701 ～ 86730	86731 ～
【114642】杉戸町	73001	～ 74000	86801	～	86900	86801 ～ 86830	86831 ～
【114651】松伏町	74001	～ 75000	86901	～	87000	86901 ～ 86930	86931 ～
【111000】さいたま市			87001			87001	

※ 新規に付与する「橋梁名コード」は、割り当てられた番号の範囲内の空き番号を付すものとする。

7-4-7 道路標識一覧表（標識番号を図面に明記する）

道路標識一覽

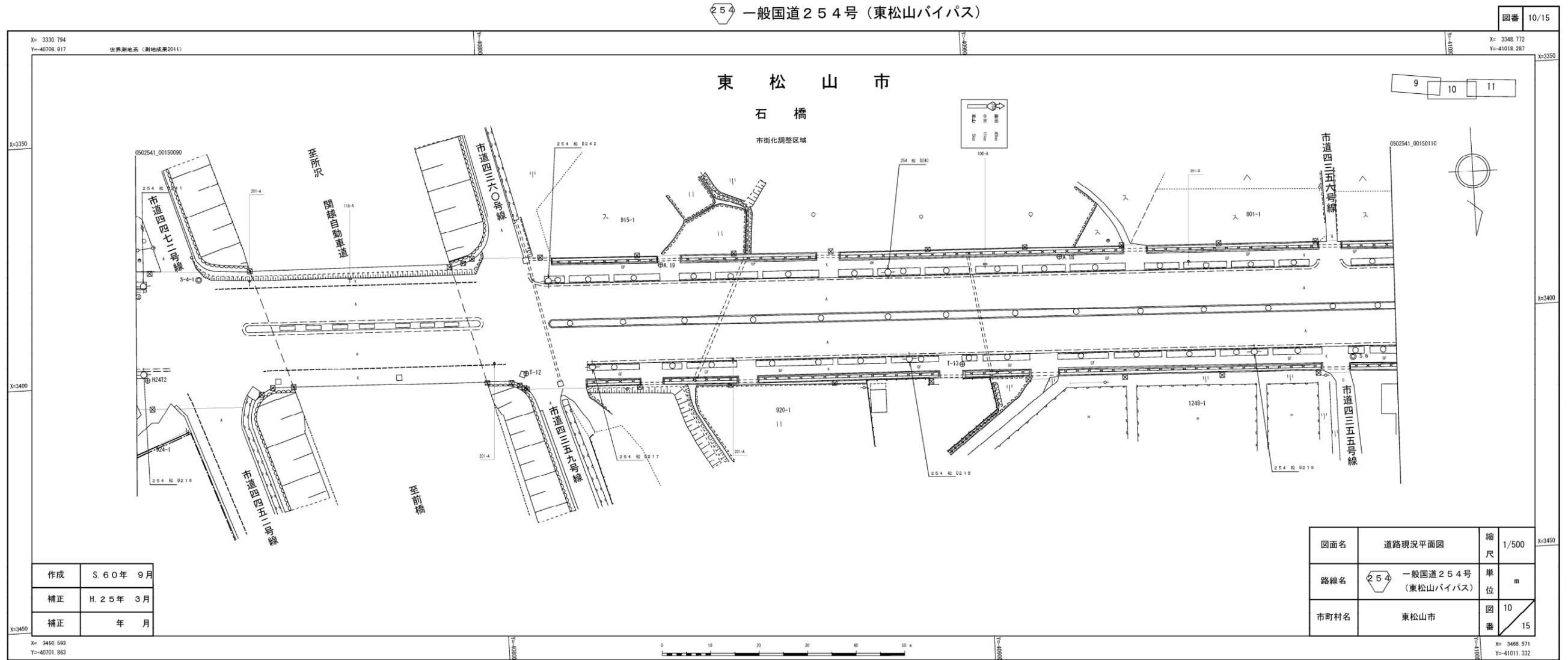
案内標識		規制標識		指示標識		補助標識	
<p>0101 市町村 日高市 Higashi City</p> <p>0102 市町村 埼玉市 Saitama Pref. Tokyo Met.</p> <p>0103 市町村 埼玉市 Saitama Pref.</p> <p>0104 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0105 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0106 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0107 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0108 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0109 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0110 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0111 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0112 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0113 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0114 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0115 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0116 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0117 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0118 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0119 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0120 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p>	<p>0121 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0122 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0123 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0124 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0125 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0126 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0127 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0128 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0129 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0130 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0131 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0132 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0133 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0134 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0135 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0136 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0137 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0138 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0139 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p> <p>0140 市町村 さいたま市 Saitama Pref.</p>	<p>0201 禁止通行</p> <p>0202 禁止左折</p> <p>0203 禁止右折</p> <p>0204 禁止直進</p> <p>0205 禁止Uターン</p> <p>0206 禁止駐車</p> <p>0207 禁止駐車(バス)</p> <p>0208 禁止駐車(トラック)</p> <p>0209 禁止駐車(大型車)</p> <p>0210 禁止駐車(乗用車)</p> <p>0211 禁止駐車(軽自動車)</p> <p>0212 禁止駐車(バイク)</p> <p>0213 禁止駐車(自転車)</p> <p>0214 禁止駐車(人力車)</p> <p>0215 禁止駐車(手押し車)</p> <p>0216 禁止駐車(自転車)</p> <p>0217 禁止駐車(人力車)</p> <p>0218 禁止駐車(手押し車)</p> <p>0219 禁止駐車(自転車)</p> <p>0220 禁止駐車(人力車)</p> <p>0221 禁止駐車(手押し車)</p> <p>0222 禁止駐車(自転車)</p> <p>0223 禁止駐車(人力車)</p> <p>0224 禁止駐車(手押し車)</p> <p>0225 禁止駐車(自転車)</p> <p>0226 禁止駐車(人力車)</p> <p>0227 禁止駐車(手押し車)</p> <p>0228 禁止駐車(自転車)</p> <p>0229 禁止駐車(人力車)</p> <p>0230 禁止駐車(手押し車)</p> <p>0231 禁止駐車(自転車)</p> <p>0232 禁止駐車(人力車)</p> <p>0233 禁止駐車(手押し車)</p> <p>0234 禁止駐車(自転車)</p> <p>0235 禁止駐車(人力車)</p> <p>0236 禁止駐車(手押し車)</p> <p>0237 禁止駐車(自転車)</p> <p>0238 禁止駐車(人力車)</p> <p>0239 禁止駐車(手押し車)</p> <p>0240 禁止駐車(自転車)</p>	<p>0301 歩行者</p> <p>0302 自転車</p> <p>0303 乗用車</p> <p>0304 トラック</p> <p>0305 バス</p> <p>0306 大型車</p> <p>0307 軽自動車</p> <p>0308 バイク</p> <p>0309 人力車</p> <p>0310 手押し車</p> <p>0311 歩行者</p> <p>0312 自転車</p> <p>0313 乗用車</p> <p>0314 トラック</p> <p>0315 バス</p> <p>0316 大型車</p> <p>0317 軽自動車</p> <p>0318 バイク</p> <p>0319 人力車</p> <p>0320 手押し車</p> <p>0321 歩行者</p> <p>0322 自転車</p> <p>0323 乗用車</p> <p>0324 トラック</p> <p>0325 バス</p> <p>0326 大型車</p> <p>0327 軽自動車</p> <p>0328 バイク</p> <p>0329 人力車</p> <p>0330 手押し車</p> <p>0331 歩行者</p> <p>0332 自転車</p> <p>0333 乗用車</p> <p>0334 トラック</p> <p>0335 バス</p> <p>0336 大型車</p> <p>0337 軽自動車</p> <p>0338 バイク</p> <p>0339 人力車</p> <p>0340 手押し車</p>	<p>0401 歩行者</p> <p>0402 自転車</p> <p>0403 乗用車</p> <p>0404 トラック</p> <p>0405 バス</p> <p>0406 大型車</p> <p>0407 軽自動車</p> <p>0408 バイク</p> <p>0409 人力車</p> <p>0410 手押し車</p> <p>0411 歩行者</p> <p>0412 自転車</p> <p>0413 乗用車</p> <p>0414 トラック</p> <p>0415 バス</p> <p>0416 大型車</p> <p>0417 軽自動車</p> <p>0418 バイク</p> <p>0419 人力車</p> <p>0420 手押し車</p> <p>0421 歩行者</p> <p>0422 自転車</p> <p>0423 乗用車</p> <p>0424 トラック</p> <p>0425 バス</p> <p>0426 大型車</p> <p>0427 軽自動車</p> <p>0428 バイク</p> <p>0429 人力車</p> <p>0430 手押し車</p>	<p>0501 歩行者</p> <p>0502 自転車</p> <p>0503 乗用車</p> <p>0504 トラック</p> <p>0505 バス</p> <p>0506 大型車</p> <p>0507 軽自動車</p> <p>0508 バイク</p> <p>0509 人力車</p> <p>0510 手押し車</p> <p>0511 歩行者</p> <p>0512 自転車</p> <p>0513 乗用車</p> <p>0514 トラック</p> <p>0515 バス</p> <p>0516 大型車</p> <p>0517 軽自動車</p> <p>0518 バイク</p> <p>0519 人力車</p> <p>0520 手押し車</p> <p>0521 歩行者</p> <p>0522 自転車</p> <p>0523 乗用車</p> <p>0524 トラック</p> <p>0525 バス</p> <p>0526 大型車</p> <p>0527 軽自動車</p> <p>0528 バイク</p> <p>0529 人力車</p> <p>0530 手押し車</p>		

7-4-8 作図例

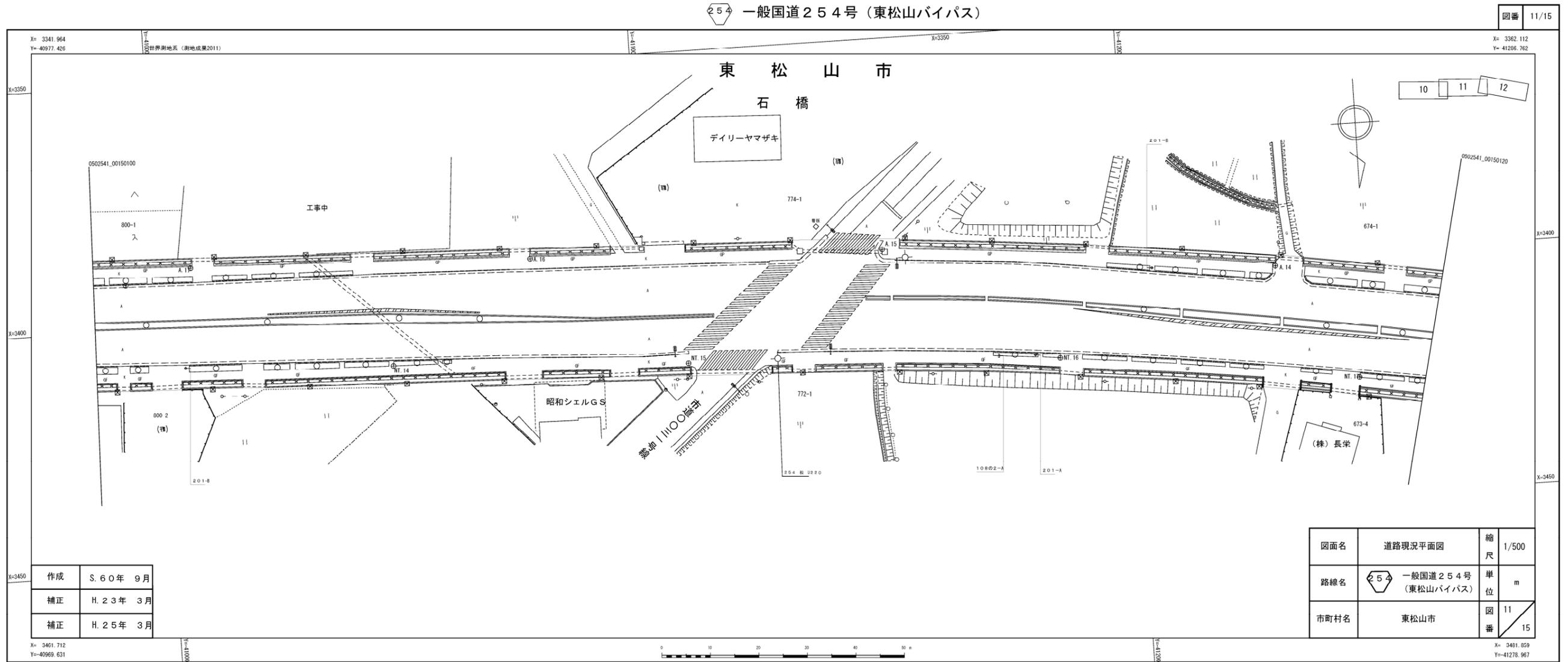
**【※注】**

以下、作図例の座標数値は、「日本測地系」で作成されていたSFCの図面を基に、CADソフトを使用して数値地形図（DM形式）のサンプル図を作成し、「DM補正ソフトウェア」により、「世界測地系（測地成果2011）」に座標変換したものである。

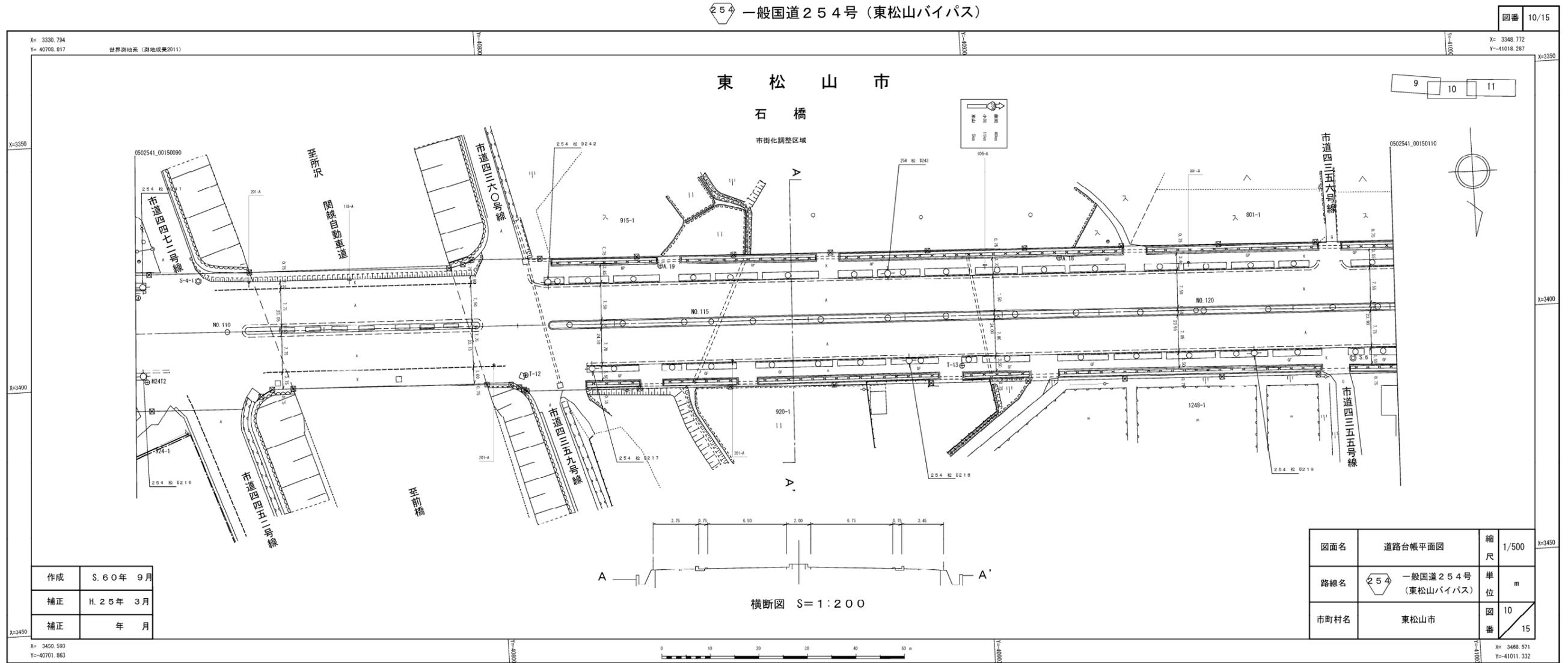
(1) 道路現況平面図 (1/2)



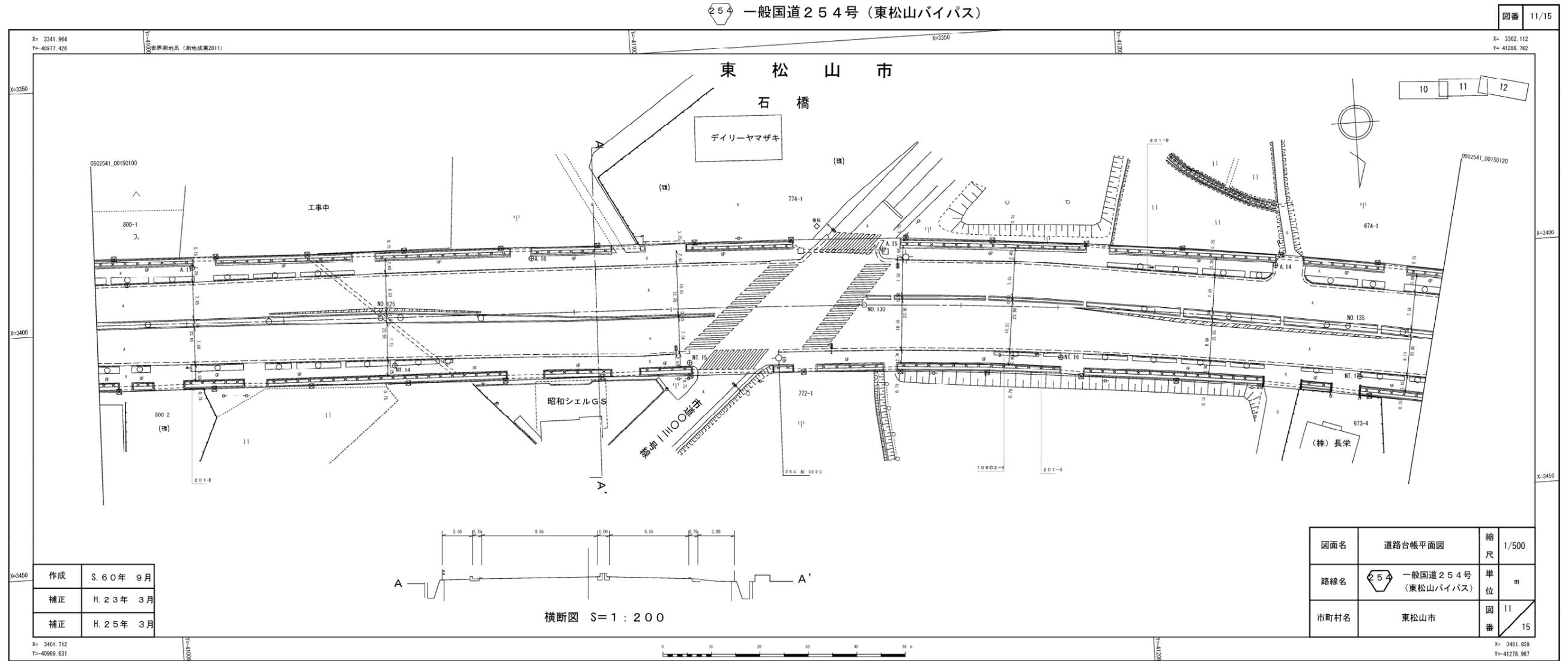
(1) 道路現況平面図 (2/2)



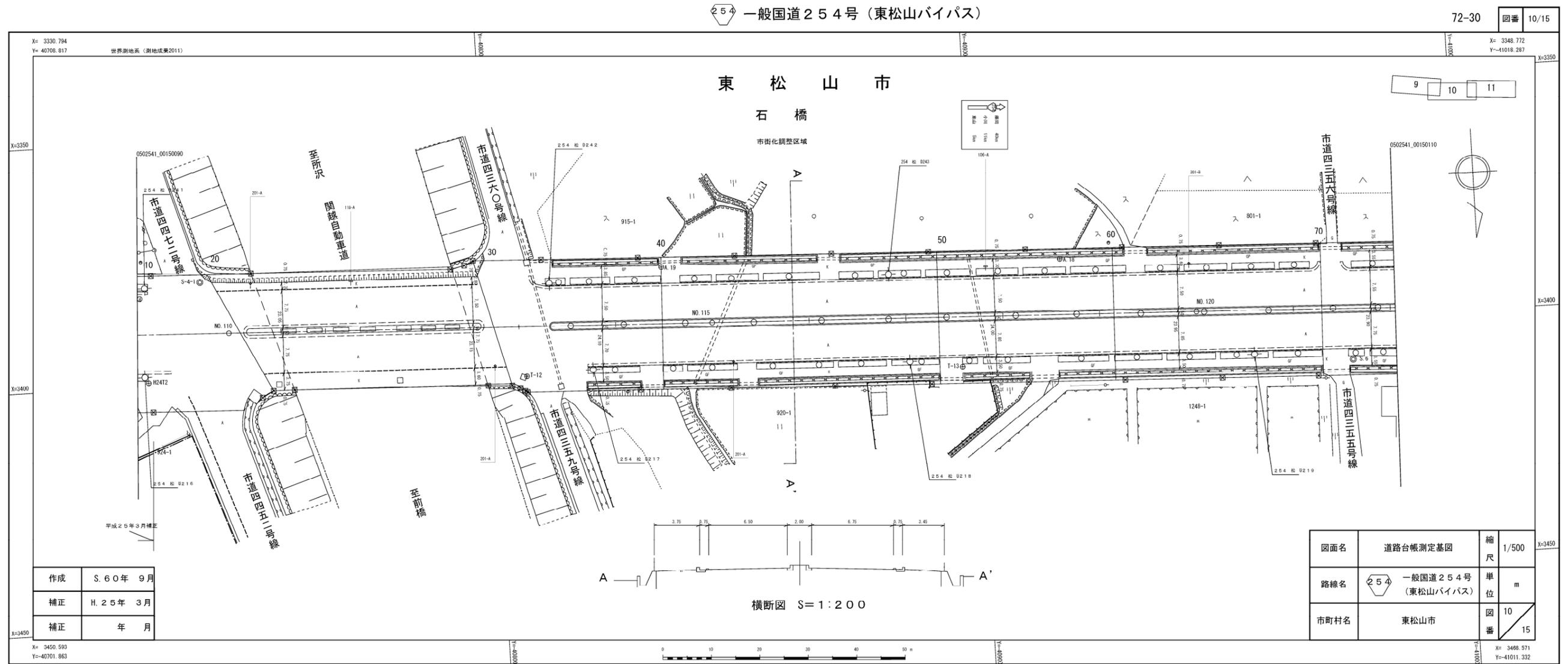
(2) 道路台帳平面図 (1/2)



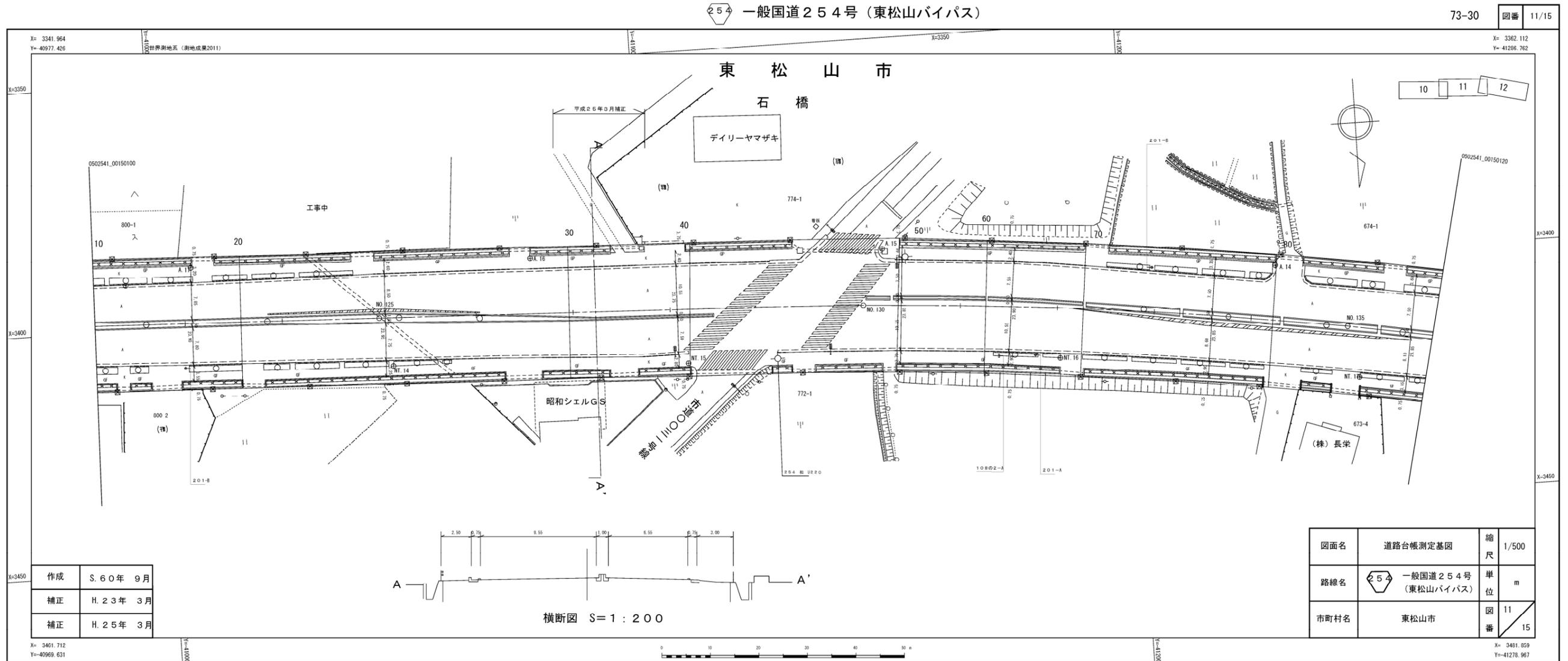
(2) 道路台帳平面図 (2/2)



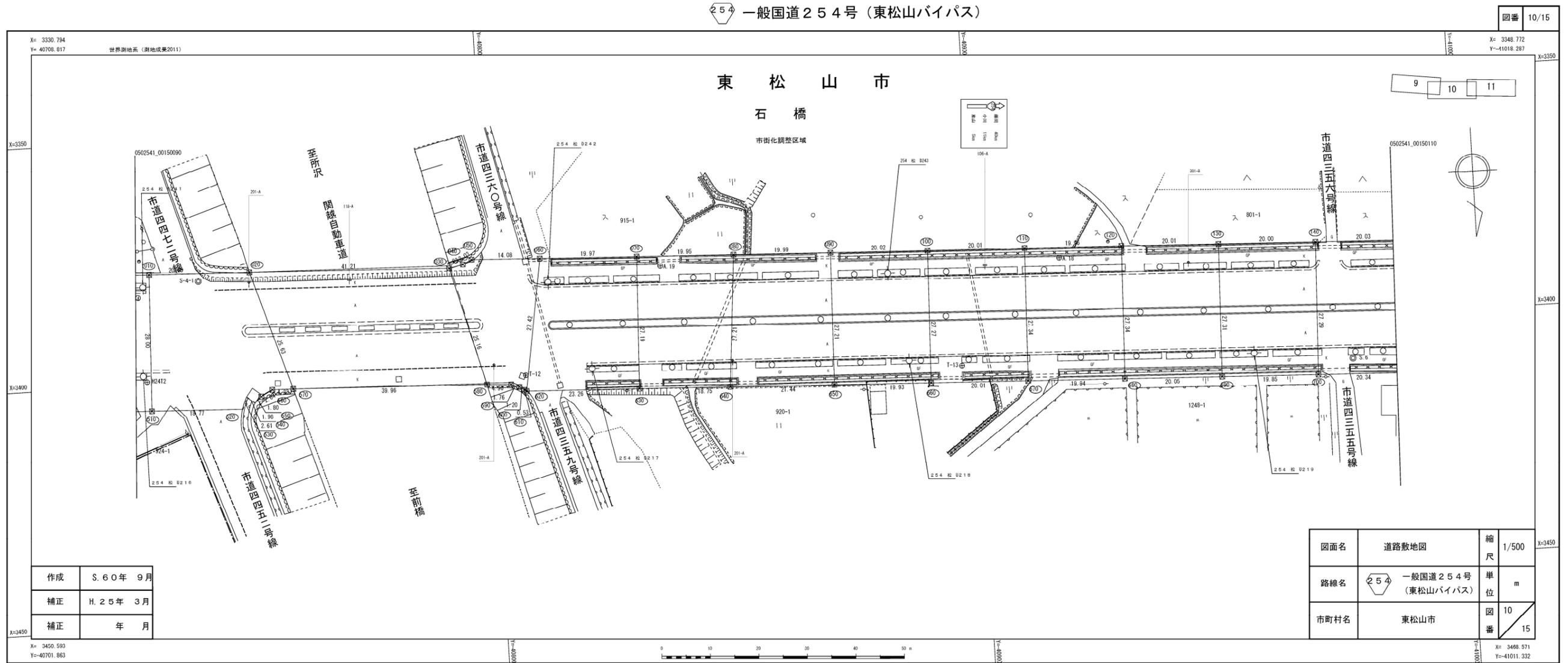
(3) 道路台帳測定基図 (1/2)



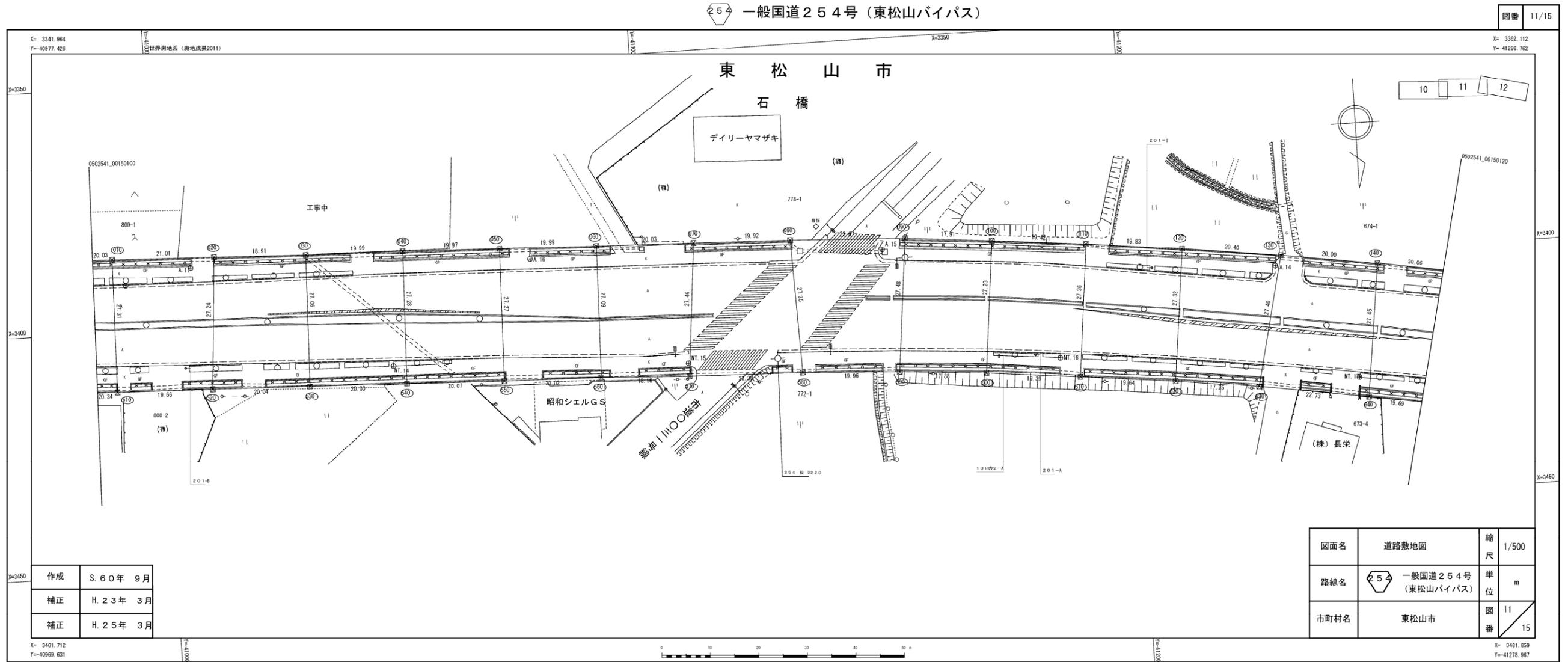
(3) 道路台帳測定基図 (2/2)



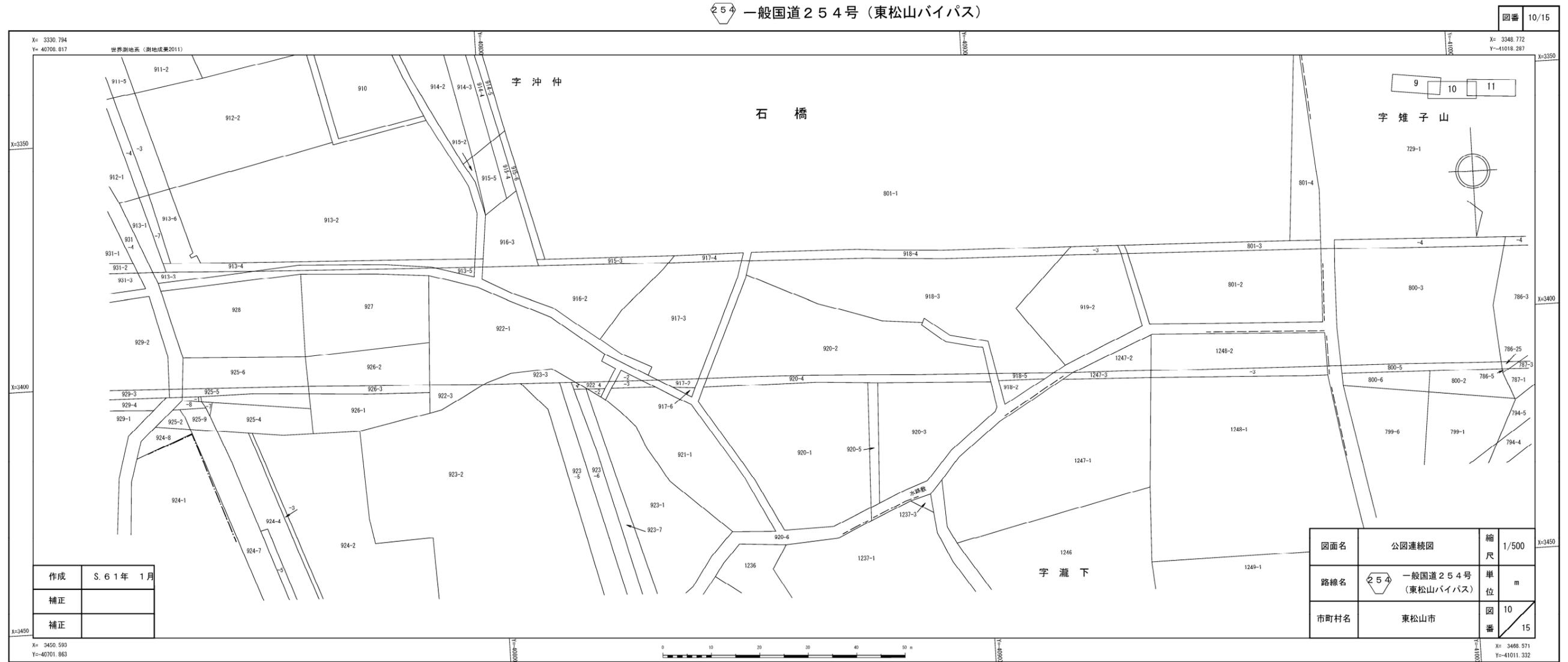
(4) 道路敷地図 (1/2)



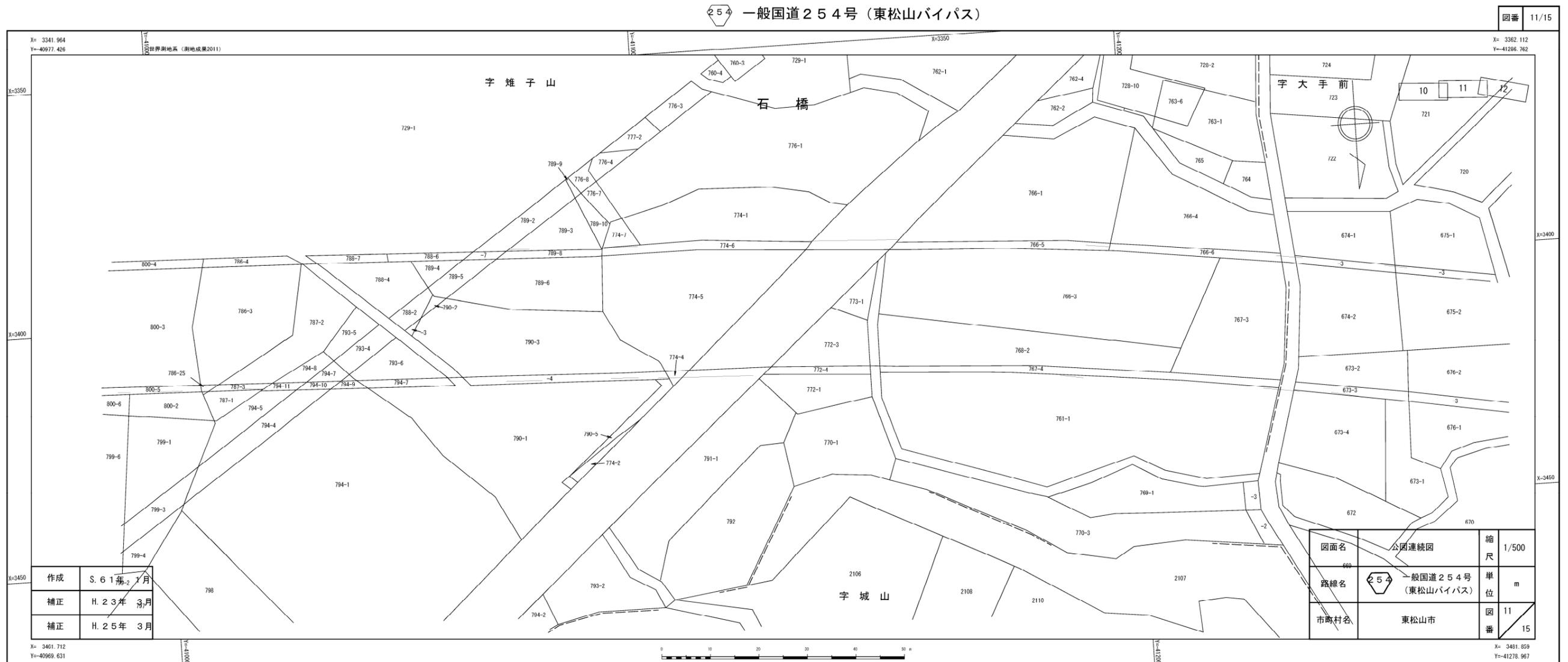
(4) 道路敷地図 (2/2)



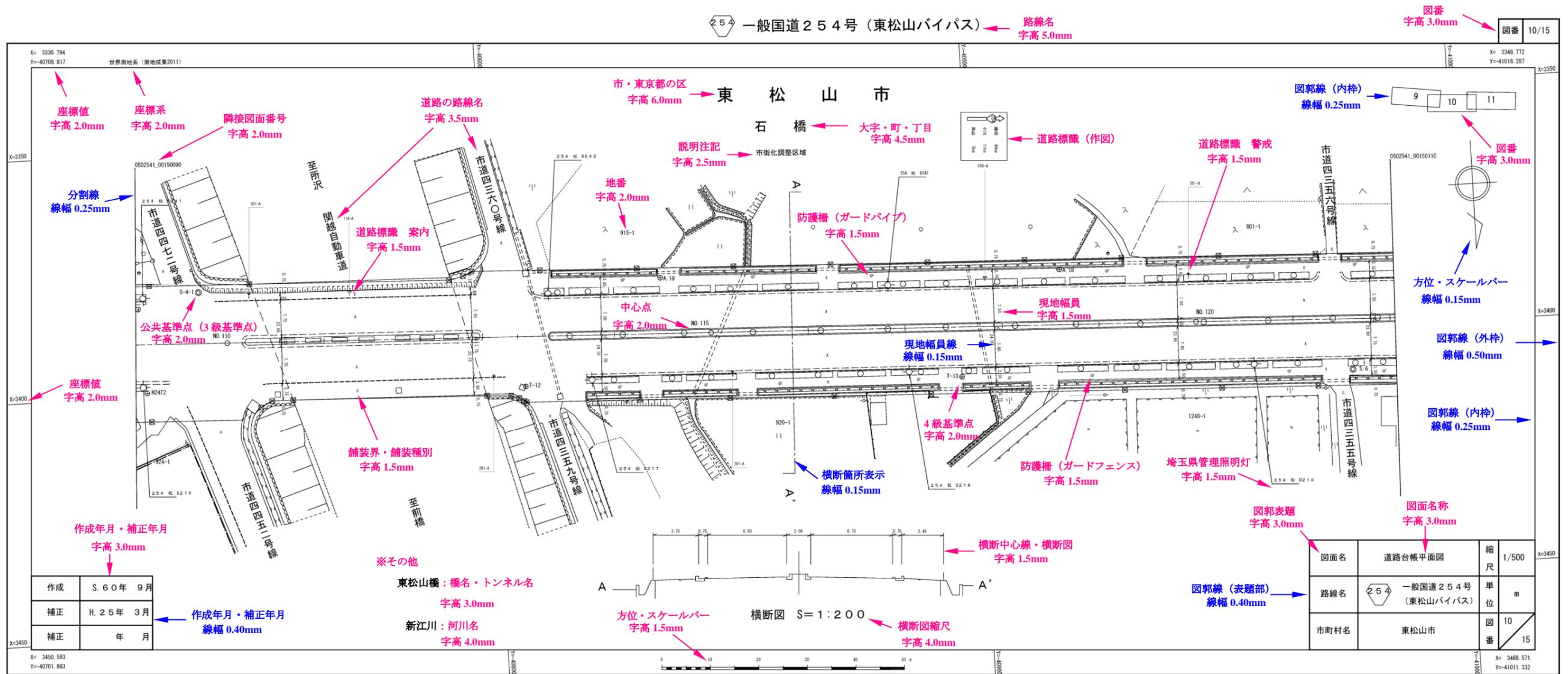
(5) 公図連続図 (1/2)



(5) 公図連続図 (2/2)



7-4-9 作図サンプル (道路台帳図)



## 参照 URL

◇埼玉県電子納品運用ガイドライン

URL: <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/saitamakenniokerudensinouhin.html>

◇国土交通省の要領・基準（土木関係）

国土交通省

URL: <http://www.mlit.go.jp/>

土木設計業務等の電子納品要領(案)

URL: <http://www.cals-ed.go.jp/mg/wp-content/uploads/design4.pdf>

◇その他の情報入手先

国土交通省電子納品に関する要領・基準

URL: [http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_cals\\_cals.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_cals_cals.htm)

国土交通省国土地理院

URL: <http://www.gsi.go.jp/index.html>

国土交通省国土地理院 <測地成果2000導入に伴う座標変換マニュアル>

URL: [http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/download/henkan\\_manual/index.htm](http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/download/henkan_manual/index.htm)

国土交通省電子運用ガイドライン（測量編）

URL: <http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/download/denshinouhin/index.htm>

測量成果電子納品要領(案)

URL: <http://www.cals-ed.go.jp/mg/wp-content/uploads/sokuryou30.pdf>

## 問い合わせ先

埼玉県が発注する道路台帳整備の電子納品に関する問い合わせ先は、埼玉県県土整備部道路環境課とする。

発行日 平成29年10月1日

埼玉県 県土整備部 道路環境課 道路環境担当
電話番号 048-830-5103
FAX番号 048-830-1942